

平成 28 年第 4 回（12 月）

伊 豆 市 議 会 定 例 会 会 議 録

平成 28 年 11 月 28 日 開会

平成 28 年 12 月 19 日 閉会

平成28年第4回（12月）伊豆市議会定例会会議録目次

第 1 号 （11月28日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○議案第105号～議案第110号の上程、説明	7
○議案第111号～議案第122号の上程、説明	17
○議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	27
○議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	29
○議案第125号～議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	32
○議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	41
○議案第140号～議案第143号の上程、説明	43
○散会宣告	46

第 2 号 （11月30日）

○議事日程	49
○本日の会議に付した事件	49
○出席議員	49
○欠席議員	49
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	49
○職務のため出席した者の職氏名	49
○開議宣告	50
○議事日程説明	50

○一般質問	5 0
鈴木正人君	5 0
小長谷朗夫君	6 8
木村建一君	8 2
森良雄君	1 0 2
杉山武司君	1 1 9
小長谷順二君	1 3 3
○延会宣告	1 5 1

第 3 号 (12月1日)

○議事日程	1 5 3
○本日の会議に付した事件	1 5 3
○出席議員	1 5 3
○欠席議員	1 5 3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1 5 3
○職務のため出席した者の職氏名	1 5 3
○開議宣告	1 5 4
○一般質問	1 5 4
山口繁君	1 5 4
青木靖君	1 7 4
西島信也君	1 8 8
杉山誠君	2 0 8
波多野靖明君	2 2 2
永岡康司君	2 3 4
○発言の訂正について	2 4 0
西島信也君	2 4 1
○散会宣告	2 4 5

第 4 号 (12月6日)

○議事日程	2 4 7
○本日の会議に付した事件	2 4 8
○出席議員	2 4 8
○欠席議員	2 4 8
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 4 8
○職務のため出席した者の職氏名	2 4 8

○開議宣告	249
○議事日程説明	249
○議案第142号の撤回について	249
○議案第105号～議案第110号の質疑、委員会付託	256
○議案第111号～議案第122号の質疑、委員会付託	284
○議案第140号、議案第141号、議案第143号の質疑、委員会付託	319
○散会宣告	323

第 5 号 (12月19日)

○議事日程	325
○本日の会議に付した事件	326
○出席議員	326
○欠席議員	326
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	326
○職務のため出席した者の職氏名	326
○開議宣告	327
○諸般の報告	327
○議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決	327
○議案第106号～議案第110号の委員長報告、質疑、討論、採決	344
○議案第111号～議案第122号の委員長報告、質疑、討論、採決	347
○議案第140号、議案第141号、議案第143号の委員長報告、質疑、討論、 採決	367
○日程の追加	370
○議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決	370
○発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	374
○伊豆市議会議会改革推進特別委員会委員の選任について	376
○発言訂正及び取り消しについて	376
○閉会宣告	377
○署名議員	379

平成28年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第1号）

平成28年11月28日（月曜日）午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）
- 日程第 6 議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 7 議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 8 議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 9 議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）
- 日程第10 議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第11 議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第12 議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第113号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について
- 日程第15 議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について
- 日程第16 議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
- 日程第17 議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について
- 日程第18 議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定について
- 日程第19 議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定について
- 日程第20 議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定について
- 日程第21 議案第121号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

- 日程第23 議案第123号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更について
- 日程第24 議案第124号 伊豆市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第25 議案第125号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第26 議案第126号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第27 議案第127号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第28 議案第128号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第29 議案第129号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第30 議案第130号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第31 議案第131号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第32 議案第132号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第33 議案第133号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第34 議案第134号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第35 議案第135号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第36 議案第136号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第37 議案第137号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第38 議案第138号 伊豆市農業委員会委員の任命について
- 日程第39 議案第139号 伊豆市監査委員の選任について
- 日程第40 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について (湯の国会館)
- 日程第41 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について (修善寺温泉駐車場)
- 日程第42 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について (狩野川記念公園)
- 日程第43 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について (狩野ドーム・狩野グラウンド)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 波多野 靖 明 君 | 2番 | 山 口 繁 君 |
| 3番 | 星 谷 和 馬 君 | 4番 | 間 野 みどり 君 |
| 5番 | 鈴 木 正 人 君 | 6番 | 下 山 祥 二 君 |
| 7番 | 杉 山 武 司 君 | 8番 | 三 田 忠 男 君 |
| 9番 | 青 木 靖 君 | 10番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11番 | 小長谷 順 二 君 | 12番 | 小長谷 朗 夫 君 |

13番 西島信也君

14番 杉山誠君

15番 森良雄君

16番 木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	和智永康弘君
総務部長	伊郷伸之君	防災監	佐野松太郎君
市民部長	鈴木正君	健康福祉部長	村井克代君
産業部長	鈴木薫君	産業部理事	堀江啓一君
建設部長	斎藤満君	建設部理事	田村英樹君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	長谷川文子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田博昭	次長	杉山和啓
主査	滝川和代		

開会 午前 9時29分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから平成28年第4回伊豆市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。7番杉山武司議員、9番青木靖議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月19日までの22日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月19日までの22日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、平成28年6月定例会の、文教ガーデンシティ計画行政手続に関する請願書に対する処理の経過及び結果の報告が市長より提出されておりますので、その写しを配付してあります。ごらんいただきたいと思えます。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びに議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で報告を終わります。

◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成28年第4回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、文教ガーデンシティ構想について。

市の執行機関として、市長のほか教育委員会、選挙管理委員会など、独立の執行機関が市には設けられています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、学校の設置、管理及び廃止に関する権限は教育委員会が有しており、これに基づいて、伊豆市では学校再編計画が策定され、再編事業を進めています。

他方、地方自治法では、さらに、執行機関は、市長の所轄のもとに執行機関相互の連絡を図り、全て一体として行政機能を発揮するように示されています。これは、市長にその他の執行機関に対する指揮監督権のような具体的な権限が認められているのではなく、全ての執行機関の総括的代表者としての市長の地位を示しているものであり、各執行機関の事務の執行を、全体としての調和をもって無駄なくその効果が発揮されているようにしなければならないという意味であると解釈されています。

これに従い、幾つかの事業の総合的調和を図っているのが、文教ガーデンシティ構想です。中学校の設置及び廃止は教育委員会の権限ですが、これに幼児教育、定住促進などのそのほかの事業を併設し、全体としての調和をもって無駄なくその効果が発揮されているようにまとめ上げたものです。

ただし、当初予定していた住宅地整備については、その後の大きな状況の変化に対応して、

他の選択肢を含めて検討を進めていることは、新たな議会構成が定まった際に皆様に御説明したとおりです。

さて、現在、先行的に事業化している新中学校整備ですが、総事業費はおよそ50億円と見積もっています。財源内訳として、市の当初負担が約2億円、補助金が約7億円、合併特例債が約41億円であり、合併特例債の返済を含めた市民負担の総額は約15億円になります。修善寺、中伊豆、天城の3地区でそれぞれ小中一貫校を整備した場合、あるいは修善寺中学校の現在地に防災機能を備えた文教地区としての新中学校を整備した場合に比べて、最も市民負担の少ない事業として進めています。これも、地方自治法が期待する、無駄なくその効果が発揮されるようにこの精神に立脚して検討してまいりました結果です。

なお、新中学校が約50億円かかるその内容については、本議会において教育長との間で議論がなされるものと考えております。

2、津波防災について。

伊豆市では、伊豆市“海と共に生きる”観光防災まちづくり推進計画策定のため、学識経験者と地域住民及び国、県、市の職員で構成する、伊豆市津波防災地域づくり推進協議会を設置して、来年3月を目途に計画策定を進めております。

計画策定に至った経緯として、土肥地域は、自然環境や観光資源に恵まれている一方で、人口減少、少子高齢化の進行や災害リスクなどの課題を抱えている地域であり、環境、観光、防災のバランスのとれたまちづくりを進めるため、推進計画の検討を始めました。これまでに、勉強会、ワークショップなどを開催して広く市民の意見を伺うとともに、協議会の開催後には市民集会を開催し、協議の結果をお知らせしております。

今回の推進計画は、観光、環境、防災のバランスのとれた“海と共に生きる”まちづくりを基本方針として、その取り組みとして、共生する、逃げる、生き延びる、守る・減らすの4つを柱に策定を進めており、浸水想定区域外の避難施設や、広域的な支援が必要になることを考慮し、伊豆市全域を推進計画区域として設定する予定です。

今後も各関係機関が連携、協力しながら、地元住民の御意向を丁寧に確認しながら推進計画の策定に向けて進めてまいります。

最後に、伊豆市産業振興協議会について。

伊豆市産業振興協議会は、商工業、観光業、農林水産業など、市内の全ての産業を有機的に連携させることを目的として、商工会、観光協会、伊豆の国農業協同組合、伊豆市の4団体の構成により、本年4月に設立いたしました。

伊豆市の基盤産業は観光であり、市内総生産の80%以上を第3次産業が占めています。当市より人口の多い函南町よりも域内総生産が多いことは、観光客をマーケットとした経済構造になっていることを示しています。

また、観光事業者の多くが商工会員でもあること、観光客にとっては食は大きな魅力の一つであることから、観光を地域全体が潤う総合産業として発展させるために、DMOとして

の法人化を目指すことといたしました。現在、定款や事業計画を作成するなど、来年4月の法人化を目指しております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で行政報告は終わりました。

◎議案第105号～議案第110号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第5、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第10、議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）の6議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第105号から議案第110号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第105号は一般会計補正予算（第5回）であり、人事院勧告などに伴う職員給与費4,531万円、天城湯ヶ島支所移転に伴う旧湯ヶ島幼稚園等改修工事6,800万円、国の補正予算に伴う臨時福祉給付金給付事業1億685万円、台風による農地、農業施設の災害復旧事業2,240万円など、総額3億2,598万円を増額し、歳入歳出予算額を176億7,610万円とするものです。

また、あわせて、臨時福祉給付金給付事業など3件について繰越明許費の設定、こども医療費助成金給付事業など2件の債務負担行為の設定、旧湯ヶ島幼稚園、小学校改修事業の財源として地方債の補正をそれぞれお願いするものとなっております。

議案第106号については、退職被保険者の減少に伴う医療給付費の減額3,800万円など、総額5,615万円を減額し、歳入歳出予算額を52億4,162万円とするものです。

議案第107号は、平成27年度決算に伴い、余剰金を介護給付費準備基金に積み立てるなどの所要の措置を講じるため、2,796万円を増額し、歳入歳出予算額を33億2,844万円とするものです。

議案第108号は、国の補正予算に伴う特定環境保全公共下水道管渠工事1億1,580万円など、総額1億6,430万円を増額し、歳入歳出予算額を15億2,971万円とするものでございます。

議案第109号は、人事院勧告に伴う職員給与費8万円を増額し、歳入歳出予算額を1億6,508万円とするものです。

議案第110号は、特定環境公共下水道工事に関連した水道管布設がえ工事費1,200万円を増額するものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明させますので、よろしくようお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第105号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

議案第105号について、私、総務部長、伊郷のほうから補足説明させていただきます。

お手元に議案書と別に12月補正予算資料というのを別紙でお渡しさせていただいておりますので、あわせてごらんいただければと思います。

まず、今回の補正予算でございますが、歳入歳出それぞれ3億2,598万円を追加し、総額を176億7,610万円とするものでございます。

議案書の2ページ、3ページ、こちら、第1表、歳入歳出予算補正ということで、それぞれの款項の補正額につきましてお示ししてございますので、またごらんいただければと思います。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の補正でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、旧湯ヶ島幼稚園・小学校改修事業でございますが、こちらは、天城支所及び保健福祉センターの移転に伴う設計委託料と工事費、年度内の完成が見込めませんので繰り越しをさせていただくというもので、金額は1億100万円となっております。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、臨時福祉給付金給付事業でございます。こちらは、国の補正予算に伴いまして、平成29年支給の臨時福祉給付金について全額を繰り越しをお願いするものでございます。追加分としまして、1億685万円でございます。

次に、10款教育費、3項中学校費の土肥中学校設備改修事業でございます。こちらは、グラウンドののり面の補修や屋外給水管の更新といった事業になりますが、やはり年度内の完了が見込めないということで、1,170万円を補正し、繰り越しをさせていただくものです。

続きまして、5ページの第3表、債務負担行為の説明でございますが、新たに追加させていただく2事業についての債務負担、1点目、こども医療費助成金給付事業でございます。こちらは、来年度、平成29年度からこども医療費の無料化、これを始めたいということで、その周知のために初年度に当たる平成29年度の債務負担行為を設定させていただくものでございます。8,924万4,000円。

次が、伊豆市24時間健康医療相談業務委託（伊豆市健康ほっとライン）でございますが、平成29年度から31年度までの3カ年の契約、これを今年度中に締結する必要があるため、平成29年度からの3カ年の債務負担を設定させていただくものでございます。限度額が1,500万円になります。

続いて、6ページの第4表、地方債補正でございます。こちら、先ほどの繰越明許の補正で申し上げました、旧湯ヶ島幼稚園と小学校の改修事業のための合併特例債を起債する補正

となります。限度額が6,740万円となります。

次に、補正予算の主なものについて説明させていただきます。

まず、今回の補正予算のうち、人事院勧告に伴う職員の給与費等、人件費に係るものを説明させていただきます。

議案書の54、55ページをお願いいたします。

人件費の総括的な補正の状況を記載してございます。

まず、54ページ、特別職の補正となります。今回、人事院勧告に伴い、市長等の期末手当の率を見直してございます。それと1点、給料のところ、1万6,000円の補正がございます。こちらは、平成28年度、年度途中で教育長がかわられたということで、それぞれ日割り計算をするわけですが、若干その日割り計算に誤りがあったということで、1万6,000円を補正させていただきます。期末手当につきましては、それぞれ特別職の期末手当を19万9,000円、合計で21万5,000円を補正し、それに伴う共済費として2万1,000円、特別職等の人件費で合計23万6,000円となります。

続きまして、一般職になります。人数は変わっておりません。給料で213万3,000円、職員手当で3,849万1,000円、合計4,062万4,000円、共済費が452万3,000円、合計で4,514万7,000円となります。内訳は、その下の表にございます、手当の内訳となっております。なお、今回、人事院勧告ではないんですが、時間外手当につきまして、899万2,000円を補正させていただいております。これは、やはり年度途中、年度内の新規事業や新たな計画策定のため、また、夜の会議や地域の説明会等の開催が多くなっていることから、時間外手当を補正させていただくものでございます。

その下の、一番下の表でございます。こちらが給料諸手当の人事院勧告等々の説明書きになっております。まず、人事院勧告による給与改定の増が247万7,000円。減額の方ですが、部分育児休業取得に係る時間割り減額等により、34万4,000円の減額。手当につきましても、人事院勧告による期末勤勉手当の増額が1,269万2,000円。そのほか退職手当特別負担金、職員の異動等による増額となっております。

続きまして、人件費以外の補正予算の内容について説明させていただきます。

まず、歳出から説明させていただきます。

議案書、戻りまして、16、17ページをお願いいたします。

5目財産管理費でございます。公有財産管理事業、こちらにつきまして、先ほど繰越明許で説明させていただきました。まず、設計委託料でございますが、こちら、当初予算で旧湯ヶ島小学校の設計料として4,641万円を計上させていただいております。今回、幼稚園と小学校半分を改修するという委託になりまして、総額で3,360万円を見込んでおりますので、1,281万円を減額させていただくものでございます。また、工事費として、旧湯ヶ島幼稚園の改修工事、こちらに支所機能や会議室、トイレ等の改修で5,000万円、旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事、プールを解体し、そこを駐車場にするということで、1,800万円

の追加をお願いするものでございます。

続きまして、議案書の21ページから23ページまでになります。

3款1項の社会福祉総務費、ページの一番下のところになります、臨時福祉給付金給付事業でございますが、1億685万円、先ほど繰り越しのときにお話させていただきました、国の補正予算に対応するための臨時福祉給付金事業でございます。全額をこれ、繰り越しをさせていただきますものでございます。

続きまして、23ページ、3款1項3目心身障害者福祉事業、ページの真ん中あたりでございます。障害者福祉事業と障害者総合支援事業につきましては、平成27年度の事業実績に伴う精算で、それぞれ国、県に返還する金額でございます。

続きまして、24、25ページをお願いいたします。

3款1項8目の介護保険費になります。2、介護保険事業でございます。こちら、介護予防、日常生活支援総合事業等の減額に伴う繰出金の減額となります。1,936万2,000円でございます。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

3款2項3目保育所費になります。ページの下あたりの保育園一般事業でございます。19節の説明をさせていただきます。まず、19-41修善寺保育園運営費負担金でございます。こちらにつきましては、園児数の減少分と主任加算が非該当となった分、合わせて644万5,000円の減額となります。19-46特別保育事業費補助金、こちらにつきましては、子育て支援交付金の基準額改定と、あゆのさとの延長保育の時間変更に伴う増額、こちらが209万2,000円。19-49私立こども園保育園分運営費負担金でございます。こちらは、あゆのさととあまぎ認定こども園につきまして、保育部の園児数の増加、それと保育料の軽減により園の徴収する額が減少したことにより、施設給付費の増額をお願いするものでございます、3,397万4,000円。19-51民間保育施設等整備補助金、こちらは修善寺保育園の防犯設備の設置に対する補助、26万5,000円。23-40前年度国県支出金の返還金、こちらは平成27年度の子供のための教育保育給付費の精算に伴う返還、107万8,000円となります。

続きまして、30、31ページをお願いいたします。

上の表、3款3項の生活保護総務費でございます。2、生活保護運営事業、こちらは平成27年度の事業実績に伴う精算として、国、県への支出返還金として3,015万3,000円。

4款1項の健康づくり推進事業費です。1、健康づくり事業、こちらは新たな事業として、元気な市民をふやすことや、オリンピック・パラリンピックの啓発を目的に、仮称でございますが、伊豆市元気プロジェクト、これを実施するための予算でございます。事業につきましては、市と金融機関、病院と連携しながら、協働で実施するものでございます。事業費としましては、40万円をお願いするものでございます。

続きまして、38、39ページをお願いいたします。

表の下表になります、8款1項2目の建築指導費でございます。19節の補正になります。

TOUKAI-0 推進事業でございますが、まず、19-41耐震補強補助金、こちらは耐震化促進のための木造住宅の耐震補強工事の補助でございますが、県では、こちらにつきまして促進を図るために、補助金の上乗せを行います。現在、県が30万円、市が10万円の合計で40万円の補助を行っておりますが、その補助に対しまして、県が15万円の上乗せ、市も同じく15万円の上乗せになります。県がトータルで45万円、市がトータルで25万円、合わせて70万円の補助をするものでございます。こちら、6件を見込んでおりまして、それぞれ高齢者分も含めて240万円の補正をお願いするものでございます。

次の19-42木造住宅耐震補強計画策定事業補助金、こちらにつきましては、高齢者住宅の耐震化促進のために、現在、高齢者につきましては14万4,000円が上限なんです、事業費の3分の2を補助してございます。こちらを高齢者の住宅耐震化促進のために10分の10に、上限、14万4,000円の10分の10ということで、補助率を上乗せするものでございます。

続きまして、40、41ページをお願いします。

8款2項2目道路新設改良費でございます。事業2の市道整備事業、土地購入費385万円。こちらの土地購入費につきましては、市道横瀬大平線になります。遠藤橋上流の左岸側の、いわゆる危険な空き家がございますが、こちらの空き家対策と、その歩道の延長のための土地購入となります。所有者の方にこの空き家を撤去していただいた後、道路用地として購入する予定となっております。

続きまして、同じくページの下、8款6項下水道事業費でございます。下水道特別会計繰出金、これは後に下水道の特別会計のほうの説明があろうかと思いますが、国の補正予算に伴う下水道事業が追加されます。この追加に伴う繰出金を1,530万円増加するものでございます。

続いて、42、43ページ、真ん中になります。

9款1項4目の災害対策費でございます。まず、無線通信費管理事業でございます。15-55同報無線修善寺子局移設工事、こちらは修善寺横瀬の国道136号の改良工事に伴い、この子局が支障となるということで移設するものでございます。160万2,000円。防災対策事業、緊急地震・津波対策基金返還金、こちらは平成27年度の事業実績によります、静岡県への返還金になります。精算として、103万5,000円でございます。

続きまして、46、47ページをお願いいたします。

10款3項1目の中学校管理費の修善寺中学校管理運営事業でございます。こちらにつきましては、施設改修工事として600万円、障害をお持ちの生徒の安全のため、校舎の階段への手すりの設置工事などとなっております。4の土肥中学校の管理運営事業でございます。こちら、繰越明許のときにお話しさせていただきました、土肥中学校のグラウンドののり面の補修工事、モルタル吹きつけ工事等で810万円、屋外給水管更新工事、給水管の老朽化対策として更新するもので、こちらを360万円、合計で1,170万円。

10款4項1目幼稚園管理費の幼稚園一般事務事業でございます。こちらは、私立こども園

幼稚園分運営費負担金1,001万1,000円を減額するものでございます。こちらは、あゆのさととあまぎ認定こども園の教育部の園児数の減少に伴う減額となります。

続きまして、50、51ページをお願いします。

10款6項1目の保健体育総務費の社会体育振興事業でございます。スポーツ用具購入費、46万9,000円、こちらは青少年のスポーツ振興に役立ててほしいという寄附を受けたことにより、スナッグゴルフセットを購入するものでございます。

次の3目学校給食費でございますが、天城給食センター、中伊豆給食センター、修善寺中学校給食事業、それぞれの3施設につきまして、今回の野菜などの賄い材料費の高騰により、給食事業に支障を来す恐れがあるため、それぞれ増額をさせていただくものでございます。天城の給食センターで81万円、中伊豆の給食センター124万5,000円、修善寺中学校で45万6,000円をお願いするものでございます。

一番下になります、11款1項1目農地災害復旧費でございます。農地災害復旧事業につきまして、こちらは8月の台風9号による災害が5件発生してございます。まず、作業員賃金につきましては、ワサビ田の土砂の撤去のために100万円、そのほか農地災害復旧工事としまして、田んぼの畦畔の復旧が4カ所ございます。こちらに1,220万円をお願いするものでございます。

次に、52、53ページ、農業用施設災害復旧費でございますが、こちらも8月の台風9号と9月の台風10号による災害、合わせて6件の工事を行います。主には排水路や用水路の工事となっております。復旧工事費として920万円をお願いするものでございます。

以上が今回補正をする歳出でございますが、これらの財源としての歳入の説明をさせていただきます。

もう一度、ページのほう戻っていただきまして、10ページ、11ページをまずお願いいたします。

歳入ですが、まず12款2項1目の農林水産業費の分担金、こちらは農地災害復旧のための受益者の負担金となります。204万円となります。

次に、14款1項の民生費国庫負担金、こちら児童福祉費の負担金で、公定価格の増加によります給付費の増額、これは私立こども園に対する施設給付費の負担金として980万6,000円を見込んでおります。

14款2項の2目民生費国庫補助金、まず社会福祉費の補助金として、臨時福祉給付事業の補助金を1億685万円。児童福祉費の補助金として、子ども・子育て支援交付金、こちらは基準額改定と、先ほど歳出で申し上げました、あゆのさとの時間延長分として69万7,000円。保育所整備事業費の補助金、こちらは修善寺保育園の防犯設備の設置に伴う補助金として、17万7,000円。土木費の国庫補助金、土木管理費の補助金、こちらは社会資本整備総合交付金で、木造住宅補強計画の高齢者分の割り増し、7万7,000円。災害復旧費の補助金、農地と農業用施設の災害復旧費に対する国庫補助金が1,218万円。

15款県支出金のうち、民生費負担金でございますが、先ほど国庫負担金と同様に、私立こども園に対する給付費の負担金490万3,000円。

続いて、12、13ページ、15款2項2目民生費県補助金でございます。社会福祉費の補助金は、国の補助金と同様に、子ども・子育て支援交付金、県から69万7,000円。児童福祉費の補助金、こちら歳出で減額補正をさせていただいておりますが、あゆのさととあまぎ認定こども園の1号認定分の見直しにより、減額となる見込みとなっております、167万3,000円。土木費の県補助金としまして、耐震改修等事業費の補助、TOUKAI-0の耐震補強工事の静岡県の上乗せ分、こちらを127万7,000円。

17款の寄附金でございますが、青少年のスポーツ振興に役立てるという特定寄附として、46万9,000円。

19款の繰越金、こちらは財源調整のため、1億1,947万8,000円。

20款諸収入としまして、国道136号改良工事に伴う同報無線修善寺子局の移設の補償金としまして、県から160万2,000円。

また、21款市債でございます。公有財産管理事業債、合併特例債になります、旧湯ヶ島幼稚園改修工事に充てるための合併特例債、6,740万円を見込んでおります。

以上が一般会計の補足説明となります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第106号及び議案第107号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部長、村井です。よろしくお願いいたします。

まず、議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の62ページ、63ページをごらんください。

補正の内容ですが、国民健康保険税と療養給付費等交付金の減額、退職被保険者の療養給付費と高額療養費、後期高齢者支援金の減額が主なものとなっております。

歳入から説明させていただきます。

64、65ページをごらんください。

1款国民健康保険税ですが、被保険者及び課税所得基礎額の減少に伴い、1目一般被保険者国民健康保険税を2,250万円減額、2目退職被保険者等国民健康保険税を1,495万円を減額するものです。

4款療養給付費等交付金ですが、退職被保険者の減少に伴い、1目療養給付費等交付金を5,770万8,000円減額するものです。

9款繰入金ですが、人事院勧告に伴う職員給与費に係る繰入金として、1目一般会計繰入金を72万8,000円増額します。

10款繰越金ですが、国民健康保険税の減額分と償還金に充てる財源として、1目繰越金を3,827万1,000円増額します。

続きまして、歳出について説明させていただきます。

66、67ページから順にごらんください。

1款1項1目一般管理費ですが、人事院勧告に伴う職員給与費として給料13万5,000円、職員手当等32万8,000円、共済費26万5,000円をそれぞれ増額するものです。

2款保険給付費ですが、退職被保険者の減少に伴い、1項2目退職被保険者等療養給付費を3,800万円減額、2項2目退職被保険者等高額療養費を180万円減額するものです。

3款後期高齢者支援金等ですが、退職者医療費に係る後期高齢者支援金分相当額の減少に伴い、1目後期高齢者支援金を1,790万8,000円減額するものです。

11款1項償還金及び還付加算金ですが、平成27年度国保特定健診等負担金の精算に伴い、1目償還金を82万1,000円増額するものです。内訳は、国庫支出金返還金が33万5,000円の増額、県支出金返還金が48万6,000円の増額となっております。

続きまして、議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の78、79ページをごらんください。

補正の内容ですが、介護給付費等の増額と、地域支援事業費の減額、それに伴う国、県負担金と支払基金交付金の増額が主なものとなっております。

最初に、歳出について説明させていただきます。

86、87ページをごらんください。

2款3項高額介護サービス費ですが、利用者の負担割合の変更による本人負担額の増額に伴い、1目高額介護サービス費を682万円増額、2目高額医療合算介護サービス費等を209万8,000円増額するものです。

3款1項介護予防・日常生活支援総合事業費ですが、介護予防ケアマネジメント料が当初見込みよりサービス利用者が減少したため、1目介護予防・生活支援サービス事業費を1,515万5,000円減額するものです。

4款1項基金積立金ですが、繰越金の財源充当後の剰余金を積み立てるため、1目介護給付費準備基金積立金を3,420万4,000円増額するものです。

続きまして、歳入を説明させていただきます。

80ページ、81ページを順にごらんください。

3款国庫支出金ですが、介護給付費の増額に伴い、1項1目介護給付負担金を178万4,000円増額するとともに、2項2目調整交付金を46万1,000円増額するものです。また、地域支援事業費の減額に伴い、2目地域支援事業交付金を134万7,000円増額、5目総合事業調整交付金を33万7,000円増額するものです。

4款支払基金交付金ですが、介護給付費の増額に伴い、1目介護保険給付費交付金を249万7,000円増額するものです。また、地域支援事業費の減額に伴い、2目地域支援事業交付金を188万6,000円増額するものです。

5款県支出金ですが、介護給付費の増額に伴い、1項1目介護給付費負担金を111万5,000円増額するものです。また、地域支援事業費の減額に伴い、2項1目地域支援事業交付金を84万2,000円増額するものです。

7款1項一般会計繰入金ですが、介護給付費の増額に伴い、1目介護給付費繰入金を111万5,000円増額するものです。また、地域支援事業費の減額に伴い、2目地域支援事業費を2,062万1,000円減額するものです。

次は、過年度精算によるものですが、平成27年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴い、5目低所得者保険料軽減繰入金の過年度分を14万4,000円増額するものです。

2項基金繰入金ですが、繰越金の増により、介護給付費準備基金繰入金を1,691万円減額するものです。

8款繰越金ですが、前年度繰越金の確定に伴い、5,439万5,000円増額するものです。

9款3項雑入ですが、生活支援サービスの減少に伴い、3目利用者負担金を42万5,000円減額するものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 続いて、議案第108号から議案第110号までの3議案について、建設部長。

〔建設部長 斎藤 満君登壇〕

○建設部長（斎藤 満君） 建設部の斎藤です。よろしくお願いいたします。

それでは、私からは、建設部所管の今回の補正でございます、議案第108号から議案第110号までを説明させていただきます。

まず、議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）の補足説明を申し上げます。

議案書の予算に関する説明資料の104、105ページをごらんください。

歳出より説明させていただきます。

特定環境保全公共下水道事業の委託料、4,850万円の増額ですが、湯ヶ島クリーンセンター改築更新におけます、汚泥処理設備の改築更新工事の委託料に3,600万円、平成29年度に実施いたします、管渠工事の詳細設計を委託する管渠実施設計業務委託料に350万円、汚水処理施設整備構想策定業務委託料に900万円をお願いするものです。この汚水処理施設整備構想策定業務というのは、国より策定を求められているもので、今後10年程度で汚水処理施設を概成するための整備計画、アクションプランを策定するものでございます。

続きまして、15の工事請負費ですが、現在進めております大平地区、城地区の管渠工事の早期完成を目指し、1億1,580万円の増額をお願いするものです。

歳入につきましては、前のページ、102、103ページにございますが、今回、国より追加補正のありました国庫補助金7,780万円と市債の7,120万円及び一般会計の繰入金1,530万円を充当する予定でございます。

96ページの第2表をごらんください。

ちょっと戻りますが、繰越明許のお願いでございます。

湯ヶ島クリーンセンター汚泥処理設備の更新工事委託料3,600万円、汚水処理施設整備構
想策定業務委託料900万円、推進工法で行います、大平地区の管渠敷設工事1億1,000万円と、
この工事に関連して発生してきます、単独事業費100万円につきましては、年度内の完了が
見込めませんので、次年度への繰り越しをお願いするものでございます。

議案第108号の補足説明は以上でございます。

続きまして、議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
回）の補足説明をいたします。

議案書につきましては、説明資料107ページからとなります。

説明資料で、歳出につきましては、今回の補正につきましては、人事院勧告に伴う職員給
与1名分、8万7,000円の増額をお願いするものです。なお、増額補正につきましては、繰
越金を充当する予定です。該当職員につきましては、主査級の職員が1名となっております。

続きまして、議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）の補足説
明をさせていただきます。

議案書につきましては、119ページからになります。

4条の資本的支出、建設改良費を1,200万円増額補正するものです。先ほど説明させてい
ただきました、下水の推進工法で行います、大平地区の特定環境保全公共下水道事業、大平
地区管渠敷設工事におきまして、2,500ミリの立坑を3カ所設置いたします。また、城地区
管渠敷設工事では、延長57メートルの区間で下水道管渠の敷設をいたしますが、これらの工
事に関しまして、水道管の切り回し工事が必要となることから、1,200万円の増額をお願い
するものです。

資本的収入及び支出について、当初予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額は、
資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億9,507万7,000円を、過年度分の損益勘定留
保資金4,832万円、当年度分の損益勘定留保資金2億1,501万5,000円、建設改良積立金1,611
万2,000円と消費税及び地方消費税の資本的収支調整額1,563万円を補填することとなります。

以上で建設部所管の補正予算についての補足説明を終わります。よろしくお願ひいたしま
す。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ここで10時35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第111号～議案第122号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第11、議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第22、議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第111号から議案第122号までの12議案について、提案理由を申し上げます。

議案第111号は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与に関する法律の改正に伴い、市の特別職と一般職などの給与に関する3条例を改正するものです。

議案第112号は、条例の規定を整理するための改正です。

議案第113号は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ研修派遣している市の職員に支給する地域手当の支給率について、国家公務員の支給率の改正にあわせ、改正するものです。

議案第114号は、ちょっと飛ばさせていただき、最後に御説明を申し上げます。

議案第115号は、天城湯ヶ島支所と天城保健福祉センターを移転するため、それぞれ所在地を改正するものです。

議案第116号は、萬城の滝キャンプ場の施設運営を、指定管理者制度から市直営とするために改正するものです。

議案第117号は、現在、指定管理者により運営している修善寺温泉駐車場について、利用料金制を導入するために改正するものです。

議案第118号、議案第119号、議案第120号は、都市計画の見直しに伴い、土地利用制度に関しての新たな条例を制定するものです。議案第118号は、開発許可対象となる面積を定めるもの、議案第119号は、市街化調整区域であった地域での建築物の用途制限等を定めるもの、議案第120号は、狩野川の浸水想定区域内において災害リスクに対応するよう、建築行為や開発行為等に防災・減災対策を促すものとなっております。

議案第121号は、地方税法の改正に伴い、平成29年1月1日から施行となる内容について、関係規定を整備するため改正するものです。

議案第122号は、介護保険法の改正に伴い、2条例の関係規定を整備するために改正するものです。

ちょっと戻りまして、議案第114号は、市の副市長の定数を1名から2名以内への改正をお願いするものです。現在の本多副市長に不十分な点があるわけではもちろんありません。ただし、これから市が直面をしている極めて重要な課題で、過去に経験のない課題が山積されています。

来年4月1日から、都市計画の見直しを実現いたします。このような規模、内容での都市計画の見直しというのは、全国的にほとんど例がありません。そして、平成32年には、今度は都市計画を中伊豆、天城湯ヶ島、土肥に広げていくことを現在検討しております。いずれも大変大きな事業であって、このような事業の経験のある職員はおりません。その間に、平成30年度には、天城北道路が完成をして、産業振興やまちづくりのために大きなインパクトをもたらします。これも、私ども、現在の行政職員が経験をしていない事業です。そしてその先に、平成32年の東京オリンピックが待ち構えています。

これまでのところ、県と協議が進み、一部事業化に着手しているアクセス道路の改良以外には、何の進展も準備もまだ入っておりません。会場整備や輸送計画の作成及び整理等々、膨大な事業が予期されます。これは、長野県の冬季オリンピックの経験をされた県の職員に伺うと、これから膨大な作業が待っているということでございますので、そのようなことを対処できる人材が見つければ、副市長を2人を配置したいということです。

これから適任者を探すわけですが、その適任者を探すための根拠となる条例改正をお願いするものであって、来年4月1日から、速やかに副市長2人体制になるかどうかは、そのような状況にはまだ至っておりません。2人となった場合には、総務及び市民向けの事業と産業振興的な事業とを大きく2つに分けて、それぞれ相当積極的に、それから慎重に、かつ大胆に事業を監督できる人材を、本多副市長とあわせてもう1人配置をお願いしたいということでございます。

そのほかについては、それぞれ担当する部長から説明させていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第111号から議案第115号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは議案第111号、議案第112号、議案第113号、議案第115号の4議案についての補足説明をさせていただきます。

お手元に平成28年第4回伊豆市定例会の条例議案説明資料をお配りさせていただいております。3枚ぐらいのつづりになっておりますけれども、あわせてお願いいたします。

まず、議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございますが、市長申しましたとおり、人事院勧告による改正となります。

説明資料をまず見ていただきたいと思います。今回、3本の条例改正をお願いするものでございます。今回の条例改正の内容でございます。この説明資料を見ていただきたいと思います。

ます。

平成28年人事院勧告に伴い、給料表を平均改定率0.2%の引き上げ、期末勤勉手当の0.1月分の引き上げで、来年度以降の扶養手当の見直しというものが主な改正でございます。

まず、ちょっと条例の順番とは違うんですが、一般職の場合の説明をさせていただきます。

一般職は、給料表の改定と、勤勉手当の率の改正となります。まず、平成28年度、それぞれ6月、12月に支給されるわけですが、まず期末手当につきましては、6月が1.225月分、12月が1.375月分が変わりございません。勤勉手当について、6月、こちら既に支給済みとなっております、0.8月分。今回、勤勉手当の0.1月、1月分の引き上げがございます。12月に0.8月分を0.90月分の支給ということで、0.1月分の引き上げ。平成29年度以降につきましては、期末手当は変わりませんが、勤勉手当について、0.1月分をそれぞれ6月と12月に0.05ずつ振り分けます。ですので、平成29年度以降は、6月の勤勉手当が0.8月分から0.85月分、12月につきましても同じく0.85月分で、合計としまして0.1月分の引き上げとなります。

2段目の、特別職の職員の場合でございますが、特別職の平成28年度の期末手当、6月は2.025月分で支給済みでございます。12月につきましては、現行2.175月を、0.1月上げてまして2.275月分と改正します。平成29年度以降は、職員と同じように、0.1月上げたものを、6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ振り分けるという改正になります。

任期つき職員の場合でございます。同じく、こちら0.1月分の期末手当の引き上げでございますが、平成28年度の期末手当、6月は支給済みで1.575月分、12月が、こちらを0.1月分引き上げて、1.575月分から1.675月分へ改正します。平成29年度以降は、それぞれ0.05月分ずつ振り分けるというもので、6月が1.625月分、12月が同じく1.625月分というものでございます。

その下の、扶養手当の額でございます。

扶養手当の額につきましては、やはりこれも国家公務員の扶養手当の改正に合わせてございます。平成29年度と平成30年度、2年間にかけて改正をするものでございます。まず、配偶者の扶養手当、現行1万3,000円、これを来年度、平成29年度が1万円、平成30年度に6,500円。子供につきましては、現行6,500円、平成29年度に8,000円、平成30年度に1万円。父母等につきましては、変わりません。

以上の人事院勧告に伴う改正が主なものとなっております。それぞれの内容について説明させていただきます。

まず、議案書の134、135ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

134ページの伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の右上に、参考資料（第1条関係）とあります。こちらが、先ほど申しました、今年度、平成28年度の期末手当の率を、12月に支給する分を0.1月上げるものでございます。100分の217.5を100分の227.5に改正するもの。

その下の表が、第2条関係となっております。こちらが、平成29年度以降、先ほど申しま

した、0.1月上げたものを、6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ振り分けるものでございます。6月支給分を100分の202.5から100分の207.5で、12月の100分の227.5を100分の222.5、こちら、下がっているようになっているんですが、一度0.1月上げていますので、もともとすると0.05月分上がっているというものでございます。

続きまして、135ページの職員の給与に関する条例になります。こちらが、条立ての3条となります。こちらも、先ほど申しましたとおり、勤勉手当につきましてはそれぞれ12月の勤勉率を0.1月上げ、また、同じく再任用職員につきましても同様の改正となります。

別表につきましては、給料表の全部改正となっております。

続きまして、142ページ、こちらが4条関係ということで、先ほどの扶養手当の平成29年度分の改正になります。先ほど申しましたとおり、配偶者の扶養手当を段階的に引き下げ、子供の扶養手当を段階的に引き上げるという改正になります。10条の第3項を見ていただきますと、平成29年度1万3,000円を1万円に、子供のところの6,500円を8,000円に、そのほかにつきましては、6,500円そのままでございます。

もう1点、平成29年度ですので、勤勉手当の率を0.05月分ずつ振り分ける改正が、27条の改正となります。144ページに、先ほど0.1月分引き上げた勤勉手当の率を、6月と12月にそれぞれ0.05月分ずつ振り分ける改正となっております。

145ページ、第5条関係、こちらが扶養手当の額を平成30年度に施行する分でございます。第10条の第3項に、一度、平成29年度配偶者の扶養手当を1万円に改正したものを、子供以外の扶養親族を一律6,500円に改めるものと、子供の扶養手当については1万円に引き上げるという改正になります。

それと、1点、訂正をお願いしたいと思います。

この145ページの第11条の改正後の条文のところでございますが、下線を引いてあるんですが、括弧書き、（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）の、改正後のこの括弧を全部削除していただきたいと思います。申しわけございません。こちら、改正案文では、この括弧書きの序文を削るという条文なんですけど、新旧対照表のほうが直っておりませんでした。申しわけございません。

この、11条以降につきましては、扶養親族の異動等があった場合の手続の改正となります。

続きまして、148ページ、149ページの、第6条関係と第7条関係、こちらは伊豆市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正になります。特定任期つき職員の勤勉手当と、1号、2号の給料表の改正となります。8条の第3項で期末手当の率を改正してございます、0.1月分引き上げ。第7条関係では、それを平成29年度以降、0.05月にそれぞれ振り分けるという改正になってございます。

132ページの議案改正案文の附則のところを見ていただきたいと思います。

施行期日の第1項で、この条例は、公布の日から施行しますと。ただし、2条、4条、7

条は平成29年4月1日施行、平成29年度以降の期末勤勉の率を施行させるために、平成29年4月1日施行。第5条は平成30年4月1日、これは扶養手当の額を平成29年、平成30年と見直しますので、平成30年度からのものとなっております。なお、職員につきましては公布日施行なのですが、給料表の改定は4月1日にさかのぼって適用させます。よって、6月に既に支給済みの期末勤勉手当につきましても、給料が引き上げが反映されますので、それらを手当したものが第2項、第3項の規定となっております。

続きまして、議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、151ページをお願いいたします。

151ページが議案の改正案文でございます。

152ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちら、規定の整理ということですが、下線を引いてあるところなのですが、伊豆市職員の給与に関する条例及び伊豆市教育委員会の教育長の給与、勤務時間、その他勤務条件に関する条例を引用してございます。こちら、平成28年3月議会で、教育長が特別職になるということで、こちらの条例は全部改正されております。また、特別職となった教育長につきましては、その上の段、括弧書きの、伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の中に、新しい特別職となった教育長が規定されておりますので、この教育委員会の教育長の給与に関する条例は、既にないということで、不要になりました。前回の改正のときの改正漏れということで、御了承いただきたいと思っております。その条例名を削るという改正になります。

続きまして、議案第113号、議案書153ページになります。

伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正についてということで、先ほど市長が提案理由を申しましたとおり、現在、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会へ職員を研修派遣させております。23区内に勤務しているということで、国における地域手当の1級値ということで、支給率が100分の20なのですが、国のほうでは経過措置として、こちらを100分の20ではなくて100分の18.5に、経過措置として規定しておりました。

職員につきましても、同じく、154ページの新旧対照表を見ていただきたいんですが、改正前の附則の経過措置というところに、平成30年3月31日までの間における第2条第2項の規定の適用については、100分の20とあるのは100分の18.5とするということで、国と同様に、地域手当は経過措置として100分の20ではなくて100分の18.5の支給だという経過措置を設けておいたんですが、このたび国家公務員のほうにおきましても、この平成28年4月1日から100分の20を満額支給するという改正になっておりました。したがって、市の職員のこの地域手当の支給条例につきましても、この経過措置を削るというものでございます。

続きまして、議案第115号の157ページ、伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正についてでございます。

こちら2本の条例の改正をお願いするものでございます。

新旧対照表の158ページ、159ページ以降をお願いします。

まず、本議案の第1条関係ということで、支所設置条例の改正をいたします。天城湯ヶ島支所の位置、こちらを現在の伊豆市市山550番地を伊豆市湯ヶ島161番地の1に改正するものでございます。同じく、保健福祉センター条例、第2条関係ですが、こちらを天城保健福祉センターの位置、伊豆市市山550番地を伊豆市湯ヶ島161番地の1に改正するものでございます。いずれも、支所及び保健福祉センターの移転に伴う位置の改正となります。

保健福祉センターにつきましては、そのほか別表で使用料の表の規定がございます。現在のそれぞれの部屋に対する使用料を規定してございます。それを旧湯ヶ島幼稚園に移設した場合の多目的利用室、会議室、フリールーム等の使用料の改正を、同時にお願いするものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第116号及び議案第117号について、産業部理事。

〔産業部理事 堀江啓一君登壇〕

○産業部理事（堀江啓一君） 産業部の理事の堀江です。

それでは、私から議案第116号、議案第117号について御説明申し上げます。

議案書の163ページをごらんください。

伊豆市萬城の滝キャンプ場における指定管理者による運営については、平成26年4月1日から一般社団法人楽っ季伊豆が指定管理者となって進めてまいりましたが、平成29年3月31日をもって指定期間が終了いたします。

伊豆市指定管理者審査会からの評価については、Aマイナスとのことで、市民協働の観点から、地域団体等による指定管理が適当であると認められ、引き続き一般社団法人楽っ季伊豆に指定管理をお願いしていこうと考えていましたが、今年度6月16日に正式に来年度のキャンプ場の指定管理辞退届けが提出されました。辞退の理由につきましては、社員数の減少により、キャンプ場の運営に関して十分な運営体制を維持することが困難になったとのことです。

その後、運営方法等について改善できることはないか、また引き続き指定管理することができないかなど、市と指定管理者との間で協議を重ねてきましたが、来年度以降の指定管理は無理との結論に至りました。

萬城の滝につきましては、中伊豆地区の重要な観光施設であることから、伊豆市観光協会中伊豆支部、伊豆市商工会中伊豆支部、萬城の滝周辺整備協働の会などと運営などにつきまして話し合いを進めてきましたが、冬場の閑散期の運営問題等を改善して収入増を図る工夫をしなければ、地元での指定管理は難しいのではないかと結論になりました。

その結果をもとにしまして、部長会議等で審議し、3年間の間、市職員で管理し、萬城の滝への遊歩道の整備や、ワサビ田とも連携した一体的な地域としての魅力をつくり、収入増の方法を検討してから再度指定管理者による管理を目指していくことになりました。

そのため、指定管理から市直営のための条例の一部改正になります。

それでは、新旧対照表の165ページをお開きください。

第1条から第8条については、変更がございません。

第9条の損害賠償ですが、内容に変更ありませんが、新しい条例では第12条とします。

旧の第10条の指定管理者による管理と、第14条指定管理者の事業報告については、指定管理ではなくなりますので、削除いたします。

次に、旧第11条の利用料金の納付については、新の第9条の使用料といたします。使用料につきましても、利用料金等、金額の変更はいたしません。ただ、体験棟につきましても、以前漏れがあったために、新たに3,780円と設定いたします。この使用料は、入場料等の使用料と同様に、旧中伊豆町からのもので、引き続き同額となっております。

続きまして、旧第12条の利用料金の減免が新の第10条として使用料の減免になり、市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除できるといたします。

次に、第13条の利用料金の不還付については、新の第11条の使用料の不還付に変更になりますが、特に内容に変更はございません。

そのほかに、旧第15条が新の第13条になり、別表第1が別表になるというものでございます。

条例施行日を平成29年4月1日とし、市直営での管理運営を実施する予定です。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第117号になります、伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部を改正する条例について、補足説明いたします。

議案書の169ページになります。

伊豆市修善寺温泉駐車場における指定管理者による運営については、平成26年4月1日から一般社団法人伊豆市観光協会が指定管理者となって進めてまいりましたが、平成29年3月31日をもって指定期間が終了いたします。

管理運営につきましては、伊豆市指定管理者審査会から、おおむね良好な管理運営がなされているとの評価がされており、特に問題ありませんが、おもてなしを感じる駐車場としてほしいと要望が出されています。

現状では、市から指定管理者へ指定管理料200万円を支払います。年間経費が200万円に満たない場合につきましては、不用分を市へ返還するということになっております。料金収入は全て市へ納付することになっております。

この仕組みでは、幾ら努力しても、おもてなしをもって駐車場を管理し利用増を図ったとしても、収入増を図ることは難しい状況です。指定管理者のモチベーションは上がり、独創性が出てこないという状況が続いております。

このことにつきまして、部長会議等で審議した結果、利用料金制を導入し、市から指定管理料を支払わずに、駐車場の収入を利用料金として指定管理者が収入とできる運営方法に変

更したらということになりました。

本議案は、修善寺温泉駐車場を利用料金制にするための条例の一部改正になります。

171ページの新旧対照表により説明いたします。

第1条から第2条までは、変更はございません。

旧第3条から第5条までを削り、旧第6条を新の第3条とし、それぞれ第7条を第4条に、第8条を第5条にと繰り上げます。

次に、旧第9条中の利用者については、駐車場の自動車を駐車するものとして、新の第6条といたします。

次に、旧第10条中の第2項第1を削ります。その他、内容には変更はございませんが、条ずれによりまして条の変更をいたします。

次に、第8条として利用料金の納付を新たに設けます。利用料金につきましては、別表にもございますが、大型自動車、1回24時間までを1,000円以内とし、また普通自動車については、1回24時間以内を500円以内としまして、旧の使用料とは変更はございません。

次に、第9条利用料金の減免、第10条利用料金の不還付につきましては、設けておりますが、特に大きな変更はございません。

最後に、旧の第13条を削除しまして、新たに別表を設けているという状況でございます。

条例施行日に関しましては、平成29年4月1日といたします。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第118号から議案第120号について、建設部長。

〔建設部長 齋藤 満君登壇〕

○建設部長（齋藤 満君） それでは、議案第118号から議案第120号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては175ページから、また、冒頭、総務部長も言うておりました、条例議案説明資料におきましては、2枚目の一番下とその裏ページに、今回のその3条例について説明をさせていただいております。

それでは、議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定について補足説明をさせていただきます。

なお、議案第118号から議案第120号の3件の議案につきましては、来年3月末に予定しております修善寺地区の区域区分の廃止、いわゆる線引き廃止と、都市計画の見直しに関連するものでございます。現在、都市計画の見直しにつきましては、法定協議、縦覧等の手続を進めておりますが、これから御説明します3件の議案につきましては、今後も伊豆市の適切な土地利用を維持していくために必要な条例といたしまして、本定例会にて御審議いただくものでございます。

それでは、175ページをごらんください。

この伊豆市都市計画法施行条例は、都市計画区域内における開発許可を要しない規模を定

めるものでございます。開発行為につきましては、都市計画法により許可を要するものと定められておりますが、ただし書きにより、許可を要しない例外が規定されております。許可を要しない規模は、市街化区域では1,000平米未満であり、市街化調整区域では規模による適用除外規定はございません。

しかし、都市計画の見直しに伴う区域区分、線引きが廃止されると、都市計画法上、開発許可を要しない規模が一律3,000平米未満となり、ミニ開発等の無秩序な土地利用に対しての指導が困難になることから、都市計画区域内では現在の市街化区域と同様の基準を適用し、許可を要しない規模を1,000平米未満とすることで、土地利用の適正化を図っていかうとするものでございます。

続きまして、177ページからになります。議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定について御説明いたします。

現在、市街化調整区域では、原則、開発行為や建築が不可となっております。線引きの廃止によりまして、現在の市街化調整区域は用途白地地域になり、開発行為や建築が可能となります。

しかし、これによって無計画、無秩序な開発行為や建築が進みますと、住環境や生活環境、自然環境が悪化する恐れがあります。

このために、用途地域の白地地域におきましては、現況の土地利用や建物の立地を踏まえて、建築物の用途制限を規定するものでございます。

最後に、議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定についてでございますが、183ページからとなります。

現在、伊豆市内では、熊坂、瓜生野、横瀬地区など、国土交通省による狩野川浸水想定区域に指定されておきまして、洪水等による浸水の恐れがある地区ということでございます。多くは市街化調整区域内であるため、開発や建築に際しては一定の制限を受けておりましたが、先ほどの議案第119号で説明いたしましたように、線引きの廃止により、市街化調整区域であった区域では開発行為や建築が可能になることから、これら水害の危険性がある浸水想定区域内での建築に対しまして、防災・減災対策を促したり、開発行為等について周辺住民への周知を求めるなどを規定するものでございます。

以上、3件の議案について補足説明をさせていただきました。

なお、本日の全員協議会におきまして、これらの条例のもととなります伊豆市の新しい都市計画について、担当より説明させていただきますので、あわせてよろしくお願いたします。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第121号について、市民部長。

〔市民部長 鈴木 正君登壇〕

○市民部長（鈴木 正君） それでは、私のほうから議案第121号の税条例の一部改正につい

て補足説明をさせていただきます。

187ページをお開きください。

第8条につきましては、語句の変更となります。

第11条、第36条、第45条、第46条の改正なのですが、これにつきましては、税の申告後、減額の更正申告、その後、増額の修正申告をした場合の延滞金の計算期間を追加する条例となっております。

附則の第40条、第41条につきましては、日本の公益法人交流会と台湾の亜東関係協会が税の協定を交わしたことにより、改正、追加となっております。

それでは、193ページ、新旧対照表をお願いいたします。よろしいでしょうか。

第8条なのですが、不服申立てという語句を、審査請求というように改正をいたします。

それと、第11条の関係ですが、先ほど申しました、申告、減額更正、増額申告を行った場合の延滞金の計算方法の追加ということになっております。

すみません、194ページ、お願いいたします。

第36条につきましては、普通徴収の個人の市民税に係る賦課額の変更の延滞金の期間の追加の条例でございます。

続きまして、196ページ、お願いいたします。

第45条につきましては、法人税の申告納付に関する延滞金の計算の条例の追加と、それから、197ページ、第46条につきましては、法人の市民税に未納付がある場合の延滞金の計算に関する条項の追加です。

すみません、199ページをお願いいたします。

附則の第40条ですが、先ほど申しましたように、日本と国交を樹立していない台湾と民間の租税の取り決めを交わしたことにより、台湾において生じた利子等の分離課税を追加する条項でございます。

第40条の2項以降につきましては、今まで国交を樹立した国と交わしていた規定の条ずれということでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第122号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

○健康福祉部長（村井克代君） 議案第122号、条例の名前が長いですが、介護保険関係の2つの条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

議案書209ページの新旧対照表をごらんください。

内容としましては、通所介護のうち、利用定員が19人未満の小規模な通所介護について、地域密着型通所介護として地域密着型サービスに位置づけることとされました。

これに伴い、伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の第6条に、地域密着型通所介護の基本方針を追加し、第9条から第11条中の引

用する法律の項ずれを修正するものです。

また、212ページをごらんください。

第12条は、複合型サービスの名称を、これを新しく第13条看護小規模多機能型居宅介護に改めるものです。

それから、213ページをごらんください。

介護予防通所介護及び介護予防訪問介護の総合事業への移行に伴い、伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の第2条及び第6条中の引用する法律の項ずれを修正するものです。

以上で補足説明を終わりにいたします。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

◎議案第123号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第23、議案第123号 静岡県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び規約の変更についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第123号は、三島市、裾野市及び長泉町で構成する富士山南東消防組合が本組合に加入することに伴う、所要の変更を行うもので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細について、総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、この議案第123号の補足説明をさせていただきます。

まず、この静岡県市町総合事務組合でございます。

議案書の216ページを見ていただきたいと思います。

こちらに、上の別表第1（第2条関係）というのがございます。こちらはこの静岡県市町総合事務組合を構成する各市、町、またその一部事務組合等の構成団体となっております。

この一部事務組合につきましては、伊豆市も構成団体となっているんですが、共同処理する事務、これが職員の退職手当の支給に関する事務、それと、市議会の議員の皆様やそのほかの非常勤職員の公務災害に遭われた場合の公務災害の支給事務、あと1点が、学校に非常勤でいられます学校医、学校歯科医、学校薬剤師、この方々が仮に公務災害に遭われたとき

にその事務をするという、この大きく3つの事務を共同処理するために、この静岡県市町総合事務組合がございます。

今回、この組合に、先ほど市長申しました、三島市、裾野市、長泉町で構成します富士山南東消防組合、こちら設立されまして、新たにこの組合の構成団体として加入する、そのための改正と変更となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

森議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 森良雄です。

議案第123号について質問させていただきます。

富士山南東消防組合という組合名は、私は初耳なんですけれども、この経過をお聞きしたい。どうしてこういう名前が出てきたのか。

以上。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、構成市町につきましては、三島市、裾野市、長泉町で構成するというので、既にこの組合が立ち上がってございますが、この名称につきましてはの経緯等いきさつについては把握してございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） こういう団体があったんですか、今まで。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今申しあげました、2市1町での新しい消防に関する一部事務組合が設立されたということで、平成28年1月22日付で静岡県知事が設立設置の許可をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 森議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、三島とか長泉の消防組合がこういう名前になったというんですか、それとも何か別の……、違うんだったらまた後で聞きに行きますけれども、ど

ちらの。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） このたび新たに三島市と裾野市と長泉町でこの消防に関する一部事務組合を新たに設置したということでございます。

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時26分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

討論がありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第123号 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

ここで11時35分まで休憩いたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時34分

◎議案第124号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第124号 伊豆市農業委員会委員の任命につき認定農

業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第124号は、農業委員会等に関する法律の一部改正により、平成28年4月1日以降、農業委員会委員の選出方法が、選挙制と市長選任制の併用から市長の任命制に変更されたとともに、任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるよう規定されました。

しかし、農業委員の過半数を認定農業者等とする法第8条第5項の要件を満たすことが困難な場合は、議会の同意を得て、少なくとも4分の1以上とする旨の農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の適用について、同意を求めるものでございます。

詳細について、産業部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） 産業部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、補足説明を始めさせていただきます。

最初に、認定農業者につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

認定農業者制度につきましては、平成5年に認定農業者制度が創設されました。具体的には、農業経営基盤強化促進法に基づきまして、農業者が5年後の経営改善目標を記載した農業経営改善計画を作成いたしまして、市町村が作成する基本構想に照らして、市町村が認定する制度となります。

伊豆市の認定農業者の状況でございます。現在でございますが、73経営体と少なく、そのうち、7割近くの51経営体がワサビやシイタケ等、特産品を栽培する構成となっております。水稻、果樹、花卉栽培等の農業者数は少ない状況でございます。

以上の点から、確保することが非常に難しいような状況となっております。

今回の法改正におきまして、農業委員会の役割が、農地の集約、耕作放棄地の発生防止と解消等に重点が置かれております。

伊豆市全体の農業振興、地域振興等を踏まえますと、認定農業者数が委員の過半数を占めることを要しない場合の、先ほど市長が申しましたが、ただし書きを適用しまして、選任を当たらざるを得ないような状況となっております。

したがって、農業委員の過半数を認定農業者とする法第5条第5項の要件を満たすことは困難な場合は、議会の同意を得まして、認定農業者等のほか、認定農業者の行う耕作または養畜の事業に従事し、その経営に参画する認定農業者の親族ほか、認定農業者に準ずる

者を少なくとも4分の1以上とする旨の特例規定がある、法施行規則第2条第2号の適用につきまして、同意をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

森議員、お願いします。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第124号について質問させていただきます。

提案の意味がよくわからないこともあるんですけども、現状では、農業従事者が減っていて、足りないんだということなんでしょうか。その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 農業者数というよりも、認定農業者の数が非常に今、少ない状況になってきているということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑がありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 認定農業者と、実際に農業をやっている人というのは別なんですかね。それ、ちょっと確認したいです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） すみません、農業をされている方々が、先ほどの冒頭で申し上げましたが、農業経営基盤強化法、これに基づきまして農業経営改善計画等々を作成いたしまして、市のほうが認定する制度でございます。認定農業者につきましては、農業をふだんも営んでいるということでございます。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

なお、本議案は議案第125号から議案第138号の人事案件に関するものです。よって、本件についても、伊豆市議会運営規程の人事案件の規定により討論を省略することに御異議ありませんか。

〔「ちょっと、議長」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 発言がありましたので、これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時42分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ただいまから、議案第124号について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） なしですね、はい。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第124号 伊豆市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

◎議案第125号～議案第138号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第25、議案第125号から日程第38、議案第138号の伊豆市農業委員会委員の任命についてまでの14議案を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第125号から議案第138号までについては、農業委員会委員が市長の任命制に変更されたことに伴い、任期満了に伴う次期伊豆市農業委員会委員14名を任命させていただくため、法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。詳細について、産業部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、議案第125号から議案第138号までにつきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては、221ページ以降となりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

現在の伊豆市の農業委員会の委員の任期が平成29年2月28日に満了を迎えるため、新委員の選出方法は、改正後の農業委員会等に関する法律の適用を受けることとなります。

つきましては、農地等の利用の最適化の推進等に関する職務を適切に行うことができるとともに、農業に関する識見を有する14名の皆様を農業委員に任命いたしたく、農業委員会等に関する法律によりまして、議会の御同意をお願ひしたいと思っております。

法改正に伴いまして、本議案を上程するまでの経過につきまして御説明をさせていただきますと思います。

平成28年9月、伊豆市議会定例会におきまして、農業委員会の委員定数を14人、農地利用最適化推進委員の定員定数を14名とする、伊豆市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について、議決をいただきました。

平成28年10月4日に条例第34号として公布され、現農業委員の任期満了日の翌日、平成29年3月1日に施行することとなっております。

なお、農業委員会の委員の任命に当たりましては、改正後の農業委員会等に関する法律第9条の規定によりまして、市のホームページ等による公募及び農業者や、農業者が組織する団体、その他の関係者に対しまして、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないとされております。

このたび、農業委員会委員候補者の選任作業に当たりましては、関係法令などを踏まえまして所要の事務手続を経た後、伊豆市農業委員会委員候補者選考委員会によりまして選考審査を行いまして、農業委員候補者14名につきまして適任者と判断いたしまして、農業委員会の委員の選任につきまして議会の同意を求める議案を提出させていただき運びとなっております。

それでは、任命したい14名の皆様方につきまして、議案ごとに御説明をさせていただきますと思っております。

議案第125号でございます。

議案書の221ページをお願ひしたいと思っております。

伊豆市大平柿木830番地にお住まいの下山正紀さんでございます。昭和21年11月7日生まれの70歳で、現在、ワサビ栽培の認定農業者で、大平柿木地区からの推薦をいただいております。

ます。

続きまして、議案第126号、223ページになります。

伊豆市筏場312番地にお住まいの塩谷美和子さんでございます。昭和35年11月19日生まれの56歳で、現職の農業委員さんでございます。御主人がワサビと水稻栽培の認定農業者で、認定農業者に準ずる者として認めたものでございます。なお、筏場区からの推薦をいただいております。

続きまして、議案第127号、225ページとなります。

伊豆市月ヶ瀬239番地の1にお住まいの山本秀利さんでございます。昭和26年1月23日生まれの65歳で、現在、果実、梅でございます、栽培の認定農業者の農事組合法人、伊豆市月ヶ瀬梅組合代表理事を務められております。農事組合法人伊豆市月ヶ瀬梅組合からの御推薦をいただいております。

続きまして、議案第128号、227ページになります。

伊豆市八木沢2634番地にお住まいの松本春由さんでございます。昭和23年9月1日生まれの68歳で、現在、農業を営み、八木沢連合区からの推薦をいただいております。

続きまして、議案第129号、229ページとなります。

伊豆市湯ヶ島2163番地にお住まいの田村孝雄さんでございます。昭和23年12月2日生まれの67歳で、建築業を営む傍ら、兼業で農業も営んでおります。金山区からの推薦をいただいております。

続きまして、議案第130号、伊豆市牧之郷495番地の1にお住まいの鈴木武光さんでございます。昭和23年8月12日生まれの68歳で、現在、農業を営み、牧之郷区から推薦をいただきました。

続きまして、議案第131号、233ページになります。

伊豆市下白岩360番地の15にお住まいの右原芳伸さんでございます。昭和25年12月8日生まれの65歳で、現在、水稻栽培の認定農業者でございます。静岡県東部農業共済組合の評価会委員を務めております。下白岩地区の西区、清水、上和田区からの御推薦をいただいております。

続きまして、議案第132号、235ページになります。

伊豆市修善寺1634番地の1にお住まいの三須誠さんでございます。昭和30年1月26日生まれの61歳で、水稻栽培の認定農業者の農事組合法人グリーンファーム柱谷の経理担当役員を務められております。農事組合法人グリーンファーム柱谷からの推薦をいただいております。

続きまして、議案第133号、237ページになります。

伊豆市修善寺2455番地にお住まいの梅原正直さんでございます。昭和22年1月30日生まれの69歳で、現在、水稻栽培の認定農業者の農事組合法人グリーンファーム柱谷の副組合長を務めております。伊豆の国農業協同組合から御推薦をいただいております。

続きまして、議案第134号、239ページとなります。

伊豆市熊坂87番地にお住まいの原仁至さんでございます。昭和36年11月30日生まれの54歳で、現在、会社員でございます。改正後の農業委員会等に関する法律第8条6項で、委員の任命に当たりましては、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないという規定がされております。原さんにつきましては、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者として認めたものでございます。熊坂区からの御推薦をいただいております。

続きまして、議案第135号、241ページとなります。

伊豆市筏場117番地の4にお住まいの塩谷保和さんでございます。昭和30年4月25日生まれの61歳で、行政書士として事務所を営んでおります。前議案の原さんと同様、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有しない者として認めたものでございます。また、静岡県行政書士会田方支部からの御推薦をいただいております。

続きまして、議案第136号、243ページになります。

伊豆市冷川2014番地にお住まいの井本英一さんでございます。昭和22年4月20日生まれの69歳で、現在、農業を営んでおります。冷川区下尾野郷、堰郷からの推薦をいただいております。

続きまして、議案第137号、245ページとなります。

伊豆市土肥1351番地にお住まいの鍵山恵美子さんです。昭和25年5月23日生まれの66歳で、現在、伊豆の国農業協同組合婦人部の土肥支部長を務められております。御主人がシイタケ栽培の認定農業者で、認定農業者に準ずる者として認めたものでございます。土肥の横瀬区からの御推薦をいただいております。

続きまして、議案第138号、247ページになります。

伊豆市大平1175番地の1にお住まいの山下勝也さんでございます。昭和27年2月13日生まれの64歳で、40年近く勤めた伊豆の国農業協同組合を退職後、レジャー施設に勤める傍ら、兼業で農業を営んでおります。大平区からの御推薦をいただいております。

以上、農業委員会の委員の選任について、係る議案第125号から議案第136号までの14議案につきまして、一括させて補足説明をさせていただきました。どうぞよろしく願います。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。一括して質疑を受け付けます。

質疑はありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑がありますので、これを許します。

13番、西島議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、産業部長さんから、それぞれ候補者の略歴といいますか、そういうのを聞いたわけですが、今現在やっていることを聞いたわけですが、この略歴というところがそれぞれあるわけですが、それで議員はこれなんかを見て判断するということになるわけですが、この222ページの下山さんと、228ページの松本春由さん、これにつきましては、略歴が農業のことしか書いていないんですよ。ほかの方は皆さん、職歴といいますかそういうのが書いてあるわけですが、

それで、判断の一つに、どういうことをやっていらっしゃる方かということで、これにつきましては、下山さん、要するに56歳以降のことは書いてあるけれども、その前のことは書いていない。松本さんも60歳ですか、のときからしか書いていないのだから、その前はどのようなことになっていたのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） 下山正紀さんにつきましては、略歴のところで農業しかないということで、それ以前の職歴等につきましては、申しわけございません、ちょっと私のほうで今把握させていただいている手持ち資料といたしましては、農業ということしかなかったものですから、その以前の職歴につきましては、また後ほど西島議員さんのほうにお伝えしたいと思っております。

それから、松本春由さんでございますが、松本春由さんにつきましては、以前は消防署の職員でございました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） わかったわけですが、略歴といっても、結局、その人から出てきたやつをそのまま写すのではなくて、ちゃんとこれをよく見て、やっぱり議員にわかりやすいように、候補者に聞くとかしていただきたいと思えます。

以上です。終わります。

○議長（三田忠男君） ほかに。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

西島議員とほとんど同じなんですけれども、私、いつも、このいろんな委員の任命で、略歴について質問しているんですけども、基本的には西島議員と同じです、もっとはっきり

書いてくださいと。

要は、我々はこれしか判断基準ないんですよ。皆さんはどうか知りませんが、私はほとんどの方、知りません。ですから、提出された書類を見て、判断します。

したがって、判断できるように、もうちょっと詳しく書いていただきたい。極端に言えば、農業をやっているのかやっていないのかもわからない人もいらっしゃる。農業をやっているんだったら、堂々と農業と書いていただきたい。

それから、今回のあれだと、農業をやってなくても委員になれるということですよ。そうすると、やはり経歴はしっかり書いておいてもらわないと。特に農業をやっている人なのか、そうでないのかぐらいは、はっきりさせてもらいたいと思います。

お願いになってしまいますけれども、よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 森議員、答弁を求めますか。

○15番（森 良雄君） 答弁、要らないです。

○議長（三田忠男君） 要らないですか。

ほかに質疑はありますか。

5番、鈴木議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

先ほど産業部長のほうから、この選任につきましては、ホームページ等による公募、そういう手続を経て選任されているということをお伺いいたしました。

その上で、先ほどの森議員、西島議員同様に、私どもとしては、今回この任命について承認をするのに、こちらの推されている各委員の方々のお名前、略歴からしか判断できないものですから、私はその選考での手続の中で、透明性とか、いわゆる広く農業行政、これに推進していただくような委員を選んでいただくようなことがあれば、そちらのほうで私どもは判断しなければいけないのかなと感じるところです。

いま一度、産業部長のほうに、その選考過程、手続等について御説明いただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

〔産業部長 鈴木 薫君登壇〕

○産業部長（鈴木 薫君） それでは、鈴木議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

それでは、農業委員会の委員の任命につきまして、今までの経緯、こちらについて御説明させていただきます。

まず、区長会におきまして説明、協力依頼をさせていただいております。これにつきましては、7月の区長会でございます。7月の区長会におきまして、新制度の説明と募集及び各

地区からの推薦等の協力依頼もさせていただいております。あと、部農会長会議というのがございまして、そちらのほうにもこちらの改正の内容につきまして、9月に説明会をさせていただいております。3点目でございますが、先ほども申し上げましたが、議会におきましてこの条例等の議決をいただいております。

それから、農業委員の公募につきましては、9月の定例会終了後、10月3日から10月末日までという形で、伊豆市のホームページ等で募集する一方、各地区の区長及び部農会長様へあわせて募集開始と推薦とを依頼させていただいております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか、鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 結構でございます。

○議長（三田忠男君） ほかにはどうでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い省略することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

なお、採決は1件ずつ順次行います。

すみません、暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時08分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

お諮りいたします。

議案第125号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第125号 下山正紀氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第126号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第126号 塩谷美和子氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第127号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第127号 山本秀利氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第128号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第128号 松本春由氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第129号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第129号 田村孝雄氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第130号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第130号 鈴木武光氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第131号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第131号 右原芳伸氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第132号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第132号 三須誠氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第133号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第133号 梅原正直氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第134号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第134号 原仁至氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第135号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第135号 塩谷保和氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第136号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第136号 井本英一氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第137号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第137号 鍵山恵美子氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

お諮りいたします。

議案第138号 伊豆市農業委員会委員の任命については、原案どおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第138号 山下勝也氏の伊豆市農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

◎議案第139号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第39、議案第139号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

ここで、地方自治法第117条の規定により、杉山誠議員の退席を求めます。

〔14番 杉山 誠君退場〕

○議長（三田忠男君） それでは、提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第139号について提案理由を申し上げます。

本選任案は、地方自治法第196条に基づき、議員のうちから選任する監査委員の選任同意

についてお願いするものです。

杉山誠氏は、平成16年11月から市議会議員として3期12年務められ、また、市議会議長も歴任され、豊富な知識と経験を有しており、地域での信頼も厚く、監査委員として適任であると判断いたします。

杉山誠氏を監査委員として選任いたしたく、議会に提案させていただきますので、御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論については、伊豆市議会運営規程に従い省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

お諮りします。

議案第139号 伊豆市監査委員の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第139号 杉山誠氏の伊豆市監査委員の選任について、同意することに決定いたしました。

杉山誠議員の入場を求めます。

〔14番 杉山 誠君入場〕

○議長（三田忠男君） 杉山誠議員が戻られましたので、ただいまの審議の結果をお伝えいたします。

本案件は原案のとおり同意されました。

◎議案第140号～議案第143号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第40、議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）から日程第43、議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の4件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第140号から議案第143号まで一括して提案理由を申し上げます。

平成29年3月31日をもって指定期間が満了する公の施設について、指定管理者として、湯の国会館を株式会社サンアメニティに、修善寺温泉駐車場を一般社団法人伊豆市観光協会に、狩野川記念公園を株式会社サンアメニティに、狩野ドーム及び狩野グラウンドを特定非営利活動法人伊豆市体育協会に指定にすることについて、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、担当する部長から説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

最初に、産業部理事。

〔産業部理事 堀江啓一君登壇〕

○産業部理事（堀江啓一君） それでは、私のほうから議案第140号、議案第141号について御説明申し上げます。

本件は、指定管理者の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。

まず、議案第140号。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、湯の国会館です。

指定管理者となる団体は、株式会社サンアメニティです。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間になります。

提案に至る経緯でございますが、業務実績に関しまして、伊豆市指定管理者審査会の平成27年度の答申では、総合評価としてA評価を受けています。A評価とは、協定等の内容を誠実に遵守し、協定等に定めるサービス水準、経費、利用者等の目標を達成している場合で、妥当ということになります。

また、レストランの魅力の向上や、年間パスポート等の発行など、改善措置などが答申されましたが、その後、レストランの業務委託や伊豆市民パスポートの発行など、さまざまな改善が見られ、積極的、効率的な改善運営がなされております。

これらのことから、事業の継続性という観点や、株式会社サンアメニティの実績から、引き続き指定管理者として指定することが適当であると認められ、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の公募によらない候補者の選定条文第5条第1項によりまして、伊豆市指定管理者審査会へ諮問いたしました。

その結果、今年度10月28日に開催されました同審査会において、引き続き指定管理者と指定することを適当と認めるとの答申を受けましたので、同条例第6号の規定により、指定管理者の候補者、株式会社サンアメニティについて、議会の議決を求めるものでございます。

株式会社サンアメニティの概要につきましては、参考資料のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

続きまして、議案第141号、公の施設、修善寺温泉駐車場について、御説明申し上げます。議案書253ページになります。

本件は、指定管理者の期間満了に伴う次期指定管理者の指定に係るものでございます。

指定管理者を指定する公の施設の名称は、修善寺温泉駐車場です。

指定管理者となる団体は、一般社団法人伊豆市観光協会です。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間になります。

提案に至る経緯でございますが、業務実績に関しまして、伊豆市指定管理者審査会の平成27年度の答申では、総合評価としましてA評価を受けております。A評価とは、先ほども述べましたが、協定等の内容を誠実に遵守し、協定等の定めるサービス水準、経費、利用者等の目標を達成している場合で、妥当ということになります。また、意見や改善措置については、市に対するものは出ておりますが、指定管理者に対するものは特に問題もなく言われております。

これらのことから、事業の継続性という観点や、一般社団法人伊豆市観光協会の実績から、引き続き指定管理者として指定することが適当と認められ、伊豆市公の施設の指定管理者の協定の手続に関する条例の公募によらない候補者の選定条文の第5条第1項により、伊豆市指定管理者審査会へ諮問いたしました。

その結果、今年度10月28日に開催されました同審査会におきまして、引き続き指定管理者とすることが適当と認めるとの答申を受けましたので、同条例第6条の規定により、指定管理者の候補者、一般社団法人伊豆市観光協会について、議会の議決を求めるものでございます。

一般社団法人伊豆市観光協会の概要につきましては、参考資料のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） 教育部長の金刺でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第142号及び議案第143号につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について。

指定管理を指定する公の施設の名称は、狩野川記念公園でございます。

指定管理者となる団体は、株式会社サンアメニティ、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございます。

本件につきましては、来年3月で5年間の指定管理期間の満了に伴い、次期指定管理者の指定に係るものでございます。伊豆市の公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第5条、また指定管理者を当該施設の管理者として行っている団体ということで、過去の実績、これまでの経過等を踏まえて、これまで審査をしてまいったところでございます。

サンアメニティさんにつきましては、お手元の資料の、先ほどの産業部と重なりますけれども、256ページに会社の概要等についてございますが、スポーツ振興等についても各種事業を実施していただいております、平成19年からこれまでも2期10年間にわたりまして指定管理をしていただいております。

利用者等の推移、利用者のアンケート等を行っていただいております、良好な施設の維持管理をしていただいているというようなことも受けまして、昨年度実施いたしました、伊豆市指定管理者審査会の中間評価におきましてもA評価、おおむね健全な管理運営が行われるという評価をいただいたところでございます。

サンアメニティさんにつきましては、先ほどの湯の国会館とあわせまして、教育委員会といたしましても10月28日に開催されました伊豆市指定管理者審査会におきまして御審議をいただきました。

その結果、引き続き指定管理者と指定することが適当であると認められるという答申をいただきまして、先週の教育委員会の定例会でも御審議をいただきまして、御了承いただいたものでございます。これを受けて、今回の議案の上程ということで、御説明させていただきます。

利用者につきましては、大体年間約3万人、これはグラウンドとテニスコートのみでございますが、それ以外の公園部分につきましても適正な管理をいただいているということで、お願いするものでございます。

続きまして、ページのほうが257ページ、議案第143号、こちらについての御説明を申し上げます。

今回指定管理を指定する公の施設の名称は、狩野ドーム、狩野グラウンドでございます。

指定管理者となる団体につきましては、特定非営利活動法人伊豆市体育協会、指定の期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までということでございます。

こちらにつきましては、現在、伊豆市運動施設条例に基づきまして、市民スポーツによる健康増進、余暇の促進等を目的に、社会体育施設として伊豆市教育委員会が管理をしております。

現在は、先ほどの特定非営利活動法人伊豆市体育協会に受付及び管理業務を運営委託をしております。こちら年間約3万4,000人ぐらいの利用がございまして、市民の方の健康増進等にも寄与していただいております。

伊豆市教育委員会のほうでは、平成26年10月に伊豆市運動施設再編計画というものを受けまして、スポーツ施設につきましても、市民の利用はもちろんでございますが、指定管理者の制度の移行によりまず利用促進と再編に取り組んでいるところでございまして、今回もその施策の一環でございます。関連する条例等の改正を9月議会で御承認いただいたところでございます。

伊豆市体育協会につきましては、お手元の一番最後の資料ですが、参考資料ということで説明がございまして、平成19年に法人登記をされまして、平成20年からは修善寺体育館、修善寺グラウンドの指定管理、さらには平成25年から天城ふるさと広場の指定管理者ということで、これまでも各種方面等でスポーツ振興に大きく寄与いただいているということもございました。

こういったことを受けて、今年度10月、開催されました、伊豆市指定管理者審査会のほうにお諮りをいたしました。当然、新しい指定管理でございますので、体協様からは基本的な方針、事業方針、それから市民へのスポーツ振興方針、経営計画等、多方面で御審議をいただいたところでございます。

その審査の結果、公募によらない指定管理への候補者として、特定非営利活動法人伊豆市体育協会を指定管理者とすることが適当であるという御意向をいただきました。答申をいただきましたことを受けて、伊豆市教育委員会のほうでも、先週の定例会で御審議をいただいたところでございます。

こちらにつきましても、利用につきましても、市民スポーツの振興とか健康づくりの増進のために、これまで以上に頑張ってくださいということで、今回の議案上程をさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております、議案第105号から議案第122号まで及び議案第140号から議案第143号までの22議案に対する質疑は、12月6日開催予定の本会議にて行います。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、11月30日の午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の鈴木正人議員から発言順序6番の小長谷順二議員まで行います。

また、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、12月1日の正午となっておりますので、御承知おき下さい。

なお、質疑の通告に当たっては、質疑の趣旨及び内容を明記していただくよう、申し添えます。

提出に際しては、私が確認し、内容の明記が不十分な場合は、その場で協議し、差し戻す

場合がありますので、申し添えます。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 0時31分

平成28年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成28年11月30日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	和智 永康弘君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	鈴木 正君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	鈴木 薫君	産業部理事	堀江 啓一君
建設部長	斎藤 満君	建設部理事	田村 英樹君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	杉山 和啓
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成28年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき、一般質問を行います。

今回は12名の議員より通告されております。

質問の順序は議長への通告順といたします。

本日は、発言順序1番の鈴木正人議員から発言順序6番の小長谷順二議員まで行います。

なお、議会基本条例第14条第2項により、本会議における一般質問は、一問一答方式で実施します。

これより順次、質問を許します。

◇ 鈴木正人君

○議長（三田忠男君） 最初に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） おはようございます。5番、鈴木正人です。

発言通告書に基づき、これより質問をさせていただきます。

大きく4つの項目について、お伺いいたします。

1つ目です。文教ガーデンシティ構想の整合性について、お伺いいたします。

1つ、本構想は、平成26年8月から10月の2回にわたって開催された建設戦略検討会議を契機として、平成28年3月に策定された伊豆市グランドデザイン及び第2次伊豆市総合計画に基づく伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク構想の根幹となる事業構想であります。その事業目的は、この伊豆市の少子高齢化を伴う人口減少の課題を克服するために、新中学校、こども園、公園の整備に合わせ、自然と文化が調和した潤いのある住宅地を整備する文教ガーデンシティを整備することで、「住みたいまち」としてのブランド力向上を図ることです。

また、平成28年4月17日の伊豆市長選挙にて、1万余票の得票にて再選を果たした市長は、50.2%の低い投票率にもかかわらず、この構想は市民の信任を得たと語っております。その上で、2点お伺いいたします。

①平成28年9月、住宅用地部分を病院の移転用地に変更する計画変更を発表しましたが、この計画内容の変更は、伊豆市総合計画条例第3条に規定されている伊豆市の最上位計画としての総合計画、これとの整合性はありますか。

②整合性が証明できない場合、この構想は白紙撤回すべきと考えますが、いかがですか。

2つ目、平成28年11月10日、天城保健福祉センター1階多目的利用室にて開催されました文教ガーデンシティ構想市民説明会において、事業用地の農地法第5条の規定による農地転用の手続の前に、地権者との同意書を交わす必要があるのではないかとという市民の御意見がありました。それに対して行政側からは、同意書も交わしておらず、その認識もなかったとの回答でありました。事業用地は市有地ではなく、民有地でございます。事前の丁寧な説明、そして地権者の納得の上での同意を得ることに道義上の責任があります。どのように対処されますか、お伺いいたします。

3つ目です。事業を進める上での保全（担保）の問題です。

事業用地の全ての地権者の同意は得られますか。同意をしない地権者がお1人でもいた場合、事業を進めることはできません。その際、事業構想の基本となる伊豆市ランドデザイン、第2次伊豆市総合計画は見直さなければなりません。

伊豆市ランドデザインについては各戸配布されましたが、無駄になってしまいます。その責任はどのようにとりますか。この伊豆市ランドデザインの作成に要した時間と人件費を含む費用、これと合わせてお伺いいたします。

大きな2つ目です。第2次学校再編計画について、お伺いいたします。

1つ目、平成32年4月開校予定の修善寺、中伊豆、天城の3中学校統合による新中学校建設を前提とした第2次学校再編計画について、特に湯ヶ島地区、中伊豆上大見地区、この市民の皆様は、小学校が地域からなくなってしまった上、中学校までなくなってしまったら、自分たちの地域はどうになってしまうのだろうかという不安の声が多くございます。私も子を持つ親として、また、地域の方々に支えていただいているPTAの会員として、子供たちの通学の負担の増大や子供たちを身近で見守ってくださる地域の衰退など、この学校再編についてはさまざまな問題が存在するがゆえに、慎重に議論を進めるべきであると考えます。その上で2点お伺いいたします。

①平成21年3月に決定、平成22年4月より進められた第1次学校再編（修善寺地区を除く小学校の統合）、これによる子供たち、保護者、学校関係者、地域を含む総合的なメリット及びデメリットの検証はなされていますか。

②①の検証結果をもとに、広く市民の意見を反映し、第2次学校再編計画の是非を検討する考えはありますか。

大きな3項目めです。通学路の安全整備についてお伺いいたします。

日も短くなり、特に子供たちの下校時間はつるべ落としによって、交通安全上、そして防犯上の安全が損なわれやすい時期となりました。市内の通学路に設置されている防犯灯は足りているでしょうか。市で現状を把握されているのであれば、早急に対応していただくよう願います。また、これを機に、省電力で長寿命のLED化を進めたいかがでしょうか、教育長の考えを伺います。

大きな4項目です。上水道の更新整備状況についてお伺いいたします。

平成28年6月、定例会の所信表明におきまして、市長は、総延長400キロメートルにも及ぶ水道管の維持管理も大きな課題であり、従来どおりの事業を継続しているは、水道管の更新に200年もかかると述べております。私の後援会の方でも、鉄管が老朽化して赤さびのまじった水が出てきて、安心して水を使うことができない、そのような声を聞いております。市民の命を守り、安心・安全を担保するために、非常に大事なこの事業の予算措置も含めた進め方についての行政の考えをお伺いいたします。

以上、質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

文教ガーデンシティの（2）と（3）の一部は、後ほど総合政策部長から答弁をさせます。それから、水道につきましても、私が全体を述べた後、建設部長に答弁をさせます。

まず、御質問にございましたランドデザイン総合計画等々の整合性の問題ですけれども、一般的には行政の長期計画は、総合計画という20年計画をつくります。そして、それを後期・前期に分けて執行していく、その総合計画に基づいて執行していくわけです。ただ、これまでの総合計画というのは、今行っているいろいろな計画をまとめて、総合計画として束ねたということが非常に多かったわけです。それでは全体の政策の整合性がとれませんので、伊豆市としては、今回この伊豆市ランドデザインというものを作成をいたしました。

これは2つ理由がありまして、1つは、総合政策にかかわるような全体のバランスをとるということと、もう一つは、伊豆市が当面しております極めて大きなこれから環境の変化が出てまいります。1つは、2年後の伊豆縦貫道天城北道路、これは伊豆市内で月ヶ瀬まで天城北道路、つまり伊豆縦貫道が延びるということで、非常に大きな影響があります。そして次に4年後の東京オリンピック、これはもう我々が生きている間には二度とありませんから、世界最高イベントが伊豆市開催となるということは、まさに何百年に一度あるかないかという。ただし、この2つは、ほとんどオリンピックの開催以外は、私の3期目の任期中に起こりますから、現行体制で行うということになります。

そして、長期的には、伊豆縦貫道が下田までつながります。これは極めて大きな事業であ

って、今まで伊豆半島になかった自動車専用道路が、東名、新東名から沼津を起点として下田まで完成する。これは伊豆半島で恐らく百年に一回、二百年に一回という事業だと思います。幕末から今まで約150年、その間に伊豆縦貫道という自動車専用道路はなかったわけですから、一体、伊豆縦貫道が下田まで伸びたとき、伊豆半島の中で伊豆市が中心地となったときに、私たちはどうなっているべきなのかということを描いたのが、このグランドデザインです。このグランドデザインというのが、まさに伊豆縦貫道が下田まで伸びたときに、私たちはそれを活用してどうありたいのか、どうなっていたいのかということの基本的な考え方なんです。それは長期的な話ですね、20年かかるか、15年でできるかわかりませんが。

そして、中期的な目標というのは、まさに今回の総合計画の期間です。ですから、2016年から37年までです。ごめんなさい、さっき20年と言いましたけれども、10年で5年、5年ですから。失礼しました。中期計画というものを定めたわけです。これに従って、言ってみれば、グランドデザインの中期間にはこうなっていたいというのが、総合計画の目標というものになっているわけです。

そこで、議会ではこれまでも何度も申し上げてきたんですけれども、計画というのは、その目標に到達するための道順、手順ですから、そのとおりにやるのが目的ではないんです。その10年後にありたい姿、あるいは20年後にありたい姿をどのような手順でそこまで到達するかというのが計画なんです。ですから、できるだけ計画というのは、綿密に描いたほうがよいのですが、変わるときがあります。それは世界が変わるときもあるし、日本が変わるときもあるし、我々自身が変わるときもあります。その変わったときに、どこが変わったのか、それは変わったことも仕方ないのか、変わったけれども、戻すほうがいいのかという判断基準が計画なんです。そういう性格のものなんです。

したがって、ここで申し上げたいことは、まず総合計画との整合性というのは、総合計画というのは、そういう性格であるということ。それから、グランドデザインもそういう性格であるということです。

そこで、皆さんにぜひお考えいただきたいことは、今議員から御指摘のありました、住宅地部分はどうなのかということであって、ここ一、二カ月間、ずっと住宅地で計画してきた、それが病院にかわるのはおかしいではないかという御議論ですが、より本質的な話は中伊豆温泉病院が移転をするという事業に対して、伊豆市がどういう姿勢で臨むかということが、より本質的な話なんです。今、中伊豆の小川にあり、400人近い従業員さんがいらっしや、10人のお医者さんがいらっしやる。伊豆市の中ではお医者さんの数が一番多い病院が移転するのであれば、伊豆市は関与しない、それはどこでもいいということになれば、日赤を核とした現在の総合計画、文教ガーデンシティを温泉病院なしという環境の中で、ほぼ総合計画どおりに進めるということは、できないわけではありません。しかし、市長として考えた場合に、中伊豆温泉病院が移転するのであれば、別に市外でもどこでも結構ですということには、私はならないと判断をしたんです。そして、今まで中伊豆でも、ほかのところでも御説

明をした結果、いや、市長の言うことは我々の民意と合っていないと。中伊豆温泉病院がこちらにかわることによって、総合計画が変わるので、田京でも葦山でも三島でも、どこでも構わないという御意見の方は1人もいらっしゃいません。現時点で、私が聞いている範囲内で。どこで伺っても、一番移転したら苦しいであろう中伊豆で伺っても、どうしてもやむなく動くのであれば、やはり修善寺の駅の近くになっても伊豆市内に残ってほしいという方が、私が聞いている範囲内では全部です。

そうすると、文教ガーデンシティ構想を変えなければ、つまり計画を変えなければいけません。つまり、中伊豆温泉病院の移転というものが、この総合計画の一部、その骨格を成す文教ガーデンシティ計画を変えるほどの影響なのか、変えなくてもよいのかという、今、主権者の皆さんの御判断を伺っているわけです。これまで議員候補だった皆さん、あるいは議員の皆さんは、市長としての私に対する御質問は、整合性がとれていない、あるいは計画と変わった。計画と変わるかどうかを今、検討しているわけであって、主権者である市民の皆さんが、いや、温泉病院はさほど影響しないので、どこでも結構ですということであれば、そこを見直す必要はないわけです。しかし、どう考えても、現時点で市民の皆さんから、いや病院はどこでも構わないという御意見よりは、圧倒的に、移転しても、少し動いても、何とか市内に残すように市長が頑張ってくれという御意見が多いんです。そこで議員の皆さんに、そこはしっかり御検討し、御議論いただいた上で、いずれ今度は厚生連との具体的な条件の話が出てきますので、そういった条件の話し合いをするためには、まず私たちの総意が、方向が決まらないといけない。今はそのための検討を厚生連の中でやっていたらという状況です。

したがって、このランドデザイン、これは幾らかかったかは後ほど部長から申し上げますけれども、これが全く役に立たなかったわけではなくて、これは平成37年、それから伊豆縦貫道ができたときに、伊豆市はどうなっていたいという、基本的な将来像を描いたものですから、表現の仕方も計画のような、こうします、こういうふうに行っていきますではなくて、こうなっていますという現在完了形の書き方になっているのが一般的です。

さて、2つ目の上水道について……残余の部分は総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） それでは、（1）については、今市長のほうから答弁があったと思いますので、（2）の転用に対する同意についての認識についてお答え申し上げます。

まず、（2）の農地転用に関する同意についての御質問ですが、農地転用及び開発行為等の手続に地権者の方の同意が必要であるということは認識しております。現在、法令に基づいて新中学校用地の用地交渉や手続を進めておりますが、その交渉の中で事業の説明や売買に関する御相談とともに、農地転用及び開発行為の同意に関する説明も現在、させていただいております。

さらに、今までも事業の概要や必要性、スケジュール等を御説明させていただいておりますが、今後もより具体的な計画を丁寧に説明させていただいて、御協力いただけるよう努めてまいりたいと思いますので、その（3）における地権者の同意は得られますかという御質問に対しては、今後、地権者の方の同意を得ることができるように、さらに努力してまいりますということでございます。

その次のランドデザインにつきましての、伊豆市ランドデザインの作成に要した時間と費用についてお答え申し上げます。

ランドデザインに要した時間でございますが、平成27年4月に庁内組織として伊豆市新建設戦略検討委員会を発足いたしまして、約1年間かけて作成いたしました。費用につきましては、地方創生の交付金を活用いたしまして、総合戦略のアクションプランを策定するために、委託費として約960万円支出いたしました。地区ごとにワークショップを開催して策定したアクションプランの作成という業務がほとんどを占めてございます。

この960万円の中でランドデザインもアクションプランとあわせて作成したんですが、ランドデザイン作成のための業務ということは、確実にここまでがアクションプランでここからがランドデザインというのがはっきりと仕分けるのが難しいんですが、主に製本のためのページレイアウトやイラストの作成、また印刷費用、そういったことを考えると、その960万円の支出全体の約1割程度の費用がランドデザインに充てられたのではないかとこのように考えております。

また、もう一つは、人件費を含むということで、人件費についてなんです。ランドデザイン業務の専任の職員がいないということで、金額を出すのは非常に難しいという状況です。したがって、確たる金額というのは申し上げられないんですけども、仮に担当職員が0.2人工程、年間の業務に占める割合の20%程度をランドデザインの業務に参画して、さらにその補助として数名の職員がかかわったと考えると、0.2から0.3人工程の人件費がかかったのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

5番、鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） まず、市長のほうの答弁に対しての再質問です。

先ほど計画は変更が前提であるという御発言がございました。周辺の環境に即して変更する必要があるというお話がございましたが、それでもって先ほどもお話ししましたけれども、私の質問にあるいわゆる整合性、これについては証明できるという認識でよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この計画との整合性ということではなくて、計画の性格が計画のとおり100%やりなさいということが計画の目的ではないということを示している。計画というものは、目標に到達するまでの手順、道すがらを描いていますから、何か状況が変わっ

たときに、それに応じて変わっていく。その判断基準なんです。ですから、中に大きな状況変化があったわけで、それに対応するということは、まさに計画そのものの役割なんです。ですから、整合性がとれていないというのは、計画の性格からいって、あり得ないんです。どんな状況が当てはまっても、計画どおりにやるということは、これでは計画になりませんから。ですから、大きな状況の変化があったら、それに対応するというのが計画をつくる目的ですので、そこをぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、お尋ねします。

伊豆市の総合計画条例というのが平成26年3月28日に議決されております。その第7条というところに「個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、また変更するときは総合計画との整合を図るものとする」というふううたわれております。そして、「基本構想及び基本計画を策定し、また変更するときは、あらかじめ伊豆市総合計画審議会に諮問するものとする」、そして「基本構想を策定し、また変更するときは、議会の議決を経なければならない」等々、条例にその変更にかかわるところの手続がうたわれてございます。このことにつきまして、今の御発言の中、こういった手続、こういったことを念頭に置いて考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさにそのとおりなんです。まさにそういうことなんです。何度も申し上げますけれども、今、温泉病院に決まったわけではないんです。その方向でそれが実現するかどうかを今、厚生連で検討いただいて、そして一定の検討結果が出てきましたら、今度は私たちと幾つかの協議が当然、具体的に始まっていくわけです。その上で、できるとなったら移転ということもあるかもしれませんし、あるいは、やはり残念ながら実現できないということで、住宅整備ということになるかもしれません。いずれかの結論を得たときには、都市計画審議会にもお諮りしなければいけないし、総合計画の審議会にも諮問しなければいけないし、議会にもお諮りしなければいけないし、まだそこまでいっていないということなんです。

ただ、温泉病院を移転させる先がどこでいいか、伊豆市ではもう1カ所しか提案できませんので、それに対して市民の皆さんから、そんな必要はないと。病院はどこでもいいんだという御意見は伺っていないので、伊豆市が唯一提案できる場所で今、厚生連で御検討いただき、そこでやろうということになったら、今、議員がおっしゃったような幾つかの手続を経て修正をしていくという作業に入っております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） それであれば、そのような手続を踏まえられるということでございま

す。仮に病院が移転するというのであれば、これは計画内容の変更ということで、そういうふうには私は認識をさせていただきました。

その上で、この文教ガーデンシティについては、お話ししたように、新しい中学校、そしてこども園、公園、当初は住宅地でございました。そこが病院になるということになるかもしれないということなんですけれども、そういうことであれば、計画内容の変更については、個別とはいえど、当初、その4つの事業を一体的に整備すると、そのような構想であったはずでございます。その際には、かなり手続、やはり総合計画の見直しであるとか、そういったことが中学校建設についても問われなければならないということになるわけでございまして、時間的なそういったタイムスケジュールの見直しをしなければならないと思いますが、その辺についてはどのようにお考えですか、伺います。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 時間がタイトなことはそのとおりでございまして、これは厚生連側にも時間的に非常に厳しいスケジュールであるということは申し上げます。ただ、当初から住宅地予定部分というのは、合併特例債を充てておりませんので、財政的にその部分の期限があるわけではありませんが、しかし、今度は今、一番実は大きな焦点になっているのは、下水道なんですけれども、そこが住宅地のままであるか病院であるかによって、下水道の整備がかなり変わってきますので、それは全体の計画を制約いたしますから、全体が一体事業ではありませんけれども、しかし、一体的にこの地域を変えていくためには、そういった大きなインフラ整備というものを早急に具体化する必要があります。そういった意味では、時間的にはかなりタイトであると私どもも認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、その上でなんですけれども、今の答弁からすると、整合性がありますかということについては、明確に私としてはちょっと御回答いただけていないんじゃないかなと。②のところでは整合性が証明できない場合には、この構想は一度白紙撤回をして、もう一度市民の皆様のお声をしっかりと酌んで、皆様が賛同し得るような、そういう政策にしていきたいというような形でお伺いをいたしておりますが、そういった中で、整合性が証明できない場合については、やはり一旦、白紙撤回すべきであると思いますが、そのことについてはどのようにお考えですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと繰り返になってしまうんですけれども、どんな状況の変化が起こっても、計画というものは、そのとおり、描いたとおりに行われるものではないんです。大きな災害が起これば変わりますし、リーマンショックのようなことが起これば変わりますし、今回、温泉病院の移転という問題がこれに影響を与えないほどの程度なのか、大きな影響を与えるのかということは今、皆さんに御検討いただいているわけです。現時点にお

いて、私のところには病院はどこでもいいという御意見はなくて、むしろ市民の皆さんからは、自分たちの安全のために、自分たちの命と健康のために、ぜひ残してくださいという意見のほうが、現時点では私のほうには多いんです。それを踏まえた上で、皆さんに御議論いただいた上で方向が変われば、諮問もするし、議会にもお諮りをするという、当然、文教ガーデンシティの絵は変わってまいります。そこまでは……まだ誤解があるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） そもそもこの構想が、初めにも申し上げましたけれども、やはり事業目的というものがあるはずでございます。説明会等々で総合戦略部の部長もおっしゃっていましたが、病院がこの住宅地にかわって移転するということでも、すぐ住みたいまちとしてのブランドは保たれるというような、ちょっと私もよくわかりかねる答弁だったんですけれども、そもそもこの事業目的、やはりこのまま伊豆市が少子高齢化が進んで、さらに人口が流出してしまう。それを食いとめるための施策のうちの一つではなかったのかなというふうに思っています。ですから、その上で、やはり当初の事業目的を果たせるように、そのところは慎重に議論を進めていただきたいと思います。

次の2番目、農地の地権者との同意のところに移らせていただきます。

こちらのほうは市民説明会のほうでも、同意書、いわゆる書面で地権者の方と同意を得なければならないのではないかという御質問があつて、それに対しまして市のほうが開発行為を含めた農地法第5条に基づく農地転用手続については、そのタイミングで同意書を交わすという回答をいただいております。

そもそもの話をさせていただきたいんですが、これまでも私が聞いている中では、この文教ガーデンシティ構想については、関連部課長会議の中で毎月お話し合いを持たれているというお話を伺っております。せんだってのこの11月の説明会で市民の方に指摘されるまでは、本当にこの同意書の件については、今、こちらにおいでになる部課長の皆様、その会議の中での認識はなかったのですか、もしあつて、そのような御発言がされたんですか、そのあたりを部課長の方々、個々でいいですから、あつた、ないか、それについて御答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私のほうから全体的なことを申し上げますけれども、ちょっとその前に1つだけ前提条件ちょっと違っているところがございますので、訂正をさせていただきます。

文教ガーデンシティ構想の中核事業は住宅地ではなく、何度も申し上げているとおり、新中学校なんです。まずは教育委員会のほうで中学校統合を先行させるという教育計画が出てきたわけです。それに対して、市長としては、新しい中学校というものは中伊豆町と天城湯ヶ島町から中学校をなくすということなのであつて、伊豆市建設にとっては極めて大きな事

業なので、やるのであれば、この全く新しい中学校を核として伊豆市の未来につなげる事業にほかの事業も併設をしたいということで、この文教ガーデンシティ構想という事業を編んだわけです。中核事業は発端も新中学校なんです。ですから、全体で約90億円と現時点で見積もっている。もうちょっと上がるかもしれませんが、その50億円余りは中学校に充てているわけです。

これは後で教育委員会からお話があると思いますけれども、これまで説明してきた旧天城湯ヶ島地区、中伊豆地区でも父兄の方からは極めて高い期待を寄せられていて、むしろ早くしてくれという御意見のほうが多かったようなんですけれども、ここまで御説明してきて、そして親御さんたちもそういういい中学校なら早くつくってくださいということに対して、白紙撤回するということは、それをもっと先延ばしするという事なんです。お母さん方の不満で私がよくわかるのは、最初は30年から32年の間というお約束をしていましたから、1年生で入れる予定だった子供さんが3年生になってしまったという、こういう不満は耳にしております。これはもっともなことなんです、もっと先延ばしにするということは、一番この学校に通う子供さんたち、親御さんたちにとって、もっとマイナスになってしまうのではないかということ、1つは危惧するわけです。

もう一つは、市長としては合併特例債を今、予定をしておりますので、50億円の事業ですけれども、市の投資負担は2億円。15年間の償還を含めても15億円で今までつくることのできなかった新しい校舎、なるべく天城の木を使いたいと思っておりますし、市民の皆さんのエリアもつくるような、そういった安全な中学校をつくらうとしているときに、これ、完全にできなくなりますから。文教ガーデン、ここで白紙にするということは、もう合併特例債は使えないということですから。今の古い校舎のままで、あとはぎりぎりの耐震補強をしながら3つの中学校を維持するというのが、私には伊豆市の子供たちにとっていい事業とは思えない。そして、もし同じものをやるのであって、白紙撤回をして先に延ばして同じ事業をやるのであれば、今度は圧倒的に市民の皆さんの負担がふえますから、それはやはり市民の皆さんが望んでいることではないのではないかと思います。

それから、農地の手続については、1つ私ども行政側にも戸惑いがありました。というのは、あのときの御質問は、完全に民間の方の経験に基づく手続で、こちらは実は行政の手続しか知らないもんですから、行政と民間のどこが違うのかというのを正確に答えられなかったというところがあります。ただ、行政がやる場合には公共事業で、また収容事業にするということで、民間とはかなり違う。かなり違う手続になってきますので、そこについてはこれからもう少し丁寧に御説明をしてまいりたいと思います。総合政策部長と建設部長から手続について加えることがあれば、答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 御質問にございました農地転用について認識があったかなかったかということなんです、市民説明会のときに御質問があったのは、農地転用手続に

先立って、その前に転用の同意書をとる必要があるのではないかという御質問と、あと開発行為もあわせて同意書をとるべきではないかと、そういった御質問だったかと思います。

我々は農地転用とあわせてとるという認識だったんですけれども、そこについては、契約スケジュールとの兼ね合いがございます。と申しますのは、転用の同意をとるからには、金額を提示する必要があるわけですね。公共事業のために土地を譲渡する場合というのは、租税特別措置法上のいわゆる5,000万円控除と呼ばれる控除を受けることができるわけですが、その金額を提示した後、6カ月以内に契約をしなければ、この特例措置を受けられないという決まりがございます。したがって、我々事務局といたしましては、税務当局との協議期間を十分に確保して、地権者の方が確実に特例を受けられるような形で、なるべく地権者が有利になるようなスケジュール管理を行う必要がございましたので、手続の前に同意書をとるのではなくて、十分にこちらで調査した後、確実に租税特別措置法上の控除が受けられるということが確認された上で、あわせて転用の同意書をとっていきたいというふうに考えていたわけでございます。

なお、市民説明会でも御説明したんですが、農振除外の申請におきまして、文教ガーデンシティ構想と農地の具体的な転用スケジュールというのをおあわせて御説明しております。さらにその同意書の目的欄に「伊豆市文教ガーデンシティ事業」と明記されておりますので、文教ガーデンシティ事業を前提とした農振除外申請について同意していただいていると、そういった文書を取り交わしておりますので、決して何も担保がなく手続を進めていたと、そういったことはないと考えておりますので、御質問にあるような道義的責任というのは果たしているのではないかとこのように考えております。

また、開発行為の同意書につきましても、市の開発行為というのは、県の開発行為に準じてその基準が設定されておきまして、県の開発行為の許可基準というのは、原則として全ての地権者の同意を求めるとしておきましますので、こちらについても、開発行為の許可の協議までには、農地転用とあわせて同意書を得ていく予定でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 鈴木議員、各部長の確認を求めますか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 建設部長からお願いします。

○建設部長（斎藤 満君） 建設部長の斎藤です。よろしく申し上げます。

ただいま総合政策部長が申しましたように、民間と公共施設はちょっと違う、市民説明会でも申し上げましたが、許可ではなくて協議となりますが、ただいま和智永部長が申しましたように県と同様、権限移譲で開発行為については市にございますが、県の基軸に沿っておりますので、同意は求めます。

以上です。

○議長（三田忠男君） どうですか、ほかの部長、答えられる方は答えてください。

再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 部課長会議は総合政策部長と建設部長、その方だけの出席ということ
でよろしいんですか。そのほかの出席された部課長にも私は答弁を求めています。

○議長（三田忠男君） 各自答弁をお願いできますか。

建設部理事。

○建設部理事（田村英樹君） 建設部理事の田村でございます。

私も部長会議に出席しております。私の考え方も、今、建設部長が申し上げたとおりでござ
います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 順次、すみません。

産業部部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 産業部長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

農地転用の関係につきましては、先ほど総合政策部長が申し上げたとおりに、まず最初に
農振の除外の関係等を進めさせていただいて、その後、除外が認められた後に農地転用の手
続に入るという形で私のほうも認識をしております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩させてください。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時14分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど鈴木議員と協議いたしました。何名かの部長に答えていただいております。本来
はこの質問事項について通告がありませんでしたので、協議の結果、鈴木議員の次の質問に
入らせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 鈴木議員、よろしいでしょうか。答弁を求めますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 鈴木議員、どうですか。再質問を求めますか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 部課長会議というのが毎月1回やられているという中で、必ずしも文
教だけを取り上げているわけじゃないかもしれないんですが、私どもにはどういう会議体がある
かというのは全くわかりませんので、その中でこの文教についての、いわゆる用地取得

の話が議題に上がった中で、関係された部課長の方に御発言いただきたいという、そういう趣旨で私は質問させていただきました。

その上で、それであれば、今、複数の部課長の方に御答弁いただきましたが、いずれもやはり民間と行政との手続の手法が違うという認識であっても、先ほどの同意書を交わすタイミング、そのこのところについては同じような認識を持っていらっしやったという前提で、この11月10日の市民の方の質問に対して、その場で同じような答弁をすることができたんじゃないでしょうか、その辺はいかがですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 市民説明会の御質問の内容が農地転用の手続に対して同意書が必要ではないかということについて、当然その同意書が必要だということはその場でお答え申し上げています。

ただ、手続の前に必要ではないかということについては、そのスケジュールとの兼ね合いがありましたので、今御答弁申し上げましたように、正確な手続上の確認をとる必要があったものですから、そのときに確認をした後にお答えしますということで、その後、確認をしてお答えしましたので、一応そのときの認識としては、正確な確認を要する事項だと判断して、確認してお答えするというふうにはお答え申し上げました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 時間も余りありませんので、確認させてください。

その同意書の取り交わしについては、地権者の方は当然なんですけど、この中に抵当権者、あとは小作をやられている小作者、その方の同意も得ることは含まれておりますか、それについて御答弁願います。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 地権者というか権利者ですね、権利者には地権者、そしてその抵当権を設定しているような方も含まれますので、法令上同意が必要な権利者の方には同意を得て進めないと、当然その手続自体が完了しないのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） かなり時間的にも、やはり労力も時間も要する大変な作業になるのかなと思います。その下で私も書かせていただきましたが、やはり地権者の方に納得していただき、同意を得るという作業、本当に丁寧にやっていただきたい。地権者の中には、やはり耕作をもう諦めて、この市の進めるところに協力はしたいんだけど、なかなかそのところでもって先は見えないというお話があったりとか、いろいろとやはり地権者の方も迷われている方が多いというふうに私も聞いています。ぜひ、その辺は、道義上の責任と私は書かせていただきましたが、その責任を果たしていただくようにやっていただければと思います。

先ほどの御答弁の中で、伊豆市のランドデザインについての費用については、およそランドデザインだけで96万円、あとプラス人件費と年間の人件費の20%、30%の人件費が上乗せになる費用が捻出されているというお話もございました。そのほかにも、やはりこの文教ガーデンについては、既に執行され、また議会で議決された予算が2億円、3億円ぐらいあるんじゃないかと思います。ぜひ慎重に地権者含め、そして市民の方々を含め、丁寧に説明をされた中で、やはりそういった民意をすくい取っていただけるように、そういうふうに慎重に議論を進めていただきたいと思います。

次の第2次学校再編計画、これについての御答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 教育長の西井といいます。よろしく願いいたします。

それでは、大きな2つ目の質問の第2次学校再編計画について。そのうちの①第1次学校再編による子供たち、保護者、学校関係者、地域を含む総合的なメリット及びデメリットの検証はなされていますかについてお答えします。

4町の合併後、市内の小学校では、少子化が顕著で、中には複式化が見え始めた小学校もあり、保護者との意見交換を実施し、御意見を伺いました。あわせて、学校施設の老朽化も進行し、伊豆市教育振興審議会に対し、「小・中学校の適正規模・適正配置について」を諮問し、審議会による学校再編を語る会が市内各所で開催され、意見をまとめた答申書が平成21年1月に提出されました。

その答申を受け、教育委員会では、よりよい生徒のための教育環境づくりを第1に、市内の小学校、続いて中学校を再編する伊豆市学校再編計画を策定いたしました。学校を再編するに当たり、保護者・市民の方々には説明会の開催、それぞれの再編について協議する準備委員会の開催と、その内容を伝える「たより」の発行など、御理解いただくよう努めてまいりました。

学校再編後の検証として、土肥小は2年半、中伊豆小は1年半が経過の段階で各小学校の保護者を対象にアンケートを実施し、「再編はよかった」の回答が両校とも70%を超えています。一方で、通学に関する課題も出されていますので、継続して取り組んでおります。

現在、天城地区の保護者につきましてもアンケートを実施するところであります。また、議員の中にも触れられておりましたが、さらなる検証として、学校再編を体験した児童生徒にアンケートを実施し、その成果や課題をまとめて公表していきます。

次に、「検証結果をもとに、広く市民の意見を反映し、第2次学校再編計画の是非を検討する考えはありますか」についてお答えします。

教育委員会としては、アンケート等の結果や市民説明会での意見を伺いながら、学校再編に御理解をいただけるよう努めてまいります。伊豆市の子供たちのよりよい教育環境を整え

るため、第2次学校再編計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） まず、①のほうの第1次学校再編、この小学校統合による検証の件についてお伺いいたします。

もう1度確認したいんですけども先ほど教育長は、「再編がよかった」70%という数字があるんですけども、これは保護者の方対象のアンケートというようなことでおっしゃっていましたが、私、この前段で書かせていただきましたけれども、学校というのは、特に湯ヶ島の上地区の宿であるとか西平地区、そこは湯ヶ島小学校がなくなってから、小売店を含む商売をなさっていた方がお店を閉じてしまったりとか、お子さん自体が減ってしまったりというような、そういう声が非常に多い。上大見についても、やはり八岳小がなくなって、大東小がなくなってと。やはりそういった声が非常に多い。

私、学校というのは、教育長もお考えでしょうけれども、やはり地域の方々に支えられてと、そういう位置づけが非常に大きいインフラですから、そここのところの検証をどのようにこれからすくい取っていくのか、そここのところ、例えば各行政区ごとで構わないです、全戸アンケート、これを実施していただく。それでヒアリングを含めて、やはり広くヒアリングして、検証していく、そのようなお考えはありませんか、伺います。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 説明会の中で、今議員がおっしゃったように、学校がなくなるという事は地域にとっては大変なことです。全く同じような意見を私たちも耳にしたりはしております。ただ、そのことも大事であるし、もう一つ、やはり子供たちの教育ということの部分も大事だし、私たち教育委員会としては、子供たちの教育環境が第1と考えているものですから、保護者の我が子を見てどうだったのか、そしてまた、新たに子供たちにも今回は聞いてみたい、そんな考えでいるものですから、その中から読み取っていききたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） ということは、あくまでも学校に携わっている保護者、そしてお子様、児童生徒、そちらに対しての聞き取りというところに特化すると。それで教育行政を進めるという認識でよろしいですね。地域の方々は置き去りということで、それでよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 決してそんな極端なことは考えてはおりません。地域の人たちの意見等につきましては、市民説明会の場で同じく今回も中学校のことについても説明をしましたし、私たちが意見を聞く機会はあるわけですし、また、保護者対象の説明会等にも地域の人たちも来ていただいているということもありますので、その中で意見は聞いていきたいと

いうふうには考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） それでは、今①のことについて私、話させていただいておりますが、②に行く前に、やはりこの①というのは私、非常に大事なところだと思います。やはり学校が地域からなくなるというのは、先ほどからも申し上げているとおり、子供たちもやはり通学の負担というのは確実にふえております。私も天城小にいますけれども、やはり上地区の宿、西平、そして茅野、大滝、そちらのほうから、長野も含めてなんですが、バス通学で通ってくる。特に低学年の子供たち、バス停で待っていれば、やはり大変だなという顔が見えます。授業中も眠たい目をこすって一生懸命勉強しています。そういったこともあるわけです。ですから、そういったことを含めて、今度は中学校が天城、中伊豆からこちらのほうへ移る。同じようなことが起きないか。そういうことを事前に認識する上で、私はやはりステップを踏まなければいけないと、そのように感じるところでございます。ぜひ、広く市民の皆様方の御意見をいただきながら、慎重に議論を進めていただきたいと思います。

次の質問事項、通学路の安全整備についてお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） それでは次に、通学路に設置されている防犯灯への対応としてLED化についてお答えします。

教育委員会としては、各小学校で開催する交通安全リーダーと語る会や、道路管理者と連携した通学路の点検により、子供たちの通学時の安全確保に努めております。御指摘の防犯灯の現状につきましては、総務部防災安全課が所管しており、区長からの要望書を受け、毎年30カ所程度の整備を行っていただいております。この中に通学路関連もございまして、新設の防犯灯は全てLEDの防犯灯で整備を行っておりますが、電気料や維持管理は、要望された区で御負担をいただいております。

御指摘の通学路への防犯灯整備につきましても、各学校や保護者の方々、地区、防災安全課や市道・県道路管理者とも連携しながら、防犯灯整備による通学路の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 年間30カ所程度、その防犯灯についてはLED化を進めていらっしゃるという御答弁でございまして、市内にはこの該当する、まだこれから防犯灯を設置しなければならない、防犯灯は、やはり設置する箇所、個数と伺いますか、やはり照度がなくては意味がないわけですから、その辺も含めて現状把握した上での計画、そういったものが組み

ている中で、今は総務部の防災安全課が担当されているということなのですが、そのような計画がつけられて行っているもののでしょうか、御答弁願います。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 先ほどの防犯灯につきましては、基本的には総務部のほうに、我々学校サイド、さらには地区の自治会に御協力をいただいた中で整備を進めております。

先般、文部科学省のほうでも、やはり通学の安全対策ということについては、まず危険箇所を現場のほうでちゃんと点検をしてくれというような通達が、きのうの日経新聞でございますけれども、そういった通達が出て、その検証もなされております。

当然のことながら、伊豆市としましても、この通達を受けまして、国土交通省ですから建設部局、さらには市道部局、交通安全部局と連携をとりながら学校等交通安全を語る会等でニーズを聞きながら通学安全の確保につきまして、万全を講じたいということで、現場の点検等も含めた中でこれから作業を進めてまいりたいという考えでおります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） 私もちよっと調べたんですけども、平成24年になりますか、文科省、国交省、あと警察庁、こっちの3つの省庁で通学路の交通安全確保に関する緊急合同点検の指示が出されまして、緊急合同点検が実際に実施されたと。それに基づいて、いわゆるPDCAサイクルを回す、継続的な安全性向上のためにこれが必要であると。これに対して実施をなさという指示が出されているはずでございます。その上で私が先ほど申し上げましたのは、通学路自体の整備であるとか、あとは防犯灯、そういった安全・安心を担保する、そういったところの安全整備について伊豆市として、もしくは教育委員会としてでもいいんですけれども、整備計画と申しますか、それに基づいてやっているのでしょうか。そうじゃなくて各行政区の区長から要望があったものについてやっている。ということは、市のほうでは整備しなければいけない箇所を市として把握しているのかしていないのか、そこについて答弁願います。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、通学路の安全かどうかという確認につきましては、毎年小学校のほうで、これは大仁警察署が中心となりました交通安全を語る会ということで、通学路につきましての安全の確認、場合によっては交通ルールの指導でありますとか、そういったことも含めて子供たちに危険箇所、これは保護者も含めてですけれども、そういった場所の確認を行って、必要に応じて防犯部局と連携をとりながら対応しているところでございます。こういった活動は、これからも継続的に進めなければなりませんし、先ほどの文部科学省の指摘等も受けまして、教育委員会の現場としてできる対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） ぜひ、このところは積極的に進めていただいて、本当に早急な対応を進めてもらいたいというふうに切に願います。

次の4つ目の上水道の更新整備状況について、それではお伺いたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 冒頭、私から申し上げます。

ちょっと正確に覚えていないのですが、六、七年前だったと思うんですが、シダックスの志太代表から御紹介をいただきまして、公民連携研究会に研究を委託いたしました。志太代表は大変に公民連携に御熱心で、官房長官等々と連携をしながら、うちのような中山間地がどのように民間の活力を活用して機能を維持していくのかということをお大変熱心に研究をされておりました。そこで、この分野では大変にお詳しい東洋大学と公民連携研究会で伊豆市の水道の事業を検討していただきました。その結果、人口が少なく非常に広い、人口密度の少ない伊豆市にあっては、水道の民営化というのは無理だと。一番望ましいのは民間事業者大幅に業務を委託することであるというような結論をいただきました。その後、しばらく時間をかけて、一体そういうことができるのかどうかを検討いたしまして、この秋に以前の管工業組合であったものが、全ての水道事業者さんが入って、新たに組合ができましたので、どのような形で何を委託していくのか、それによって効率的な整備をしていくと。少しでも同じ予算で効果的な整備をしていく。そして、総事業費については、これは別途やはり総務省、国の予算が必要ですので、財源の確保の仕方については、私のほうでまた引き続き国としっかり話をさせていただかなければいけない。現在行っている具体的な事業については建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） それでは、ただいま市長からありました整備について触れさせていただきます。平成16年の合併時から水道事業が一つになりましたので、それから12年、平成27年までの更新状況を述べさせていただきます。

約400キロ、市の管理するものがあると。正確にいきますと、392.4キロということになります。そして、毎年更新工事は行っておるんですが、この12年間で3万6,776メートル、約36.8キロの水道管の更新をしております。ただ、これが合併以前も各旧町におきましては、更新はしておると思いますので、その距離はちょっと入れておりません。水道管の耐用年数等々、それらも更新したということになると思いますが、一応、合併時からは約36.8キロ、確かにそれで割りましても相当の年数がかかりますが、今後も更新はしていく予定でございます。

水道管の維持管理のためには、安定した水道事業収入が必要となります。収入が減少いた

しますと、施設の維持に影響を来すこととなります。そのために、来年度から2年をかけまして長期的な施設改良等を目指します伊豆市の水道事業の経営戦略を策定する予定となっております。ここで予算的なことや、また施設の更新計画等を計画していきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

○5番（鈴木正人君） かなり400キロで、普通……今までのペースだと200年もかかると。この数字を聞いたときには、私も非常に驚いたわけなんですけれども、単純に換算すると、今大体メートル7万円ぐらいの在庫の費用がかかるというようなことをちょっと聞いてきたんですけれども、ざっくり400キロということで計算すれば、280億円ぐらいの財源が必要だという非常に大きな事業であります。そしてやはり市民生活にとって非常に大事な事業でございますから、先ほど建設部長からもお話しがございましたけれども、ぜひこのところは積極的に進めていただいて、市民の皆さんが安心して水を使える、そういう環境をぜひつくっていただきたいと思います。

時間もあれなんで、最後になりますけれども、やはり私はこれから、先ほどの通学路についても、この水道についても、そういったところでまだまだ行政が手を差し伸べるべき、そういったところが、非常に市民生活に近いところで必要なところというのが大きなところだと思います。私は前段で文教ガーデンシティの是非等質問させていただきましたが、とにかく市民の皆さんに広く意見を聞いて、そして市民の皆さんとともに、このまちを将来にわたって引き継げるまちにしていくために、時間をかけてでも皆さんが暮らしやすく住みやすいまち、そういったところに向かって慎重に議論を進めていくべきと思います。思い切った政策転換も私は必要であるのではないかなというふうに思いまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） これで、鈴木正人議員の質問を終了いたします。

ここで、10時50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時49分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 次に、12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 質問する前に、1カ所だけ訂正をお願いいたします。

提出してあります発言通告書の1枚目の中ほどに「平成24年12月」と明記してありますが、誤記でございまして、「平成26年12月」ということで訂正をお願いします。また、あわせまして、私ごとになりますが、弘法大師さんの同業二人という言葉がありますが、本日は同業18人ということで、大変心強い気持ちになっております。一生懸命頑張りますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、早速質問をさせていただきます。

12番、小長谷朗夫です。通告書に従いまして、児童生徒を取り巻く諸問題の実態と改善策ということで、大きく4つの点について伺いをいたします。

昨年12月の定例議会の一般質問で、私は、児童生徒を取り巻く諸問題と来年度に向かっての改善点という質問をさせていただきました。ちょうどそれから1年を経過しましたので、教育委員会の1年間の取り組みと課題、または成果等についてお尋ねいたします。

まず最初に、ハード面で教育環境の充実といたしまして、市内小中学校のトイレ洋式化の拡充についてお尋ねいたします。

1つ目としまして、市内小中学校のトイレ洋式化の拡充については、昨年12月に小中学校のトイレの洋式化について質問したところ、平成26年12月現在の調査の洋式化率の答弁がありました。この統計からその後2年経過しておりますので、現状と洋式化率について伺います。

2つ目としまして、小学校に特化しますが、統合されました土肥小学校、中伊豆小学校、天城小学校の洋式化率についてお尋ねいたします。あわせて修善寺地区4小学校の洋式化率についても伺います。

次に、不登校についてお尋ねいたします。3つ目として、市内小中学校の本年度の11月現在の不登校の人数を含めて、実態について伺います。

4つ目としまして、その実態を受けて、不登校を出さないため教育委員会及び当該校の対応について伺います。

5つ目としまして、教育委員会として具体的に不登校の子供たちにどのような支援があるのか、もし、あったら教えてほしいと思います。

続いて、いじめについて伺います。2011年の大津の中学生自殺以来、なかなかいじめを撲滅できず、日本全国であってはならない最悪の現状、要するに重大事態が後を絶ちません。そこで6つ目としまして、市内小中学校のいじめ件数、問題行動等も含めて実態についてお尋ねいたします。

7つ目としまして、いじめ防止対策推進法等を受けての対策、例えば校内組織や教育委員会組織や伊豆市独自の対策があったら、その内容について伺います。

いじめの最後としまして、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の実態について伺います。

最後に、確認を含めて、9番目としまして、文教ガーデンシティ構想内に建設予定の3中学校統合についてお尋ねいたします。保護者、地域住民等の合意・コンセンサスをいつ、どのような方法で、そしてそれを集約し、評価して判断したのか伺います。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。
教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、児童生徒を取り巻く諸問題の実態と改善策につきまして、お答えをします。

①②とありますが、幾つかはまとめて、議員御指摘のとおり、大きくいえば4つかなと思いますので、お答えさせていただきます。

まず最初に、昨年の12月議会におきまして、小長谷議員の御質問に対して小中学校のトイレの状況と洋式化率について、御回答します。

前回の議会で御回答した洋式化率でございますが、文科省の調査と同様に多目的トイレを除いた数値で御報告をしましたが、今回の報告より多目的トイレを含めた数値となり、同様の基準による御報告とさせていただきます。それは、文科省のほうの調査にともかく合わせようということですので、昨年の数字とちよっと異なることのまづはおわびです。市内7小学校の洋式化率は、大便器の数が282、そのうち154が洋式トイレで、率としては54.6%。前回の調査から増加はありませんが、本年度あと1カ所を改修を予定しております。それにはこの率は入っておりません。

次に、市内4中学校の洋式化率は、大便器の数が173、そのうち43が洋式トイレで、洋式化率は25.3%、前回の調査より6.7%増加しました。小中学校全体の洋式化率は43.3%で、前回の調査より2.4%増加しました。

次に、小学校それぞれのトイレの洋式化率についてお答えします。

学校再編した3小学校は洋式化が進み、土肥小は89.2%、天城小は83.3%、中伊豆小は77.1%となっています。修善寺地区の4小学校は、修善寺小は36.7%、熊坂小は34.8%、修善寺東小は43.6%、修善寺南小44.2%となっています。和式の必要性や設置バランスも考慮しながら、今後も計画的にトイレの洋式化を進めてまいりたいと考えております。

次に、不登校の関係です。

市内小中学校全体の10月現在の不登校、30日以上欠席というふうにかえました。不登校の児童生徒数は、小学校が7名、中学校が17名です。小学校の不登校出現率は0.55%、これは昨年よりプラス0.32ポイントとなっています。中学校の不登校の出現率は2.37%、これも昨年と比較しますとプラス0.31ポイントであり、小中学校とも欠席30日以上不登校が児童生徒数に占める割合は増加傾向にあります。特に、中学1年生で新規の不登校生徒が増加する傾向にあることから、小中学校間で連携し、新たに不登校を生み出さないよう、未然防止

の対策をさらにとる必要があると考えています。

学校現場では、こういった問題に対処すべく、小中学校の教員が今後の授業研究会の実施や異校種交流研修などを通して子供理解に努めています。また、子供たちも体育交流会や音楽発表会などのさまざまな行事を通して小学校間で交流する機会を設け、人間関係づくりを進めています。さらに年2回「ハイパーQ U」という、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートを実施し、個々の児童生徒の心理面の変化を早期に把握するよう努めています。

不登校の要因は、複雑化、多様化しており、一度不登校に陥ると長期化する傾向にあるため、初期対応を丁寧に行う必要があります。そこで、本市としては、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、さらに中学校においては心の教室相談員など、心理や社会福祉、相談業務の専門家と連携し、未然防止と早期対応を念頭に置き、組織で対応しているところであります。さらに伊豆市では、適応指導教室を修善寺図書館内の視聴覚室に開設し、専門の職員を配置し、学習のおくれを補うとともに、スクールソーシャルワーカーや当該児童生徒の在籍校職員も定期的に訪問するなどして、学校復帰に向けた支援を行っています。

今後も不登校はどの子にも起こり得るものという認識を持ち、教職員がアンテナを高くし、子供の変容を丁寧に見取りながら、不登校児童生徒の減少に向けて、さらに支援体制を充実していきます。

次に、いじめの問題についてお答えいたします。

平成28年、本年度の4月から9月までのいじめの認知件数は、小中学校合わせて59件。昨年度は31件でしたので、大きく増加しています。これは昨年度に文部科学省から通知された平成26年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査の一部見直しについてを受け、いじめの認知に関する考え方を周知した結果、学校において子供からの訴えの有無にかかわらず、いじめに発展すると疑われる行為についても積極的に認知したためです。市教育委員会としましても、認知数の増加は、いじめ問題に対する学校のアンテナの高さであり、積極的な認知を促しています。

次に、対策についてですが、伊豆市教育委員会では、平成25年のいじめ対策推進法が公布されて以降、伊豆市いじめの防止等のための基本的な方針を策定し、あわせて小中学校でも学校独自の基本方針を策定しております。各学校では、いじめの定義を全職員が共通理解し、日々の子供たちの状況を丁寧に見取るようにしています。実際に心身の苦痛を感じている案件はもちろん、いじめに本人が気づいていない場合までも想定し、常にアンテナを高く、情報共有を密にとりながら、いじめの早期発見に努めております。それ以前に、何よりも大切なことは、いじめの未然防止であり、各学校においては、自他を大切に、思いやりあふれる雰囲気づくり、よりよい人間関係を構築する学級づくりに努めています。

また、もしもいじめが発生した場合に、速やかにいじめ対策委員会を立ち上げ、状況の把握や情報の収集に当たり、加害者の特定と実態の収束に向けた対策を講じるとともに、再発

防止に向けて職員一丸となって取り組んでいます。

なお、本年度より伊豆市いじめ対策連絡協議会を発足し、教職員の代表、PTA代表、警察、民生委員、児童福祉関係者など18名の委員を委嘱し、会合を開き、いじめ対策の推進状況や、いじめの発生状況の把握に努めています。さらに重篤ないじめの問題が発生した場合に、状況の分析や防止対策に当たる組織として、伊豆市いじめ問題調査審議会も立ち上げ、弁護士、医師、人権擁護委員、臨床心理士、児童相談所職員など5名を委嘱して、万一の事態に備えております。

次に、いじめとネットですが、昨年度認知されたネット・携帯問題は、小中学校全体で1件です。ただし、これはあくまで発覚した案件だけであり、実際に起きている正確な件数をあらわしていない可能性があります。なぜなら、インターネット上で起きているいじめは、それにアクセスできる環境と知識さえあれば、大人の目の届かないところで手軽に、瞬時に、膨大に、広域に発信することができるからです。しかも、加害者、発信者を特定できない手段で行うことができるため、学校の中で弱い立場の者であっても加害者になることもできます。

市内各校では、情報モラルに関する授業を発達段階に合わせて実践したり、大仁警察署の協力のもと、毎年行われる中学校の入学説明会の中に、例えばネット上に潜む危険性とその対応についての講話を組み込んだりして、インターネットの恐ろしさや危険を回避することについて考える機会を設けています。

さらに、保護者会やPTA総会に合わせて、携帯電話会社から講師を招聘し、情報モラルに関するお話をいただき、携帯電話等の危険性や年齢に応じた適切な使用方法などについての保護者への啓発も行っています。

最後に、3つの中学校の統合についてでございます。

学校再編は、当初の計画に基づき、平成25年4月までに市内7小学校を3小学校に再編成してまいりました。しかしながら、その後の修善寺地区の小学校4校と市内中学校4校の再編成を進めるに当たり、今後の児童生徒数の推移や小中学校の学級編制の状況、中学校の教科担任制や部活動の現状などを考慮すると、進め方の見直しの必要性を感じ、修善寺地区は平成25年6月、8月、そして翌年1月にかけて小学校区単位で、また天城・中伊豆・土肥地区は、平成25年12月に2回ずつ、再編を進める上での現状課題について説明会を開き、保護者や地域の方の意見集約に努めました。

通学や地域の衰退など課題を訴える声もありましたが、よりよい教育環境の整備に大勢の方の声を聞くこともできました。教育委員会において平成26年2月、新たな第2次伊豆市学校再編計画の方針決定し、3月議会におきまして、新中学校の再編方針等について御報告をさせていただきました。第2次再編計画、特に新中学校に対する御意見や御指摘は、これまでも議会で真剣に御議論いただき、計画推進に必要な予算について御承認を得、平成32年度の開校に向け、準備を進めているところでございます。

平成28年度は新中学校の基本方針の市民説明会、教員向け説明会、小学校の保護者等への説明会を開催し、新中学校の必要性や目指す教育方針を御説明し、参加者からはおおむね御理解をいただいていると考えております。一方、通学や生徒への負担軽減等、計画に対しまして多くの御意見をいただいております。

以上、新中学校についての答弁とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 御答弁ありがとうございました。

傍聴者の方もわかりになるように、教育委員会の教育長の答弁は実に言葉が簡潔明瞭で、きちっと話しているようで、実に理解ができますということ、まず冒頭、褒めているわけじゃないんですが、学校の先生上がりというのは、やっぱり子供に教えるという立場でしたから、その辺、実に気をつけているなということよくわかりました。

さて、大きく分けてトイレの洋式化、不登校、いじめ、市民の合意の4件について質問をさせていただきました。最初に、質問1、2をまとめて再質問させていただきます。

トイレの洋式化については、先ほど来からお話ししていますように、平成26年12月定例議会において、初めて私、議員になって一般質問で質問した事項になります。特に修善寺地区の4小学校の洋式化がおくれているという現状を訴えました。そして昨年の12月定例議会においては、その進捗状態ということで、現状をお尋ねいたしました。したがって、市内の小中学校のトイレとのおつき合いは、ことしで5年目になります。だからわかるというわけじゃないんですが、いつも危惧しているとか、心配しているところの1つ目になります。それから、こういう議会でこういう提案をしていかないと、一般の方は教育委員会何しているんだろうとか、そういうことはわからないわけですね。きょうはそういう意味では、不登校についてもいじめについても、実によくわかったという、そういうことになるんじゃないかなと思います。

そして、そのときの前教育長の答弁は、小学校のトイレは283という数字を上げておりました。だけど今回282ということで、どこか1つ便器がなくなったということですね。それはちょっとした差異ですから、一向に構いません。そして、何を問題にしたいかという、小学校で前は54.1%という答弁でした。それで今回、小学校だけでは54.6%ですね。だから上がったということです。だから、どこかの学校に設置したということです。これはやはり学校の願いでもあるし、保護者の願いであって、評価できるんじゃないかなと思います。そして、小中合わせて41.3%というお話が今あったわけですが、去年は41%ということですから、0.3ポイント向上しているということで、結構なことだなと思います。

それで、私、今から幾つか質問しますが、実は県全体の平均値、全国の平均値というのをわかっていて質問させていただきます。要するに、どういうことかという、静岡県の平均というのは、県下公立小中学校4万1,000余の便器がございます。その洋式化率というのは

37.4%なんです。ですから、本市の洋式化率は、これに比べると、ずっと高いということになるわけです。ところが、全国平均は43.3%なんです。ですから、それに比べると、若干どうかというところはあるんですが、いずれにしても、その辺のレベルであるということをおわかっていて質問いたしますが、なぜ統合された学校と修善寺地区の4つの小学校の洋式化率にこれだけの差があるか。2分の1ですよ、どうしてなんですか、これは。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 幾つかあると思うんですが、まず1つは、統合する際にやはり工事がどこの学校でも必要で、やってきました。例えば、職員室を別の場所にやるだとか、そういう工事の際に、あわせて今言われているトイレについても、子供たちの改修をやったということで、いろんな工事に合わせてのことという点。それから、修善寺地区の小学校につきましても、決してやらないのではなく、来年度等も検討しているところでもあります。ただ、一つ、僕おもしろいことに気づきまして、いいことだと思うんですが、修善寺地区の4小学校はトイレというか、便器の数がほかよりも圧倒的に多いんです。ですから、便器の数が多から、洋式化してもこの率でやっちゃうと下がっちゃうんです。調べてみましたら、ともかく便器の数で一番少ないのが修善寺地区では熊坂小学校の46。ですが、ほかの地区の一番多いところは土肥小で37というふうに、圧倒的に修善寺地区は便器の数が多。これは決して悪いことではなくて、子供たちがいろんなところに行けるというよさを持っているものでいいとは思いますが、その中で洋式化率でいくと、若干やはり下がってしまうという原因もあります。今後におきましても、それから中学校もあわせて、それぞれの地区で進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） そういう答弁だったらわかるんですが、私は例えば教育委員会の予定でいけば、平成32年の中学校統合の2年後に修善寺地区の小学校も統合するという計画があります。そうすると、いや、この間ちょっと我慢してもらおうとか、ここに設備投資をするのはちょっと少し控えようとか、間違ってもそういう考えがどこかにあったら、これは修善寺地区4小学校の子供たち、または保護者に対して大変失礼だという思いがあったんです。ですが、今教育長の説明を聞きますと、そのことについては一切出て——もちろん出さないと思いますが、私はそんな考えも少しは根底にあるだろうと思いますが、少なくとも平成34年度までにはそこに子供がいて、そこで学んで、そこで生活していることは事実なんです。ですから、ぜひその辺は、これから積極的に、先ほどお話しもありました洋式化に計画的に進んでいきますよという、そういうことでやっていただきたいと考えております。

教育長と私の認識で共通している点が1カ所だけあるんです。それは何かというと、その昔はトイレの洋式化率の統計だとかデータなんていうのは、どこもなかったんです。ところが、もう皆さんおわかりになるように、家庭環境が変わって、特に生活様式が変わりました。

どこのお宅も大体今は洋式です。そうすると、小学校1年生でみりっこい子が、さっと上がってきたときに、中1ギャップならぬ小1ギャップ、要するに小1プロブレムで、学校に行くことを渋ったり、学校でトイレの前で泣いたり、私もそういう経験がございます。ですから、トイレの洋式化というのは、大変大事な学校の中でも施設設備ですよということでやらせていただいております。それで、将来的にこのぐらいまでは上げたいという教育委員会の目標というものはあるんですか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 教育委員会として特にこのくらいの数字という目標はございませんが、私個人としては、それぞれの学校が便器の数の半分は、洋式化は少なくとも近いうちにしていきたい。そして、やがては本当に和式はほんのわずか、それなりの用途もあるかもしれませんので、全部をなくしちゃうわけではありませんが、広く洋式化の方向へいきたいなとは考えております。

○議長（三田忠男君） 小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 昨年の前教育長が、言いかえると、1カ所に3つの便器があると。そのうちの1つが現在洋式化というお話をしてくれました、答弁を。ですから、それが3つあったら2つになるぐらいの気持ちで、今後ぜひ進めていただければと、そんなふうに考えます。

じゃ、次にいきます。次に、3、4、5を総括して、不登校について再質問をさせていただきます。

先月27日になりますが、静岡県の不登校の児童生徒数がふえたとの発表がありました。2015年の不登校数は県下の小学校で1,070人、前年度比で97人の増、中学校で3,178人、前年度比146人の増、しかも間違いなくふえていっているという、県教委はそういう御判断をしております。先ほど教育長の答弁によりますと、小中学校合計して24名だと、そういうお話がありました。そして、もう1度伊豆市の傾向を言いますと、こういう答弁もありました。例えば、平成23年度の小学校6年生のときはゼロだったんですが、その子たちが翌平成24年度には中1になりますよね。そうすると、ゼロが3名になった。そして、次の平成25年度は中1の子が中2になります。そのときに3名が8名になりました。そして、8名が平成26年度、中3になりますと、10名になりましたと。それで、この年の中1は5名、中学校には11名ですから、計26名の中学生の不登校がいたわけです。それに比べると、先ほどの教育長の答弁24名というのは、やはり学校現場とか教育委員会の御苦勞で減ってきているという、そういうふうに見てもいいんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、議員がおっしゃられた平成23年からの比較というのは、申しわけありません、していませんで、私は昨年とどうだったかということで、しかも人数ではなくて、母体の子供の数が毎年違くなっていますから、率計算としてやったときには、昨年よ

りも若干ことしはふえていると。でも、今の数字を聞きまして、もうちょっと前から見ると、割といい感じで減っているなというもので、ちょっとほっとしたところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 不登校については、先ほど中1になると増加しているというお話がございました。答弁の中に。そうすると、私なんかすぐ、あ、中1ギャップもあるのかなと、こうぱっと頭をよぎるんですが、中1になるとふえるというこの傾向は、教育長はどういうふうに押さえておられますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 確かに、今御指摘のあった中1ギャップ、要するに小学校の文化と中学に行ったときの文化が環境の違いということから、子供たちの戸惑いから不登校になるということはかなりの原因であると思います。ただ、もう一つは、必ずしもみんな同じようなパターンで中学校1年生の子供たちのほとんどがそこかと言われると、若干わからないんですが、複合的に正直、家庭の問題も絡んでいたりだとか、それから中1ギャップにはなるんでしょうけれども、やはり勉強の難しさからなったり、それから友達関係からとか、さまざまな要因でなっていて、それを合わせて中1ギャップというんだとは思いますが、気になるのは、家庭の要因によってという数字が出てきているところがちょっと気がかりなところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） もちろん、いろんな理由がまざり合ってなって、現状があるということは、私自身も十分理解しております。

そこで、1つ提案があるわけですが、それを述べる前に、各校の生徒指導主任というのは、担任外が多いのか、担任をやりながら多いのか、小中学校で多少事情は変わってきますけれども、通告してありませんので、ざっと見たところでどっちが多いか、ちょっと教えていただければと。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 正しい数字ではありませんが、私の感覚や現状で見ている範囲でいきますと、中学校はほとんどが担任外の先生が生徒指導をやっています。それから、小学校では、若干担任外ですが、かなりの多くは担任も兼ねているというふうに思っています。

○議長（三田忠男君） 小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 何でそんなことを聞いたかといいますと、やはり校内の中で一番窓口になって物事を集約して、それを各担任、または教科担任に流す、もちろん校長にも報告、教頭にも報告していくというのは、やはり担任を持ってやっていると、なかなか実際は難しいと思うんです。だから後手に回ってしまうと。ですから、今後、なかなか上手にはい

かないかもしれませんが、ぜひ担任外で持たせていくような方向にいったら一番いいんじゃないかなんて思います。

そして提案なんですけど、教育長御存じのように、例えば函南町のチャレンジ学級、一つのフリースクールですよね、種類としては。伊豆市の場合は、先ほど図書館のところに借りて、適応指導をしているというお話を聞いたんですが、例えば、さっきの人数の小学生7名、それから中学生17名、計24名いて、その中には当然、うちから出られないひきこもりの子もいれば、校門まで来られる子、それから今度、下駄箱、昇降口まで来られる子、それから教室の前まで来られる子、いろいろあるんです。これはやはり現場を知っている人間は、その都度見ていましたので、よくわかるんですが、だけど、こういうフリースクール的なものをつくれば、私はきっとその子たち全てとは言わないけれども、集まってくれるんじゃないかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 全く同感で思っていて、実は今、伊豆市がやっている適応指導教室は週2回なんです。僕はそこが一番ひっかかかっていまして、今現在、ちょっとその日数はふやす方向で、要するに家でのひきこもりはなくさなきゃいけない。今言いましたように、この教室でもいい、学校のすぐ手前まででもいい。ともかく来られる子供たちをふやしたいということで、そのために本市の適応指導教室についても、ちょっと拡大をすることを現在検討しているところであります。

それで、効果があるなというのは、ちょっと担当に聞いてきましたら、本年度は小学校2名、中学校1名がこの適応指導教室に、ほぼ通っているそうですが、うれしいことに、小学校のそのうち1名が学校復帰がここでできそうだと。まさにこれの効果だし、先ほど言いましたが、ここにもスクールソーシャルワーカーも行ってもらっているんです。この子たちに会いに行ってもらったり。やはり函南町さんがやっているのは、本当にしっかりしているのをやって、そこまでいくかどうかはわかりませんが、近づけるように検討していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 同じ思いで安心しました。今後に期待したいと思います。

それでは、時間の関係で、次に6番目、7番目のいじめの問題にいきます。

これも昨年の12月定例議会で私、質問したんですが、こういうような答弁がございました。そのまま読みます。「平成27年4月から10月までの問題行動の調査報告では、小中合わせて数件の報告が上がっています。年々減少傾向にあり、一定の改善が図られている。継続して児童生徒の人間関係を注意深く観察していくよう、機を捉えて指導していきます」というような答弁がありました。ただ、先ほどの教育長の答弁は、要するにいじめのカウントの仕方が多少変わったわけですが、文科省の指導があつて。だから、59件ですか、この数字というのは、どうなんでしょう、どういうふうにつえていますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 非常に難しいなと思って、実は学校別のデータもあるんですが、まだこう定着していないと言えるのは、学校によって数字が物すごく違う、規模じゃなくても。というのは、いじめと判断するかどうかの同じ物差しで、まずはまだできていないなという気はしています。ただし、ちょっとでもやはり心配なら、いじめというカウントでまずは認知しましょうというコンセンサスはできていると思うんですが、カウント上としては、すごくバランスが悪いなと思っていて。ですから、そのために59件という数がどうなのかというのは、もうしばらく同じ土俵で見ていかないとわからないと思うんですが、直感でいうと、多いかなと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 私も、人口が3万1,000余ですか、そして小中学生がその中の何人いるか、ちょっと数字は忘れちゃけれども、いじめの件数として59件というのは、ちょっと多い、私が予想した数字よりもはるかに多い数字で、ちょっと驚いているところです。

去る10月27日に、やはり県教委が発表いたしました、いじめについて。そして、小学校では3,347件、前年度比で651件の大幅な増なんです。それから、中学校では2,019件、前年度比で238件のこれも大幅な増です。そして、学年別でいきますと、中学1年生が突出しているというふうに県教委はコメントを述べています。先ほど不登校のときには教育長、中1が増加しているとお話しがありましたけれども、いじめの59件については、あえて学年を言わなかったんですけれども、本市の中1はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 特に中学1年生が多いというわけではなく、大体学年同じような状況であるという報告を受けております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） もし、教育長が中学1年が多いですねなんて言ったら、やっぱり中1ギャップありますかなんて聞こうと思ったんですけれども、総じて大体こうばらまかれているというお話ですから、あえてその質問はしませんが、そこで、いじめがちょっとしたいたずらかふざけなのか、識別できない、認識できないときというのは、幾らでもありますよね。そういう中で、やはり見きわめる、先ほど初期対応、不登校もそうなんです、よくボタンのかけ違いだって言う人がいるんです。ボタンのかけ違いじゃないんです、いじめ、不登校というのは。ボタンのかけ違いというのは、距離は同じですから、すぐ訂正できるんです。だから、私がボタンをこの上着をこう間違えてたら、距離が同じですから、すっと変えられるでしょう。不登校だとかいじめというのは、こういう状態で広がっていくんです。だから、ここになっちゃたら、手がつけれないんです。この時点で、だから、それが

先ほど言った初期対応なんです。そういう中で、いじめはあってはならないわけですので、未然に防ぐためには何が必要だと思いますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 未然に防ぐというのは、この小学生の時代だったり、中学生の時代というのは、なかなか難しいと思うんです。道德教育を強化したりとか、子供たちのかかわりを深めたりということが重要だとは思っているんですが。それで、未然防止ではないんですが、いじめで言うなら、例えば、最初、「ばか」とか言って、そして要するに殴ったりなんかが始まったとき、これはいじめなのかけんかなのかって来ると思うんですが、僕はそのときにちゃんと両方の子の指導をする、そういうのは、やっていくうちにけんかが続いて、尾を引いて、いずれはいじめみたいに発展していくケースって、僕は経験で多く見てきた。だから、けんかがあったら、たかがけんかだ、よく子供にあることだで終わらせないで、やはりそのときの状況をきちんと子供たちに指導していくことが、後々のいじめにつながらないようにしていくことが大切かなというふうには思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） けさ、私がとっている新聞の3面記事の左肩に、私と同じ新聞をとっていただろうになったと思いますが、全国のいじめに関するいろんな事件、事案というのは、後を引きません。きょう11月30日に、学芸大付属高校でいじめで骨折という大きな記事がありました。私、これを見たときに、2つの点を考えたんですが、1つは、こういうところで言うべきことかどうか……え、学芸大附属の高校でそういうことがあったというのがまず僕は頭にふっとよぎったんです。だって優秀なお子さんたちがいて、理解力もあるだろうということだと思った。もう一つ、記事を読んでみたら、担任がいじめと判断しなかったと。ですから、ここ一連のいじめによる重大事態の、私なりにキーワードを2つ持っているんですが、教育長は後を絶たないという、それから今のいじめの諸問題を見たときに、原因というわけじゃないんですが、何が原因だと思いますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 大変難しいことだと思うんですが、僕、自分の経験というか、見てきたり、校長としてやった中で一番、このいじめの問題を対応したときに難しいと思うのは保護者です。やはり僕らから見て、状況をいろいろ聞いていったときに、この子のほうにやはり落ちがあるなどと言って、保護者にもそのことを伝えたときに、割と今の保護者はその子を守りに入っちゃって——一緒になっていい子にしていましようという形でやっていただけると、僕はよくなっていくんじゃないかと思うんですが、守りに入っちゃって、うちの子だけが悪いわけじゃないという傾向は多々ありました。かといって、でもそれはもうどうしようもないというか、現状のことですので、学校としては、そうであっても、やはり保護者にもきちっと伝えるべきこと、もしかしたらまた怒られるかもしれないけれども、あった

事実はきちんと保護者にも伝えるということと、それから、さっき言いましたが、教員のほうでアンテナを高くして、たかがけんかだとかなんとかじゃなくて、ともかくいじめになるかもしれないという状況を常に持っていることではないかと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 保護者側のお話を今、教育長がお話ししてくれたんですが、例えば学校側に的を当てると、やはり先ほどアンテナを高くしたいというお話が出て、全くそのとおりだと思うんです。1つは、要するに教員一人一人の力量にかかわってくるということが多分にあります。発見できないというのは。それともう一つ、学校全体の共有ということでいきますと、つい最近横浜であった原発のお子さんの関係は、第三者委員会がその学校を名指しで教育放棄であるという、大変厳しい言葉です。もうその校長は、そんなことを言われたら3日間ぐらい寝込むんじゃないかというぐらいのきつい言葉です。だけど、それはなぜかと言ったら、共有できていないということなんです。そこら辺を解決するために、今後どんな手だてを打っていったらいいかということで、もし今後こんなことを考えていきたいなということがあれば、お聞かせ願えればと思います。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） やはり今の学年に関係なく、学校全体として、いじめにかかわる部分というのは、共通認識を先生方がみんな持っていることが大事だと思いますし、ある学校の中でいじめ対策委員会というのは、もうやっていると思うんですが、それはいじめが発生したようなときに対策としてやっているケースが多いものですから、それを定期的に今の学校でどうなのか。担任のほうからはよくわからないけれども、このケースのちょっと気になっているんですぐらいの報告も含めて、みんな対策委員会ではなくて、事前に学校の中の子供たちのいじめという角度での報告会を含めた状況の委員会等も定例的にやっていく必要があるのかな。それはアンケートの後でもいいんですが、アンケートじゃない教員の見た目はどうなのかというのも必要じゃないかと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） ここからは、いじめに対して僕、2つの提案をしようと思いましたが、今、いみじくも教育長が一つは話をしてくれたんですが、いじめ対策委員会の関係でございませう。これは定例的にやはりやる必要があるということと、第三者を入れるという、要するに学校だけの職員じゃ見えないところがたくさんあると思います。私も経験上そう思います。ですから、地域の方どなたか、要するにそういうことに関して非常に高い識見を持っている方に入ってください、これが必要になるんじゃないかなと思います。それが1点です。

それから2つ目に、ちょっと時間の関係で早口で言いますが、大津市の話は教育長ももう

御存じだと思いますが、例の中学生自殺から、いじめ防止対策推進法までできたわけです。そしてなおかつ教育委員会制度の見直しも行われて、現在に来ているわけです。大津市の実践なんです、市内に55校の小中学校があるんです。この市長さんは、そのときからのずっと市長さんですから、越直美市長とって、女性の方で、弁護士さんを元職はやってた方なんです、その方がその教訓を生かして市内55校の学校にいじめ対策委員ということで、市単で55人を配置したんです。それで現在に来てるんです。その予算が毎年2億3,000万円かかるわけです。だから、大津市と伊豆市はそれは一緒にはできないわけですが、私はどこか中学校1校、小学校1校を研究指定校的な、ちょっとそういうものを置いてみて、いじめに対して非常に効力を発揮するとか、そういうことを研究なさったらいかがですかというのが、2つ目の提案でございます。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 検討していきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○12番（小長谷朗夫君） 多分、予算がかかることですから、今後、よかったら頭の隅っこに入れていただきたいと思います。

インターネットに関することは1件だということで、情報教育等の教育も実際に日ごろやっているということで、そこは割愛させていただきます。

最後に、やはり昨年の12月定例議会において、3中学校の統合について、私はこのような質問をさせていただきました。とどのつまり、一番根っこにあるものは何だろうというときに、どの時点を見きわめて統合を、言いかえれば、第2次の再編計画を決めたのか、保護者・地区住民の合意・コンセンサスをいつ、どのように集約して推進してきたのかという質問で、きょうの質問もあわせてしているんです。

そこで、要するに行政の判断、それからもちろん教育委員会の判断と市民感覚は違いますよということをごひ私、理解してほしいと思います。いや、これぐらいだからいいだろうと。そのときの教育長の答弁も、教育委員会では平成25年6月から翌年1月にかけて、各小学校地区で当初の再編計画の見直しについて説明会を開催して、保護者や地域の方々の御意見を伺う中で、通学や地域の衰退など課題を唱える声もありましたが、よりよい環境の整備に賛同する声も多く、第2次編成計画を策定し、定例議会に報告しましたという、こういう答弁だった。だけど、この答弁というのは、じゃ、なぜ各地域でくすぶっているのか。先ほど鈴木議員と市長のやりとりの中にも、中学校においては高い期待感を持っていると。私の耳には反対するという声は入ってないと。だから、それは行政の際であって、市民感覚というのは違うわけです。ですから、もっともっと丁寧なデータを示して、こうだからこうなんですということをお示ししない限り、前へ進みません。特に私は、このことが解決するまでに、私自身、前へ進めません。

そして、最後来ましたので、紹介だけします。今、私の手元に今月11月7日に出た日本教育新聞の中にこういう記事がありました。「民意を写し、丁寧な議論を求める」という大きな見出しの中に、こう書かれております。これは福岡県朝倉市というところの秋月地区というのがあるんですが、そこの小中一貫校のことなんです。朝倉市では、教育委員会は、伊豆市と同じように単独の中学校を統合しましょうという話があったんです。ところが、住民運動が起こりまして、中学校の単独はまかりならぬ。要するに小中一貫校であると。では、どれだけの地区住民がそれに賛同しているかということで当該地区の全戸数にアンケートをとりまして、回収率が90.58%、そして一貫校の設置の賛成が75%という高い数字を、これなら文句ないわけです。要するにこういうことをしてほしいんです、本来。だからそういう意味で、先ほど市長答弁の中にも、主権者である市民の皆さんの意思決定が大事だと言っているんです、市長さん。ですから、教育委員会もやはり民意をもっと大事になさったほうが、皆さんが納得するんじゃないか、そういうふうに思います。

終わります。いいです。

○議長（三田忠男君） 答弁はよろしいですか。

○12番（小長谷朗夫君） はい。

○議長（三田忠男君） これで、小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

短いのですが、ここでトイレ休憩のみいたします。51分ぐらいから始めさせてください。

休憩 午前11時47分

再開 午前11時48分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、議事の都合によりまして、昼の休憩にいたします。

再開は12時50分からと。よろしく願いいたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 0時49分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

4点お尋ねします。

第1に、方向性の定まらない文教ガーデンシティ事業の中止を求めます。

4点お尋ねします。

1つ目、2次救急医療が文教ガーデンシティ構想の前提であると市民や議会に説明したのはいつでしょうか。

2つ目、分譲地を病院に変えようとしております。文教ガーデンシティ構想における基本コンセプトの一つである、子育て世帯の住宅地整備はどうするのでしょうか。

3点目です。中伊豆地区の周辺部対策について質問いたします。中伊豆地区のとりわけ上地区の住民にとって、何を地域拠点と呼び、それをどこにどのようにしたいのか考えておりますか。

4点目です。中伊豆地区の医療体制はどうするのですか。

大きな2点目です。

新中学校建設の基本構想は、学校教育法を生かしたものになっていますか。

4点お尋ねします。

1つ目、教育委員会は「教科教室は、生徒が待つ授業からみずから学ぶようになる」と言っていますが、その確信はどこから来ていますか。

2つ目、スポーツエリア充実の具体策を示してください。

3つ目、部活動を充実すれば教師の多忙化が進むおそれがあります。解決策を示してください。また、生徒指導において、保健体育教科と部活をどう位置づけていますか。

4点目、教科担任の不足は、今に始まったことではありません。来年度、この課題をどうしますか。

大きな3点目、住民の願いではない、天城湯ヶ島支所の移転計画は中止を求めます。

2つお尋ねします。

1つ目、天城湯ヶ島支所移転は、天城湯ヶ島地区住民全体の課題なのに、湯ヶ島学区の一部の意見のみを反映した計画であることが住民説明会で明らかになりました。中止を求めます。

2つ目、公共施設を民間と契約する場合、市当局の原則的立場は公募ですか、それとも随意契約ですか。

最後、4点目です。狩野川記念公園及び萬城の滝キャンプ場の指定管理の今後についてお尋ねします。

指定管理を公募するのか継続するのかについてのルールに基づけば、この狩野川記念公園及び萬城の滝キャンプ場の指定管理はどうなりますか。

答弁願います。以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、文教ガーデンシティについては、コンパクトタウン&ネットワーク構想の中で、修善寺駅周辺にある医療機関や図書館、学校など、現在ある都市的機能を生かしつつ、中心地域の魅力を高め、暮らしやすいまちづくりを進めるための施策として、文教ガーデンシティ構想を進めており、そうした意味で、このエリアの医療機関は、前提となる重要な機能であると、このような説明をこれまでさせていただいております。

市議会の皆様には、まず地域医療の現状について、6月議会定例会の全員協議会、これは6月22日ですが、で報告をさせていただきました。

厚生連からは、以前より移転先の候補地を探しているというお話がありましたが、耐震性の関係から、早急に建てかえの方向性を検討したいため、修善寺駅の近く、伊豆箱根鉄道の駅の近くで候補地を提案してほしいとのお話をいただき、市としては、他の候補地がなく、やむを得ず文教ガーデンの住宅地部分を、一候補地として提案をさせていただきました。

9月に入り、9月6日に厚生連の理事長がおいでになり、私との間で、文教ガーデンシティの住宅地部分を、移転先として検討するという具体的な協議に入るという合意をさせていただき、9月議会定例会の全員協議会、これは9月23日でございますが、その経緯を報告させていただきました。

市民の皆様に対しても、同様の経緯を地権者や近隣地区の皆様にも説明するとともに、市内4地区において、市民説明会を開催いたしました。

次に、子育て世帯の住宅地整備についてですが、伊豆市の現在の人口減少の内容を分析しますと、自然減、それから社会流出、それぞれで毎年500人ぐらいが減少しているようです。転出の状況を見ますと、結婚と同時に、あるいはお子さんが生まれたとき、お子さんが進学するときなどに、近隣市町に転出する数が多いというのが事実でございました。

こうした現状を踏まえて、若者や子育て世代の方にも伊豆市に住んでもらうためのまちづくりを進めるための一つの施策として、あるいは重要な施策として文教ガーデンシティを構想化してまいりました。

したがって、教育環境の整備や多世代交流も可能な緑豊かな公園やこども園が近接することにより「住む場所としてのブランドづくりの向上」を目指すことを一つの目標としております。

仮に、住宅地が病院の建設地となった場合には、それを新たな状況の変化を踏まえた上で、総合的に子育て世代に対応する施策を検討してまいりたいと考えております。

それから、中伊豆地区につきましては、地方創生のアクションプランを作成する際に、市内4地区でもワークショップを開催し、それぞれの地域のまちづくりとともに、拠点の考え方についても御意見をいただけてきました。中伊豆地区については、金融機関や商業施設などが集まる八幡地区が、生活機能としての拠点性があるという意見が多く出されてまいりました。そうした中で、地域の振興拠点としては、人が集えるような居場所づくりも大切であ

るという意見がありました。

中伊豆の上地区につきましても、日常の生活機能の拠点は八幡地区になろうかと思いますが、その地区としてのコミュニティーなどのソフト事業も大切なものと考えております。11月に旧八岳小学校区においても地域づくり協議会が設立されたと聞いておりますので、地域のコミュニティー強化が期待されますし、地域拠点を結ぶ公共交通や、それを補う手法についても、地域の皆様とともに検討してまいります。

最後に中伊豆地区の医療体制ですが、中伊豆地区の医療は、開院から50年近く、中伊豆温泉病院に支えていただいていたことは、まさにそのとおりでございます。250床余りある病院が現在の場所から移転することは、中伊豆地区の皆様、特に情熱を持って誘致された皆様にとっては、大きな不安材料であることは疑問の余地がございません。

他方、中伊豆温泉病院は、中伊豆地区との今までのつながりと、地域の皆様の協力を非常に大切に思っておりますので、移転後もみずから車を運転できない方に対しては、送迎の車や、あるいは在宅への訪問看護を引き続いて行っていただく旨、聞いております。

また、中伊豆地区には、冷川地区にリハビリ専門病院や往診可能な診療所もありますので、全体として中伊豆地区の医療体制を支えてまいりたいと考えます。

なお、これも私は当事者ではございませんが、現在の中伊豆温泉病院の院長先生は、中伊豆温泉病院の名前を継承すること、それから、可能な限り、やはり温泉を療養に使っていきたいという御意向を持っているように伺っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありませんか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

文教ガーデンシティ構想の前提の問題について、まず最初にお尋ねしてまいります。

前提とはと、これどこでも共通ですよ、日本にとっては。こういうことかなと確認したいと思うんですが、前提とは、ある物事が成り立つために、あらかじめ満たされていなければならない条件ということが、一般論というか普通だと思うんですか、これで今回も市長が言われていた文教ガーデンシティの前提条件、後でもう少し具体的に私言います、前提とはこういう判断ですということによろしいですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そのとおりでございます。

○16番（木村建一君） 議長。

○議長（三田忠男君） 木村議員。

○16番（木村建一君） 具体的にこれに当てはめていきます、前提条件とはと。文教ガーデンシティ構想の前提条件は、今コンパクト&ネットワーク構想云々ということで、その医療機関がありとか、学校がありとかということで、いわゆる修善寺駅周辺の1キロ圏内の都

市機能という話をされて、ここが文教ガーデンシティ構想と、都市機能を集約するという
ことでは今までどおり言っていたことなんですが、今回、お話伺った中で、こういうことだっ
たんですね。文教ガーデン構想の前提条件は、2次救急医療の分担が重要なんですと。それ
は住民説明会でも、9月23日に行われた、ここにおける全員協議会でも市長はそのようにお
話しなされました。分担というのは、日赤と伊豆保健医療センターと、いわゆる温泉病院だ
と。このそれぞれが分担をしながらやってきたと。

ところが、その中の一つである中伊豆温泉病院が市外へ出ていくかもしれないと。医療環
境という条件をきちんとしなければならないんですということだから、この前提条件という
のが、ある意味では大きく変化してきたというふうに私は伺っているんですが、それでいい
ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 大きな状況の変化というのは、温泉病院の件でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） そうですね。文教ガーデンシティの構想が変わったんじゃなくて、
前提条件が大きく変わったんですということで、23日の全員協議会でもお話なされていまし
た。

そうしますと、具体的にさらにお尋ねします。今現在もそうです。まだ文教ガーデンの一
角である土地が住宅地になるのか温泉病院が来るのか、まだわからないと、まだ不確かだ
ということですね。そうしますと、今でも医療環境がどうなるかわからない。医療環境とい
うのは2次救急医療体制がどうなのかが、まだ、いまだに不透明な状況であると。そうしま
すと、前提条件がまだ不安定ですよ。前提条件が不安定なのに、この件が、冒頭お話しした前
提条件ってこういうことですねとって確認しましたが、満たされていないと。その文教ガ
ーデンシティ構想が成り立つがためのあらかじめ満たされていないといっているその医療関係が不透明だと。そうすると、不透明なのに文教ガーデンシティ事業を進める
ということになると私は思うんですが、見解を求めます。

○議長（三田忠男君） はい、市長。

○市長（菊地 豊君） これは、大変に本質的な問題で、何度も繰り返しておりますように、
目的というのは、伊豆市は観光のブランドとしてはかなり安定したものがあるけれども、住
むところのブランドになっていない。したがって若い人たちが、子育て世代が住み続けられ
るような、住むところとしてのブランドをつくるという目的なんですね。それで、これをつ
くった時点では、日赤があり、そして中伊豆温泉病院がある。そして、日赤とその他の幾つ
かの診療所は、まさに駅の1キロ圏内にあるという前提だったわけですね。

御存じのとおり、実はきのうも私の家の近くで事故があったんですが、行く先がないわけ

ですね。ですから、2次救急は十分に満たされているわけではありません。ただ、何とか中伊豆温泉病院の整形と日赤の内科と伊豆医療の外科で、何とか苦勞しながら、こういう用語はないんですが、1.5次と言われるような、受け入れられるところはこの3病院で受ける体制を維持してきたわけです。

逆に、中伊豆温泉病院、整形リハビリ系ですが、しかし内科も診ていただいた中伊豆温泉病院が、市外に出ていってしまう。そして、それに伴うかのように日赤の将来像が不安になれば、この文教ガーデンシティ構想というものは、まさに、全くさま変わりします。恐らく、文教ガーデンシティ構想、幾ら中核事業が中学校とはいえ、かなり変容すると私は思っています。

そこで、先ほど鈴木議員からもありましたように、計画を修正すると戻せるのか、計画を変更することは望ましいのか、望ましくないのかという、大きな状況判断に今、直面しているわけであって、私は市民の皆様のごこれまでの感触では、そして、これまで描いてきた文教ガーデンシティの目的に照らしてみれば、中伊豆温泉病院は何とか市内に残っていただくように、市として何らかの対応することが適当であると考えているわけです。

私が議会の皆さんのまだよくわからないのは、議員の皆さん方は、一体中伊豆温泉病院は極端に言えば市外でもいいとお考えなのか、やはり市内にあるべきとお考えなのか、そこがわからないので、私は今、議会との関係で一体、市民からはいろんな意見を伺っているんですが、議員の皆さん方はそこはどう御判断なのか、ぜひそこはもし木村議員にもお考えがあれば、大きな問題ですので、御意見賜りたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 今、最後に言った温泉病院が、僕は外に出て行ってほしいとは何も思っていない。やはり、置くべきだという考えはありますよ。

ただ、9月23日の文教のときにも言ったんだけど、医療関係の問題と文教ガーデン混同していませんかと言ったときに、市長が今、言われた、前提条件が変わったんですと言われました。だから前提条件何と。医療関係ですと。2次救急医療の不安定です、だからこそそれをきちんとやるために、温泉病院どこに持っていきましょうかと、市長の言葉でいうと、たまたまいろいろ探したけれども、文教ガーデンの住宅しかなかったということなんですよ。

ただし、今、市長もそうだし、僕もそうだけれども、まだ、それがよくわからんと。どうなるかわかりませんよということだから、前提条件が、文教ガーデンを進めようとしているときの、それを成り立たせるための条件が医療関係なんだから、医療関係が不安定なんだから、そうすると不安定なのに文教ガーデン計画を進めていいんですかと、こういうことになるんですよ。理屈上からいくとこうなりますよね。

だから、ふらふら、ふらふらというのは失礼ですな、こうよくわからないと。医療関係が

すごく不安定という前提条件なのに、なぜ文教ガーデンシティ計画は進められようとしているんですかということなんです。素朴な意見です。答えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） そこは、大変に適切な御質問をいただいたと思うんですが、議論を整理するのに一番大切なところであって、総合政策部長も何度も言っているとおり、目的は伊豆市の住むところとしてのブランドをつくるということは変える必要がない、現時点ですよ。

ただ、4事業で構成していますから、一番中心的な事業、中核事業は新中学校、それに公園、こども園、住宅地という4事業でこれを全体として構想化してきたわけです。その中の住宅地部分を変えるというのは、これは大きな変更ですから、これの前提条件が変わったということです。

ですから、この4事業、特に中核となる新中学校あるいはその事業そのものの目的を変更するような、前提条件の変更ではなくて、住宅地部分を変えるため、住宅地部分をこのまま進めていかどうかについての前提条件が大きく変わったということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） 全然今まで市長が言っていることと違いますよ。住宅地問題と、それから文教ガーデンシティの兼ね合いについて、どのように御答弁なされてきたか、繰り返し繰り返し住民説明会でも、和智永部長と、この間この件を結構論議しているんですけども、こういうことです。一言で言って、一つ例とりましょう。

平成28年の3月定例会で、こういうことですよ、ちょっと長いですが「文教ガーデンシティ構想、こちらの新中学校の建設にあわせまして、こども園、公園のほか、自然と調和するゆとりある住宅地を一体的に整備するということを目途に進めております」ここからですよ。さらに「どの施設につきましても、伊豆市の新たなまちづくりにおいては、必要不可欠なものであるというふうに考えておまして、住宅地につきましても、公園に隣接した文教地区に配置するということで、学びと子育てに最適な生活空間を構築いたしまして、子育て世代にももちろん、さまざまな方に住んでいただくために、住む場所としてのブランディングというものを推進していきたいと、そういう観点から文教ガーデンシティ内でも、住宅地をつくるというふうに考えているところでございます」こういう答弁ですよ。なぜこんな答弁があったかという、他の議員が、そのときに、住宅地は要らないでしょうという話になったんですよ。そのときに住宅地は必要ですよということで、こういう答弁をした。

それで、今回は住宅地になるのか病院が来るのかわからない。だから構想自体が何だかよくわからない。ましてや今回の文教ガーデンシティ計画、その前のコンパクト&ネットワーク構想のそもそも論は、今、伊豆市の最大の課題である人口減少対策についてどうしようかということですよ。そこからスタートしているんですよ。大きな目標、そして、それに具

体的にどうしましょうかということで、今、提案された論議をしている。

そうすると、一体全体、この文教ガーデンシティは住宅地がなくなると何なのと。そうすると何と言ったかということ、あの文教地区には住宅をつくりませんという話もされてきましたよね。ではどこ行くんですか、あと、その住宅は。そうすると、どこかに見つけながら住宅地を探したいというお話をしておりましたよね。

それから、ちょっともう一つ絡めてお尋ねしますね。病院になったときにどうするのと、病院。病院が変わったときに、住宅地がなくなって。地権者の説明会、議事録を私は読ませていただいておりますけれども、こういうことですよ。変わったらどうするのよと話になったときに、これまでの病院の概念を覆すような地域との結びつきや、開かれた環境の整備を進めて、さらに、隣接するこども園、公園云々でやっていきたいと。だから、病院になっても中学校やこども園と共存することで、子育てしやすい安心して暮らせる場所、住む場所としてのブランドの向上も目指していきたいという。今、お話しした、住宅地は何のためにつくるのって言ったら、子育てしやすい安心して暮らせる場所をつくるんですと。病院に変わりました。病院になったら全く同じ説明ですよ。では結局病院であろうが住宅地であろうが、余り変わりませんということになりませんか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 住宅地整備のときに、非常にこれは大切な事業であると、それはもちろんそのとおりであります。なぜならば、公益事業ですから。何度もこれまで議論しているように、単に1.7ヘクタールを民間事業者が不動産開発でやるのであれば、当然農地転用できないわけですよね。ただ伊豆市の場合には、人口減少が一番大きな問題である、そこに事業としての公益性があるので、公共的事業として住宅地整備をこれまで進めてきて、県に内陸フロンティア構想として採択されてきて、ここまでやってきた。したがって、当時の説明として、住宅地は極めて高い公益性を有しています。まさにそのとおりなんです。

問題は、中伊豆温泉病院の移転という問題が出てきたときに、どちらがより本来の目的を遂行できるかということであって、病院については、残念ながら伊豆市の中では、どこか1カ所提案してくれと言われたら、ほかに選択肢がないんです。いろんなところは意見交換してきたんですが、現時点において、伊豆市から厚生連に、ここでいかがでしょうかと提案できる場所は1カ所しかないんです。それで先ほども申し上げたように、では、伊豆市の現状から、中伊豆温泉病院は市外に移転することが、我々としていいんでしょうかと聞くと、そうとは思えない。

他方、もし、温泉病院が住宅地建設候補地に移転するということが決まれば、この12ヘクタールの文教ガーデンシティ事業は当然変わります。当然にここは変わります。そのときには、都市計画の見直しがされていますから、今まで修善寺地区で一切できなかった市街化調整区域も、抑制された私たちのルールの中で、新たな住宅整備ができるようになる。どちらがより可能性として高いかという問題です。ですから、今の文教ガーデンシティ事業がその

まま何にも変わりませんとは、私も部長も言うておりません。目的はそのまま維持をできる、そのためには、どちらがより目的を維持できるかという話です。

病院のあり方については、これも部長から何度かありましたけれども、これから、市も土地の提供から財政支援から何らかの支援策を提供しない限りは、一つの病院が今、一つの町に残るということはありませんので、その話し合いの中で、この文教ガーデンシティのコンセプトに合った病院建設をお願いしますという願いは、それは当然、これから、建設が決まれば私どものほうから、しっかりそのような要望は、厚生連側にさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 文教ガーデンの、繰り返しますけれども、一体でって言ったんですよ、一体的にって。もう一度言うけれども、この文教ガーデン計画というのは、若者が伊豆市外に出ていくかもしれない、何とか食い止めたいよということで、僕は別に全てを絶賛するわけではない。市長の主張をそのまま受け取ると、出ていくかもしれないから、緑豊かな、すばらしい教育環境の中で、ここは若者が住むようにということでやったじゃないですか。

若者が住むようにという土地がなくなって、どうして伊豆市が最大の課題としている少子化対策、子育て支援政策できるのかなって。そうしたら、今、言ったように病院になったらまた、子育て支援政策だって言う。市民向けにはこれ全然通用しない論理ですよ。住宅地どこするんですかということなんです。それも、住民説明の中で出ましたよ。

こればかりやってもあれだから、もう一度最後に答えてください。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども、別の議論で申し上げましたとおり、病院が移転ということで決まれば、当然この計画は計画をし直すわけです、当然に。住宅地部分が変わるわけですから。そのときには市民にもお諮りしますし、議会にも御説明、お諮りしますし、また、新たな計画として、住宅地整備は検討しなければいけません。

ただし、そのときには都市計画の見直しも、既に、まだ都市計画審議会がありますけれども、選択肢2つしかないんですよ、どちらかしか。どちらを選択したときに、より市の未来にとってベターかという御判断を、議会のほうには求めさせていただきたいと思います。

病院がここに移転ということになれば、当然計画の変更はございます。そのときは新しい計画で皆さんにお諮りをします。現時点では当然、まだ固まってはおりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） そもそも若者定住対策がなくなるじゃないですか。では、この文教ガーデンシティ政策を、例えば病院が来るかもしれないと。そのときに、住宅政策って、若者定住政策ってどこでどうやるのか具体的にしているんですか、もう既にないとおかしいでしょう。この文教ガーデンシティ計画、それなんだっていうのに。今から土地を探しま

す、若者住むところを探しますというんでは、市民説明できないじゃないですか、どうですか、誰が説明するんですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 若者の定住促進については、この文教ガーデンシティの政策以外にも、定住の補助金とか移住の相談とかやっております、若者の定住対策というのはこの文教ガーデンシティ以外でも、今、既に進めているわけですね。

文教ガーデンシティの住宅部分の確かにおっしゃるとおり、これは病院に変わるかもしれないということで、その部分については、住宅をどこにつくるかというのはまだはっきり決まっていないんですけれども、検討の方向性としては、例えば駅から半径1キロメートル圏内の住宅地の整備とか、子育て世代が入居できるような、公共的な住宅など、そういったことを検討する必要があると考えておりますので、その若者の定住対策が、これが住宅が病院にかかわることによって、全くなされないということはないと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 当初のことが、全く目的がなくなりつつあるにもかかわらず、目的というのは学校云々ではないですよ、伊豆市の最大の課題、少子化対策、若者の定住対策どうしましょうかというところの対策が、全くつくられていないということが明らかになりました。

それで、次に、時間の関係で、住宅地整備もよくわからん。中伊豆地区の医療体制どうするのかと。送迎がありますって、いわゆる中伊豆温泉病院がこっちに来た場合はって話伺ったんですが、これも、文教ガーデンシティ地権者の説明会、9月19日に行われた中で、市長はこんなこと言っていますよ。ここに——ここって日向地区ですけれども、病院が集中してしまうと、中伊豆地区の診療の問題を考えているのかという質問です。それに対して、文章長いので中心点だけ言います。中伊豆の場合は、その先に伊東があり、温泉病院や日赤病院だけ考えないで、伊東市民病院も他市の病院ではありますが云々って、こう言っているんですよ。

そうすると、冒頭やっていた中伊豆温泉病院をどうしてもここにしかないという、そのやった冒頭は、前提条件である2次救急医療どうするかという話だったんですよ。今のこの地権者等の説明会のときに、中伊豆地区の医療どうなるのといったときに、ここでは、2次救急医療の話一切ない。繰り返しますが、伊東に行けば病院があるじゃないのということですよ。2次救急医療の伊豆市にとって、どうしましょうかという考え方はここに私はないと思ったんで、市長の考え聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） いろんな場でいろんな発言するんですけれども、それ一つだけで市長の事業全部、あるいは伊豆市行政の全部をやるわけではありませんで、ほかのところでも

当然申し上げています。例えば土肥であれば西伊豆病院、安良里病院に通院される方はいっぱいいるわけですから、今70歳以上の方のいきいきパスを西伊豆まで広げてくれという話も県や東海バスともしていますし、中伊豆のある場所の方にとっては、順天堂より伊東市民病院のほうが近いわけですから、伊豆市の中の病院だけでクローズする必要はないと思っていますし、ほかの場所でも申し上げます。

ですから、日赤と温泉病院と、もちろん伊豆保健医療センターと、それから西伊豆病院、安良里診療所、伊東市民病院、それから、このままでは、中伊豆の八幡地区が今野医院だけに多分なると、今、今野先生お一人だったでしょうか。ですから、何とかそこに診療所でもいいのでお医者さんに来てほしいというのも内々にはいろいろ探しているんですけども、一つだけの事業で、はい、そこは安全ですということはありませんので、幾つかの事業の中の一つとして、お隣の市にある病院を使うことも可能ですよねということをお願いにすぎません。それで全部賄えるとは当然考えているわけではありません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） いや、そういう話はこの中には何もない。別に私はここだけ取り出して市長が云々じゃなくて、地権者に住宅地が病院に変えようとしたんですよと。どうでしょうかと地権者に説明したときに、地権者が、ここに、修善寺地区に、いわゆる日向地区に病院が集中してしまうと。中伊豆地区の診療はどうなんですかと言ったときに、今言った、大丈夫よ、伊東に病院がありますよって言ったんじゃ、2次救急医療の体制がないじゃないですか。もうしそうだったら、2次救急医療、中伊豆の2次救急医療を、ではどういうふうにして守るのかということの発言がないとおかしいですよ。

これを、次に移る前に最後にお尋ねします。土地がない土地がないって、何人からも聞きました。温泉病院が来ると仮定するとして、5年先、6年先ですよ。そうすると、こんな話をされる方がいた。どうしても土地がないのかなと。中伊豆中学校あくよね。僕、別にそれが賛成だとは思わない。あくんであるならば、土地があるならば、中伊豆中学校あるじゃないと。そうすると、病院長は違うけれども、理事長は、とにかく駅近傍だ、駅近傍だ。駅近傍といたらないですよ、その要求だけ満たそうとすると。でも、中伊豆の方々の本当に医療、ちゃんと健康で何かあったときに安心して過ごせるようなということだって、病院が遠くに行ったら不安定ですよ。不安ですよ。

だから、地域拠点って一体全体何を思っているのと。地域拠点はちゃんと置きますと言っておきながら、病院もなくなる、学校もなくなる、小学校も、保育園もなくなったじゃないのと。なくなるじゃないのよというのが、中伊豆地区の上地区の要望なんですよ。それは、もういいです、終わるから。他にありますよね、探すならば。

そうすると、どうしても、理事長の意見をきちっとやりたいがためだったら、確かに駅のすぐそばといたら、今、土地を持っている、探しているというんなら、そこしかないかも

しれないし、もう一つは、加殿地区にも中学校建設候補地ありましたよね。今、日向地区のほうに移っているんだけど。もしも、やろうとするならあるじゃないですか、あそこだけということはある得ないんですよね。最後にそのあたり聞いときます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 5年ないし7年後以内に、いろんな伊豆市の教育再編成とか、市の施設の再編成の事業があります。どことは具体的には申し上げませんが、そこまで視野に入れて御提案申し上げた結果、いずれもそこでは建設できないという御返事でした。

○議長（三田忠男君） 次の第2の答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、木村議員の新中学校の基本構想は学校教育法を生かしたのものになっていますかについてお答えします。

まず最初に、教科教室型は、生徒が待つ受け身の授業から、みずから学ぶようになるという確信の根拠について御回答いたします。

教科教室型の導入を、新中学校の基本方針とするに当たり、教育の専門家の助言やアドバイスをいただき、教科教室型授業に取り組む導入学校等の視察を行い、課題や効果について現場の声を聞き、導入校のメリットは基本計画に反映させ、デメリットについては、これを少しでも改善すべく基本構想案を策定し、総合教育会議や教育委員会でも御審議をいただき、昨年秋の教育委員会で教科教室型の採用の方針を決定いたしました。

教科教室型の導入校では、生徒が足を運びたくないような授業づくりのもと、成果を感じていると伺っております。

次に、スポーツエリアの充実の具体策ですが、新中学校のグラウンドは、計画において、第1グラウンド1万2,000平米、第2グラウンド1万3,000平米で、合計2万5,000平米を計画しています。市内のほかの中学校と比較し、1.5倍程度面積は増加します。

特に、第2グラウンドについては、サッカー場1面が確保できるグラウンドで、社会体育施設としても利用できるように計画しています。

また、体育館は、他の体育館と比較し、バックスペース等フロアは余裕を持った面積で計画しています。

次に、部活の充実と教師の多忙化対策について。

教育委員会としましても、教員の部活動に係る指導への肉体的、精神的な負担があることは承知をしております。

そのため、地域でさまざまな指導経験のある方々との連携による部活動の指導も一つの方法であると考えております。

今後の準備委員会の中で、新中学校における部活運営を協議し、地域のさまざまな指導者との連携、協力による仕組みを考えてまいりたいと思っております。

また、保健体育教科と部活の位置づけについてであります。保健体育とは、教科として、年間の教育課程の中で、学習指導要領に定められた内容を、決められた授業時間数をもって生徒に指導していくものであります。

一方、部活動は、教育課程に組み込まれていない課外活動として位置づけられており、スポーツや文化などの各分野において設ける部活動の種類や活動時間、内容などについては、各学校独自に決められるものであります。

また、生徒の自主性、自発的な参加により行われる部活動は、各種目や分野に親しませ、意欲・能力の向上や、責任感、連帯感の涵養等に資するものであることや、学校や地域の実態に応じ、地域住民の協力や社会教育関係団体等との連携など、運営上の工夫もできるものと考えられます。

ただし、課外活動とはいえ、部活動についても文部科学省の中学校学習指導要領総則編に、その意義や役割が明記されており、学校教育の一環であることは言うまでもありません。

次に、来年度、教科担任の不足をどう解消しますかについてお答えします。

来年度も、これまでと同様に、中学校免許外教科担任解消のための非常勤講師、これは県費ですが、その配置を県教育委員会に申請いたします。

本年度も、美術科・技術科・家庭科の常勤講師の配置が実現し、複数校を兼務する形で教職員定数の不足を補っています。

既に、平成29年度に向けて、各中学校からは、不足が予想される教科についての非常勤の配置希望を集約し、県に要望を上げております。

しかし、本年度末の教職員の人事異動の結果によっては、今、申しました県費非常勤でも賄い切れない事情が発生することもあります。そのような場合は、本年度と同様に、免許外教科の許可申請により、他教科の教師による指導や、市費負担の免外解消非常勤講師を任用することも検討しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 冒頭、見出しのところに、学校教育法を生かしたものになってますかということで質問しているんですよ。多分、ずっと何十年間にわたって教職にあられた身ですから、学校教育法における義務教育というのは、全部暗記するということは言っていない、内容的にはつかんでいると思うんです。

したがって、お尋ねします。条例がどうのこうの言いますが、それは余りにしないでいただきたい。義務教育の第21条第1号にこういう旨がある、御存知だと思うんですが。「学校内外における社会的活動を促進し」という、学校内外ですよ、義務教育というのは、学校教育って書いてないですよ。学校内における教育って書いてない。学校内外における社会的活動で、ちょっと除きますが、最後のほうに、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄

与する態度を養うのが義務教育ですよと。主体的に書いてある。

自主性と主体性というのはちょっと似通っているようで違うの。全く違うけれども、それは後でまた時間があれば質問しますけれども、この学校内外における社会活動をやっていくといったときに、この目標でやろうとしたときに、教科教室はどのように位置づけられていますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 今、条文で述べられた文章については、要するに、学校の中だけで子供たちを育てるのではなくて、学校の外、そこへ例えばボランティア活動の要件を設定したりして、社会に参画していくような形、さまざまな場面を通じて子供たちの社会性を育てていくことも義務教育の目的だと思うんです。教科教室型というのは、その部分よりも学習面での部分を狙っているものであるわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） こういうことですね、今までの教科教室何がいいのといったら、例えばです。社会教室に行ったら年表、世界地図などが貼ってあって、そこに教室にこう入ろうとしたら、それがパーっと目についたと。ああ、僕は今から社会の勉強をするんだねということですよ。だから自主性とは違う。

自主性というのは、ここに行きましょうよと言ったら、は一いつて率先して行くんですよ、率先して行く。自主性があるなんて、たらたらって自主性がないと言われる。

だけれども、今、お話ししたように、学校内外における社会的活動をやるといった時点で、何のためにやるのと、教育は。この日本社会を主体的に担う、その主権者をつくるんですよ。右行けって言ったら右行くような主権者はだめですよ。特にこれ今、大人社会が問題になっているんですよ。右行けって言ったらずっと右行っちゃうんだけど、全部とは言いませんよ。だから、本当に自分の意思によって取捨選択できるような、そういう人間に育てましょうよ。すなわち、一言で自己決定できる人をつくりましょうよということなんです。

それとの兼ね合いで、教科教室になると、それはできるんですかということですよ。具体的にいうと、主体性というのは、何か決められていないことに対して、自分の意思で決断して行動するという、これが主体性なんです。教科教室やったから主体性が持てるとは言えない。あくまでもそれは教師集団によって、生徒集団によって、お互いにその中で、いろんな意見の違いはありながら、論議して行って、初めて主体性というのは私は生まれてくると思う。

したがって、これは僕はクエスチョンを持っている。教科教室になったら、ほかの学校よりもすばらしい自主的な自主性は出てくるかもしれない、そこに行かないと勉強できないんだから。だけれども、例えば今、モニターとかパワーポイントでいろいろやりますよ。ある方が言っていた、教室の壁面にモニター画面を設置して、数学なら数学の画面をパッと切り

かえてあげると、どれだけ先生が楽かもしれないなんて、それだけ前もってつくっておけばいいんだから。そうすると、生徒がここがずーといても、同じホームルーム教室にいても、国語の場面が変わります、今から国語ですよと、こんな一々煩わしいことやらなくて、今だってできるんじゃないのという意見がありましたが、それぞれの具体的な例を含めてお答えください。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 先ほどの条文にあった主体性ですよ、それは全ての活動の中で、主体性を育むというのを前提にはしているんだけど、学校教育の中には、基礎部分というのは当然あると思うんです、学ぶ。要するに、知識だとか学習の基礎部分を、豊かに育む部分もあると思うんです。その学習をしているときでも、授業の中での主体性というのは意識して、子供たちがみずから学ぶというような授業づくりというのは、心がけていくわけですが、それ以外にも、教養としての基礎づくりをしている部分もあるわけで、全ての何もかもが主体性だとは限らないと思うんです。

みずから選ぶというような主体性というのは、例えば部活動の選択なんかは、何も強制することなく、学校の中でもそういう場面もあったり、それから生徒会活動を通じたりだとか、そういうように、こんなちっちゃな主体性の部分があったり、学習の部分もあったり、大きくその主体性を狙った教育活動があったりして、そして、最終的に子供たちの基礎的な学習能力を身につけさせるとともに、社会へ出て主体的に働けるような子供たちにしたいというのが狙いだと思うんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） したがって、教科教室がすばらしい教育ということではない。今、教育長が言われたように、教師のどのように子供を育てるかという中身の問題ですよ。教科教室が出てきて、社会の教室で社会の勉強するんだよと、それは受動的ですよ。

時間がないもので、部活に移りましょうね。部活は学校教育の一環としてと言われました。具体的にお尋ねしましょう。例えば、サッカーをやろうとする。そうすると、学校の教育の一環であるならば、それを指導できる人がちゃんとつかないと学校教育の一環になりませんよね。残念ながら今、そうっていないから。そうですね、サッカーの先生ちゃんと部活の担当として、僕卓球やっているんだけど、卓球の先生宛てがわれるけれども、そうじゃない。

ただし、保健体育という教科になったらちゃんとやりますよね。保健体育の教科がないんだったら、それは大変だって教科担任ちゃんと置く。部活はいない。これは全国的にかなりなんだけれども、学校教育の一環だと文部省は言っているんだけど、極めて不十分ですよ。不十分だ。

それと関連しながら、教科担任の不足をどうするのかといういろいろ聞きましたが、賄い切れな

い場合は免許外の教師も宛てがうと。県のほうからも、免許外の県費として来ていただくと。それでも足りない場合はどうするの。今、現実には免許外のあなた、この専門はこの教科だけけれども、これやっってくださいねということでやっているわけじゃないですか。そうすると、今度、だから言っているの。今回の本当によりよい教育環境をつくろうとする本気度が僕は今、問われていると思うんですよ。来年度どうするの。

なぜかという、教育委員会がやろうとしていることは、平成32年になってやっときさ9教科そろうんですよ。ではその間どうするのと、免許外でいいんですか。そうじゃなくて、何年か前に市単独でも、静岡県の教育方針だと、担任は持てないけれども、教科は置けますよね、市単独で。別に僕は絶対平成32年目指して頑張れという立場じゃないんだけど、いろんな検証する必要があると思うんだけど、この間どうするのという。免許外じゃなくて、ちゃんとそれだけ教科担任が一緒になったら、ちゃんと9教科置けますよという、そのくらいの意気込みでやるならば、来年度からできるじゃないですか。臨時職員ちゃんと雇用して。それはやらないんですか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） すみません、早口だったせいか、先ほどの回答の中では、免許外教科の許可申請による指導や、市費負担の免外解消の非常勤講師を任用することも検討していますと回答しましたので、今、議員がおっしゃるように、また、市費を使いながらも専門の先生を宛てがうような、県費が不十分な場合は、人事異動を見ながら検討をしていきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 検討しますというのはわからないんですよ、ごめんなさいね。検討しますというのは、やっぱり検討したけれどもだめでしたとよくある。実行しますか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 時期的に今なものですから、教育委員会として強く働きかけてこれからはいきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 今、教育長の姿勢は市長聞いたと思いますので、途中からもできますよね、途中からでも。本当にやりたいのであれば。本当に子供たちのために9教科そろわないと大騒動しているじゃないですか。今、担任がいなくて困った困ったと言っているんだから、それは、市長、ぜひお願いしたい。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 現状困っていることが別にもありましてね、人がいないんです。今現在、この11月だったかな、産休に入る先生がいたんですが、そのかわりの先生を、本当に何本電話したかわからないですが、見つけようと思いましたが、見つからない。

だから、今、木村議員の言っているように、市費的なものでの負担や何かも、市長さんにも協力していただいてそういう措置をしますが、この人探しが全く大変だという実情もわかっていたいただければありがたいな、全力で教育委員会は、今の子どもたちにも困らないような方法は考えていきます。

○16番（木村建一君） 議長、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 3つ目ですね。

湯ヶ島小学校や湯ヶ島幼稚園の活用方法については、最も影響を受ける湯ヶ島小学校区の区長様や、各種団体の皆様から御意見を伺いながら、利用計画をまとめてきました。

また、天城湯ヶ島地区の皆さんには、支所移転について、小学校を活用する当初計画については、平成28年2月に、幼稚園と小学校を活用する見直し後の計画については、今年11月、2回の市民説明会をさせていただき、全体の概要を御説明いたしました。

また、説明会に参加されない方も大勢いらっしゃいますので、今年11月の市民説明会と移転計画の概要についての報告のチラシを作成し、天城湯ヶ島地区の皆様にご配布させていただいたところでございます。

そのような広報に関する住民の皆さんからの意見があれば、後ほど総務部長から説明をさせます。ただし、市民説明会、あるいはタウンミーティングだけで住民の皆さんの総意が集まるわけではありません。これまで8年半いろいろやってきて、市民説明会においてもタウンミーティングにおいても、基本的に特定の方が御意見を発言されることがほとんどの場合であって、したがって、私たちはほかの場合、幼児教育施設に行ったり、私は個人的には天城学習に毎回参加したり、そのほかのさまざまな手段で御意見を伺っているわけです。

そこで、実は11月に報告が上がりましたので、議員の皆さんはお持ちかどうかかわからないのですが、湯ヶ島地区ランドデザイン策定に係る提案書中間報告というのを、私は市長として受け取っております。11月に策定されたばかりで、かなりの方々が参画をされて、策定会議という、6回地域の皆さんで話し合いがなされたようです。

委員長は平成26年度の伊豆市の区長会長様、それから副委員長は湯ヶ島地区の地域づくり協議会の副会長様で、ほかにも、宿を語る会、西平を語る会、鉢窪会などなど、財産区の議長さん、それから各区長さんお入りになってつくられたもの、大変いい内容になっていて、まだこれは中間報告ですので、これを基盤にして、もう少し肉づけしていく、広げていくというような御意向のようです。

その中のこの湯ヶ島地区のランドデザインは、人が集まる文学と農の里づくりプロジェクト構想、これは、現在市が提案している湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園の跡地利用の最新版のほうを前提として、これ、何かができるすぐに意見交換の場に移るわけではありませんで、同時並行的にやっていますから、行政側の見直し作業と並行して、今の行政が提案をしてお

ります小学校、幼稚園の改正案を前提として組んでいただいたものであって、地域の皆さんの御意向、御意見を十分に踏まえたもので、これは私どもが作成したわけではありません。地域の皆さんが、そのような努力の積み重ねで意見集約をされておりますので、そこに我々は歩調を合わせる形で進めてきたものであって、特定の一部の方々だけの御意見を集約してつくったものではないというように認識をしております。

契約の仕方については総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ②の公共施設を民間と契約する場合についてでございます。議員御質問は、随意契約をする場合に公募によるのか、または単独のものと契約するのかという趣旨の御質問かと思えます。

市では、普通財産となった施設や土地を、売却したり貸し付けたりする場合、その時々で施設の状況や、その施設がある地域の状況、また施設の活用方法などを総合的に判断し、公募によったほうがよいのか、既に提案するものがあれば、市と合致すれば単独のものと契約する、こういう場合もございますが、それぞれの状況に応じて、判断をさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 時間なもので、2つ、主張し、一つお尋ねです。

こういうことですよ、何かすぐに住民説明会で反対者が多い云々ということの評価されるんですけども、私はそれは違うと思うんですね。こういうことですよ。湯ヶ島全体にかかわることなのに、湯ヶ島学区以外の人たちには、なぜ意見を聞かないのというところですよ。なぜか、湯ヶ島小学校や幼稚園跡地をどう利用するのかということについては、別に異論はないと言っているじゃないですか。

今回僕が質問しているのは、支所を、なぜみんなの意見を聞かずに、湯ヶ島学区みんなの意見も聞かずに移動させるのかがおかしいと言っているんですよ。有権者の皆さんの声聞きながら市長やるって言いましたよね、聞いてください。今回だって何かずらしているんだ。湯ヶ島支所の問題で、支所の移転の問題。

それから、今、契約の問題について、具体的にお尋ねしますね。平成22年にラスクと契約したときに、市長は今後どうするか、仮に、どこかこれからさらにいろんな市有施設を使う場合に、ここからですよ、ある企業さんが来て、ぜひこれを使いたい、貸してくれと、こちらにとっても結構ですという場合があったとしてもです、やはりそこの社長さんに説明した上で、公募はさせてくださいねということをお主張しますと言ったんです。

今回の支所移転どうですか。もう、ラスクに待ってもらっていることだから、この平成22年のときと違うんじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 湯ヶ島小学校、幼稚園の使い方と、支所の移転は違うということですが、支所を移転してこちらに移すという事業ですので、そこは一体となっています。

ただ、月ヶ瀬小学校区の皆さんから、自分たちにもちゃんと説明してくれということでございますので、それはそのとおりですので、ちょっとおくれますけれども、事後報告になりますが、1月、2月、すみません、時期はちょっと忘れちゃったけれども、1月、2月に組んでおります地域の説明会には伺います。ただ、以前総務部長から説明しましたとおり、小学校の跡地利用がスタートの議論になっておりますので、これまでは、湯ヶ島小学校区の皆さんと話をしてまいりました。

それから、以前、公募にするか随意契約にするかで、私発言の記憶がないのですが、そう言ったかもしれません。基本的には企業誘致のような場合は、どちらでもできるんですね。公募しても構わないし、随意契約しても構わない。

ただ、伊豆市の場合には、私が市長になった8年半前に、非常に行政訴訟が続いておりましたので、その時点では議会にかけることによって、つまり公募して議会にかけることによって、2段階ですね、公募するというのと、議会にかけるということで、物すごい行政コストがかかりますから、訴訟に移行すると。それをより抑制できるという判断を確かに行っておりました。しかし、この8年の間に、議決をして、議会で可決をされたことの議員からのこともあるんですけども、やはり伊豆市の場合は訴訟に移ってしまって、公売をすること、公募すること、議決を受けることが必ずしも住民訴訟の抑止効果にはなっていない。それであれば、あえて余りカウンターパートとの間で望ましくない軋轢を生むよりも、市の公益にかなうのであれば、地域の皆さんの利益にかなうのであれば、随意契約という手法も、これは法的に認められておりますので、いずれにしても、最適な手法を採用しようとして現在では考えております。これに限らず、ほかの事業の場合も同じです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 前言っていたこと、やっぱりこれは議会における公約ですよ。それを、裁判があったとか何も書いてないですよ、ここには。だからおかしいですよ。

もう時間がないから、事後報告じゃだめですよ。もう補正予算今度は通っているんだけど。ちゃんと住民の皆さんの意見を聞きながら、行政を進めますって言っているんだから、それだったら、今回どうなるかわからないけれども、やめるべき。

狩野川記念公園に移ります。

これ、3回目ですよ、3回目。3回目のときには、1回目に更新するときは審査会が評価した結果によって……

○議長（三田忠男君） ちょっと待って。

答弁がないです。

○16番（木村建一君） いいです。

○議長（三田忠男君） 4番目、答弁願います。

では、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 大きな4点目の指定管理者の御質問でございますが、指定期間満了に伴う指定管理者の選定につきましては、その期間満了年度に公募を行うか、また同じ指定管理者を継続するのかを検討しながら決定します。

継続する場合は、指定管理者がその施設の目的に沿ったサービスの向上や、施設の適正な管理に努めるという、指定管理者制度の目的を達成しているか否かの審査が必要となります。

御質問の狩野川記念公園につきましては、今回議案のほう提出させていただき、提案理由でも担当部長が申しましたが、継続による指定管理が妥当と判断し、指定管理者審査会の審査を経て、この12月にお諮りしております。

また、萬城の滝キャンプ場につきましては、来年度から市の直営に変更するための関係条例の改正をお願いしているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 平成24年3月議会で狩野川記念公園の指定管理は審議されました。

1回目更新するときは、審査会が評価した。しますと。ただし、3回目はありませんというのは約束事ですよ。これで3回目でしょう。なぜ公募しないの。

それから、萬城の滝キャンプはなぜ公募、公募したんだけど、応募がなかったのならわかるんだけど、なぜ公募しないんですか。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、狩野川記念公園の指定管理につきましては、議員御指摘のとおり、平成19年から現在5年ずつ、2期の指定管理を所定の手続にのっとりまして、平成24年の12月議会、こちらのほうで御審議をいただきまして、ただそのときにも、指定管理業務と自主事業の相乗効果による、よりよいサービスの提供、施設の積極的なPRをしてくださいという条件のもとにされたということでございます。

すみません、その3回目をするにつきましては公募するということについては、ちょっと私不勉強で、大変失礼いたしましたけれども、現時点では、現伊豆市の関係する条例、それから毎年行っております定期的な審査会、それから、今回も審査会で行っていただいております利用者からのアンケートやら、そういった利用状況、こういったものを相対的に踏まえて、部長会等の審議を経て、引き続きましてサンアメニティさんを指定管理者にするということで、事業を進めております。そういったことで、くれぐれも市民利用、市民のスポーツ利用に支障のないようなサービスの向上ということを大前提に、今回上程させていただくということで、御理解いただければというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 萬城の滝について、御説明いたします。

萬城の滝につきましては、指定管理者が楽っ季伊豆ということで、指定管理審査会におきましては、評価を受けまして次年度以降もお願いしたいということで、お願いしました。ところが楽っ季伊豆につきましては、先般説明させていただきましたが、社員の減少で、運営に対しては難しいという形で承っております。

その後、中伊豆地区の観光協会、あるいは商工会等、いろいろなところと話をさせていただきました。その中で、現状の冬場の閑散期の収入がほとんどないということ。また、今現在の滝の裏が、なかなか危険で行くことができない。来年度市のほうでは、工事といたしまして、現状の場所ではなくて、左岸側にある程度ルートをつくって展望台等を設置したいと考えております。それらの整備が済んでから、またあと、地域のワサビ田等の施設がありますので、それらと一体となって、観光施設としての拠点がある程度整備してから、ある程度の条件を整えてから、これからもう一度指定管理をお願いしたいと考えています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

○16番（木村建一君） ルールつくったんだから、議会がルールつくったんじゃない、自分たちでつくっているんだから、もう一度読んでくださいよ。出直しよ、これ、狩野川記念公園は。3回目は公募ですって、当時の副市長が言ったんですよ。委員会報告聞いてください。以上。

○議長（三田忠男君） これで、木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 次に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

同じような質問が、この議会では6人続きますけれども、それぞれ考え方は違うはずですので、発言させてください。後の方もぜひ遠慮なく発言すると思います。

今までの一般質問でも感じたことは、地方自治は公平が原則なんですよね。これを忘れてるのが、今の伊豆市の現状じゃないかと僕は思います。この間、丸田藤子さんという方が

おっしゃっていましたね。公平ですよ。公平にやってくださいと。今までの議論の中でも、例えば小学校の統廃合で行われたのは、複式授業になってしまうと。どうもそれを武器に脅かしたんじゃないかと、僕は理解しています。複式授業を避ける方法はあるはずなんです。

○議長（三田忠男君） 通告質問をお願いします。

○15番（森 良雄君） これから入るんですよ。前置きもさせなさいよ。

市長は、病院がなくなったらどうするんだと、一生懸命言っていますけれども、病院なくなりません。イハラサイエンスという会社は御存じですか。私きのうちちょっと行ってきましたけれども、恐らくきょうかあした、伊豆の国市ではスポーツワールドにどこが入るか決めると思います。これ公募ですよ。伊豆市は文教ガーデンシティに病院を入れる。先に決めちゃうんですよ。こういう不信感が、恐らく今まで初めてでしょう、一つのことを6人もの議員が質問すると。市長さん、ぜひ考えてください。うちの近くで事故があったというけれども、市長さんどこに住んでいるんですか、僕さっぱり知りません。

それでは、本題に入ります。

病院の話、まだ終わっていないですけども。イハラサイエンス、10年かかってもどこ行くか決まりません。恐らくスポーツワールド公募から外れたら、また探さなきゃならない。探すか恐らく撤退するか、どちらでしょう。病院がなくなってしまうと一生懸命言っていますけれども、どこの自治体も協力しなければ、10年たっても移転先は見つからないでしょう。私はそういうふうに見ております。

まず、市長さん、やめますか。10月24日に開催された伊豆市議会議員選挙の当選証書授与式において話された市長の祝辞について、質問します。

祝辞の内容がさっぱりわかりません。この質問は、祝辞の内容がわかりませんので、確認をするものです。祝辞の内容は何を意味するものだったのでしょうか。説明をいただきたい。

祝辞の中で、盛んに繰り返されたのは、「あと3年半だ」という文言です。「あと3年半だ」とは何を意味するのでしょうか。伺います。「あと3年半だ」とは、市長の任期はあと3年半だということでしょうか。もしそうだとするなら、菊地市長は、あと3年半で市長をやめるということでしょうか。菊地市長は、今限りで伊豆市の市長をやめるということでしょうか。確認したい。

文教ガーデンシティも、この3年半で緒につくところです。市長にとっては最も重要な時期だと思いますが、その時期に「あと3年半だ」という発言は理解できません。「あと3年半だ」というのは何を意味するものなのでしょうか。今限りで市長をやめるということですか、確認したい。

文教ガーデンシティは、選挙公約です。ことし4月に行われた市長選挙における選挙公約の最も重要な公約は、文教ガーデンシティだったと思いますが、いかがですか、確認したい。

文教ガーデンシティの中で、最も重要な政策は、分譲住宅地をつくるということではありませんか。いつの間にか分譲住宅地の建設が消えてしまいました。

私は「市が分譲地をつくっても必ず失敗する」と言ってきましたが、これでは分譲住宅地をつくる前から失敗しています。なぜ、分譲住宅地の建設ができないのですか、失敗したのか、その理由を説明してください。なぜ、分譲住宅地の建設ができなくなったのか、その理由を市民にわかるように説明してください。病院の建設が重要だ、では理由になりません。病院の建設は後からつけ足した理由です。分譲住宅地の建設ができなくなった理由を説明してください。

菊地市長、次の文言は、あなたが市長選挙に立候補したときに言った言葉です。「合併に伴う宿題は大方片がつき、予定どおり土台を築くことができた。あと4年いただければ、伊豆市はよくなってきたと市民の皆さんに実感してもらえるまちをつくることができる。3期目のまちづくりの柱として、文教ガーデンシティを上げる。3中学校の統合、長年の懸案の市街化調整区域開発（都市計画の見直し）、立地のよい場所の農地転用という3つの連立方程式を解いた結果、文教ガーデンシティ構想が生まれた。新中学校を核とし、こども園、公園、質の高い住宅地を整備し、伊豆市に住むまちとしてのブランドを確立する」と言っています。

3つの連立方程式とはどんなものですか。連立方程式のその1つは、分譲住宅地の建設ではありませんか。3つの連立方程式は成り立たなくなったのではありませんか。3つの連立方程式が、成り立たなくなったことを認めるべきではありませんか。文教ガーデンシティ構想は、3つの連立方程式から導き出されたものです。その1つが崩れたのです。文教ガーデンシティ構想は成り立たなくなったことを認めるべきではありませんか。

9月18日の伊豆日日新聞に、総合戦略課の投稿がありました。この中では、文教ガーデンシティ構想は、新中学校を核とした魅力あるまちづくりが目的であり、と書いてあります。ここで言う魅力あるまちづくりとは、分譲住宅地をつくることを意味していますか、それとも分譲住宅地の建設は諦めた後ですか、伺います。

公約違反。

菊地市長の選挙公約は、文教ガーデンシティ構想です。文教ガーデンシティ構想は、新中学校を核として、こども園、質の高い住宅地を整備し、伊豆市に住むまちとしてのブランドを確立する。これが選挙公約の柱です。分譲住宅地の建設はできません。選挙公約違反です。速やかに責任をとるべきではありませんか。

トレイルランニングレース。

トレイルランニングレースは、自然破壊をもたらします。天城山稜線歩道のような降水量の多い山地に向くスポーツではありません。それは、昨年3月15日に実施したレースを見ればわかります。山稜線歩道はずたずたに破壊されました。補修したと言っていますが、自分たちでは手に負えないような破壊もありました。山稜線歩道協議会が補修したのものもあるのです。乾季に実施すると言っていますが、天城の山に乾季はありません。今年度は実施しますか、伺います。

待機児童。

伊豆市には、待機児童は存在しないと思っていましたが、残念ながら待機児童は存在したようです。どこの保育園でしょうか、こども園でしょうか、待機児童は何人ぐらいいますか。

今後の見通しはいかがですか、待機児童の解消は考えていますか、いつごろまでに解消を考えていますか、伺います。恒久的な待機児童対策を考えていますか、伺います。

中学校の建設は、市民の合意を得ていません。

文教ガーデンシティに新しい中学校の建設を進めようとしていますが、教育長は、中学校の統廃合は市民の合意を得ていると考えていますか。

中学校の統廃合は市民の合意を得ていません。新しい中学校の建設は、見合わせるべきではありませんか。市民の合意を得てから、統廃合を進めるべきと思いますが、教育長はどう考えますか、伺いたい。

文教ガーデンシティに建設しようとしている中学校は、校舎の前にグラウンドがありません。小学校や中学校では、校舎の前にグラウンドをつくるのが一般的と思いますが、どうしてこのような学校を建設するのでしょうか。何か考えがあるのでしょうか、伺いたい。

校舎からグラウンドが見えません。グラウンドから校舎が見えません。いじめの発生や不審者の侵入が見えませんが、何か対策を考えていますか、伺います。

教科教室型の学校をつくるようですが、教科教室型の学校の利点のみ上げているようですが、教科教室型に問題はありますか。問題点はありますか。

現在のようなクラスの教室での授業の利点は考えていませんか。生徒が教科ごとに教室を移動するには問題がありませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） あと3年半という意味ですが、伊豆市の新市建設、これは期限が平成31年度になっておりますので、平成32年3月31日までが伊豆市新市建設の期限です。私の任期が平成32年の4月24日ですから、いずれも3年半ということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありませんか。

森議員。

○15番（森 良雄君） そういうことだと、あの祝辞は何だったのかと。ここにいる16人皆聞いているわけですね。3年半だ、3年半だと言われて、僕はもっと深刻な意味があるのかなと思ったですけれども、たったそれだけですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、当選された議員の皆さんは、任期はさらに半年長いわけですから、その期間は完全に重複していますので、したがって、市長と議会で、新市建設の残りの3年半をしっかりとやりましょうということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 新しい議員の方には失礼ですけれども、新市建設計画、どこまで理解しているかですね。はっきり言って理解なんかしていないんじゃないかと思えますけれども、それでも、あんなこと言ったんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、私たちはもう12年たったんですよね。天城湯ヶ島町、中伊豆町、修善寺町、土肥町は既に残念ながらありません。今、伊豆市としてスタートして、そして、国は10年間で、新市建設を予定していたところ、東日本の方には大変申しわけないのですが、あの大きな災害によって、新市建設事業は5年間延長されて、15年ということになりました。

したがって、今、私たちは、国の方針に基づいて平成16年に伊豆市が発足し、そしてその新市建設事業が、平成31年度までということでございますので、事実をそのとおりに申し上げ、一緒に頑張りましょうということを申し上げたにすぎません。

○議長（三田忠男君） 2番目に入ります。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 2番目の御質問に対して、文教ガーデンシティの中で最も重要な政策、いわゆる中核事業は、新中学校でございます。

それから、病院の建設は後からつけ足した理由、分譲住宅地の建設ができなくなった。これは、当然にこういう御意見がたくさん出るだろうということは予期しておりました。5月に厚生連からお話があり、6月に議員の皆さんにお話を申し上げた後、当然に、そう言うでしょうねと。我々は、ほら、住宅地が建設できなかつたら病院に変えたと言われることは、当然予期しておりましたし、覚悟もしておりました。

しかし、その上で、厚生連には、遅くとも9月の半ばまでには一定の方向を示してもらいたい、なぜならば、そうでなければ、住宅地だけで議員の選挙は戦われることになるので、我々はそのような批判を甘受してでも、新たな方向が一つ出てくるのであればということでお願いをして、9月中旬ごろまでに厚生連の御返答をお願いしたいということで申し上げたわけであって、当初から住宅地整備が不可能であったがゆえに変えたわけではありません。

3つの連立方程式ということですが、これは文教ガーデンシティのスタートとなった新しい中学校、つまり旧3つの町から中学校1つをつくるという事業を、一体どうやって未来に生かすのかという、これは新たな課題。しかし、9年前から私がいろんな方から伺ってきました。いいところの田んぼは何とか転用できないのか、あるいは調整区域は何とかできないのかということを総合的に考えますと、今の修善寺中学校、まさに農地でもなく、市街化区域の中で、巨大な費用と恐らくかなり長期の時間をかけて、あそこに中学校をつくるということが、果たして伊豆市の未来につながるのかというようなことを踏まえて、その3つをいろいろ複合的に判断をした結果、これから都市計画は変えますけれども、この駅から1キロ

の利便性の高い、そして近傍に、ほぼ同一地域内に病院があり、県立高校があり、幾つかの小学校も中に、あるいは近傍にありというところで、大変地権者の皆さんには申しわけないのですが、伊豆市の中では、広い土地は農地しかありませんので、農地転用を含めて、構想を立てさせていただきました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 先ほども言いましたけれども、市長は、伊豆市に住むまちとしてのブランドを建設するということを言っているんですね。住むまちとしてのブランドは消えてしまったんじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 文教ガーデンシティの構想について、分譲住宅地がたとえできなくなったとしても、これ市民説明会でも繰り返し申し上げているんですけども、ブランド力の向上を目指すというところは変わらないわけですね。たとえ病院になったとしても、住む場所としてのブランドづくりの向上というのは、当然目指すことができるわけでございます。

文教ガーデンシティ構想が目指すものは、もともと住む場所としてのブランド力を高めるということですが、その本質的な目的というのは、総合計画の基本構想でございます、誰もが安心して生き生きと心豊かに暮らせるまちを目指すものでございますので、この目標に向けて、教育環境の整備や多世代交流も可能な公園、こども園の整備など、住みやすい環境のイメージづくりというのを目指しておりますので、たとえこの構想が、住宅から病院になったとしても、住む場所としてのブランドづくりという、その目的というのは変わらないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） いろいろきれいな言葉で飾られておりますけれども、多くの市民の皆さんは、分譲地はできないんじゃないかと、この文教ガーデンシティの建設はできないんじゃないかというふうに考えている方が多いようですよね。だから病院持ってきたんじゃないかと。病院なら確かに僕もできると思います。病院をほかに持っていくことはできないんですか。さっきも僕言いましたけれども、10年たつたって恐らく病院できませんよ。だって受け入れてくれるところがなきゃできないもの。

イハラサイエンスはなぜ10年たつても工場移転ができないのかといたら、受け入れるところがないからです。皆さんも御承知のように、例えば三島行こうって、三島に調べに行ったけれども、全然工場の建つようなところじゃないとか、そういう経過があるんです。大仁高校へも行ってみたと。いや大型トラック入れるのかなと。これは県の教育委員会を通じて

大仁高校見たんですよ。それで、スポーツワールドにも、伊豆の国市にお話しした。今回伊豆の国市は公募するということで、その結果が、恐らくきょうあすあたり出てくるんじゃないかと思っておりますけれどもね。

病院だったら、受け入れ市町があるんだっただけでできると思いますけれども、恐らく受け入れ市町はないと思います。だってあれば、順天堂どっか行っちゃうことだって考えられるわけです。市長は行っちゃうと言いますが、僕は温泉は行くにしても10年以上かかると思います。それなのに、いや、市民に対して、行っちゃうから大変だ、大変だと、そんなこと言っていて、分譲住宅地を建設することができるんだっただけで、分譲住宅地をつくれればいいじゃないですか。僕はつくったってどうせ失敗すると思っておりますけれどもね。

病院だったら中伊豆地区に、私だけじゃないですよ、中伊豆地区の皆さんだって、あの周辺で用地確保できるんじゃないかと思っている人はたくさんいるはずですよ。それなのに、病院だ、病院だ。そういうことは、要は分譲住宅地は建設できないんじゃないですか、ここへは、日向へは。それ確認したい。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 当然、中伊豆地区で県道の近傍であれば、当然それが市長としては望ましいわけです。ただ、大変残念ながら、そういう結論ではなかったということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 住宅地ができないの、できるのか住宅地、それを……

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 住宅地につきましては、以前から御回答を申し上げているんですけれども、住宅地については、その手法について、今、検討しているところですので、住宅地が決してできないというわけではないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） できないとは考えてない。では並行して病院の建設も考える、住宅地の建設も考える、並行して仕事を進めるんですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 住宅地が病院になる可能性があるということで、市民説明会を開催させていただいておりますが、まだ、検討を始めたばかりということで、住宅地の可能性も一つの選択肢としては残っておりますので、その住宅地の可能性については、引き続き検討をするということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 検討するという。いつまで。検討したけれども、病院のほうが有効性が高いから病院にしますという可能性が高いというふうに僕は思いますけれども、そうい

うことはないですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 可能性ということだと、病院についても検討を始めたばかりですので、これからいろんな条件をすり合わせていくということなので、病院の可能性というの、今、確たることは申し上げられない状況で、住宅については、かねてから御回答しているとおりに、農振除外のための5要件というのがございまして、それを満たすための方法というのを検討しておるところでございますので、具体的な手法について、今、検討しているところで、病院とどちらが可能性が高いかとか、そういったことは、確たることは、今、申し上げられません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 文教ガーデンシティの建設はもう始まっているわけですよね。もうお金使っているでしょう、中学校つくるといこと。この後、教育長への質問に変わりますけれどもね。一方では仕事進んでいるんですよ。ところが、一方では住宅地ができるのか病院ができるのか、まだ検討中でわからない。

病院の建設と住宅地の建設は、難しさは同じですか。住宅地の建設をどこが許可するんですかね、県ですか、国ですか。まずそこから聞きましょう。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 住宅地については、4ヘクタールを超えない範囲であれば、まず農地の除外申請をしないといけませんので、それは県と協議を進めていくものでございます。事業が既に始まっているという御質問でございましたが、中学校部分については農振除外の申請手続を進めておりまして、既に基本設計や実施設計しておりますので、そういう意味では、中学校部分については事業は進んでおります。

文教ガーデンシティ全体では、一つの構想なんですけれども、事業自体は個別の事業として進めておりますので、もちろん全体の地形を決めなければ、各施設の基本設計に入れませんので、全体を測定する開発のための造成業務、それは全体で進めておりますけれども、基本的には個別の事業として、それぞれ進んでいるもので、現在は中学校部分について事業が進んでいるという、そういうことでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） それ確認したいんですけれども、この文教ガーデンシティへ病院をつくるにしても、住宅地をつくるにしても、最終的な許認可の権限はどこにあるんですか。県にあるんですか、それとも国にあるんですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 農地の転用ということについては、それぞれその所管して

いるといたしますか、4ヘクタールを超えなければ県と協議するわけですね。それ以外の開発行為等については、それぞれ、開発行為の申請については市でやるわけですがけれども、特に国がやる部分、県がやる部分というのは、それぞれ事業によって、そこは違ってくるんですけれども、したがって、全体的どこが認めるとか、そういったことは、一つまとめてお答えすることはできない。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 国と県との交渉というのは、どこまで進んでいるんですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今、進んでいるのは、新中学校の部分について、農地の適用除外申請の協議を県と進めているところでございます。それ以外の部分については、こども園とか公園とか、そういったものについては、今、基本計画をつくっているところでございますので、そういった具体的な姿が明らかになったところで、それぞれ許可権者と交渉して、農地の転用等の手続を進めていくということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） そうすると、病院の建設予定地も住宅地の建設予定地も、まだ国や県とは交渉に入っていないというふうに理解してよろしいですか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） その部分については、病院も厚生連との協議を開始したばかりですので、まだ意思決定がなされておりませんので、具体的な姿が明らかにならない限りは、許可権者との交渉や協議などもできませんので、今のところは中学校部分について農地の除外申請の手続が進んでいるということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 今、厚生連という名前が出てきたもので、質問続けますけれども、伊豆市の最大の欠陥は、公平じゃないということなんです。最初からどこに、いわゆる厚生連に分譲するのか、ただで譲渡するのか知りませんが、決めちゃっているんですね、相手を。

質疑のときにもやりますけれども、指定管理者についても同じですよ、もう相手決まっちゃっているんです。市長はこの前伊豆市には入札100%はないなんて言っているけれども、98.75%はあるんですよ。要は非常に不透明、やっていることが。今、話聞いたところでは、まだ住宅地も病院の建設も、国や県との話はしていないというふうに理解していいわけですよ。それなのに、病院は行っちゃう、行っちゃうと。その辺ちっとも理解できないだけ

れども、病院本当に行っちゃうと思いますか、市長。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさに、その不透明ということにならないように、市長と理事長がこれから検討しましょうという段階で表面に上げたわけです。これ皆さんに、もう公表せず一つと私と理事長だけで、あるいは伊豆市行政と温泉病院の理事会だけでいって、ある日決まりましたとなったら、それこそ中伊豆の皆さんにとってはどういうことだとなりますので、協議に入りましょうという時点で今、公表させていただいているわけです。それで、今、検討している作業、これ以降どこかで一つの判断が出れば、また、その都度当然公表するということになります。

そして、私のところに耳に入っている市民の皆さんの声は、仮に、残念だけれども、中伊豆から移転するのであっても、何とか市内にとどまってほしいという声ですので、伊豆市が提案できる1カ所を提案をさせていただいたということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） どうも市長と私の不透明という感覚が違うんだね。私の言っている不透明というのは、公平じゃないということなんです。市長の耳には、厚生連の名前しか入っていないようですけれども。それか、文教ガーデンシティしか入っていないですけれども。中伊豆地区の人が、例えばあそこの県道挟んだすぐ目の前にグラウンドがありますよね。あそこは使えないのとか、あの周辺の田んぼは使えないのかとか、畑は使えないのかとか、そういう声は市長のところには届いていないんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申しあげましたとおり、そういったものは、中伊豆のどこかで使えるという結論には至りませんでした。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 幾ら言っても、これはらちがあかないけれどもね、まだまだ、あと3人の方かな、お2人かな、質問続くでしょうし、市民の皆さんが文教ガーデンシティのいわゆる統廃合について、待ってくれという声は、市長には届いておりませんか。

○議長（三田忠男君） 中学校のことですか。中学校のことでいいですか。

○15番（森 良雄君） いや、いいよ、いいよ。今、市長に質問しているんだよ。

○議長（三田忠男君） 文教ガーデン全体のことで。

○15番（森 良雄君） 全体ですよ。

○市長（菊地 豊君） 統合というのは中学校のことではなくて。

○15番（森 良雄君） 中学校の統廃合は、決っているんでしょう。

○議長（三田忠男君） もう一度、ではすみません。

森議員。

○15番（森 良雄君） 質問に答えてくれないことには、しょうがないですよ。

○市長（菊地 豊君） 3中学校の統合については、後ほど教育長から答弁があると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 市民の最大の関心事は、文教ガーデンシティの中学校の建設がもう進んでいると、なんですよ。それで、中伊豆地区も、天城湯ヶ島地区も、それから修善寺地区の人も、中学は残してくれと、そういう声がここへ来て湧き上がっている。そういうことを理解できませんか、市の職員の皆さんは、市長初め。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 学校の再編成というのは、大変に難しい問題だと当然思っています。地域の皆さんは当然、学校は残してほしい。そして、判断力のある年齢の子供さんは、さっき教育長からありましたとおり、新しい学校になってよかった、友達がふえてよかった、同じ男の子同士で遊べる、女の子同士で遊べるというような声があります。

そこでなんです。私たちは、主権者のどのような御意見を反映して政策を進めるべきかということで、意見の対立が分かれることがあります。世代の格差で分かれる場合もあるし、それから、今、18歳になりましたけれども、かつては、投票できるのは20歳以上だけですから。しかし、高校生も中学生も幼稚園生も主権者ですから、そのために市長はいろんなところに出向いて、各世代の御意見を伺いながら総合的に判断をしているわけです。

例えば、こんなこともありました。小学校の統合はいいけれども、場所はうちにしてくれ。そこで市民アンケートをとれば、当然、あるところは、Aの小学校の方は、統合は賛成だけれどもここにしてくれ。Cの小学校は、統合は賛成だけれどもここにしてくれというようになるということは、想像に難くありません。したがって、そこは教育委員会のほうで全体適性を考えてお決めになる、市長の意見と違ったこともありました。しかし、それは法的に教育委員会の権限ですので、教育委員会がお決めになる。

そのように、全員一致、全員反対であれば当然進まないわけですがけれども、全員賛成ではない場合の政策をどのように決定していくかということは、非常に大きな課題だと思っておりますので、今回、市長としては、子供の未来を考えて、伊豆市教育委員会の学校再編成計画を支持しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 市長さんは、中学校の統廃合を進めると。しかし、多くの市民の皆さんは待ってくれと言っている。大体午後になって私の質問を傍聴してくれるなんていうのは、今までなかったことですよ。それだけ関心が高いはずですよ。見直すことは考えませんか。ちょっと一時中断することは、考えませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 学校のあり方については、教育委員会のほうで決定をいたしますが、しかし、新しい中学校をつくるのであれば、合併特例債が使える平成31年度末までにつくっていただきたいと、市長としては財政を預かっておりますので、そのように強く希望いたしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 合併特例債で学校をつくるのと、当然新しい学校を建設すれば、補助金が出るとは思いますけれども、そんなに差があるんですか、その辺伺いたいですね。

○議長（三田忠男君） 森議員の質問は、最後のところまで聞くと適切だと思っているんですが、今ここで答弁、一番最後に教育委員会が……

○15番（森 良雄君） 答えさせればいいんだよ。

○議長（三田忠男君） いやいや、はい。

○15番（森 良雄君） 私今、広報委員長なんですよね。議会報に質問者と、質問者のあれを答えていないと。答弁がないと。こういう問題が出ているんですね。私が言ったんじゃないですよ、これ。議員さんから出ているんですよ。そういうことのないように、いいですか。大体傍聴している人だって関心あると思うんですね。市長は合併特例債がなくなっちゃう、なくなっちゃうって、はっきり言って市民に対する脅しですよ。しかし、中学校を新設する場合、補助金が出るはずなんです。どっちが有利か、そういう比較はしなかったですか。総務部長。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 詳細な比較まではしてございませんが、国の補助金が出たとしても、恐らく用地取得には、当然補助金は充てられません。この合併特例債は、用地取得費についても95%までは、特例債が使えるということで、用地取得から完成までを考えると、合併特例債のほうが有利であるというふうに今、考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 50億円のうちの40億円くらいしか、特例債出ないんでしょう。そして80%じゃないの。90%なの。

○議長（三田忠男君） 総務部長でよろしいですか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、計画しております新しい中学校50億円のうち、合併特例債を41億円充てる計画でいます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 僕は7割ぐらいは補助金出ると思っていたんだけど、そういう計算はどうもしていないんだね。ただ、特例債、特例債って言うだけで。

次に移っていいかな。

○議長（三田忠男君） それでは、3の公約違反、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 3つ目ですか、これ。公約違反ではないかについては、今まで申し上げたとおりの中で、御理解いただけると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 今まで答えたって全く理解できない。だってあなたね、公約では住宅地をつくるって。今まで僕以外の方も質問していますけれども、いわゆる人口減少対策ですといたら、もう住宅地つくるといことでしょうか。公約の柱じゃないんですか、そう思いませんか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私の選挙が4月であって、そして、厚生連からのお話が5月ですから、4月の時点で、あるいは3月ぐらいの時点で話が出ていけば、また別の言い方をしたかもしれませんが、その事象が起こる前に公約に述べるということはなかなか難しい。

ただ、ちょっと心配なのは、本当に中伊豆温泉病院、どこでもいいとお考えなんですか。私は、この話が出てからいろんな方がやっぱり言ってきます、あるいは聞くこともありますけれども、さすがに、病院がなくなってもいいからこのとおりやれという方はおっしゃらないんですが、議員の皆さんは、本当にそちらのほうが公益に合致するとお考えでしたら、相当これから議論を要すると思うんですが、森議員はどのようにお考えの立場での御発言か、ぜひ確認をさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） だれもそんなこと言ってないでしょう、病院なくなってもいいのかなんて。大体不透明なんだよ、これ。厚生連の病院ありきで話が進んでいるの。厚生連の病院だったら、頼めばどこへでもつくるでしょう。大平も検討しませんでしたか。大平なぜ何にもできないんですか。市がやろうと思えばできるんじゃないですか。中伊豆だってできるでしょう。何で中伊豆のあそこのグラウンドあたりの周辺、検討できないんですか。これぐらいやり直したっていいんじゃないですか。やり直す気ないですか、なぜないの。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 何度も繰り返しておりますけれども、今の病院にとっては、いかに医師を確保するかなんですね、立地の条件が。伊豆市から南の皆さんは、基本的に車で通院を

されます。もちろん、大平も中伊豆の幾つかの場所も、御提案をいたしました。

しかし、厚生連の御要望としては、伊豆箱根鉄道からお医者さんが歩いて行けるくらいの距離の中ということでしたので、今、現時点で伊豆市が、いっぱい幾つかも意見交換させていただいた中で、現時点で伊豆市から提案させていただける場所はここしかない。山ほどいろんなところも話し合ってきました。しかし、ここしかないということで、決まったわけではありませんが、伊豆市が提案でき、そして厚生連で検討できる場所は、ここしかなかったということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） どうも伊豆市から提案したということだけは確かなようですよね。

大体、駅から歩いていけるとところに、大病院、いわゆる2ヘクタール以上の敷地を要する病院がつかれると思いますか、伊豆市が断った場合。僕はそんなことないと思いますけれども、市長はあると思いますか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） この適地で病院が可能かどうかについては、現在厚生連のほうで検討をいただいているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） では、厚生連に任せればいいじゃないですか。ないと思いますよ、ほかに。だって、イハラサイエンス10年かかったってないんだから。大仁高校には行ってきました。県の教育局の職員に案内してもらった。だめだった。スポーツワールドにも行ってみましたとかね。そして、うまいぐあいに、伊豆の国は公募だと。公募じゃ、どうも競争相手いるらしいんだよね。そうなる、なかなか難しい。厚生連だって、何でスポーツワールド応募しなかったの。僕はそういう点でやっぱりみんな公平にやれというのは、みんな同じスタートに立てということですよ。

今回の議会でも、いっぱい指定管理者のあれが出てきますけれども、伊豆市のあれはもう全部、決まっちゃっているんだ。公募なんていうのははなから頭がない。それが今回のこの問題にもあると思いますよ。公募が原則なんです。公募してもなかったっていうふうになったら、しょうがないやと、相対取引でやろうということになる。私はそう思っていますけれども、市長はそうは思いませんか。もう最初から相対取引ですか。

○議長（三田忠男君） 森議員すみません、公約違反のところの住宅のことで聞いているような気がしたんですが、病院の話になっているんですが、よろしいですか。

○15番（森 良雄君） 住宅地建設は市民に対する約束でしょう。

○議長（三田忠男君） ですから、その公約違反だということ……

○15番（森 良雄君） 市民に対する住宅地建設が約束なんだから、なぜ、そこへある日突

然、9月、5、6月だか知らんけれども、厚生連が出てきたんだと。厚生連とちゃんと話し合ったのか、ほか探したかとか、何か何も話していないでしょう。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 住宅地として進めるにせよ、中伊豆温泉病院が移転するにせよ、いずれにせよ、公募という手法を今とるような環境にはございませんので、そのような選択肢はなかろうかと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

○15番（森 良雄君） いいですか。大体主題は公約違反ですからね。菊地市長、あなたは最初から公約守ろうなんて気はないわけだ。公平さ、いわゆる公募するのが行政マンとしての基本じゃないんですか。それも病院だから、400人のあれだから。100人の従業員じゃ相手にしないけれども、400人だったら相手にするんですか。公約違反認める気はないんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 選挙はことしの4月に行われたわけですが、その時点では当然、市長候補として皆さんにお約束しているわけです。その後でどのような状況の変化があらうと、そのとおりにやるということは一般的にはない、あるいは、物によっては事業着手したのまで見直すべきだという意見まで数年前までであったわけですね。

伊豆市の状況において、現時点で中伊豆温泉病院の移転について、いや、それは行政としては介入しませんと、それは我々も提案できませんので御自由にどうぞという状況にないのではないかということを、我々は申し上げているわけです。

そして、それを今、厚生連には厚生連として検討していただき、私たちは私たち行政の立場で、市民の皆さんに説明をいただき、現時点において、いや、市長は明らかに判断を間違っていると、これはもう、民間の公的病院と言われる厚生連の病院なんだから、それは、任意のままでいいんだという御意見は私のほうにはなくて、私に意見を言ってくくださる皆さんは、何とか病院を残してくださいという御意見だということを今、事実として申し上げているわけです。

○議長（三田忠男君） それでは、トレイルランニングレースについて答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） トレイルランニングレースは、伊豆トレイルジャーニー2016として、この12月11日日曜日に実施する予定と聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

○15番（森 良雄君） 当然これ伊豆市も関与しているんですよ。乾季だからということでも12月にやるようですけれども、さっきも言ったように、天城に乾季なんてないですよ。いつでも湿度は100%近いのがあの山稜線です。何人走るんですか、規模を教えてください。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 参加人員でございますけれども、現在申込者につきましては、

1,837名と聞いております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私がどんなに言ってもやるんでしょうから、絶対に破壊のないようにやってください。いいですか。12月11日だというから、私も現地行ってみますけれども、市では、現地を自然保護するような考えはありませんか、伺いたい。

この答え終わったら、次に回して、次お願いします。

○議長（三田忠男君） 自然を。

○15番（森 良雄君） 誰か職員派遣して、平気で小便垂れる連中もいるから、そういうのを監視するかどうか、答えて。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 実行委員会のほうで全部主催しますけれども、伊豆市としても、約30名程度が現場のほうに参加します。現場のほうをしっかりと監視しながら、実行していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、待機児童について答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部村井です。お願いいたします。

現在、伊豆市においては、国の基準に該当する待機児童はおりません。

今後の課題としまして、育児休業制度の普及などによりまして、3歳未満児の入園希望者はふえていくことが大変予想されますので、来年度4月開園のなかいず認定こども園や、文教ガーデンシティの新こども園において、3歳未満児の乳幼児保育の充実を図る考えでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありませんか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 待機児童はいないとのことですが、間違いありませんね。これからもひとつ待機児童が出ないように、少なくとも私がこの間確認に行ったら、いるという話だったからね。次、お願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、最後の中学校の問題、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、森議員の新中学校の市民合意についてお答えします。

合意を得ていませんので、見合わせるべきではありませんか、市民の合意を得てから統廃合を進めるべきではについてお答えします。

先ほどの小長谷議員の御質問にもお答えしましたとおり、学校再編計画や建設計画を進めるに当たって、市民や保護者への説明会を開催し、御理解をいただくよう努めております。

説明会では「地域が寂しくなる」や「通学が不便になる」などの再編の課題の声もございましたが、よりよい教育環境の整備に期待する声も多く、今後とも計画の進捗状況に応じ、情報の発信や説明会を開催するなど、さらなる理解や御協力がいただけるよう努めてまいります。

次に、グラウンドが校舎の前にはないのはなぜか、また校舎からグラウンドが見えないことについて、いじめの発生や不審者侵入対策を考えているのかについてお答えします。

新中学校は「公園や河岸と一体になった伊豆の自然の中で、地域に根差し、豊かな心と個性を伸ばす中学校」を基本理念としております。校舎とグラウンドの間に体育館があり、グラウンドが見えないことへの不安は、先生方からも同様の御指摘をいただいております。

グラウンドの監視につきましては、施設整備の工夫や防犯カメラの設置など、ハード面での具体的な対策を検討してまいります。

次に、教科教室型のデメリットや移動に問題はありませんかについてお答えします。

教科教室型は、従来の理科室、音楽室など特別教室と同様に、国語・数学・社会・英語の全ての教科ごとの教室を整備し、生徒が今までのように教室で待つのではなく、みずから教科教室に出向くことにより、学習意欲の向上を図り、自主性の高まりを期待しているところであります。

デメリットとしては、議員御指摘のとおり、各教室への移動時間がかかることが上げられます。建物を2階建てにすることや、数時間分の教科書等を持参することにより、時間短縮を図るなど、今後も考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありませんか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 新中学校校舎等配置計画の基本的な考え方というのをもらって見ているんですけども、進めているのは、新しい学校をつくる、教科教室型の教室をつくるわけですね。先日の生きプラで行われた説明会で、最後に婦人の方が言っていましたよね、拍手まで起こった。僕はあれ聞いて、ああ、市民の皆さんは統廃合に反対しているんだなというふう感じたんですけども、教育長は感じませんでしたか。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） 特に中学校について、そのようには余り感じませんでした。逆に、ここしばらく10月を中心に、保護者に対して、これら新しい学校の構想等説明をしました。その段階で保護者からは、期待の声のほうが多く聞こえましたし、その後とりましたアンケートでも、そちらのほうが多かったと私は思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 先ほど木村議員だったかな、市民全員からのアンケートをとるよう

にという話もあったんですけども、保護者だけの考えと市民の考えは違うんじゃないかと思うんですね。議会もだんだんと、いいですか、今回6人の議員が何らかの形で質問に立つと、3月議会はもっとふえますよ。それでもやりますか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） はい、きちんと説明をしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 終わり。

○議長（三田忠男君） これで、森良雄議員の質問を終了いたします。

ここで、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時10分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

通告に従いまして質問いたします。

質問に入る前に、発言通告書の訂正をちょっとお願いいたします。

ナンバー1のほうの上から2行、3行で、ちょっと脱字がありまして、湯ヶ島小学校と湯ヶ島幼稚園とありますけれども、その前に「旧」を入れていただきたいというふうに思っております。

そっちはよろしいですか。

それから、同じページの下から3行目から2行目に係るところで、「起債率」というのがありますけれども、ちょっとこれが解釈を間違えると困りますものですから、「起債上限額比率」というふうに改めていただきたいというふうに思っています。よろしくをお願いします。

それでは、私は2点について質問をいたします。

全て市長からの回答を求めます。

回答については、質問の本筋を逸脱せずに的確明瞭な回答を求めます。よろしく申し上げます。

1点目、天城湯ヶ島支所機能の移転についてお伺いします。

(1) 支所機能の移転について、住民の多くは正確な情報を知りません。さらに、当初移転先が旧湯ヶ島小学校であったのが、あるとき突然旧湯ヶ島幼稚園に変更になった理由につ

いても、多くの住民は知らされていません。一般市民を対象に行った11月10日の説明会の回答では、説明会は今後継続して開催するとしていますが、今後とは、直近をいつを予定していますか。

(2) 今後の支所機能の移転の説明会は、湯ヶ島学区以外にも拡大しますか。

(3) 説明会を区単位でも開催し、若者や女性と高齢者の意見を聞く考えはありますか。

(4) 11月7日と10日の説明会で、市民から多くの意見がありました。意見を真摯に受けとめたと思います。その意見を今後どのように生かしますか。

2点目です。合併特例債についてお聞きします。

(1) 伊豆市の合併特例債の起債上限額、起債実績額、それと先ほど訂正がありました起債上限額比率、起債残高を明示願いたい。さらに起債実績については、今までどのような事業に幾ら投じたのかお示してください。

(2) 伊豆市では、今後、文教ガーデンシティ構想に90億円の事業規模を予定し、合併特例債を60億円起債するとしています。今後、新たな事業に合併特例債を使う予定はありますか。

(3) 合併特例債を起債限度額上限近くまで使い切るつもりですか、回答を求めます。

○議長(三田忠男君) ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) お答え申し上げます。

まず、次の説明会ですが、現在、旧湯ヶ島小学校及び旧湯ヶ島幼稚園の改修工事の実施設計を行っております。この設計案ができた段階で、地元の皆さんには説明会を開催する旨を考えております。

2つ目の今後の支所機能の移転の説明会は、湯ヶ島小学校区以外にも広げてまいります。

3点目、説明会、区単位でも開催し、若者や女性と高齢者の意見をということですが、これはこれまで同様続けてまいります。

なかなか市民説明会、それから実際にこれからもタウンミーティングを予定しているんですが、若い方々は出てこられません。それから、発言もなかなかされにくいようですので、こういった方々は、先ほどの湯ヶ島地区のランドデザインの委員会の中には子育て世代代表の女性も入っていたようですが、これは行政がつくったものではありませんので、行政の立場としては、なかなか皆さんの前には出にくい幼稚園やこども園の保護者の皆さんや、あるいはそのほかの多様な方々のご意見をこちらから出向いてでも伺ってまいりたいと思います。これは湯ヶ島小学校区の将来構想だけではなく、ほかの事業も同じ立場でございます。

それから、これは(4)とも関連するのですが、やはりいろんな意見を私どもは大切に承ってまいります。しかし、最後は、やはり行政は決めざるを得ません。これまで宿の皆さんの御意見も伺ってまいりましたが、宿は西平と違って、観光地ではありませんでした。

役場があり、小学校があり、営林署があり、つまり行政の中心地だった。したがって、自分たちが衰退したのではなく、行政が我々宿から一つ一つ剥がされてしまったというようなお考えを随分伺ってまいりました。

そこで今回、市山に逆に支所と居場所づくりを集約をして、小学校、幼稚園をいせんということになると、恐らく今度はそういった方々からは大変強い反発をいただろうということは、これまでの御意見の中から考えると、自然な成り行きだと思っております。私たちは全体の御意見を伺った上で、どこかに決めざるを得ない。そのような立場でございますので、御意見は広く伺います。世代を超えても広く伺います。しかし、どこかで決めざるを得ないということも、御理解を賜ればと思っております。これに限らず、市民の皆さんの御意見を伺う機会というのは、継続してつくってまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 市民施設説明会で、説明を多くの住民は理解もしていないし、納得もしていないというのが現実です。

なぜならば、平成26年度の平成27年2月26日に湯ヶ島地区の区長会の資料、このときこの資料の中で、市長は、旧湯ヶ島小学校へ移転するとの方向で、時の副市長から説明ではなくて報告がなされています。報告です、これは。要するに時の司会者の方が、副市長から挨拶及び報告をしますということで報告がなされているわけですね。

ですから、初めから湯ヶ島小学校への移転ありきで、民意を聞く耳がなかったんじゃないですか、どうなんでしょう。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、平成27年2月26日の文書、私今、手元にないものですから、それに対してこちらでも答弁を準備しておりませんので、どういう背景であったかわかりませんが、湯ヶ島小学校を天城小学校に統合した時点で、湯ヶ島小学校を核とした何らかの居場所づくりをするというのは公約に掲げておりました。

当時は、「湯ヶ島文学館」という言い方をしておりました。その時点で支所の移転を言っていたかどうか、すみません、私は記憶がありませんが、湯ヶ島小学校を活用するということはずっと申し上げてまいりました。どの時点で支所の移転を地元の皆さんに伝えたかどうかは、申しわけありません、現時点で覚えておりませんので。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 私がこの湯ヶ島支所機能の移転についてという大きな質問をさせていただきましても、それについては過去の経緯を全部このところで資料として用意すべきじゃないかと思っておりますけれども、いかがですか。

そのところで責めてもしようがないんですけれども、過去に区長会や各種団体に説明会

や検討会を行ったのが、旧湯ヶ島小学校に移転ありきで、ほかの選択肢の議論に含みを持たなかったということ、私も当時の区長からは聞いております。

この平成26年度の区長というのは、2月26日というのは、もう全体を集めるのを最後にする、各班の寄り合いが終わった後ですね、もう。総集会という区の一だ行事の中の最終の詰めが、多分3月の要するに第1週か第2週ぐらいに会計監査を行いながらやるわけですね。どこの区でもそうだと思うんですけども。そのときに聞いたわけです。区長さんが判断する時間が何にもない。そして区の皆さんにも説明する機会もない。ただこのときに、ペラ1枚をもらって、ただ説明しただけでは区民の皆さんはほとんど納得しない。ここところが動いてしまっているんですね。

腑に落ちていないから、詳細で真摯な説明を求めています。民意を聞く説明会を今後も開催すると言っているんですね。事業の決定、それから執行前に行わなくてはならない。事後報告じゃだめなんですよね。そこんところはいかがですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、平成27年2月26日の文書、私は、先ほど申し上げましたように手元にないんですが、地元にお話を申し上げたのはこれより前だったと記憶しております、一番最初は。記憶になりますけれども、市山地区の皆さんに支所を移転して商業施設として広く使いたいということをお願いしたと思います。それは、もう3、4年前になるうかと思っております。そのころから構想は描いておりました。何らかの形で地域の皆さんにも御説明はしてきたと思います。何月何日にどのような説明をしてきたかについては、わかる範囲で総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、市長申しましたとおり、平成25年12月には区長、市山区のほうへ出向いております。その後、平成27年2月に2回、これは湯ヶ島小学区の区長様と小学校の跡地利用を含めた支所の説明と検討をしていただいております。

先ほど、議員おっしゃられました平成27年2月26日に湯ヶ島地区の区長会で方針について説明をさせていただいております。この方針というのは、公共施設の再編成に伴う天城湯ヶ島支所移転及び旧湯ヶ島小学校跡地利用の方針についてということで報告をさせていただいております。

その後、平成27年度に入りまして、同じく湯ヶ島小学校区の区長様や地元の観光協会、旅館組合、商工会、地域づくり協議会等の団体の方々と4回の意見交換、また、平成28年2月には、この湯ヶ島小学校を活用した支所移転について、天城湯ヶ島地区全体の説明会、今年度に入りまして同じく5回の検討会、そのうち1回は天城湯ヶ島地区全体の区長様にお集まりいただきまして、11月7日と10日に行った市民説明会の前に、同様の説明を全体の区長様にさせていただいている、そういう経緯でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 支所機能を利用する人たちが、知らないところで物事が決まってしまうって、さあどうぞということは、住民を余りにも軽視し過ぎている。それは本来の民主主義がうたう住民自治からは大きく離れています。

ことしの7月25日の湯ヶ島小学校跡地の利用に関する検討会の席上、ことしの8区の区長に対して、こういった言葉を市長は述べています。支所・包括以外の施設を1年間前倒しして明け渡すと話をしてきたが、地元の皆さんの意見を拝聴し、1年間前倒しが必要か、もう1年待ってもらうことが可能か、もう一度相手と相談するとはしているが、この地元の皆さんとは、一般市民なのか8区の区長さん、どちらですか、答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、私も全ての発言を覚えていなくて申しわけないんですけども、その時点では、東京ラスクの移転が入っておりましたので、また工程表、私のほうは十分精査しておりませんでした。ただ、その後は地元の区長さんにもう一回説明するという内容であったらと、自分では考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） その地元の区長さんということですね、これは皆さんという意味は。地元の皆さんという意味は。そうすると、このときに平成28年度の区長にこのような話をしておきながら、相手との交渉結果、したかどうかわかりませんが、私には。それを翌月の8月9日に平成28年度ではなくて平成26年度、平成27年度の区長に先に話をしちゃっているんですね。最初に平成28年度の区長さんにこうですよと話をしておきながら、それを直接平成28年度の区長に話しないで、前年の平成26年、27年に話をし、その後で平成28年度に、平成26年、27年にこういう報告をしましたよということを平成28年に報告しているんですね。

これは要するに、この検討会の議事録でもそうなっていますよね。どうして平成28年が後回しになっていたのか、ちょっと説明をしてください。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） この7月25日の湯ヶ島小学区の区長様に、前倒すという話と、当初湯ヶ島小学校だけの支所移転という計画が平成26年、27年の区長様には検討していただいておりました。その後、小学校・幼稚園も含めた施設一体を活用していくと、そういう計画に見直しまして、また小学校も管理上、また景観上の問題から、半分東側を解体するという計画変更をいたしまして、この平成28年7月25日に平成28年度の区長様にその見直しの説明をさせていただきました。その折、平成28年度区長様が、平成26年、27年の区長様方がいろいろ検討してきた内容の見直しなので、平成28年度が先じゃなくて平成26年、27年の区長様にしっかり説明をしろという御意見をいただきましたので、翌月の8月9日に旧平成26年、

27年の区長様に見直しの経緯と内容について報告させていただいたという経緯でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） その点は理解できました。

その中で、7月25日の説明の中に、相手と交渉しますよという話をしています。そして、9月21日の検討会の中で、相手との協議内容というのが出てきました。この中に数回にわたって協議をしたとなっていてはいますが、この交渉記録というのはありますか。

それと、相手の事業計画というのもいただいていますか、そこんところ、ちょっとお知らせください、

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 議員お持ちの検討会の会議録、お持ちかと思えます。その交渉の正式な細かい、お互いのやりとりの文言を起しものはございません。

計画につきましても、相手方社長と協議というか面談する中で、どういう構想をお持ちかというまだ口頭での段階になります。正式に書面でいただいているものはないと記憶しております。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 東京ラスクと何回か交渉させていただいていますが、正式に何をやるということは聞いておりません。ただ、今、概算で、概算というか大まかな考えとしまして、地元の農産物を使ったレストランであるとか、あるいはお菓子づくりの体験所、あるいは工場見学をできるような形の施設にしたいということでは聞いております。まだ、最終的に確定ということでは聞いておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） このことは極めて重要なことなんですよ。相手と契約をしようとするときに、口頭だけで記録がない。では、ここに書いてある工場拡張後の地域貢献というのは全部口頭だけで、相手と確認も何もしていないわけ。それをこの中で区長さんたちに報告するというのは、これは案だとか何だとか何もないものね。こうしますということの決定項みたいなことを書いてあります。交渉ごとで普通、役所仕事でもそうだと思うんですけども、相手と交渉するときは、要するに会議録、議事録というのを必ずとるわけですよ。このときに、検討会でもとっているわけです。なぜこういうとき、交渉のときに、この交渉の記録がないんですか。ちょっと疑問を感じますね、それね。本当に相手がこういうことを言っているかどうかということも、これはわからない。これは全然わからんよね。本当に言ってるのかどうかということ、記録がないんだから。

それで、このことを相手が必ず実際に履行するかということも、これは不透明です。です

から、絵に描いてある餅と同じじゃないですか、この書いてあることは。違いますか。どうぞ。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど私、お持ちのような会議録というものは、当然まだ当時の協議の内容は起こしていません。

ただ、簡単な、こういう協議をして、こう言った、それで、今、産業部の理事が言った、こういう構想をお持ちですね、これは市民説明会で説明しますよという話はしっかり社長のほうには申しております。ただ聞いたことを言っているんじゃないで、こういうことを言います、こういうおっしゃられたことはちゃんと説明しますという了解はいただいておりますので、単純な言葉のキャッチボールの中で市が思ったことを言っているということじゃなくて、しっかりメリットについて確認させていただいたことをチラシに記載したり説明会で説明させていただいているということでございます。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど議員からの御指摘がございますけれども、すみません、いろんな交渉は部長に任しているんですが、やっぱり3年、4年くらい前から、市山の皆さんにはそういったお話をさせていただいてきたんですが、やはり市長としては、廃校になった小学校がずっとそのまま人が入らないというのは一番つらいだろうなと思うわけです。湯ヶ島小学校区の皆さんは、それまでの2地区の小学校統合の教訓の上に立って、学校統合の前に湯ヶ島小学校の使い方というものを市長として提案してまいりました。それは、当時は湯ヶ島文学館でした。

ただ、その後、実際に事業化しようとする、いろんな問題が出てきたり、居場所づくりの御要望が出てきたりしてきたことは事実でございます。ただ、いずれ、何もある日突然とこちらが出したのではなく、この3年半のいろんな話し合いの中で、少しずつ積み上げてきたものですから、私どもとしては適宜報告を受けて、あとは総務部長とか産業部長とか担当のつかさつかさに交渉を委ねてきました。

最後に、議員の御指摘になった口頭の約束だけではというのは、まさにそのとおりなんです。ただ、民間企業のほうは、予算か何かの担保がないと発注できないですから、もし12月議会で予算を御承認いただければ、企業は発注できるように、契約前であっても何らかの形の協定か覚書は交わしたいと思っております。そうしないと、お互いにこちらは確約をとれませんし、先方さんは発注できない状況になろうかと思っておりますので、そのようなスケジュールは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 今までの交渉経過のこともいいですから、ちゃんと記録に残して相手と確認をとっていただきたい。それから、これからの交渉についても、必ずそれを相手と、

こういうことを話しましたね、ここまでは結論をお互いに認識していますねということをしてしないと、これ、後になってから何だかんだ言ったときに、口約束だけになっちゃうと、これは大変なことですよ。ですから、そのところは今後しっかりすべきではないかと。

この仕事だけではなくて、ほかのこともいっぱいそうだと思うんです。実際問題として市としてはやっているんです、それを。やっていますよね、多くのところで。こういった問題についてもしっかりとすべきではないかというふうに思っています。

この件については、もう終わりにしますけれども、では次の質問に入ります。

2番目ですけれども、湯ヶ島学区以外にも拡大しますかという質問をしました。

○議長（三田忠男君） 2番目ですね。もう1番目はいいですね。

○7番（杉山武司君） ええ。

○議長（三田忠男君） 両括弧の2ですか。

○7番（杉山武司君） そうそう。

○議長（三田忠男君） すみません。

○7番（杉山武司君） 括弧の2ですね。

湯ヶ島支所の利用者は、湯ヶ島学区だけではないはずですね。先ほども言いましたけれども、市長の答弁で、ほかの月ヶ瀬学区のほうにも、要するに説明を拡大するという説明でしたけれども、支所の移転が表面化したのは、我々が聞いたのが、先ほど市長持っていないと言いました平成27年2月26日の資料が私たちも初めて聞きました、ここで。このときに初めて表面化したわけですね。初めは、要するに湯ヶ島小学校の跡地利用というのが一番最初の話でしたけれども、ここで表面化したのに、なぜ拡大しなかったんですかということです。

しかしながら、今となっては歴史をさかのぼるわけにはいきません。ですから、住民の理解を得るためにも、今後どのように説明を拡大すべきですかということです。

よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、私が平成28年2月と今月の2回、天城湯ヶ島地区、説明会は対象は全て天城湯ヶ島地区の方に合計3回の説明会をさせていただいております。

ただ、その細かい検討については、湯ヶ島小学区ということで、いろいろ御質問をいただいているものでございますが、当然これから細かい計画、もう少し煮詰めた計画といえますか、これから委託のほうさせていただいて、もう少し細かい計画については、同じく天城湯ヶ島地区全体の方に説明はさせていただく予定でいます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 先ほど市長のほうから、これは拡大していきますという話があったので、それは理解します。

しかしながら、事業が進んでしまっただけでは、要するにだめですな、後報告はね、先ほど言いましたけれども。

次の質問に移ります。

(3) 番です。若者や女性と高齢者の意見を聞く考えはありますかという質問ですが、ことしの9月の議会において、市長、余り時間がたっていないから覚えていると思いますけれども、ある議員の質問に対して、市長は説明不足の弁として、こういうことを述べています。

タウンミーティングや重要案件の市長説明会では、大体同じ方がお集まりになって、同じグループの方が同じ方向での発言が繰り返されていることが極めて多く、若い方とか女性の皆さんが参加しにくい、あるいは参加できないという御意見がたくさん耳に入っています。したがって市民説明型の説明会、意見聴取をする場合には、ある程度年代を分けるか、女性の方の場をつくることというような、より多くの市民の皆さんが参画しやすい環境をつくるということと、伊豆市の広報紙か、あるいはその他のメディアを使って、もっと詳細に全ての皆さんにお知らせする。説明の仕方、つまり今までの単に集会型の説明会だけではなく、もっと丁寧で効果的な説明の仕方というものを、今、改めて考えています。こういうふうにはっきりと、9月の議会のときに述べています。

実に首長としての発言には重みがあるということは認識していると思います。なぜそれを今までやってこなかったのか。11月7日と10日は、こういった細かい方の分散して年代別とかいろいろなことやってこない。市長は多分その重みを認識していると思いますけれども、中学生の意見を取り入れたんですから、同じ住民である若者や女性と高齢者の意見を聞かなくてどうしますか、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘の発言を私はしております。

6月だったか7月だったか忘れたんですけども、湯ヶ島地区の市民説明会をされたときに、この8年余りで初めてだったんですが、私ども行政側にはなくて、市民の発言に対して黙れとか発言するなとかという非常に厳しい環境の中で、市民同士の発言が抑制されるというのは、私は大変に危機感を覚えました。

我々は、行政を預かる身です。ましてや私は選挙がある身ですから、私に対してはどんな発言でも構わないと思うのですが、しかし市民同士の場で市民の自由な発言が許されないというのは、これはやはり非常に民主主義として問題があると。これは8年間で初めてでした、私の初めての経験でした。

そこで、それまで、何度も申し上げますけれども、地域ごとに伺ったり、ちょっと細かくタウンミーティングを分けたり、なかなかそういったところには来られない幼児施設の保護者さんに集まっていたり、ことしは2月にやってまいりましたけれども、改めてこれはもう少しこちらで配慮しなければ、ただこれリスクあるんですね、そこしか意見聞かない

のかという御意見も出てこようかと思いますが、しかし、ちょっとあの類いの市民説明会の繰り返しではまずいと考えました。そのとおりでございます。

ただ、9月、10月には市議会選挙がありましたので、そこはいろんな問題はあるけれども、あえてやはり10月いっぱいまではできないということで、今は12月に修善寺で10回、1月、2月で中伊豆・天城湯ヶ島・土肥地区のタウンミーティングを組んでおりますので、同時並行的になるか少し時間ずれるかわかりませんが、市の主要な課題については少し市民の皆さんの御意見の伺い方は変えてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 要するに、説明をしっかりといただきということが要望です。理解をしないと、理解がしてもらえないじゃなくて、しっかりと説明をする。ありきじゃなくて、そこんところにポイントを絞るじゃなくて、いろいろな意見を吸い上げてやるのが、要するに行政の方向性じゃないかというふうに思っています。

民意が反映されないとか、何を言っても無駄だとか、負の連鎖になって政治不信になって、投票率も上がってこないというのが現状です。民意を有効に生かす、そのことが住民自治の精神ではないですか。ろくに議論もしないで採決を急ぐことは、民主主義をうたう自治体ではありません。どうしますか、しっかりと説明をしていただけますか、住民が納得するような。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） これまでもいろいろな説明会で申し上げてまいりましたが、天城湯ヶ島地区は土肥・中伊豆と少しまちの形が変わっています。いわゆる小さな拠点というのは、土肥では土肥地区、中伊豆では八幡地区、もちろんそこだけというわけではありません。大東でも八岳でも地域づくり協議会ができましたし、今お住まいの皆さんが安心して住めるような環境をつくります。

ただ、天城湯ヶ島の場合には、いわゆる小さな拠点となり得るところがありませんので、天城小学校の周辺、月ヶ瀬インターの周辺、湯ヶ島の宿の周辺ということで、これまでも、前の議会構成になりますけれども、天城湯ヶ島にはそういう特性があるということは申し上げてまいりました。

したがって、狩野小学校区の居場所づくり、月ヶ瀬小学校区の居場所づくり、湯ヶ島地区の居場所づくりというのが、それぞれ特性が違ってくるといことも申し上げてまいりました。

ただ、支所については、いわゆる公務員を配置する場所として、月ヶ瀬とか市山とかではなくて、湯ヶ島小学校及び湯ヶ島幼稚園に居場所をつくっていただきたいという地域の要望に応じて、そこを管理をしながら、公務員はほかの場所に置いて、そこに地域の皆さんやっただけですかという問いかけも何度もしているんですね。地域づくり協議会の皆さんと

もやっけてまいりました。

しかし、そこまではできかねるので、公務員を配置するのであるならば、やはり湯ヶ島小学校にという御意見が多かったので、支所としては、いわゆる場所としての支所はということで考えてきたわけです。ただ、ここにあります支所機能は、いわゆる行政サービスのところはこれからどんどん住民票とか印鑑証明とか納税とか公共料金はコンビニでもできるようになりますし、これは総務大臣からも通達が来ております。

また、居場所づくりは、今のところ、恐らく月ヶ瀬は月ヶ瀬インター周辺でまたお考えのようですので、そこはそこで話し合いをさせていただきたい、あるいはふらっと月ヶ瀬かもしれませぬ。それは月ヶ瀬小学校区の皆さんと話し合いをさせていただきます。

いずれにせよ、湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園の跡地利用による営林署も含めてですが、あの湯ヶ島地区の居場所づくりには公務員を配置するべきだろうという御意見が多かったものですから、箱ものとしての支所は湯ヶ島小学校で議論をさせていただいてまいりました。そのような経緯でございます。

ほかのこれからの話し合いをやらないということでは全くございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） しっかりと説明をしていただきたいというふうに思っております。

そして、今は、ありきで話をしてきましたけれども、原点に戻って、現施設との共存も企業との共存ということも視野に入れて、そしてまた他の施設の利便性と周辺の安全性等のメリット・デメリットをもっと掘り下げて共有し、協議をすべきと提案をさせていただきます。次に進みます。

○議長（三田忠男君） 2番目の合併特例債について答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、2点目の合併特例債についてお答えをさせていただきます。

まず、伊豆市の合併特例債の上限額、こちらは171億円となります。起債実績額は平成27年度までに約39億円、先ほど訂正されました起債上限額比率は、上限に占める割合ですので22.8%、起債残高、こちらは上限額の171億円に対しての残高と思われまふ。現在、起債残高39億円ですので、171億円引く39億円で132億円となっております。さらに、起債実績額でございますが、今まで合併特例債を活用して実施しました主な事業の起債額、地域公共ネットワーク基盤整備事業に2億1,000万円、火葬場整備事業に8億8,590万円、天城北道路アクセス道路整備事業に4億8,380万円、修善寺駅周辺整備事業に9億6,050万円、し尿処理施設建設事業に9億1,280万円、光ファイバー網整備事業に3億290万円などとなっております。

2点目の文教ガーデンシティ事業以外の新たな事業での合併特例債を使う予定はありますかということですが、既に決定しておるものとしまして、来年度整備します土肥の小中一貫

校整備事業には使うこととなっております。それ以外にも、仮称ですが、天城湯ヶ島インターチェンジ周辺整備事業や旧湯ヶ島幼稚園、こちらは、今回補正でお願いしているんですが、旧湯ヶ島幼稚園の改修事業、そのほか地域連絡間道路整備として市道矢熊筏場線の改良事業などを予定しています。

3点目の起債限度額上限近くまで使い切るかということですが、合併特例債は、伊豆市では平成31年度が期限となっております。伊豆市の新市建設のための重要な事業が対象となりますので、今後、事業ごとに活用を判断するものでございます。決して幾らまでを使うとか、上限まで使い切るというようなものについては想定しておりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） こういった情報を市民の大半は知りません。ですから、あえて質問させていただきました。こういった大きなお金が使えるということで事業を進めているわけですね。ですから、こうした情報はしっかりと市民にも伝えるべきではないかというふうに思っています。

では、質問いたします。

伊豆市の合併特例債は、先ほどの説明で、今までの39億円と、それから文教ガーデンシティ構想の60億円をプラスしますと、99億円となります。平成27年度末、22.8%であった起債上限額比率が2.5倍の57.9%となります。しかしながら、ことしの4月11日から6月3日の間に、全国自治体合併特例債実態調査というものが行われました。その回答を市当局がしております。

伊豆市は、平成28年度以降の起債予定額は76億2,120万円との報告があります。この中には文教ガーデン構想の60億円も入っていますし、先ほど総務部長が報告したのも入って、多分この金額じゃなかろうかなというふうに思っています。これを加味しますと、起債額は約115億円というふうになります。起債上限額比率は67.3%というふうになります。これが現在までわかっている合併特例債の実態だと解釈してもよろしいですか、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ちょっと細かい数字、今、報告した76億数千万円というのが、ちょっと今手元になくて申しわけないんですが、文教ガーデンシティ以外で平成31年まで見込んでいるのが約20億円、文教ガーデンシティ60億円、合計で見込みとして、今80億円程度というふうに見込んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） そうすると、ことしの4月から6月3日の間に、調査して報告した内

容よりもちょっと膨らんでいるということですね、そうですか。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 春当初、76億数千万円ということですので、私、今80億円程度と言いましたので、その差分は、どこがどう数字が変わっているのか、ちょっと今、手元で明確ではないんですが、数字が変わっているかと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○7番（杉山武司君） 文教ガーデンシティ構想の財政シミュレーションでは、普通交付税を10年間、3億6,500万円として、市の一般財源の負担分が1億5,700万円というふうに示されています。文教ガーデンシティ構想ではなく、今までの合併特例債分と今後予想されていく分も含めたシミュレーションも示すことが、真の財政シミュレーションではないかというふうに思います。小出しにしては、見えなくしていると思われちゃうんですね。将来の財政の全体像を市民に示すことが重要なのではなからうかというふうに思っているんですけども、いかがですか。

それから、過去起債の39億プラス平成28年度分で115億円ちょっと超えますけれども、先ほど言った2億円、4億円ぐらいかな、120億円近くになると思うんですけども、こうしますと、一般財源の負担分はおよそどのくらいになるんですか。文教ガーデンだけで1億5,700万円ですから、それよりも相当ふえると思いますけれども、教えてください。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 文教ガーデンシティの財政シミュレーションでお示しましたその60億円の返済の計画、今、おっしゃられたとおり、最大で年間5億2,200万円で、そのうち市の一般財源負担が1億5,700万円というのはお示したとおりでございます。

そして、そのシミュレーションの中で、歳出の科目別の増減というのがございます。そのほかの起債と過去に借りたものとか、そのほかの起債の返済というのは、この公債費というもので見込んでおります。歳出のうちの公債費がそれぞれ今まで起債したものの返還金。特にお示しました1億5,700万円というのは、60億円の文教ガーデンシティに係る返済を特出ししたものでございます。これは、全て今後の歳出の総額には、それぞれの起債をしたものの毎年度の返済計画ということでこの数字を掲げてございますので、出していないわけではなくて、全て見込んだ歳出額となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 最後の質問になりますけれども、文教ガーデンシティ構想の説明では、60億円の合併特例債を加えられているとされていますけれども、あのときの説明、私だけがとったのかな、皆さんもそう思ったのかもしれませんが、この合併特例債は、国が保証してくれるという説明にとどまっているんですよ。ですから、そうなりますと、伊豆市民

には一切かわりがないというような解釈を持たれているんですね。そういった思わせぶりの表現でした。市民に正しく説明したとは思っていません。

確かに、合併特例債というものは国から保証されるでしょうけれども、その後ろには不安が見え隠れしています。国の借金、つい最近発表になったんですけども、ことしの6月の時点で1,053兆4,676億円という数字が出ました。国民1人当たり830万円の借金を背負っていると。国の財政が悪化しても、地方交付税の満額保障はあると言い切れますか。回答お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 国のほうでは毎年度地方財政計画をつくりまして、その中で交付税分が幾らかと予算化されるわけですが、当然今いただいている普通地方交付税が満額保障されるというふうには思っておりません。

ただ、これは合併特例債を使って起債したものの7割は国がしっかり普通交付税で見るといって、制度でございますので、それについては保障されているというふうに考えております。

ただ、そのほかの地方交付税全体の額が保障されているかということ、それは国の財政状況ですので、毎年つくる地方財政計画の中で判断されます。くどいようですけども、合併特例債での70%は保障されるというお考えでいいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○7番（杉山武司君） 先ほど言いましたように、私が言った、確かに合併特例債は国から保障されるでしょうと。だけれども、普通交付税がちょっと首をかしげるなど、満額来るかどうかわかりませんねという解釈でよろしいですね、それは。そういった回答だというふうに理解しますけれども。

最後ですけども、伊豆市では、近い将来大きな事業が予定されていますが、本当に必要なもの、未来の世代に役立つものを有効に使うことは、全ての人の共有するところですよ。負の遺産は未来の世代に残すべきではないということも誰もが思っています。そのことは誰もが認識していると思います。

ですから、私は皆さんにお願いしたい。議員も知恵を絞らなければならないですけども、そのためにはどこかにすぎるとか頼りにするとかではなくて、そんな安易な方法を考えないで、もっと知恵を絞ってみずから自分の頭で考えて、そして力強く生きていくことが、組織を強くすることだというふうに私は思っています。それが自治の基本だというふうに思っているんですけども、ぜひそういう方向で進んでいただきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

ここで、4時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時58分

再開 午後 4時05分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） 次に、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある3件について伺います。

答弁を市長、教育長に求めます。

なお、議長に許可を得て、ふるさと納税の資料を配付してありますので、質問の参考にさせていただければと思っております。

1、光ファイバー網の整備完了に伴うICTの活用施策。

平成26年度から3カ年をかけて、市内全域に光ファイバー網が整備をされています。今年度、土肥局・八木沢局の整備でこの事業は終了いたします。事業成果として、平成28年3月の加入率は、中伊豆局39.1%、青羽根局46%、湯ヶ島局20.8%でした。

この事業の目的は、市内外の地域情報格差の是正、伊豆市の将来を見据えた発展のための情報基盤の整備、産業の活性化、防災・教育・医療の高度情報化への対応、そして快適な市民生活などが上げられています。また、企業誘致には欠かせないツールでもあることから、以下の質問をいたします。

①企業誘致と空き家対策。②ICTを活用した教育支援。③テレワークの取り組み。④公衆無線LAN、Wi-Fiスポットの今後の整備。⑤加入率の向上への取り組み。

2、地域づくり協議会設立と地区要望の課題解決について。

去る9月の青木靖議員の一般質問で明らかになった地区要望の取り扱いについて、地区要望の課題解決の手段の一つである地域づくり協議会について質問をいたします。

①現在の地域づくり協議会の設立状況。

②地域づくり協議会の設立に向けた行政としての取り組みと、ふるさと納税寄附金の使い道として有効活用される事業の一つ、地域づくりのための事業についての説明をどのように行っているのか。

③設立した地域づくり協議会のサポート体制について伺います。

3、地熱発電の可能性について。

電力事情において、日本は使用する化石燃料のほとんどを海外から輸入していることから、一般的に天然資源の乏しい国とされていますが、そんな日本の強みとなり得るのが地熱発電

です。火力発電に必要な天然ガスや石炭などの化石燃料は不要で、純粹に地下深くにある地熱さえあれば発電することができます。日本は世界的に見ても指折りの地熱大国と言われております。また、地熱は枯渇の心配がない再生可能エネルギーの一種です。私たちがふだん何気なく使っているガスや石油などは、いずれ使い切ってしまうおそれのある枯渇性エネルギーですので、再生可能であるという点はとても大きなメリットとなります。

国は、地熱資源開発調査事業助成金を交付して、この事業を推進しております。南伊豆町では、この助成金支援制度を活用して、平成22年度から地熱発電の調査・研究を行っています。

第2次伊豆市総合計画の施策4、安全安心な生活環境の整備の目指す姿にも掲げている再生エネルギーの活用など、地球温暖化対策に取り組む方向性としての観点から、地熱発電の可能性についての考え方、そして国が推奨している地熱発電の補助事業制度について見解を伺いたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

光ファイバー網、ようやく合併特例債を使いまして、ことしで終わることになりました。何とかうまく活用してまいりたいと思います。

企業誘致と空き家対策、全く御指摘のとおりなんです。後のテレワークとも関連するんですけれども、伊豆市に来たい、伊豆市でビジネスをしてみたいという問い合わせはかなりあるように報告を受けております。ただ、ないのが空き家の提供なんですね。しばらく伊豆市にいてみよう、住んでみようという方の中でのニーズは、ほとんどがまずは借家なんです。すぐに知らない土地に買うという人はいませんので。伊豆市に来てみようという方は、例えば銀行はどこにあるとか学校はどこにあるかというのはわかるのですが、一番心配なのは地域になじめるかということのようです。ですから、まずは借家で住んでみたい。ところが、その空き家情報がなかなか不足しているものですから、現在、宅建業界の皆さんとどのようなシステムをつくったらもう少し空き家を提供していただけるかということに取り組んでいるところです。

そして、その延長線上にテレワークも、首都圏でベンチャー企業で移転先を探している皆さんは、選択肢として伊東か伊豆か下田ではなくて、北海道か四国か九州かということの中で、伊豆半島を選択した場合には、修善寺も土肥もない、2時間と2時間半は変わらないということなので、伊豆市の中で環境がよいところを、ITの若い社員の皆さんで非常にストレスが高くて、いい環境の中で短い時間の中で業績が進むような業態がいっぱいあるんだそうです。そのようなところを国や県の取り組みとも連携しながら、しっかり誘致をしてまい

りたいと思っております。

それから、公衆無線LAN、Wi-Fi、これは本当にWi-Fiと電子決済がないと外国のお客様を呼び込むことはまず無理ではないかと考えております。これ、⑤の加入率向上への取り組みとセットでお答え申し上げたいのですが、公民連携の専門のシンクタンクから多言語化、かなり低額で8カ国に翻訳する新しい技術があるんだそうで、うる覚えですが、8カ国語だと世界120国ぐらいをカバーするんだそうです。そのようなものを、今変わっているかもしれません、提案いただいた段階では月額3,000円ぐらいで提供できるような新しい技術がある。ただし、これはやはり光ファイバーありきですので、まさに光ファイバーが必要だということになります。

それから、先ほど杉山議員のほうから伊豆市も経済的に依存するのではなく自立すべきだと、まさにそのとおりであって、伊豆市の最新情報、3年前です、平成25年の伊豆市域内の総生産が約1,000億円、820億円が第3次産業です。やはり、建設業と製造業は大変厳しい状況にあります。それで、第3次産業の中のサービス業は820億円のうち320億円ですから、やはり伊豆市は観光のお客様をマーケットとした第3次産業、サービス業だろうということになります。そうすると、その方々が、より長期滞在していただくシステム、それからこれからは外国のお客様に来ていただくシステムをつくるためには、Wi-Fiと電子決済。いずれにせよ、光ファイバーが必要ですので、それを活用することによって、大きなホテル・旅館だけではなく、商店街の一つ一つのお店も、あるいは製造業の皆さんも、所得が伸びていく、売り上げが伸びていく、そのようなことを理解いただければ、加入率というものは、首都圏から2時間、2時間半の伊豆市にあっては着実に伸びていくものと期待をしております。

そのための行政として支援すべき何か必要性があれば、行政としても加入率向上に向けて取り組んでまいります。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私からは小長谷順二議員の②番、ICTを活用した教育支援についてご回答いたします。

ICT教育は、情報通信技術教育、情報コミュニケーション技術教育として、平成25年6月に閣議決定された教育振興基本計画にも、ICTの活用による新たな学びの推進が明記され、デジタル教科書や補助教材としての活用、電子黒板の導入等、学校においても多様なICT活用の取り組みが始まっております。

既に先行する土肥地区の義務教育学校におきましても、魅力ある授業づくりの一環として、ICTを活用した授業づくりを目指し、ICT環境の整備と教員研修等の充実に取り組んでまいります。

また、現在計画している新中学校の建設計画でも、ICTの活用を推進する計画であります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） IT企業誘致で有名な四国の神山町、これは我々も議員で研修に行っていました。また、徳島市から南に車で60分ほどのウミガメの産地である美波町、美しい波の町と書くんですが、その町では、町が保有する旧老人ホームを活用して、東京都内のICTベンチャー企業がサテライトオフィスを開設、地域の活性化に取り組む株式会社あわえを設立をいたしました。自然豊かな美波町の職場環境を全国にアピールし、サーフィンや釣りの好きなエンジニア、農作業とICTを両立させたいエンジニアらを積極的に募集をするなど、新しい働き方を提案して、大手企業との差別化をすることで人材を確保しているということだそうです。

それでは伺いますけれども、伊豆市も全域にICTの環境が整うわけですので、伊豆市ならではの新しい働き方の提案をするために、先ほど空き家がないというお話だったんですけれども、市が保有している建物で現在あいている施設も実はありますので、そういうところを改修して、モデル的にベンチャー企業等を誘致する取り組みというのを考えたらいかがと思いますか、その辺について伺いたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 伊豆市ならではのことでございますが、本年の9月に伊豆市議会のほうでIT企業誘致基本契約策定業務委託料の補正予算を御承認いただきました。

今回、これにつきましては、ようやく11月25日に国のほうから内示がありまして、これから事業ができるかなという形で考えております。その中で、今年度の事業につきましては、IT企業を誘致するための実証実験の企画ということで、来年度空き家を利用したIT企業誘致に向けたお試し制度による実証実験を行うことになっておりますから、実際の空き家等の選定、あるいは家主との交渉、改修内容の相談を行っていくつもりでございます。

それとともに、IT企業で求人の状況であるとか、伊豆市への事務所の設置意向、IT企業誘致のための課題などを探っていきたいと思っております。

その中で空き家ということでございますが、先ほど市長が言いましたとおり、余りないということでございますが、それにつきましては極力職員を挙げて探していきたいと思っております。

公共施設につきましては、現在、旧狩野幼稚園があります。そこが空き家になっておりますので、そこをできましたらば、IT企業の本部になれば一番いいんですが、サテライトという形でも構いませんので、できればその狩野幼稚園をIT企業誘致の最先端の箇所として、公共用施設としては考えているところでございます。

できれば、来年度の中で改修計画等まとめて設計をして、ある程度次年度以降改修という形に入っていきたいと今考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほどの株式会社あわえのことなんですけれども、中心メンバーの方と以前一度お会いをしたことがあります。その方のお話では、IT系の人というのは技術の組み合わせが得意なので、地方で働くことと非常に相性がいいということです。地方のいいところというのは、実験版の規模が小さいので成果というのが見えやすい。そして最初のコストが少なく済む。大きな数字を求めていると感じられないリアリティーが、地方にはふんだんにあるということだったそうです。

ですので、過疎地だからと云々のデメリットというのはそれほどないということで、美波町では、だんだんサテライトオフィスも、集積をしていきますと最先端のことができるようになってきていて、その業界の方ではアンテナ感度の高い人などは、六本木よりも徳島だというような話も出ていと聞いております。

現に実際徳島では、徳島の田舎町でそういうことが起こり始めているということですので、たまたまその方の奥さんというのが、土肥の出身の方ということで、里帰りでたまに土肥に来るということですので、ぜひ正式にアポをとって一度じっくりとお話を伺ってみたいと思っておりますので、担当の課の職員の皆様も一度同席されたらとは思っております。

それで、先ほどのIT基本計画のことですけれども、テレワーク事業を推進している県内の川根本町、こちらは光ファイバーと高速無線システムを活用して、町内全域に高速ブロードバンドを構築し、内陸フロンティアを開く取り組みとして、癒しの里オフィス創出事業ということで静岡県とも連携しながらIT企業のサテライトオフィスを誘致する事業に、もう実際に取り組んでいるということです。

その中でことし9月に世界でソフトウェアの製品を販売している社長さんを迎えて、意見交換あるいは現地見学会が開催され、実証実験を1、2カ月程度行い、その結果を踏まえてサテライトオフィスの開設に取り組んでいくということ。

先行事例ですけれども、伊豆市でそういう方向で動いているということですので、非常に安心をしたんですけれども、伊豆市でも地方創生の加速化交付金を受けて、今地域のにぎわいの拠点づくりということで、DMOであるとかコンパクトタウン&ネットワーク、自転車まちづくり事業など、地方創生関連の事業に取り組んでいますので、今後、そのIT基本計画を策定業務委託を通じて、サテライトオフィスを1軒をつくるのか、あるいは各地区に配置するのかとか、そういうような交付金の枠があるのかとか補助金等について伺いたいと思いますけれども、わかったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 今回の交付金につきましては、毎年度毎年度申請ということでございますが、今年度につきましては一応事業費としましては370万円、次年度につきまし

ては1,410万円の予算を計画しております。3年目につきましては、現在今、3,310万円ですか、その辺ぐらいの予算を今計画している状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） 確認なんですけれども、そうすると、そういう交付金等を活用して事業を推進していくということによろしいんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） はい。

○11番（小長谷順二君） はい、わかりました。

ちょっとテレワークという言葉聞きなれないんですけども、テレワークとは、離れた「テレ」ですね、「ワーク」働くという意味で、ICTというのを利用した新しい働き方だそうです。私もちょっと勉強不足でよくわからなかったんですけども。

総務省の平成27年度の通信白書によれば、そのテレワークというのは、非常にこれから効果があるということで、働く人にとっては、場所にとらわれない柔軟な働き方が可能となる、家族と一緒に過ごす時間、地域活動に参加する機会などが増加、ワーキングバランスも非常にすぐれてきて、地方にもたらず就業機会の増加といった効果も期待できるということです。

また、企業側にとってもいろいろなメリットがあるということで、最近では都市部の企業が地方部にサテライトオフィスを設置して、従業員にテレワークの機会を提供する事例もふえてきているということで、テレワークの普及が、今問題になっている人口減少等の解消になるUターン・Iターン・Jターン、地域への企業進出等の選択肢になり得るといふふうに考えられていますし、実際にもう民間企業でも試されている状況の中で、行政としては今後テレワークをどのように考えていくのか、もし方針があれば教えていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 一つ、私は極めて現実的に考えている考え方がありまして、まずはデュアルライフ、要するに首都圏とここで両方で生活をするということなんです。地方でいきなり移住してくださいというのは、正直言ってハードル高いです。いきなり移住する方、シニアの方々、よく旦那さんは田舎に来たくて奥さんは東京に残りたいという話が、いろんな報道でされているんですが、ましてや子育て世帯の皆さんに、いきなり伊豆市に移住してくださいと言ってもなかなかハードルが高い。

しかし、首都圏と2時間という立地を考えると、ある企業さんの提案もそうなんですけれども、疲れたら伊豆で、こちらにもオフィスを置いて、向こうでも仕事をするしこちらでもするんです。まさに私なんか多いときには、月に数日間東京に行っているんですが、東京の方にも数日間こちらで勤務して、こちらのほうがはるかにはかどるんだそうです、仕事は。

ですからそういったことの中で、こちらが気に入ったら移住していただくというやり方も、私は、北海道や九州ではできない、首都圏から近いがゆえの、横文字ですけども、デュアルライフとかデュアルビジネスとか、これは実はある専門家の本にあって、これ受け売りなんですけれども、そういった手法で導入することは伊豆市としてはかなり確率が高いと思っています。

ただ、それ以外にも旅行で来たという方はいっぱいいらっしゃいますから、よく知っている、何回も来ていて知っているのも、こちらでもオフィスを求めたいという方には当然、先ほど理事からあったような仕組みづくりをこれからしっかりしてまいります。

そのような形で、伊豆市の場合には立地的に決して不利ではありませんので、テレワークにせよ、それから実はサービス業でも、平日は都会でレストランをやっている、土日だけ伊豆で開きたいという方もいらっしゃるようですね。これもまさにデュアルビジネスの例なんですけど、やはりすぐに着手できそうなこと、誘致できそうなことは、いろんな事業の形態がありますので、余り待たずにできることから進めていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。

いい答弁をいただいてありがとうございます。ぜひ進めていただきたいと思っております。それでは、ICTを活用した教育支援について、質問をさせていただきます。

先ほどの教育長の答弁でもありましたが、国も事業化して進めているということの中で、2020年までに1人1台の情報端末環境を整備することを目指して、タブレットの導入を検討している自治体というのが非常にふえているという記事を読んだんですけども、伊豆市においてはタブレット導入の検討であるとか、検討はするんだけど課題があるよというようなことがあれば、答えていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、現在伊豆市のほうで取り組んでおりますICT機器の活用状況の現状と課題をまず御報告させていただいた中で、その中でタブレット端末をどうするかということについて御報告を申し上げます。

現在の整備状況でございますが、タブレット端末につきましては、平成24年度に各校1台導入をしてございます。これは先生方のほうで構成する情報教育委員会というところからの要望をいただいたものでございます。

その後、各校の校長先生からの御要望等いただきまして、天城中学校で1台のiPad、中伊豆小学校で4台のタブレット端末を導入したと存じております。

実際の活用方法ではございますが、体育の授業で、体育の自分たちのやった実技の様子を見ながら体育を習得するというようなものが主な活用のご様子でございます。

それから、土肥小学校には1台、土肥中学校には2台のスマートフォン、これはちょっと

タブレットよりも小さいスマートフォンを導入いたしまして、機器の活用についての検討中でございます。

全国推進地は非常に進んでいる事例も我々も承知しておりますけれども、先生方にいかに忙しい中で、その今回のICTを使った教育の活用について、まず機会を設けていただくということが一番大事だろうというふうに考えておりまして、大阪とか東京都で年に2回いろんな大きな展示会もございますけれども、伊豆市では、ことしの7月ですか、伊豆市のほうにそういった情報機器の関係の方々に集まっていただきまして、お声がけをしたところ、17社の方から電子教科書でありますとか電子黒板、こういったものを実際に先生方にも体験をしていただいて、その先生方がどういった活用ができるかということについて関心を高めていただいているということでございます。

当然、電子黒板につきましては先生方がいかに活用するかというところを、まずは習得してもらおうということが当面の一番大きな課題というふうに考えておりますので、そういったことを踏まえて、これからはもちろん新中学校でもラーニングセンターございますし、タブレット導入も含めて、先生方と協議をしながらよりよい学習について検討をしているという状況でございます。

まだタブレット端末については決定をしておりませんが、これから必要に応じて予算要求等をお願いしたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） そうですか。

ハードを整えても使いこなせないと余り意味がないので、先生方も研修をしていただきたいと思っているんですけれども、そんな中、大手の通信メーカーもいろいろそういうICTを活用した提案があるということで、実はちょっと調べたところ、富士通では、2014年度に日本国内において教材のツール、知恵たまというのを広く展開をして、学校でICTが進む中、授業の準備であるとか学習履歴の管理、簡単な操作でより効率的に使える環境を提供しているということで、そういう記事を見たんですけれども、実際にそういう大手の通信業者とかからどんな提案が伊豆市にあるのか。これ、やってみたいなというものがもしあれば、ちょっと伺いたいなと思っております。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 提案はいろんなメーカーから教育委員会のほうにその都度ございます。ただ、今回のICTの導入については、まず一斉学習という手法、それから個別学習、さらにはもう一步進んだ共同学習という、ICTによってもいろんなステップがございます。とりあえず伊豆市としましては一斉学習、例えば電子黒板を使うだとか、あとは実物投影機というようなそういったICTの機械等もあるようでございますが、こういったものについて、先生方としてもその導入をしやすいところから導入したいということを検討してい

る状況でございます。

先ほどの8月に展示機器17社集まっていただきましたそういった提案が、個別にあるのではなく一堂に集まっていたいただいて、先生方にも夏休みの期間中に気軽に体験していただくというような機会を設けたというようなことでございまして、その都度いろんな御提案はいただいておりますので、当然値段とかいろんな問題もございませけれども、学校の先生方と連携をとりながら検討しているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） ちょうどこのICTの教育の先ほど言われた全国の中でも最先端を行っていると言われている茨城県の古河第5小学校という、もう茨城県でもずっと奥のほうなんです、行ってきました。すごいです。全員が1人1台タブレットを持っていて、小学校1年生から、もう僕らが10月ごろ行ったのかな、もう小学校1年生で使いこなしているんですね。もうびっくりしました、進んでいるのは。

そして、そのときの説明でもあったけれども、機械で授業をやるんじゃないんだと。先生方があくまでも教えるツールとして使うんだと。だから、最大1時間の授業の中で10分か15分しか使わないぐらいの想定をしていかないと意味がない。

確かに、やっている授業を見ましたら、やはり今までの中でうまく時間が、僕らが授業やるとかかかってしまうことが、タブレットを使うと、非常に有効に使える。例えば、ある問題を出して子供たちに「さあ、やってください」と言って、「できた人は」と、今までなら「はい、できた人」と手を挙げて、ああ誰ができていない。だけれども今度は、できたら先生のところに送ってねと言って、ばんばん送ってくるんですね。そうすると、誰ができてまだ来ないかが全部わかるのと、誰がどう考えたかまでわかる。そして、そこからまた授業が展開していくような。あれはすごいなと思っていますが、やはり時間かかると思います。ですから、最初から1人1台パソコンなんていうのはとてももう、タブレットなんて無理で、時間をかけながら、そのお金の面はもちろんですけれども、有効活用していくために時間をかけながらも。だから、ここの教室には、行くと1人1台はあるよぐらいにはしたいなとは思ったり、または班で1台でも有効ですので、そんなことも考えていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） 子供たちは機会を与えるとすぐ覚えますので、小さいときからの教育というのは非常に大事だと思いますので、ぜひ進めていっていただきたいと思っております。

土肥地区には平成30年4月に義務教育学校が開校いたします。土肥地区ならではの環境を活用した教育の実施というのが求められていますが、現在、テレビCMでも放映されているNTTのつながる教育ということで、遠隔で合同授業を行うシーンというのがテレビで映し出されているんですけれども、実は土肥地区というのは、アメリカのグアム島の恋人岬と姉

妹岬提携を結んでいて、時差も1時間ほどということですので、新しい学校の英語の教室のあたりに、ICTを活用したプロジェクターだとかそういうものを置いて、向こうの子たちと合同授業なんかも夢ではないななんて私は思っているんですけども、それには教育をするなりの打ち合わせをいろいろしなきゃならないと思うんですけども、そういった環境が整うわけでございますし、また、新中学校が開校した場合でも教科・教室であるとか、そういうところにICTの部屋を1室つくっておけば、教育の幅も広がり、土肥中を含めて他の学校との情報交換なんかでもできると思っていますけれども、手っ取り早くプロジェクターがあれば、ICTを活用した遠隔授業というのはできるんでしょうか、可能なんじゃないかな。その辺についてちょっと見解を伺いたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘のもう既に先進地のほうでは、遠隔地での共同学習授業というのに取り組んでいる先進地もございます。

今、最新情報機器が大分進んでいますので、例えばスマートフォンのアプリケーションなんかもうまく使って、その遠隔地とのやりとりができるということもでき始めたということも聞いておりますので、先ほどの土肥とグアムの交流も含めて、もちろん土肥の小中と新中学校との連携とか各小学校・中の連携、そういったものも先ほどの国際交流、オリンピック等もございまして、そういうところに役立てていければいいかなと、まさしくこれから真剣に検討したいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） ICTの教育についてはもう一つだけ質問させていただきます。

11月7日発行の日本教育新聞、たまたまた送ってきたんで読んだんですけども、全国のICT教育首長協議会というのが10月19日に初の総会を開いて、現在、参加自治体が107あるそうなんですけど、今後300にふやし、大学と企業と連携しながら、ICT教育を進めていくというような記事が載っていました。

また、その記事の中に、新聞の切り抜きがあるんですけども、ICTを導入する現状の課題として、教育長が学校統廃合を進める自治体の場合には、統合が済んでからであるとか、あるいは耐震化が終わらないとできないよということで、施設の整備を待たなくてはならない現状があるという記事が載っていましたが、伊豆市はこの協議会に参加をしているのでしょうか。

あるいは、教育長が個人的に思うICTの今後の課題、導入についての課題というものが、もし個人的なものでもあれば教えていただきたいなと思っています。

○議長（三田忠男君） 教育長。

○教育長（西井伸美君） まず、協議会のほうについては、伊豆市は参加のほうは今現在はしておりません。

それから、課題についてですが、費用面でかかるということと、先生方の研修の話が出ておりましたが、どのくらいで、さっきの子供よりも先生方がどれだけ使いこなせるのかまでに研修が必要なのかというところが課題かな。そのために、また忙しくなったり、時間を費やしたりし過ぎて困るものですから、そこらのところは先進校等で聞いてきたいななんていうふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） そうですか。

先生の教育とかも含めてということですね。どうでしょう、比較的今の若い先生方というのは、我々の世代よりははるかにIT機器に触れて、もう20、30歳になっている人たちが多く中で、得意な先生方というのもいると思うんですけども、そういう若い先生方ともぜひいろいろ話をしながら、どう思うみたいな形でいろいろ勉強していただいで、非常にいい制度だと思っていますし、これからは必要だと思いますので、伊豆市の教育のためにICTについてもいろいろ検討していただきたいと思っています。

それでは、Wi-Fiスポット、無線LAN整備について再質問します。

先ほど市長も述べたように、Wi-Fiがこれからは非常に大事であるということの中で、Wi-Fiというのは免許が不要、世界の標準の基準を満たしているということと、光ファイバーであるとか携帯電話等のブロードバンド網と補完的な役割を果たす、これからは重要なインフラであり、観光防災、まちづくりに不可欠な共通基盤へと進化をしているということと。

総務省のデータによると、2012年のロンドンオリンピックでは、ロンドン市内にWi-Fiスポットを50万カ所ほど整備をしたという記事が載っていました。今後これから日本で東京オリンピックが開催されるわけですので、当然東京都としてもWi-Fiの整備をしてくんでしょうけれども、東京だけ整備されても伊豆市が整備がおくれるということになると、自転車競技を開催する上で非常に格差が生じてくると思っていますので、今後Wi-Fi整備をどうやって整備を行っていくのか。公設のWi-Fi以外にもいろんなWi-Fiの整備ができるというようなこともあるんですけども、現在は公設のWi-Fi整備の状況について、現状と今後ふやしていきたいかどうかというところを、もし具体的にあれば教えていただきたいなと思っています。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 防災でも必要なのは御指摘のとおりでありまして、今現在では避難所の防災拠点として本庁の災害対策室、中伊豆社会体育館、狩野ドーム、修善寺総合会館などにWi-Fiスポットを整備しております。

東日本の大震災の後、仙台に行きましたときに、バスの方から伺ったんですが、物すごい地震と津波の中で情報が入らない、皆さん社員がバスの中に入ったんだそうです。テレビが

ついていたんですね。停電の中でエンジンかけて、そこでニュースを見ていたと。やっぱりテレビは当然使えないでしょうし、それから電話なんかが使えないときも、3.11は私たちここにいた側もメールはほとんど使えていましたから、やはりネットが一番今では強いのかなという気がします。

それを考えますと、防災拠点ほかにも整備したいのですが、なかなか学校であったり、ふだん使っていない地区公民館であったりということがありますので、防災の観点からどこまでWi-Fiを広げていくかは一つの検討課題になります。

それから、観光用については、観光用といいますか情報提供用につきましては、伊豆半島全体としても美しい伊豆創造センターのほうで、どこかの町に行ったら使えて、隣の市に行ったら使えないということでは、伊豆半島のブランド下がってしまいますから、伊豆半島全体としても民間も含めて進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 市長が今ほとんど説明しましたんであれなんですけれども、今の私のほうで調べた状況見ますと、伊豆市内では今アクセスポイント32台分のライセンスを購入しております。そのうち、市長が言いましたとおり、防災拠点であるとか避難所等含めまして、今26カ所につきまして整備を完了しております。残りは、今6台分ということでございますので、それにつきましては、今後アクセスポイントを通信機器及び通信回線を利用すれば整備は可能という状況でございます。

あと、民設民営の施設につきましては、フリースポット協議会からの資料によりますと、市内施設で18カ所ほど整備されているということを聞いております。

今後、やはりそれらの状況では、外国人が伊豆市内に来た場合には、まだまだ十分であるということとは言えないと思います。外国人につきましては、スマートフォンを使ってさまざまな観光地で写真を撮りまして、その撮った写真をすぐにフェイスブックにアップするというので聞いていますので、そのような対応をするには、これからますます整備していかなければいけないかなという形で考えています。

それで、伊豆市、伊豆半島含めまして、それらにつきましては、未整備地区がありますので、そういうところ事業者等の話を聞きながら、今後については、整備については検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありませんか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね。

全部が全部、公設だけではなくて、民設民営とか公設民営という形がある中で、一つちょっと聞いた話によりますと、オリンピックの公式スポンサーに当然通信会社が入っているじゃないですか、そういう方と共同でアクセスポイントの整備なんかもできるんじゃないのな

んていう意見があるんですけども、その辺についてもぜひ調べていただいて、メーカーさんと連携をしながら、とにかくアクセスポイントをふやさないと、伊豆に来て残念な結果になってしまってもいけないと思っていますので、整備していただきたいと思っております。

あと、加入率の取り組みについてなんですけれども、「広報いず」の12月号に光ブロードバンドサービス説明会ということで、土肥地区で整備を完了するので、本年度でということの記事が載っていました。私は、何か働きかけをしなきゃいけないなと思っていたんですけども、たまたま「広報いず」に載っていたものですから、こういう市民に対する説明会も行いながら、光ファイバーを整備する目的であるとかメリットを、どんどん告知していただいて、宣伝していただくことによって、加入率もふえてくるのではないかなと思っておりますので、この辺の取り組みについてもぜひ今後も進めていただきたいと思いますと思っております。

業者なんかとも共同チラシなんかも多分できるんじゃないかなと思っておりますので、IP電話とかIPテレビ、ケーブルテレビなんかもありますので、ぜひぜひ進めていただきたいと思いますと思っております。

それでは、次の地域づくりの関係の答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） 時間を見ますと、本日の会議時間は議事の都合により終了するまで、あらかじめこれを延長いたします。

答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） それでは、続きまして地域づくり協議会設立と地区要望の課題解決ということで、御質問にお答えいたします。

まず、現在の地域づくり協議会の設立状況でございますが、つい先日となりますが11月24日に旧八岳小学校区におきまして、八岳地域づくり協議会が設立いたしました。これで現在、湯ヶ島地区地域づくり協議会、西豆地区地域づくり協議会、土肥・小土肥地域づくり協議会の既に3つ協議会ございますので、これで合わせて4つの協議会が設立しております。また、熊坂小学校区におきまして、昨年度より検討を重ねて、今年度末の設立に向けて現在準備を進めておるところでございます。

続きまして、地域づくり協議会の設立に向けた行政の取り組みということでございますが、毎年4月の区長会におきまして、区長の皆様に制度の周知を行っております。また、ホームページにも制度の紹介をしております。このほかに、設立した協議会の事業計画などもホームページに掲載しているところでございます。

また、市内を旧小学校区の単位で13の区域といたしまして、それぞれの区域に職員を支援員として配置しておりますので、地域づくり協議会を設立したいというような御相談があった場合であっても、すぐに対応できるような体制をとっております。

次に、ふるさと納税との関係でございますが、現在、先ほどお配りいただいたチラシにも

ございましたように、ふるさと納税の寄附金を財源として行う事業として6項目上げられておりまして、その中の一つに地域づくりのための事業がございまして、地域づくり協議会が行う地域づくり活動を指定して寄附することができるようになっております。

指定された寄附でございしますが、これについては一旦基金に積み立てまして、その一部を地域づくり交付金に上乗せして交付いたしまして、地域づくり協議会としての事業を行っていただくことができるようになっております。

地域づくり協議会にとっては、今のところ交付金が上限500万円なんですけれども、この寄附金を利用できるという制度を使いますと、500万円プラスアルファの事業を計画することができますので、地域の課題解決に大変有意義なものではないかというふうに考えております。

最後に、設立した地域づくり協議会のサポート体制でございしますが、設立の準備段階からお手伝いしております支援員が、協議会の設立後も必要に応じて、その後も打ち合わせに参加するとか事業を進める上で何か課題があった場合、相談に応じながらサポートをしているところでございます。もちろん担当課として総合戦略課も各支援員との連絡調整や情報共有に努め、それぞれの事業がスムーズに進むよう努めているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問させていただきます。

八岳が立ち上がったというのは新聞で読みましたけれども、あと熊坂が年度内ということで、それ以外の動きについてはどうなんでしょうか。全くないのか、勉強会を始めているとかという情報はないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今のところ担当で把握しておりますのは、その熊坂小学校区において検討を重ねているということで、それ以外については、こちらのほうではまだ把握しておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） 私も、平成26年に区長をさせていただいて、ちょうどそのときにこの地域づくり協議会の提案があつて、地区の会合へ持ち帰ったところ、いろんな意見をいただきました。伊豆市の下請をするのかとか、丸投げをしているとかという意見もあつた中で、自分たちの課題は自分たちでやるという意見もあつたということで、思い切って区長のメンバーで立ち上げをしたんですけれども、逆に立ち上がってみると、500万円じゃ少ないんじゃないなんて意見もあつた中で、市長がこの制度というのをつくってくれて、これはまさにほかに全くやっていない伊豆市独自の政策で、非常に地域の課題を解決するツールとし

ては私はありと思っております。

そんな中で、土肥・小土肥地域づくり協議会もこういう啓発チラシをつくって、これ各戸配布をしたんですけれども、こういうシステムがわかってくると、ほかの地域づくり協議会も、こういう制度があるんだったらうちも検討してみようかということの啓発になるのではないかと思っておりますので、西豆も取り組んでいますし、土肥も取り組んでいますので、地域の課題を解決するツールとして、ぜひもっともっとPRをしていただきたいと思います。

そんな中で、一つ提案があるんですけれども、この瓦版を地域づくり協議会の役員会で私が配って説明をするのに、財務課さんから口頭で説明ができるように資料をもらったんですけれども、ふるさと納税そのものであるとか、ワンストップ特例、あるいは控除の2,000円とかというのを口で説明するのって実は非常に難しく、結局地域づくり協議会の役員さんというのは、これをもって今度地区の常会で説明しなきゃならないわけですよ。非常に不安があるという中で、その中で出た意見として、職員さんあたりがちょっと役者になっていただいて、自宅のパソコンで夫婦で会話をしながら、ふるさとチョイスのページをヤフーから立ち上げて、そして実際に返礼品を選んで、どういう項目に使ってもらうのというようなことを検討しながら、ではうちはワンストップ納税でやろうというような動画を撮って、それを配信していただければ、絵で見てわかると思うんですよ、パソコンの使い方とかというのは。そんな提案が出たもので、聞いてみてよと言われたものですから、動画配信、職員がもし仮に夫婦役で行えばそんなお金もかからないですし、そんなこともぜひ検討をしていただきたいなと思っておりますが、どうでしょうかね、可能なんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） ふるさと納税のその活用については、今後も関心を持っていただけるように、いろんな工夫をしていきたいと考えていたところですが、今、御提案いただいたようなことというのは、ちょっと私どもの考えている範囲にはございませんでしたので、大変ユニークな提案だと思いますので、検討させていただきたいなと考えています。

○議長（三田忠男君） ほかによろしいですか。

再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひぜひ、知っている人が出ると、またみんな見ると思うんで、よろしく願って、どなたか俳優さんにもなっていただければと思っています。

もう一つ、ちょっとこれは前にも1度お話をして、余りいい返事をいただけなかったんですけれども、伊豆市もやっと本気を出して、ふるさと納税に向かい始めましたよね。当初、一般質問でも何回かさせていただいたんですけれども、なかなかいい返事をいただけなかったんですけれども、やっと返礼品もふえて、力を入れ始めている中で、やはり市役所というのは伊豆市内の最大の企業であって、従業員の数も多いということですので、地域でもこう

いう試みをしながら頑張りますけれども、ぜひ職員の皆様にもその動画配信を他市町の住んでいる人にこう見せながら、伊豆市にふるさと納税推進をお願いするということを、市長のトップダウンでできないものなんでしょうかね。

前も言ったんですけれども、コンビニのアルバイトですらクリスマス時期になるとノルマがあってケーキを何個売るなんていうのがあるんですよ。伊豆市の職員も、ノルマまでは課せられないにしても、課でふるさと納税の推進について積極的に取り組んでいただきたいと思っていますけれども、改めて市長の見解を伺いたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 二、三週間前でしょうか、慶応大学のシンポジウムに呼ばれて行ってきたんですけれども、ビッグデータの特許を持っている方で、ふるさと納税にうまく使えるからということで提案いただいたんですね。今は、業者さんからいくと、例えば金目鯛終わりましたとかイセエビ終わりましたと言われて、もう品切れになるんですが、少ないロットのものをうまく組み合わせ、わずかな特産品のところでもふるさと納税できるような仕組みを提案いただいた。それで、そのシンポジウムに行ったときに、ある市長さんが隣にいて、人口うちと変わらないんですよ、人口3万4,000人のところで、何とふるさと納税27億円だと。本人は相当総務省から怒られたとおっしゃっていましたが、どんな特産品があるんですかと聞いたら、いやほとんど特産品はないと言うんです。だけれども仕組みだと。その方ビジネスマンなんですね、ずっと70歳過ぎまで初めて市長になるまで。その仕組みというものが商売は大事であってという話で、ぜひうちの職員派遣しますので、教えてくださいという話で、まだ二、三週間の話ですから。

どのような仕組みづくり、伊豆市には特産品たくさんあると思っています。海産物もあるし農産品もあるし、それから宿泊施設もレジャー施設もたくさんありますから、それをどのような仕組みをつくったら、皆さん全国にうまくPRできるのかというところを改めてやろうと思っています。うちの職員も、もちろん頑張らせませけれども、純粋に税収が上がってきますから。

ただ、やはりうまくいったところをまねさせていただくことも恥ずかしいわけではありませぬので、そういった先行例をぜひ速やかに参考にさせていただいて、少しでも税収を上げるように頑張ってみます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） まさにそのとおりで、先ほどの議員さんの質問でも、自分たちで力つけていかなきゃ、補助金だとか国・県に頼ってばかりいけないよという話の中で、やはり税収を上げるには、もってこいのシステムですし、地域の課題解決にもつながるということで、伊豆市の将来のためにも非常にいいと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

そんな中で、またちょっと地域づくり協議会の話に戻るんですけども、そのサポート体制なんですけれども、私も区長でかかわって2年目に入りましたけれども、今後の課題の一つとして、協議会の役員のあり方だと思っています。単年度でかわってしまうと、考え方とか方向性がすごいずれる可能性がありますし、かといって、いつまでも同じ人がやるというのもかなり責任であるとか事務的な作業も多いので、なかなかそう長くは続けられない中で、伊豆市が委託しているほかのいろんな委員会なんかは、ある程度市の職員さんが何日に会合やりますからというような通知まで出して来ていただくという中で、地域づくり協議会はそうじゃないよ、自分たちでやってくださいというその趣旨はよくわかっているんですけども、やはり今後継続するに当たっては、役員の問題が一番心配だと思っています。

土肥地区の場合は、たまたま協議会の会長というのは元職員ですので、その事務的なことなんかは非常に長けていて経験もあるんですけども、その方がかわったときに次の方がどういう方になるかちょっとわからないんですけども、非常に心配なんです。サポートの職員がどの辺までかかわれるのかということが非常に不安ですので、資料づくりのお手伝いであるとか事務処理、この時期までにはこういう書類を出してくださいというようなことを、総合政策と地域づくりの間に入って働いていただきたいと思っているんです。サポート職員の強化ということについては、どんな考えでいるのか、教えていただきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 地域づくり協議会を着手され事業化されているところの本当に苦しいところもよくわかります。そういった声は地域によって土肥と西豆と湯ヶ島それぞれ違いますけれども、やはり同じ御苦労されていること重々承知しております。

その上で、市の職員、サポーターの当初5名、立ち上がった以降3名も使っていただきたいと思えますし、案件によっては市長もうまく使っていただきたいと思えますし、それから今、県なんかとも話をしている、もっとOBを使ってもらったらいけないかと。市の職員とか県の職員で退職して地元に戻られた方もいらっしゃるんですね。そういった方は事務仕事になれていて、いろいろまだ退職といっても60歳ですから、ですから現役の伊豆市の職員、それから現役のサポーター、それから割と行政事務になれたOBの方々が地域の住民となっている方々をうまく使っていただいて、それで不都合が生じたときには、ぜひ担当の総合戦略課なり、あるいは状況によってはうちの秘書室なり直接お話をいただければと思います。

というのは、個々の案件が大分違うものですから、土肥と湯ヶ島とまた課題が違うものですから、具体的に問題が生じたときには、やりにくさが生じたときには、ぜひ直接お話をいただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、最後の地熱発電の可能性について伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 最後の質問の地熱発電の関係なんですけど、地熱発電については、風力・水力とも貴重な再生エネルギーだと思っております。

地熱発電所につきましては、全国で1都1道7県ですか、18件というふうに聞いております。いずれも、火山帯に建設されているということから、多くの温泉地を持つ伊豆市については、熱源が存在する可能性があるというふうには考えております。

ただ、事業化については、議員御承知のとおり、年数がかかり、事務も複雑なことから、今後研究をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） 地熱発電に関しては、メリット・デメリットが非常にある中で、なかなか進んでいないのが現状だというふうに伺っております。

そんな中で、通告文にも書いてあるんですけども、南伊豆町というのは、これいち早く取り組みをしているということで、いろんな交付金等をいただきながら、町民向けにいろいろな理解を得るような通信も発行しながら、ほぼボーリング調査までを何とかこぎつけたという情報が入ったものですから、本当に見守りたいんですが、現在、伊豆半島一つにということで、美しい伊豆創造センター等でいろんな事業を行っている中で、市長、南伊豆町の地熱発電の取り組みというのは御存じだったでしょうか。あるいは、事務方同士でそういう情報交換、意見交換が行われたのか、伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 南伊豆町につきましては、地熱エネルギーの関係で市長のほうから指示もありましたし、私どもの環境衛生課に担当になるんですが、そちらの職員のほうから南伊豆の職員の担当者に直接話も聞いております。

ただ、南伊豆につきましても、大体国のスケジュールですと、ボーリング調査まで3年から5年ということなんですけど、南伊豆につきましては平成22年から始めまして、今年度試掘の予定が地元の反対等に遭って来年からということで、約7年以上かかっているというようなことも承知をしております。

また、近くですのでボーリング等が始まりましたら、職員の派遣等を考えていきたいというふうには考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。

地熱に関しては、非常に課題もある中で伊豆半島全体が火山帯ということで、非常にこれからは可能性もあるのかなど。現在、伊豆市は新市の建設であるとか東京オリンピック・パラリンピックを控え、もうやる事業がめじろ押しで、とてもなかなかそういう調査・研究というのは難しいんでしょうけれども、やはり中・長期的な観点の中から、身近にそういう自治体がありますので、様子を見ながら研究も今後お願いしたいなと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

◎延会宣告

○議長（三田忠男君） 残る一般質問につきましては、12月1日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

御苦勞さまでした。

延会 午後 5時06分

平成28年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第3号）

平成28年12月1日（木曜日）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	和智 永康弘君
総務部長	伊郷 伸之君	防災監	佐野 松太郎君
市民部長	鈴木 正君	健康福祉部長	村井 克代君
産業部長	鈴木 薫君	産業部理事	堀江 啓一君
建設部長	斎藤 満君	建設部理事	田村 英樹君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	長谷川 文子君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	杉山 和啓
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第4回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序7番の山口繁議員から発言順序12番の永岡康司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 最初に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁でございます。

通告に基づきまして質問をさせていただきます。

3点に取りまとめてございます。

1点目であります。

持続可能な伊豆市のためということございまして、その1点目、市の活力をそぐ大きな要因は人口の減少と思います。特に、社会減への対策は喫緊の課題となっておりますが、その対策について雇用、所得、定住、この3本柱が必要だとの市長見解が示されております。その具体的な取り組みについてお伺いをしたい。

2つ目、地方創生の処方箋として地域内で経済を回していく、いわゆる地域内の需要を地域内の供給で賄う地域内循環型の経済構造に転換をするべきとの指摘がございます。人口の流出と同様に、経済的価値、金の流出にも対策をとるべきと思いますが、その点をどのように考えるかお伺いをしたい。

大きな2点目であります。文教ガーデンシティ構想についてであります。

文教ガーデンシティ構想が伊豆市の未来にとって必要な理由を改めてわかりやすく説明をいただきたい。伊豆市最大の懸案である人口減少問題の解決がされるかのような構想としての触れ込みがありますが、果たしてそうかということも含めましてよろしくお伺いをしたいと思います。

2番目、住宅地開発が病院誘致に差しかえられようとしていますが、これは当初の構想で

ある新中学校、こども園、公園、住宅地を配置して学びと子育てに快適な生活空間を構築して、住む場所としてのブランド力を高めたいということに反するのではないか。住宅地が病院誘致に差しかえられたことで、これは当初の構想が破綻したことを意味すると思うのですが、その点についての見解を求めます。

大きな3番目、修善寺地区の小学校統合についてでございます。

文教ガーデンシティ構想が巧妙に小学校統合問題にリンクをしております、新中学校建設、そして現在の修善寺中学校の校舎の有効利用、修善寺地区の小学校を統合してそこに入れるというようにつながっておりますが、小学校を現在のまま、それぞれ残してほしいという強い思いがあることを申し述べて、なぜ統合が必要かということを改めて説明を願いたいと思います。

市長、教育長に質問をいたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

持続可能な伊豆市のためということ御質問賜りましたので、お答え申し上げます。

まず、雇用、所得、それから定住の中で、雇用と所得については非常に関係性が強い、あるいは一体の事業ということがございます。正社員であれば雇用の創出になりますし、あるいはパートさんであれば世帯所得の向上ということになります。伊豆市ではこれまで例えば八幡グラウンドのおうちコープの誘致、それから天城湯ヶ島支所、以前は議会と観光経済部があったんですが、そのエリアがあいたところに東京ラスクの誘致、それから大平のキャンプ場の跡地にベアードビールの誘致、それぞれに正社員とパートさんが確保され、それによって雇用の創出と世帯所得の向上ということにつながっております。

また、行政が直接絡む案件だけではなく、外から投資をいただいた例えば湯ヶ島クラブであるとか、伊豆ハイツとか、東府やリゾートアンドスパとか、そういった方々ともしっかりと意見交換をさせていただいて、どのような支援策をとると、より社員さんをふやしていただけるのか、業績アップにつながるのか、そういった意見交換も密にさせていただいております。

それから、定住のほうですけれども、定住に向けた具体的な取り組みということですが、主として市内から市外への流出を避けるということと、なるべく外からも移住していただきたいということで、定住促進事業で土地を買っていただき、家を建てていただいたら、当初は100万円という事業を平成22年から進めてまいりました。現時点での成果としては、人数が全部で754人、そのうち大人の方が436人、子供さんが318人という実績に、これは定住促進補助金だけの事業ですけれども、人数は市内移動のほうが多いのですが、これまで多くの方々が伊豆の国市に流出されることを考えると、このような市内移動もこの補助の枠内とし

てまいりまして、現時点では754人ということでございます。

また、伊豆市の場合には通学費が非常に高いことから、義務教育ではないのですが、高校生の通学費補助をしてまいりました。これは平成24年からですが、制度設計はちょっと細かくしてあるんですけども、大体月々の定期券が半額になる程度に、高校生の通学費の高い土肥や湯ヶ島の方々が引っ越さなくても済むような対策をとってきたつもりでございます。

また、私が市長になった当初から、やはり空き家が多いことを危惧しておりましたので、現在宅建業者の方々と空き家バンク制度を設けて、その制度改善についてはまた適宜話し合いをしているところです。現在、空き家の活用についてさらに宅建業者の皆さんと具体的な取り組みについて改めて話を始めたところでございます。

2つ目の地方創生の処方箋としての経済なんですが、域内経済、地域経済循環の分析については、専門家であります総合政策部長から答弁をさせます。

私のほうから1つ気になることは、域内の総生産と税収がかなり違っているんですね。ですから、経済構造がどこが違って、どこが伊豆市の特性があるのかというのをもうちょっと分析しなければいけないのですが、例えば伊豆市の平成25年度の伊豆市内経済活動総生産、これ県のデータですが1,010億円。しかし、税収は平成25年当時ですから42億円ぐらいだと思います。熱海市は域内総生産が1,400億円。ところが税収は100億円あるんですね。域内総生産活動が1.4倍ですけども、市税、税収はうちの2倍以上あります。伊豆の国市さんは域内総生産が約1,600億円で税収が70億円弱ですから、それより小さい熱海のほうが税収が大きいというようなデータが出ております。伊豆市がどういうことを変えていくと、市内の総生産が税収に、あるいは市民の皆さんの所得に、よりつながっていくのか、ここはもう少ししっかり分析してまいりたいと思っております。

ただ、その中でも、やはり伊豆市の約1,000億円のうちの830億円は第3次産業、そのうちの320億円程度がサービス業となっておりますので、やはり基盤産業が観光ということだろうと容易に予測をされます。したがって、観光のお客様をマーケットとして産業化していくという意味で、現在伊豆市産業振興協議会を商工会、観光協会、J A伊豆の国、それから伊豆市の産業部の4者で立ち上げましたが、これをより効果的な事業にできるように来年4月を目途にDMO化、つまり、一体として法人化して、より経済効果を高らしめる、そのような方策を現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 続きまして、御質問ございました地域内で経済を回していくいわゆる地域内の需要を地域内の供給で賄う地域内循環型の経済構造に転換をすべきという御指摘に対してお答え申し上げます。

地方創生の取り組みを情報面、データ面から支援するために、平成27年4月より国のほう

でリーサスという地域経済分析システムというのがございまして、そのリーサスの地域経済循環分析を見ますと、伊豆市における地域経済循環率、これは市内における総生産を総所得で割った値ですが、それが81.3%となります。これは、市内の分配所得、これが市内の総生産を分配するだけでは賄い切れていないと。すなわち、市外から再分配に若干依存していると、そういうことをあらわしている数字だと考えます。

こういった状況は、市外からの流入に依存している雇用者所得の部分を市内の生産性を向上させることによって内製化を図ることで、市内の経済循環率を向上させることもできるという、そういった可能性も示唆しているのではないかと考えられます。

今申し上げたような市内における生産内製化を図ることで経済循環率を向上させると、こういったことが議員が御指摘されている地域内の需要を地域内の供給で賄う地域内循環型の経済構造に転換するということを意味するのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ありがとうございます。

まず最初に、人口の減少ということについて申し上げましたが、少し私は通告書の書き方を間違えておったものですから、改めてちょっと前提条件といいますか、人口の減少の仕方ということに関して確認をしておきたいなと思っています。

これはデータに基づいてちょっと整理をして、区切りのいいわかりやすいように話をさせていただくんですが、伊豆市は合併をして12年たっておりますが、その伊豆市の旧4町、そのずっと以前にさかのぼり、データがとれたのが昭和35年でございますから、その昭和35年に4町の人口の合計は、これわかりやすいように千円単位丸めます。4万4,000人だったと思います。そして、平成16年、これ合併したときに3万8,000何がして3万8,000人だったと思います。それで、現在は3万2,000人にちょっと欠けているんですが、3万2,000人。

これ、おもしろい構造が出てまいりまして、合併のところを輪切りにするという形になるんですが、その話はちょっと後でしますけれども、少なくとも昭和35年から今日の56年間、五十数年間ずっと人口は減少し続けているという、こういうトレンドがあるということは間違いないと思うんですね。どこかで4町のうち中伊豆のどこかふっと伸びたという時分があったように思いますけれども、トータルとしては減少でずっとこう来ている。トータルでもちょっとあれしたところがあったのかな。しかし、トレンドとしては緩やかに減少をしているということがあります。これは自然減なのか社会減なのか、この辺はちょっと改めて後で分析が聞きたいんですけども、そういう状況にあると。

昭和35年から合併までの44年間で6,000人減っているんですね。合併から今日までの12年間で6,000人減っているんですね。逆の言い方をすると、6,000人減るのに過去は旧4町時代は44年間かかったのに、同じ6,000人減るのに12年間で減っていると。これは減少のスピー

ドが極端にガクンと急角度で落ち込んだ現象だというふうに見えるんじゃないかなと思うわけですが。

その6,000人ということの内部分析といいますか、どういうふうに捉えているのか。私は多分社会減というのが圧倒的に多いんじゃないかなと思うんですけども、この辺のあたりを少しちょっと確認をする意味で、おわかりであれば教えていただきたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおりだと思います。

以前、こういう議論をしたときに当時の副市長がもっとさかのぼって大正のころから何かデータをとったようなんですが、都市化された伊東とか三島は昔の、要するに明治になって近代になってからの人口より5倍とか10倍になったんだそうなんです。それで今頭打ちでだんだん減っている。伊豆市の場合には、明治から大正のころの2倍程度にしかふえていない。ですから、いろいろなところの都市部の人口が伸びたときに、伊豆市は実はそんなに伸びていなかった。その後、今度は日本国内で見ると人口減少は自然減だけですから、生まれる数がどんどん減ってきた。

そんな中で、私も気になったんですが、平成21年のころから、やはり日本全体の出生数がかなり下がっていて、伊豆市は当然自然減になります。生まれてくる子供さんより亡くなる方のほうが多いので。それに加えて、今議員から御指摘のあった社会的流出が、道路がよくなると逆にストロー現象で利便性の高いところに流れていってしまうことが起こっているんだろうと予測をされます。

また、引っ越しのたびに出られる方、入られる方にも可能な限りアンケートもとらせていただいているんですが、東京や横浜に就職で行く、これは就学、就職で行く、ある程度いたし方のないことなんです。今多くの方々がお隣の伊豆の国市、三島、沼津、函南に、そこはもう少しならないかということが今最大課題だと考えているわけです。ですから、議員の御指摘のありました社会的流出が伊豆市の大きな課題ではないかと、私どももそのように認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） その前提で話を進めることにいたしますけれども、やはり魅力のある伊豆市というものをつくらないと、流出をとめることもできないし、呼び込むことのできないということになるんだろうと思います。それで、先ほど市長からも答弁いただいておりますが、雇用対策で誘致をしたとか、いろいろあるんですけども、やはり総合計画の中にもありますように、産業力の強化という観点でいろいろな記述がございます。伊豆市は国際的な観光文化環境都市を目指すとして、主たる産業、基幹産業は観光業だと、これは先ほ

どおっしゃられたとおりであります。その次に、農林漁業、商工業、サービス業があつて、それらを連携して稼ぐ力をつける、産業力の強化を図るといふことがあるわけです。本当にそれがうまくいけば、さらなる雇用の拡大といふのはできていくんだらうと思ひます。

いわゆるよく言われている6次産業化、1、2、3の6次産業化といふようなことなんだらうと思ひんのですけれども、これに向けて具体的に今していることとか、これからしようとしているところとか、特に農林、農業もいろいろあります。それから観光があります。例えば、私の出身は修善寺のまさに典型的な中山間部なんですけど、そこでつくっている米を温泉場の旅館、観光業にいわゆる伊豆コシヒカリ、桂流コシヒカリを卸してといふような、そんな取り組みも始めているんですけど、そういうようなことも含めて、6次産業化といふことに関してもう少し具体的な、いわゆるそれでもっと雇用につながるような施策があるのか、ないのか、お考えがあるのかどうかといふことをお聞きしたいと思ひます。

○議長（三田忠男君） 答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおりのお考え方でござひます。例えば、私が市長になった時点で、当時の田方森林組合の売り上げは年間1億円程度でした。京都のあるところを視察に行ったんですけど、そこは5億円規模の林業をされていたんですね。5億円を目指すといふことでやってきたんですけど、森林組合だけで去年のデータで2億5,000万円ぐらいになっていると思ひます。ほかにも林業されている方がいますから、多分伊豆市の今の林業のいわゆる伝統的な林業、木材生産のほうで4億円近いのではないかと推測しておりますけれども、これも1億円からかなり伸びています。それだけの潜在的な売れる木があつたといふことですね。それだと木材生産だけですから、それをどのように活用していくかで、可能な限り新しい中学校も木質化をして、つまり、天城の木を使って教室をつくってあげたいといふことを考えております。

先ほど農業の6次産業化とおっしゃっていましたが、これは伊豆市の中で価格コントロール力のある産物はワサビしかないと思ひます。シイタケは品質から行くと日本一なんです。生産量は多くないんですけど、農林水産大臣賞は全国の4分の1が伊豆市の方ですから、品質から行くと日本最高レベルのシイタケをつくっていただいているんですけど、量が多くないので価格統制力がないんだらうです。つまり、マーケットを支配できない。そうすると、やはり市内で観光のお客様に付加価値として食材として使っていただくほうがよいのではないかと考えるわけですね。あるいは、東京にアンテナショップをつくって、そこでそのアンテナショップ限定で使っていただく、そのように考えることによつて6次産業化、つまり、売り上げを伸ばしていく。まさに、新米のときには修善寺の地元のお米を旅館で使っている、そういうことが起こるんだらうと思ひます。

これと同じ構図で、木材のほうも切つて富士の市場に持っていくだけではなくて、市内で生活文化として木材利用を広げていく。それによつて、いわゆる6次産業につながっていく

と。農産物だけではなくて、いろいろな産業で6次産業化というのが必要だろうと考えております。そのように現在進めております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） それでは、またちょっと企業誘致のところに戻ります。

幾つかのアイテムで具体的な事例を挙げていただきましたんですが、昨日の議論の中で、IT企業とかサテライトオフィスというようなことの可能性についての言及があって、興味深くお聞きしたところでありますけれども、ほかに何かこう企業誘致ということで具体的に持ってくるどんなものがあるのかなということを少しお聞きしたいんですけれども、多分環境に配慮して大きな製造業のようなものは多分だめだろうし、その大きなものはだめなんだろうと思うんですけれども、企業誘致、それでいわゆるこの伊豆市にあるやつと競合して共倒れになるようなものを持ってきても困るようなことも思うわけでありまして、何か具体的な、ほかに先ほどのアイテム以外に、これから考えようとしている企業誘致ということに関して何かありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 企業誘致ということでございますが、やはりなかなか伊豆市につきましては、製造業とかそういうものを持ってくるだけの用地というものがなかなかないのが実情でございます。ですから、やはり空き家とか公共の遊休施設、それらを利用した形のものがやはり一番の大前提になるのかなと思います。昨日言いましたとおり、やはりIT企業であるとか、やはりそのようなもの、大きな事業所を持たなくても、場所を持たなくてもできるようなもの、そういうものをできれば誘致したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

そしたら、今度はちょっと観点を変えてなんですけれども、中小企業振興ということに関してどのように考えているかということなんですけれども、中小企業というのは伊豆市の中でどういう実態にあるのかというのは、統計を見てもそんなに多くはないのかなとは思ってますけれども、静岡県の議会でこの12月の定例会に中小企業小規模企業振興基本条例というのを出すというには聞いているんですが、その行方がどういうふうになるかというのはちょっとよくわかっておりませんが、それが県で出る前に、既に県下の市では先駆けて条例をつくって施行をしているところがあるように、たしか富士宮市だったでしょうか、そのように聞いております。やはり中小企業、小規模企業の発展促進がやはり経済の中で非常に重要な位置を占めるということで、企業自身の経営努力の向上も必要だけれども、地域社会全体がその地域の発展のためにそういうものを理解して支援をしていくという、そ

うことが必要だという、そんなような趣旨の条例だというふうに思っておりますが、この点について、何か伊豆市としてこういうものを特別に設置をして振興を図るといようなことのお考えがあるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市の中には大企業がありませんので、基本的にいろいろな産業は中小企業ということになるんですが、これもデータを見ますと、建設業が物すごく落ちているんですね。これは平成13年と比べるともう半分に近いほど落ちています。それから、製造業も平成13年と平成25年で12年間の違いを比べますと、総生産で25億円ぐらい落ちていますので、これはこの時代背景を考えますと、製造業の中国移転、あるいは東南アジア移転の中で、下請をされていた製作所などがかなり苦しくなったんだろうなという気がいたします。残念ながらサービス業も下がっております。

そういったものを支えるために、国も県も、市としてもまず市内にある製造業とか商工業の方々に残っていただきたいのですが、大枠としては、製造業でかつ先端産業に対する補助が大変厚いんですね。製造業を伊豆市に誘致するというのはなかなか簡単ではありませんし、製造業の場合には幾つかの例があるように、工場を進出して失敗するとそのまま撤退されますので、ちょっとうちの体力では支え切れないような変化になってしまうのではないかと。まして先端産業、新東名までできた以降の立地の中で、先端産業のみに限定して伊豆市に誘致する。工場規模です。これはかなりハードルが高い。

むしろ全くサービス業には補助策がないんですね。今伊豆市の中に展開されている極めて大きなホテル経営の会社の方がいろいろなおっしゃっているんですが、どうしてサービス業には全く補助がないのかと、ちゃんと投資をしているにもかかわらず。ですから、我々は製造業、先端産業だけに集中している経済支援策、補助策をやはりもっとウイングを広げていただくことも考えなければいけないんだろうと思います。

ただし、1つだけ伊豆市の中で幾つか案件がありますのは、これは一つも成約に至っていませんけれども、音の出る製造業、工場から音の出る工場を、こういった案件はいまだ照会もしていませんし、成約にも至っておりませんが、今町の中にあつて24時間稼働で音が出るので伊豆市でどこか山の中ではありませんかねという話があります。ただ、これは地元の方に相当御理解をいただかないと難しいので、現時点ではそういうお話はいただいたことがありますけれども、どこかを照会したということはありません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 中小企業振興ということで、基本条例がどうかということをお聞きしたつもりだったんですが、それはともかくとしまして、中小企業を振興するというのはその条例はつくらなかったとしても、今あるそこに働いている人たちの福祉であるとか

そういうものを向上させるという意味で、実は私、労働組合の出身でして、そのかつて仕事をしてきたときにかかわってきた仕事の中に共済生協の制度を使った取り組みがあるので、1つだけ紹介しておきたいと思っております。

はるか昔なんですけど、今の厚生労働省ではなくて労働省の時代ですから昭和の最後のころだったんだと思いますけれども、労働事務次官の各都道府県知事に向けた通達で、いわゆる先ほど申しましたように日本の経済社会において重要な地位を占める中小企業といいますか、そういうところの勤労者に対する、中小企業に対して人材の確保やモラルの向上を図ることが必要だということで、中小企業と大企業との間に存在する雇用、労働条件の格差を縮小することが重要だということで、これは何でもかんでも企業が勤労者のために何かをしるということではなくて、勤労者自身が自主の福祉をつくるという、もちろん負担をしてもらうんです。それに見合う負担を会社も企業もする。そして、行政もそれに支援をして、一つの共済会のようなもの、サービスセンターのようなものを設立して云々という、そういう事例がございまして、それがまだ生きておって、それをつくったのが県下の中で16カ所ぐらいつくられたんだろうと思います。

実はすごくそれも波といいますか、格差がありまして、そのセンターそのものの格差がありまして、物すごくうまく利用しているところもあるし、ちょっと衰退して運営がまづいなところもあります。県下16カ所がどれぐらいに網羅されているかということ、実は、くまなく西からあるんですけども、伊豆半島が全滅なんですね。どこの自治体にもないんです、実は。熱海、伊東はあります。沼津まであります。三島函南までありますけれども、伊豆の国から南、伊豆市、それからもう東何とかと下田とか全然ございまして、ここらあたりをどういうふうにするのかと、この空白地帯になっているということがございます。

そこに、これは何でもかんでも行政が出せとか、何でも企業に負担をさせるということではなくて、基本は自主できちっとやると。自分たちが幾らか出してこういうものをつくろうと、こういう取り組みなんですね。それを側面からバックアップするという取り組みなものですから、これに対して実は直近というか、場所的な直近では、三島函南に今センターがありまして、ここがちょっとこれはどちらかというところ余りいいほうではないんですけども、それはやっぱりボリュームをかけていけばいい仕組みになっていくというふうに思いますので、そういうところに伊豆の国市であるとか、伊豆市も含め、あるいは下田以南も含めて伊豆半島全体がそこに入っていったうまく運営をするという方法論がとればいいのかというふうに思っていますね。これはちょっとこんなことがあるという紹介にとどめておきますけれども、もし御意見があれば伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 今議員がおっしゃいましたサービスセンターにつきまして、伊豆半島全体がないというのは承知しております。その関係で、やはり伊豆市におきましては

中小企業が多いということから、行政としてもそういう中小企業の福祉のためにそういうものについて考えているところでございます。

現在、先ほど言いましたとおり、三島函南というのがありまして、ちょっと企業的には余りいい状況ではないというのは聞いておりますけれども、現在伊豆の国市と伊豆市と相談している状況でございます。できれば相談している中で三島函南のサービスセンター、そういうところに入っていくことを第一としてこれから検討していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） どうもありがとうございました。何か役に立てることがありましたら、ぜひ申していただきたいのですが、その仕組みの中に共済の仕組みがあるんですね。例えば結婚したり何がと、そういう慶弔の仕組みがあって、それは実は私が所属しておった共済生協が全部受け持ってやっているというところでございます。こんなPRをしてもどうにもしようがないんですが、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、定住移住政策でございますが、住宅支援の若者の定住の促進のために、定住補助とそれから家賃補助で、それで平成22年からずっとかなりの成果があるということをお聞きしています。成果があるということなんですが、ことしの段階では前者が20件で後者が3件のような状況になっていますから、これをどういうふうに評価しているかということなんですが、それはそれで1つお聞きすることと、それから家を建てるときにはどうしてもローンを借りるということがありますから、そのローンに対する優遇金利というのは、市内にあります金融機関と提携をして、伊豆市移住定住促進に係る協働に関する協定というものを締結して、しかしそれは金融機関の自己裁量の中で、店頭金利よりも安い金利で融資をすると、そういう協定を結んで、どれぐらいの利用になっているかちょっとまだ事前には聞き及ばなかったんですが、そういうことをしているということなんですが、今こういう低金利ですから、インパクトを持つという意味では、市が利子補給をしてゼロ金利にするぐらいの制度みたいなものがつくれないかどうかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの若者定住促進補助金の実績についての認識ということですが、一時期、過去三、四年前、2カ年ほど多い数字があったんですが、これは牧之郷の沖の原に住宅地整備されたときがそのときに当たります。ですから、もともとこれを始めたのは、余り品のいい政策ではありません。伊豆の国市に行く人たちをせめて何とかとどめられないだろうかという、傷にばんそうこうを張るような政策、これはもう当初からわかっていたんで

すが、一定の効果はあって、そして住宅地が整備された牧之郷の沖の原地区で非常に使われたと。逆に言うと、やはり利便性の高いところに住宅地が整備できると。あれは民間企業の開発ですから、一定の定住効果があるということは事実としてかなりはっきりしています。それから、家賃補助についても、すぐに家を買う方ばかりではないので、そういったことも始めました。

そこで、金利については、ゼロにすることはそんなに難しい話ではないです、金利補填だけですから。ただ、いろいろな若い方、家を買われた方のご意見を伺うと、必ずしもお金だけではなくて、まさに先般、横瀬の民間の開発したところでのお話を伺うと、もっと地元の人との交流とか、あるいは空き家を売買されるときの、どうしても中古住宅を売られるときにはその方の思い出とか残っていますから、そういったものを買われた方が一緒に気持ちで片づけるとか、そういったことがかなり価値が高いんだそうです。ですから、金利政策が効果があれば考えますけれども、どうも0.05%ぐらいの金利よりも、より求められている、今私たちがまだやっていない政策のところがあるように感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 金融機関の関係はよくわかりました。

定住促進でありますけれども、住宅支援の制度であるとか、それから子育ての支援に幾らかこう何かいろいろな給付をすることというような仕掛けをつくっておって、それを一つの冊子になったのも見させてもらったんですけども、それって案外こうほかの市町に比べて遜色のないものをつくっているということも聞いています。しかし、それをうまく適用する対象者が少ないというようにも聞いておまして、これは単にPR不足なのかなということもありますけれども、そうなんでしょうね。もっと言えば、何か部署が違うようなことも聞いておまして、やはり伊豆市としては定住促進ということはもう大きなテーマですから、ワンストップでもうとにかく人口減少問題をきちっと解決する、定住促進と、どういう名前をつけるかわからないけれども、外から見ても中から見ても明らかに伊豆市はそういうものを行っているんだというような部署をつくる。外に示すというようなことも必要じゃないかなということなんですから、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、健康福祉部のこども課のほうでその問題はよく認識をして、子育てハンドブックのようなものがわかりやすいように工夫をしています。ここは実はかなり我々にとっては難しい課題。田舎の伊豆市はPRは正直言って私も含めて上手ではありません。以前、NHKが朝の番組でやっていただいたときも、若い女性が流出していくところを撮られて、先ほどの定住促進の話をしたんですね。実は8歳の子はふえていますという話をしたら、いや、それは要りませんと。伊豆市は廃れているという番組をつくりたいわ

けです。マスコミはやはりいいところはいい、落ちているところは落ちているという番組をつくりたいものですから、それを超えて伊豆市はいいことをやっていますという情報発信は、よっぽどこちら側にセンスがないとできないと思っています。あゆのさとができて大変人気があったときも、園長先生からは子育て、特に幼児教育は伊豆市のほうがよほどいいですよとおっしゃってはくれるんですが、我々がどうやって発信していくかのところがかなり今大きな課題になっています。ただ、健康福祉部のほうではいろいろなことを認識して、どんどんわかりやすく、見やすくしてはおりますので、ちょっとその点については一步一步かなという感じです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

そしたら、最後、1項目めの最後になりますが、地域内循環経済ということなんですが、これは地域通貨の考え方がよく話題になっているんですけども、例えば振興券とか、要は円だと物すごく自由に使えるから、もうすぐ市外どこか違うところへ行ってそのお金が流出してしまう。お金を違うところで使ってしまうという、使い勝手が良過ぎるから、使い勝手をあえて悪くして、地域限定にして期間も限定にして用途も限定にするようなことをして、地域通貨みたいな、それは地域振興券でも何でもいいんですけども、そういうようなものでいわゆる金が外に出ていかないような政策をとるといことがかつて、はやってやったことがあるんですよ。今も既に、今もまたちょっとそれは反省の上に立って違う形でやろうという自治体もあるようなことを聞いておるんですが、この点に関してどんな思いがあるかお聞きしたいなと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 地域振興券、かつてかなり国のほうでも取り組んだこともあったんですけども、やはりいろいろ分析してみると、結局地域振興券をもらった分、その分貯蓄に回してしまうという、そういう現象が頻繁に起きるので、結局消費の喚起効果としては大変乏しいという分析が民間のシンクタンクなどでもかなり大きく取り上げられまして、余り地域振興券自体が地域内の観光業者とか商工とかそういった産業のほうにそれほど大きく回っていないというものがあまして、それで最近はその地域振興券というのは取り上げられなくなっているという現状がございます。恐らく地域通貨も同じような問題があるのではないかと思いますので、ちょっとそういった課題もございます。

また、当然その振興券や地域通貨をつくるのであれば、相応のコストもかかりますので、そういった課題を整理しながら、本当に効果があるものがあれば施策として取り込んでいくことも必要ではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番(山口 繁君) 貯蓄に回るといのは、どういやり方をしたら貯蓄に回のかよくわからないですが、やっぱり限定の仕方に問題がどこかにあるんだらうと思ふんですね。その理屈は物すごくわかりますよね。地域の中でしか使えない金だから、地域の中で物を買って金が動いてということだから循環するといことは見事にこれほうまくやればいける問題だと思ふんですが、やはり使う側がこれをこの地域振興券を、振興券かどうか違ふ名前もあるかもしれませんが、それを使うことによつて市のために役に立つことをしているんだとい意識づけをするような仕掛けをつくつていけば、何かうまく成功するよなことがあるんじゃないかなと。成功事例があるんじゃないかなと思ふます。これは研究課題にしてください。もういいです。一切あれですから次に行つてください。

○議長(三田忠男君) 2番目の文教ガーデン、答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) 文教ガーデンシティ構想が役に立つかどうかといことですが、これはきのうまでたくさん議論してまいりましたとおり、その根っこのこの伊豆市グランドデザイン長期構想で、長期的には伊豆縦貫道が下田までつながつたときにどうなつていたい。つまり、今我々の目の前にはチャンスがあるといことを前提としているわけです。その中期的目標の中で、合併20年でどこまで進みたいかといところで、そして新市建設が15年ですから、グランドデザインといのは、これは長期計画は合併から20年程度を想定しておりますけれども、合併から15年、平成31年度末でどうい状態でありたいかといことを文教ガーデンシティをシンボルとして扱っているわけです。

ただ、その中核的な事業は何度も申しますけれども、新しい中学校であつて、単なる中学校の統合ではやっぱりないんですね。これは進めているのは教育委員会が3中学校の統合といことで計画化したわけですが、これは修善寺町、中伊豆町、天城湯ヶ島町にとつて将来をどのように形づけるかとい、未来に対して極めて大きな影響のある事業。したがつて、それを単独事業にすることなく、子育て世代のお母様方からもう毎年大変要望の強い公園をこの機会に整備をしようといことなんです。

それから、後でこども園の御質問もあるかと思ひますが、これまでは統合を民営化でやってきました。しかし、幼児教育が極めて重要な教育であるといことと、ほかの政策との整合性の中で、やっぱり公設のこども園も残す必要がある、維持をする必要があると、そういった政策を絡めて総合的につくつているのが文教ガーデンシティ事業であつて、これは未来に対していい意味での影響が極めて大きいと私どもは認識をしております。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

山口議員。

○2番(山口 繁君) 相変わらずちょっと頭が悪いもんですから、どうしても消化できなくて、この文教ガーデンシティ構想が本当に伊豆市の人口減少とか、いろいろな未来を開く事

業だとかということが思えないもんですから、あえてこの項目を起こしたんですけれども、市民説明会をずっとやっていますよね。市民説明会の質疑応答記録というのがウェブにも出ておりまして、それを見てみますと、事業目的は何かという質問に対して、良質な教育環境の整備と自然に配慮した緑豊かな住宅地等による定住促進と若者回帰を図るということなんですよね。新中学校とこども園は良質な教育環境をつくるということだとしても、住宅整備によって定住促進の若者回帰というところがわからない。50戸、100戸くらいつくって、伊豆市外から呼び込めば人口増になるけれども、それでもせいぜいマックスで400人くらい。1年間の減少を補えないくらいの数字しかない。市内の人の定住促進なら、これは人口が流出しないというだけですよね。未来にとっての懸案事項をどれほど解決するのかというのは、この辺がどうしてもよくわからないというのが1つ。

それから、文教ガーデンシティを住みたいまちとしてのブランド化するとあるが、ということかという質問に対して、市が抱える問題として子育て支援、人口減少対策があるが、中学校、こども園、公園などを一体的に整備することで、住む場所のブランドづくりを目指すというものであると。これもよくわからない。住む場所のブランドというのは、要は何かこう武蔵野市が何かということが全国であるように、その市のアドレスに魅力を持って、自分の住所を伊豆市と書くことが物すごく誇りに思える、あるいはみんなから、あなた伊豆市に住んでいるのということであらやましがられるというようなことだろうと思うんですね。そういうアドレスに魅力を持つというのは、箱物じゃないんじゃないかな。ソフト面でやはりすぐれたものを持つということじゃないかなというふうに思うわけですね。特に、若者を引きつけるには、子供を産み、育てる、子供の医療、教育面、そういうものへの配慮、それから自然豊かで静かに暮らせる住環境がすばらしい、日々の暮らしに快適さを感じるというもの集積だろうと思うんですよね。そういうようなことなんですけれども、いわゆる質疑応答記録の答えではなかなかわかりにくい。

それから、何のために文教ガーデンシティをやるのかということに関して、中学校再編をインパクトとして新しい市の核となる部分のまちづくりを行うものであると。これもよくわからない。新中学校にしても、日本で一番魅力のある中学校をハード、ソフト面で両方そろえたとしても、中学校3年間のために、それを目掛けて市外から人が押し寄せるといようなことがあるのかと。移住が進むのかというように、それも期待できないんじゃないかなというくらいに思うわけですね。こういうふうに思って、こういうこの質疑応答記録もそれで僕自身がちょっとわかりにくいなと思ったんです。

市民説明会、この11月に開催をしましたが、4地区でやりましたよね。私全部これに出ました。それぞれの雰囲気を感じました。いろいろ濃淡があつたんですけれども、やはりどうでしょうかね。あれで賛意を得たというふうにはなかなか思えないし、当局としてはどうということなんでしょうか。説明がまだまだ足りないという認識はされているんだろうと思うけれども、ガス抜きには十分じゃないのという程度のことじゃないかなと、これちょっと失礼

な言い方かもしれませんが、そんな状況かなと僕はあの説明会に行って感じました。

あの説明会に出ていない人も結構いるんですよ。もう出たくもないというふうに言っている人もいますけれども、やはりこの構想に違和感を持っている人たちが山のようにいるということをぜひ認識してほしいと思います。

今回僕、選挙戦で回っていて、前向きな評価の人にはとうとう行き当らなかったんです。ぜひガーデンシティをやってくれと言う人には行き当らなかった。そうじゃない人ばかり目がけて行っていたわけではないので、むしろ何とかとめてよという必死の思いをぶつけてくる人が圧倒的に多かったということをおし述べておきたいと思います。

市民の皆さんは、文教ガーデンシティ構想というのは、これそのものは議会で通るというふうに思っているんですけども、そういうことはないんですよ。議会でこれを議決することはないで、もう平成28年度予算には初期の何かをするということが計上されていて、それがもう可決されていますから、それを粛々と執行していると、こういうようなことなんだろうと思うんですよ。やっぱりちょっとわかりにくいという思いがあります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど私が答弁申し上げた中で、（2）の病院の件が答弁漏れがあったようで、まず先にそちらから申し上げます。

これも繰り返しになりますけれども、まだ病院と決定したわけではないんですが、大きな変化があったわけですね。我々は今大きな状況の変化がありましたと、こう申し上げているんです。議員の皆さんからはなぜ変わったんだと、こういうやりとりなんですね。こちらは、こういうことが変わりました。皆さんからは、なぜ変わったんだ。変わったではないかということで、その議論をいつまでしていても、こちらは変えました、皆さんはなぜ変えたんだろうの議論だけであって、これを中伊豆温泉病院というものの移転をどう考えるのかの議論が全くなされていないので、きのうも日向地区のタウンミーティング、これからずっとタウンミーティングを続けるんですが、お1人だけ2次救急がないところに補助していいのかという御疑問はありましたけれども、そのときの参加された方にも、では中伊豆温泉病院が移転するときに市外でもどこでもいいのですかと聞くと、やはり皆さん、市内に残っていただきたいということなんですね。その状況の変化に対して議会はどうお考えですかという要は問いかけですので、変わった変わったと言われても、こちらは変わりましたと申し上げていることであって、これから申し上げますけれども、文教ガーデンシティの目的そのもの、その中の事業は変わりますけれども、私たちが目指してきた目的は変わるものではないということでお説明させていただきます。

そこで、よく誤解をされるんですが、先般のあれは文教ガーデンシティの説明会のときだったでしょうか、最後の御意見で、例えば市長は修善寺駅さえ変えればお客さんが来ると言ったと。そんなことは全く言っていないのであって、同じように中学校も、新しい校舎にな

ればよくなるとは一度も言っていないし、教育委員会もそういう発言は全くしていないわけです。まさに内容のことを言っていて、私はこれまでの議会の中でも、学校の数と場所ばかりいつも問題になるけれども、教育の中身について、質について御議論いただきたいということを繰り返し申し上げてきているんです。ですから、幼児教育、小学校教育、中学校教育、どれも質を上げましょうという話をしているわけです。

ただ、中伊豆中、天城中、修善寺中というこの3中学校の統合というのは、未来にとってどういう意味があるんでしょうかということで、新しいモデル、教科教室型という子供たちにとってのモデル、これはなぜ全国でやらないのかという御意見もありました、議会の中でも。これは耐震補強と同じで、いいことはわかっているからお金がかかるからやらないということも当然あるんです。数が少ないので、いいかどうかの検証というのはまだあるところはありますけれども、しかし私もいろいろな現役の先生方に聞いていても、本当にそういう学校がある、先生同士で研修し合えるような数学の研究室がある、英語の研究室がある、国語の研究室があるようなところがあれば、勤務してみたいという先生方もやっぱり多いんです。それから、やはり校舎そのものが教科書ですから、輸入した鉄やコンクリートだけではなくて、天城の木材を使った教室が教科書という校舎もつくってあげたい。もちろん教育の中身もそれぞれの科目の先生方が刺激し合って、子供に対していい教材をつくっていく、そういったものももちろんそちらが本当は主役なんですね。新しい校舎だから教育がよくなるとは誰も言っていないし、私たちは誰も思っていないわけです。

それに付随をして、何度も申し上げますけれども、非常に公園のニーズって必ず毎年伺うんです。ことしは市議会議員選挙がありましたから、8月、9月に私は幼児教育回っていませんが、またこれもタウンミーティングと同じで冬に回しましたけれども、恐らく高い確率でまた公園の御要望が出るんだろうと思います。こども園の必要性についても、民間のこども園ではカバーできない発達障害の支援とか、いろいろな機能、休日保育とか夜間保育とかいう機能も必要になってきます。そうすると、やはり1つ市がしっかり公設で持って、しっかりした定員を抱えて、そして特別な保育もできるような体制が必要だろうと。

これ、どれをとってもいい事業だと私たちはこう確信を持っているわけです。ただ、住宅地については、今病院の案件がありましたので、これはまだ決定には至っていない。これはそのとおりです。それは皆さんに対して、今病院という話が出てきましたけれども、議会はどうお考えでしょうかという投げかけをしていると。ほかの新中学校とこども園と公園については、極めて高い必要性と未来に対する意義があると私たちは認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 時間がなくなってしまったものであれなんですけれども、とにかく当初のガーデンシティ構想というのは住宅地と、病院が来るということの議論が上がっているんですけれども、これを今並行してやると言う。もう並行してやると言うこと自体が構想と

してはもう破綻というか、もう取り下げちゃったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。もう中学校、こども園、公園があるならば、あそこにガーデンシティ構想じゃなくて文教地区をつくるんだということを正々堂々と言えばいい話じゃないかなというふうにも思うんですけれども、そうはいつでもまだ中学校の問題はいろいろあるのであれなんですけれども、何かガーデンシティ構想をそのまま残しておいて、並走で走る。今度は、あるときには病院が加わったことによるメリットを生かしなんていうことをつけ加えてみたりする。あそこはガーデン構想だとしたならば、オープンな空間ですよ。中学校もすごく市民の出入りをするとか、公園ももちろんそうだし、こども園があり、図書館で借りたのを公園で読むなんてすてきじゃないかななんて市長はこの前言われましたけれども、そういう行きかうような構想なんですけれども、病院が仮に来るとなると、病院というのはどっちかといったらクローズな空間ですよ。院内感染とか何かの問題になるように、市民が自由に出入りするというような、そういうようなところじゃないように思うもんだから、そうなってくると、そういう市民が行きかってという、ああいう1つのエリアを一つのまちにするということは、ちょっと違うんじゃないかなという思いがあります。もうこの話はしようがないな。ちょっと次のがあるので、申しわけありません。もし何かあれば、今のことにに関してあれば。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私たちは、文教ガーデンシティ構想の中の事業が変わらないと言っているわけではないんですね。ですので、住宅地のところは変わる可能性があるとして申し上げているわけです。ただ、それが描いてきた未来に対する目的は変える必要もないし、変わらないということです。ただ、今事業を変えるか変えないかを検討しているところですから、これが完全に病院ということになれば、今まで組んできた事業計画は当然変えていきます。それはその時点で決定したら、またきのうも申し上げましたけれども、議会に御説明もしますし、予算のときには当然お諮りもします。今はその検討作業中ですので、どちらかに決めろということができない状況というのが今ですから、今その状況下にあるということはせめて御理解をいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 3番目に行ってよろしいですか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。ちょっとまだ次の機会もあるようですからそのときに、全くふなれでうまい質問ができなくて申しわけありませんでしたが、次回に回したいと思います。

では、次のやつ。

○議長（三田忠男君） じゃ、3番の修善寺地区の小学校統合について答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、修善寺地区の小学校統合についてお答えします。

伊豆市の教育委員会では、児童生徒が集団生活の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合う中で、コミュニケーション能力や社会性を育み、互いに切磋琢磨することを通じて一人一人の資質や能力を伸ばすことができる教育環境づくりが、子供たちにとって何より重要であると考えております。

平成16年度よりきょうに至るまで、少子化という社会現象が進む中で、保護者や地域の皆様にもさまざまな御意見をいただき、学校再編事業を進めております。御質問の修善寺地区の小学校再編につきましては、さまざまな経過を経て、第2次学校再編計画では議員御指摘のとおり、修善寺地区の4校を1校に再編する計画です。再編成時期は、中学校再編後の2年後の平成34年を目途としております。しかしながら、小学校の存続を強く求める御意見も伺っておりますので、これまで実施してきた土肥、中伊豆、天城の各小学校における検証を行い、課題を整理してまいります。

修善寺地区の小学校の子供たちにとって、よりよい教育環境のあるべき姿について、地域や保護者からも御意見を伺いながら再編成を進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 教育長に答弁を求めたのは間違っていたかなど。第2次学校再編計画というのができていて、それをもうとにかくしゃにむに進めていくというのが教育長の仕事ですから、そこに幾ら何を言ってもどうしようもないなという感じがあるんです。そうではなくて、もっと市のまちづくりとか何とかということで、教育のあり方ということで、これはだからもしかしたら市長に相対バランスで判断をしてもらおうということのほうがいいのかなど思ったりなんかします。

私は実は修善寺の中山間のほうからの出身で、修善寺小学校なんですね。修善寺地区の小学校のありかをちょっと話しますけれども、というか修善寺地区のほうはどうなっているかということなんですが、旧修善寺村という修善寺があって山が北側と南側にあるって、そこに修善寺がある。その修善寺の温泉場があって、その上の中山間の入り口に修善寺小学校というのがあるんですね。ほかの3つの小学校は住宅地にそれぞれ配置されているという状況です。

私のところの支援する人たちの悲痛な叫びというのは、もう絶対的に残してくれと、こういうことでありまして、小学校の6年間くらいの間は、家に近くて通学もみずからの足で通えるところなんですね。やはり自然や町並みをじかに触れながら、道草をしたり寄り道をしたり、地域の人たちのやりとりをしたり、声かけがあったり、時には叱られたり褒められたりというような社会勉強みたいなものもそういう触れ合いの中で、ある種学校でも家庭でも得られない教育というものがあるんだろうと思うんですね。これが統合されちゃいますと、多分通学のバスなのか、誰かが送っていくのか、とにかく歩いて行くということとはできない

ので、そうなりますと、いずれにしても自然豊かな伊豆市で一番自然を感じるべき世代というか、年代の多感の子供たちがそれを味わうこともできない。こんな不幸なことはないと思いませんかということなんです。

道を歩くということで、車が来たらば危ない、こういうのを意識しながら歩けば交通安全ということにもなるねというようなことも体で覚えるんですよね。ある意味の教育の機関が、地域社会の中に教育があるんだろうと思うんです。そういうようなことを失うということに関して、じくじたる思いがあるということでございます。

それから、山を越えた熊坂、私は熊坂も星谷議員が出る前にぐるぐる回っている星谷さんにもリーフレットを渡したりしたんですけども、それはともかくとしていろいろなところを回っていると、やはりとにかく熊坂小学校を残してくれと。それは住宅地で、熊坂というのは北を見ると富士山が見える東京に一番近い住宅地だということなんです。それがもし統合されてこっちへ来るとするのは、もう絶対嫌だという思いが圧倒的に強いです。もちろん大沢、堀切、山田、あの中山間地域はもうその小学校がなくなったらとんでもない話だということを思いっきりお叱りを受けたということもでございます。それから、大平のほうの東、大平それから加殿、東小のところは、これはまさに田園地帯が広がっているところの小学校で、統合されると都会の子たちと一緒にいるから嫌だみたいな、そんな話もあるというようなことも聞いております。南小は南小で商店街、商業地域、それから住宅地、それから中山間部を抱えた小学校。それぞれ特徴のある小学校の配置がされているんだろうと思います。これはまちづくり構想にかなりリンクしているんじゃないかなということなんです。

マスタープランの中に基本計画の中の地域別まちづくり構想というのがあって、そこではやはり小学校区を対象にした7つの地区で考えていくということがあるわけでありまして。人づくりはまちづくり、まちづくりは人づくりということでございますので、ぜひ小学校を残して、そこを中核としてそれでまちづくりをつくると。

だから、小学校だけの話をすると、教育長はもう第2次再編計画で決まっているんだからもうこれをしゃにむに進めなきゃいけないということになるんですけども、まちづくり伊豆市の将来をつくるということを包含した形での小学校の教育のあり方ということを考えれば、おのずとこの地域別まちづくりとリンクした形の答えが出てくるんだろうと思うんです。そういう意味で、ぜひお願いしたいなということです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今議員がおっしゃったこと、全くそれ自身、その地域の中で歩いて子供たちが学校へ通うとか、いろいろおっしゃられましたが、全くそれについては同じ思いです。そこについては子供たちのそのような体験というのは大事だと思っています。

私たちがこの再編計画をつくるに当たって、いろいろな有識者に入ってもらって検討して

いく一番大きな部分というのは、要するに歩かせたくないね、だから統合しようということではなくて、そういう視点ではなくて、やはり1学級の子供の数、子供のそういう意味での教育環境が果たして大人になっていくのに大丈夫なのかという懸念なんです。

例えば、1学年が7人とか8人しかいないで、それが1年生から6年生までずっと固定化、序列化していくような教育環境というところを問題にしているのもあって、今議員がおっしゃられたことについては、その子供の人数の数が問題でないならば、全く同じ思いを持っているところです。

例えば、ちなみに今人数だけについてお話させていただくと、熊坂地区の熊坂小学校につきましては、先ほど言いました計画では平成34年を目途にということで、あと6年後なんですけど、実は子供が半減します。今のところ、そのまま出入りがなかったらという統計なんですけど、半減するような状況、そういうような子供の数、1学級の子供の数が極端に減っていくというところに対して、第2次再編計画がなされているというふうに考えているところがございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 半減、減らさないようにしなきゃいけないんだろうと思うんですけども、小学校をなくすと過疎化をさらに加速させるということに僕はなると思うんですけども、このまま行ったら、成り行きで行ったらということなんですけれども、やはり今の中山間地域で長男が家に戻ってきて、親の近くで家を建てて住みたいけれども、しかし学校がないということでは戻れない。それじゃ、伊豆市の中央でどこか家を建てるか、いやそれは建てない、伊豆の国市に行くと、こういう現象が起きているんですね。それから、わざわざ小学校がこじんまりとして小回りの利く学校がいいということで、わざわざ新戸で学校のそばに家を建てたという人もいます。あるいは、土肥から引っ越してきて、土肥に仕事で通勤しているんですけども、もう子供のためにはこの学校がいいから来たという人たちもいるんですね。そういうようなことを失うことになる。これは地域を疲弊させる。やっぱりもともとの主眼である伊豆市の将来にとって、非常にこれは残念なことになるんじゃないかと。

時間が来てしまいました。そういうことです。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 青 木 靖 君

○議長（三田忠男君） 次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大きく2点について市長に答弁を求めていきます。

1、こども園、保育園の運営の課題と保育の今度の方針について伺います。

当市の少子化傾向の中、子供の数をふやすためには子供を育てやすい環境とは何かを考えながら、現状に即した対応を継続していく必要があると思います。

そこで、1、当市のこども園、保育園の運営状況をどのように捉えていますか。現時点での課題はどのようなことで、どのように取り組んでいますか。

2、新設される（仮称）なかいず認定こども園の概要では、また運営方針の中では、これまでの中伊豆地区の保育の経緯等がどのように反映されていますか。

3、文教ガーデンシティ内に予定されている新こども園の構想はどのような内容ですか。修善寺地区の保育全体とのかかわり、また修善寺東こども園の現状との関係から説明を求めます。

4、公立のこども園での休日夜間保育等の可能性について伺います。現時点でこれができない課題、また今度の方策をどのように考えていますか。

大きい2番、地域振興拠点の整備、公共施設の最適化と機能強化はどうなっていますか。

地域住民が気軽に利用できる交流や憩いの場を、使われていない施設を有効活用することによって作り出すことが総合計画の施策でもうたわれています。

そこで、1、ひとり暮らしの高齢者世帯が地域に増加している実態を踏まえて、いわゆる町の居場所の整備を加速させませんか。

②未利用施設の活用を促進するために、今よりも地域住民が施設を利用しやすくするような仕組みをつくりませんか。

③未利用施設がある一方で、必要十分な場所が確保できない事業があると考えますが、どのような認識か伺います。市の庁舎の利用の現状とあわせて回答を求めます。

○議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

幼児教育について、幼児教育がある意味義務教育よりも人の生涯において大切であるという論文を読んだことがあるものですから、改めてちょっと幾つかの本を読みました。学力の経済とか幼児教育の経済学とか、これ同じ流れの本なんですけど、アメリカというのはこういう分野にかかわらず、何か壮大な社会実験をする国で、幼児教育のこちらのグループ

の子、こちらのグループの子ということですからずっと生涯を追っていく。そうすると、幼児教育の質がいいほうが犯罪率も低い、所得も高い、いろいろなデータが出ているという内容だったんです。

そこで、伊豆市はもともとこども園を民営化しても、伊豆市の義務教育との連携はしっかりやってきましたんですが、改めてこども園を今再編する途上にまだありますから、民営化したところも伊豆市の教育委員会としっかり連携をとりながら、全体として幼児教育から伊豆市が担当している中学校3年生までをしっかりと全体として教育として体系化したいという思いがまず大前提としてあります。ただ、その中で、民営化を進めてまいりましたから、市のほうの保育士さんの不安だとか、あるいは市がまだ十分に機能を持っていない発達障害への対応とか幾つかの課題がありますので、そういったものを今整理しながら再編を進めているところです。

議員御質問の個々の件については、健康福祉部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部長、村井です。よろしくお願いたします。

人口減少、少子化が進む中、伊豆市では年間生まれる子供の数が約150人です。総合計画で各年齢人口200人を目標としています。子育てしやすい環境づくりを進めていく必要が大変あると考えております。これまでに保育等に関しては認定こども園の整備、保育料の軽減、病児病後児保育、祝日保育等を進めてまいりました。次世代を担う子供たちを地域一体となって子育て支援していくよう取り組みたいと考えております。

まず、1つ目の現時点での課題ですけれども、こども園、保育園ではとりわけ保育士確保と3歳児未満の乳幼児保育希望者の増加が課題となっております。このため、広報による求人を含め、大学等にも案内を出すなどして、保育士確保に努めているところです。また、乳幼児保育希望者の増加については、昨年度は熊坂こども園の改修を行い、乳幼児の定員を増員し対応いたしました。

次に、2つ目の（仮称）なかいず認定こども園についてですけれども、（仮称）なかいず認定こども園は私立になったことにより運営方針が特に変わることはなく、これまでと同様に、地域とのかかわりなど今までの中伊豆地区のよさを引き継いでいただけるものと考えております。また、中伊豆地区でも希望の多い3歳未満児の定員について配慮いただくとともに、施設面でも教室も広く、ランチルームやホールを設置し、ゆとりのある施設となります。

3つ目の文教ガーデンシティ内における新こども園についてですが、現在、詳細については検討中ではございますが、公園と一体となった緑あふれる、ゆとりのあるこども園にしていきたいと考えております。この新設こども園の整備により、修善寺東こども園の老朽化と教室不足とともに、他地区に比べて3歳未満児の利用率の高い修善寺地区の受け皿への対応を図るとともに、公設公営で運営し、通常保育以外に休日保育の実施、発達障害などにより支援が必要な児童が利用できる通所施設の併設等、伊豆市の全体の療育支援の拠点としたい

と考えております。

4つ目ですけれども、休日夜間保育の件ですが、現在実施の祝日保育に加え、来年度の4月から修善寺東こども園、土肥こども園で日曜日の休日保育を実施予定でございます。これにより、年末年始を除き保育を利用することができるようになります。

なお、夜間保育については、まずは利用者の皆さんからの御意見を伺うとともに、すでに実施しているこども園、保育園などの状況を確認しながら、本市で実施した場合の課題等について整理してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 疑問点は幾つかできましたので、もう一回お話を整理したいと思います。

要するに、今全体としては保育士さんがどうしても不足になっているということ、それからゼロ歳、1歳、2歳、3歳の預けのニーズがあるけれども、ちょっとまだ今それに対応し切れていないということでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 保育士については、かなり確保というところで任期つきの職員等を使ってやっている状況です。

それから、未満児の保育の関係ですが、昨日も待機児童について質問がございましたが、今現在は待機児童はございませんが、かなり平成26年の状況から比べると、入園の希望の中で乳幼児保育ということでゼロ歳、1歳、2歳のところが1.5倍等にもなっておりまして、かなりふえている状況です。なので、これに対応していかなければいけないと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そこで、熊坂については受け入れができるような改修をしたということで、以前からよく聞いていたあゆのさとだけに人気が集まってしまう、希望者が入れないというような時期があったということを経験しているんですけども、ここで新しく修善寺東が新しくなるということでそれらは解消できるということなのか、あるいはもうそれほどでもなくなっているのか、その辺の状況はどうなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） あゆのさとについては、民営化を初めてやったこども園になりますけれども、そのときにかなり希望者が集中したことは確かでございます。立地条件等

もございますけれども、その後に住所地のところのこども園のほうに行っていただくような、そういうような状況で解消いたしました。そして、今現在もあゆのさと等の希望は多いかもしれないけれども、新しいこども園のところそこでそこが解消できるというところは、特にゼロ歳児から2歳児の乳幼児保育のところ期待したいところだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） いずれにしても、予定されている東こども園、先ほども老朽化しているということと、教室自体が今ゼロ歳から2歳までの対応のために不足しているということで、今のお答えの中でそれに対応するためのものを検討中ということだと思いますので、ぜひその方向性でお願いをします。

2番目の中伊豆のことですけれども、審議会でいろいろ検討したと思います。場所についてもいろいろあったんですけれども、内容についても検討されたと思います。その辺についてどんなようなことが出て、どういうふうに反映されているのかということだけ1つ確認をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 中伊豆のこども園の審議会の会議の資料は、すみません、手持ちにありませんので、また後での報告でよろしいでしょうか。

とにかく今までの中伊豆のいいところを生かして、地域に密着したような保育園でというようなお話が出たと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 幼児教育も大切ですし、大体10歳ぐらいまでに一人の人間の人格形成がされるというふうに言われていますので、幼児教育期、それから小学校の時期というのは大切ですので、ぜひそういった地域の声を生かしていただきたいと思います。

中伊豆については場所が変わるわけですので、もう来年の4月からのスタートということになると思いますが、周辺の交通、これらの対応と申しますか、要するに送迎のときの車のことを心配している周辺の方もいますし、その辺の対応をどういうふうに今しているのかということと、どんなふうに考えているのか。車のことと、あと歩いていくことと両方、答えられるところまで結構です。中伊豆について、交通、歩行者含めてその対策がどうなっているのか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 中伊豆のこども園については、送迎の車等の出入りの道ですか、かなり狭いようなところもございますので、心配されると思いますし、歩いて通園さ

れるお子さん等についても安全になるようなところをもう少し考えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 中学校の前からグラウンドを迂回して園のところまでに行く道路は、今拡幅の工事をしてくれているのも重々承知しているんですけども、交通量そのものがかかり朝と迎える時間は多くなると思いますので、その辺の利用者の方への配慮といいますか、そういうのが必要なと思いますので、ぜひお願いをいたします。

それから、3番目に移りますが、こども園、修善寺東がいわゆる文教ガーデンシティ内に移るということだと思いますが、お答えの中で公設公営で検討しているということです。その場合に、これは合併特例債の対象になるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 合併特例債の対象になると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 私立だとできないのか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私立で建設する場合は、今までのケースですと、合併特例債は当然市のものじゃないので適用できません。ただ、市としては補助金を出さなければならない。建設補助金を出すと。その補助金には当然合併特例債は使えません。そういうことになります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。公設公営で考えていて、合併特例債も使えるということの確認を今させてもらいました。

それで、いわゆる老朽化して教室も足りないということですので、当然今の場所で建てかえるということは不可能ということだと思いますから、その老朽化の状況というか、足りないのがどの程度なのかというものの確認を1つだけ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 耐震補強のほうは東こども園については済んでおりますが、この東こども園のほうことができましたのが昭和51年のところから建設ということですので、建物的には老朽化が進んでいるということです。

それから、教室については今現在はぎりぎりのところでやっているということで、全体が集まる場所とか、そういうところの不足が生じている状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 老朽化して不足しているということが答弁の中にありましたけれども、今1年に生まれてきている子供さんの数が150人前後、170人だったり140人だったりですけれども、200人を目指すということですよ。これ、市長に聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの東こども園の老朽化の話と、それからご承知のように鈴誠さんの倉庫の前を駐車場にお借りをして、今通園のお母様方、お父さん、おじいちゃんの時もあるんですが、横断歩道を渡って、さらに雨の中をこう歩いていっているという立地を考えると、やはり今の修善寺東こども園は、老朽化対策とともに立地もよりよいところに移すべきだろうと判断をしております。

それから、ごめんなさい。余計なことを言っちゃったものだから、質問は何でしたっけ。

200人。失礼しました。各年齢200人というのが私どもの当面の目標です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） そのほかの全体のことともかかわってくるんですけども、やっぱり人口は減っているんですけども、ふやすこともやっていかなきゃいけないということはまず一つ。それにはやっぱり子供さんを生んで育てやすい環境ということをつくらなきゃふえるわけがないので、その辺の一つとしてしっかり取り組んでいただきたいことだと思います。

それで、全体の市の仕事の中の話として、要するに行政の仕事というのは税金をいかに使ってまちを運営していくかということだと思いますので、この事業が必要な事業だということの説明をしっかりと進めていっていただくということの中でやっていただきたいと思います。

それで、これも答えていただいたのでよかったなと思いましたが、公設公営でやるので休日、日曜日とりあえず対応するというので、土肥も含めて東でも日曜日は休日保育をやるということで、夜間については検討するということですよ。恐らくこれもニーズ的には試験的にやってみて、物すごくたくさんニーズがあるわけではないんですけども、確実にニーズがあるということだと思っているんですね。そうすると、やっぱり私立の民営のところだと事業としてペイできないという可能性があって、休日夜間保育というのはなかなか手がかつかなかったのかなというふうにも思っていたので、ここはやっぱり公設公営でやっていかなきゃいけない部分だろうと思います。

観光であるとか、サービス業に従事している方の割合が伊豆市は多いわけですから、その

辺が担保できれば、今伊豆の国市には夜間に預けられるところがあって、そちらに近所にうちを建てて移り住んだという子供さんがいらっしゃる方も知っていますけれども、そういったことの一つの対応策にはなるんだろうと思います。そこに公設公営で税金を使うということ、そして休日には対応するということで、夜間への検討の度合いといいますか、どのような位置づけで考えているのかということをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 実はこの保育の問題は、市長会でも大きな問題になっておりまして、伊東市だったと思いますが、予約制も取り入れているんですね。何月に生まれるから入れてくださいみたいな。そうすると、4月の時点でもう保育士を確保しなければいけないということです。そうすると、当然民間の保育所だと、まだ子供さんがいないにもかかわらず4月1日から保育士を確保しておかなければいけない。これはもうふえた時点でふやすという制度改革もしなければいけないんですが、こういったことができるのはやっぱり公務員として保育士を持っている公設のほうがやはり配置しやすくなるわけですね。そう考えますと、全て民営化するのではなくて、休日保育も含めて公設でしっかり確保しておく必要があるのではないかと。そして、今議員御指摘のように、サービス業の中でも旅館が多い修善寺地区と土肥地区にはそれぞれ必要だろうなということで、現在休日保育は実施する方向で検討しております。

ただ、夜間についてまだ決めかねているのは、やっぱり働く場所に近いほうが子供にとっても親御さんにとってもよいのではないかという思いがあるわけですね。全ての夜間やっている飲食店というわけにはいかないんで、ニーズの高い、そして労働者不足で困っている修善寺温泉と土肥温泉の中で、例えば旅館組合とかでどこかで託児所を確保していただく選択肢はないのだろうか。そういったものをつくっていただいて、財政的に厳しいところを市が補填する形のほうが、ひょっとしたら市のこども園を使って夜間保育をするよりも子供たちにとってもよいのではないかという考え方もまだ残っておりますので、夜間保育については公設でこども園を使ったほうがいいのか、より職場に近いほうがいいのかということも含めて現在検討しているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 要するに、企業あるいは職場の組合みたいなところで託児所を持ってもらって、そこに補助をするというようなイメージですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その選択肢も今どちらがよいだろうかとということで検討しています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。

さっき言ったとおりで、子供を預けられるところがあるかどうかというのは一つ住むところの選択肢として重要な要素でもありますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2件目に入ります。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 居場所づくりですが、まさにこれも総合計画で記載しているものであって、平成32年度にまちの居場所を6カ所つくるという目標で来ておりますが、現在市が支援して立ち上がったところは5カ所となっております。住民の皆様の御理解と御協力によって、順調に進んでいると考えております。議員御指摘のように、やっぱり気心の知れた地域の中で皆さんが集まってお茶を飲める、話をできる場所というのは大切だろうと考えております。

それから、2つ目の未利用施設ですが、使わなくなった施設については、用途を変更して普通財産とした上で売却したり、あるいは賃借で借りていただいたりということを基本としております。現時点においては土肥南小学校のグラウンド、これは西豆地区地域づくり協議会で非常に有効に使っていただいておりますし、また天城湯ヶ島地区では旧湯ヶ島小学校の一部を既に地域づくり協議会で使っていただいております。このような施設は、お金がかかる、かからないだけではなしに、地域の皆さんがそこを使っていただける、いただけない、それも廃止するかしないかの一つの大きな判断基準ですので、地域の皆さんに使っていただけるところは維持をしていきたいと考えております。

それから、3番目の必要な場所についても、逆に施設が多い割には狭いところも確かにございまして、例えば生きいきプラザ隣では地域包括支援センターの事務所が非常に狭い。また、場所もわかりにくいという課題もございまして、中の各課の執務室も非常に手狭になっております。また、本庁舎においてもかなり煩雑になってございまして、倉庫も十分でないものですから、かなり書類が散乱をして、庁舎管理、それから業務管理の観点から、庁舎の広さについても課題を持ってございます。

あと、非常にこう分散しているものですから、以前はたしか水道部が土肥にあったんでしょうか。それから、観光経済部と議会が天城湯ヶ島にあたり、かなり分散していたものをここまでは集約したんですけれども、中伊豆の分庁、それから分館があり、それから健康福祉部が隣にあるということで、非常に御迷惑をおかけしていることもあります。事実としてこれは認識をしております。

そこで、負担ゼロにはできませんが、少しでも思って現在本庁と生きいきプラザにはフロアマネージャーを置いて、迷っている方には速やかに御支援できるような体制はとらせて

いただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 要するに、ちょっと読みますけれども、総合計画の中にも魅力あふれる拠点の創造ということで、「少子高齢化や人口減少の進む中で子供からお年寄りまで誰もが安心して生き生きと豊かに暮らせるまちづくりを目指します」というような文言も出てきます。そういった中で、今言っている拠点のイメージというのが何かいわゆるコンパクトタウン&ネットワークの中での拠点というのが地域の中心拠点ということなんですけれども、まちの居場所というのはそういう中核となる拠点じゃなくて、公民館レベルの本当に地域の高齢者の方が歩いて行けるような、そういう場所をふやしたほうがいいんじゃないかなということです。6カ所を目標にして、5カ所できましたということなんですけれども、すみません、5カ所ってどこでしたっけ。勉強不足ですみません。知らない方も多いと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まちの居場所づくりの今の5カ所ですけれども、まず修善寺駅前の「よってこ駅前」、それから天城地区になりますけれども、大滝の「お茶所」というところで大滝区ですね。それから、月ヶ瀬のところにあります「プラムカフェ」、これは複合施設のところでございます。それから、宿に自宅民家を使った「玉ちゃん」というところがございます。そして、雲金ですけれども、雲金の地区では「あきちゃん」という居場所をつくっていただいております。

以上が5カ所です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ありがとうございます。天城地区にいっぱいあるのでうらやましいので、中伊豆にもふやすようにしたいと思います。

そこで、使われていない施設がいまいち地域の人から見ると使いづらいというか、手が出しにくいというのがまだまだあって、具体的に言うと例えば保育園の跡の建物とかは、ある程度の大きな建物なので個人とか少人数のグループには貸し出せないというようなことがあるのかもしれないんですけれども、その辺、一定の条件を示していただいて、ここをクリアできれば使っていただけますよというような基準をつくって、それって仕組みづくりという意味なんですけれども、そういうのを示していただくと、今のこのまちの居場所づくりが、6カ所で5カ所できているんですけれども、ここまでできているんだからもっとふやしていただきたいというか、ふやすべきなんじゃないかなと思うんですけれども、施設の利用の基準みたいなものを示していただく、あるいは利用しやすくするというようなお考えはないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の課題を少し整理しながら申し上げます。

小さな拠点というのは、いわゆる旧町のようなイメージですね。土肥の中心部とか、八幡とか、いわゆる4町合併して市役所が本庁の1カ所になっちゃいましたから、旧町単位ぐらいで生活できる拠点をつくろうというのが国と私たちが言っている小さな拠点。それだけではそれぞれ広がった町ですから、中伊豆町も天城湯ヶ島町も。もっと小さなコミュニティが必要だろうということで、地域づくり協議会というのはそれより前の村、西豆村とか上狩野村とか上大見村とかそのレベルで、歩いていたり、あの人は誰々さんだねとわかるようなコミュニティを、もう一回村づくりをしたらどうかというのが地域づくり協議会の提案の趣旨なんです。

さらに、それで今の議員の御指摘のあったもっと近くで歩いていける、シニアカーのようなもので行ける居場所づくり、これは各公民館でやっているふれあいサロンとか、さっき部長からありました居場所づくりというのはそれに相当します。

その前提に立って、ふれあいサロンに近いような、地域の公民館に近いような近くから行ける居場所づくりで市の市有施設があって、そこが使い勝手が悪いということがあれば、それは私どもで速やかに改善をしたいと思います。具体的にどのような使い勝手の悪さかがあれば、私は私の立場で今から市有施設を確認しますけれども、もし地元の方からその具体的な問題があれば、ぜひ御指摘をいただきたい。改善をしてみたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） まちの居場所づくりの関係なんですけれども、健康支援課のところで担当しておりますが、これについてはいろいろ勉強会等、それから相談にも乗っております。そして、その中で、立ち上げのときのそういう費用でしたり、場所を借りるときの家賃等の補助についても予算取りをしてございますので、今現在は全く執行がなく、公民館等を利用したり、御自宅でということでその辺の予算の執行はございませんが、そういう相談に応じておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） わかりました。では、健康支援課も窓口になっているということですね。はい、では、それを確認しました。

要するに、言い方は悪くて言葉をどういうふうを選んでいいかわからないんですけれども、周辺の地域でひとり暮らしの方がふえちゃったりとか、現実的に若夫婦が外へ出ちゃっているとか、そういうところが多いわけなんです。そこをやっぱり何とかしなきゃいけないんですよね。人口をふやすこと、それから流出することを防止すること、外から入ってきても

らうことをやることはもちろん大事なんだけど、実際に人が減ってしまっている現場に対応しないとやっぱりだめだと思うんですよ。その一つの方策があるとしたら、そういうあいている施設を利用して何かやるということは、やっぱり不可欠なのかなと。外から来る人だけのことにお金を使っているということでは、やっぱりみんな納得できないと思うんですよ。その辺の考え方というのはどうなんですかね。市長からお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どうしても大きな話題が人口対策になりますから、そういったことで繰り返してきているんですが、今議員御指摘のところは全く私たちは同じ思いであります。私自身も4月に、やはり選挙があると全ての地域をしっかりと回りますので、いわゆる周辺部の方々に何の過失もない。ちゃんと自分がそこに、おばあさんであればお嫁に行き、子育てを終わり、その間に一生懸命家を守り、何の過失もないまま地域全体が衰退してしまったところに対して、私たち行政がそこはもう仕方ないですよ。やはり済まされないだろうと。その地域の皆さんが穏やかにしっかりと生活を維持できることは、これは行政の責任だろうと思っております。そのあり方として、やはり居場所づくり、どこかで集まってみんなで話をしたり、一緒に手作業したりということは、これ効果があることは十分にまた証明されておりますので、今議員御指摘のとおり的心構えでしっかりと対策をとってまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） では、もう一つだけ市長に投げかけます。

自分も選挙があって回りました。その中で、今全体の中で話が出ている学校の話がどうしても中伊豆でもまだ出ます。それで、こういうことを言うお母さんというか、もう子育てを終わっている年代の方ですけれども、子供の教育よりも地域の活性化のほうが大事だと、こういう意見がありました。これに対して市長はどう答えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域の活性化と子供の教育が対立しているとは我々は考えていないんですね。伊豆市内で、先進国伊豆市の中で電気とインフラと光ファイバーがそろったところでどこでも生活できるという環境整備が必要なんだろうと思います、その濃淡はありますけれども。ただ、行政サービスを維持する上で市の活力というのは必要になってきます。全てが失礼ながら高齢の方で、働く人たち、より納税する人たち、産業を生み出す人たちがどんどん減っていく伊豆市では、行政サービスを維持できるだけの活力がなくなってしまう。それはやはり地域全体にとってマイナスだろうと考えているわけです。ですから、人口を維持することが目的ではなくて、少なくとも伊豆市の活力を維持できる程度に若者世代にここに残っていただきたい、来ていただきたい。そういうことであって、それは市民の皆さんの全

体利益だと私たちは考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 3番目の話で、市長も触れてくれましたけれども、いろいろな事業の中でやっぱりストレートに言いたかったのは修善寺の地域包括の部屋がちょっと困っているんじゃないかという話で、そういう場合どうすればいいのかなというのが非常に悩ましいところで、地域包括ケアシステムの構築というのはやっぱり今すごく重要で、やっぱりその中核になっているというか、中心的な役割を果たすべきである地域包括支援センターの機能、しかも一番対象者である人口が多い修善寺地区の包括が今、生きプラの2階の片隅に狭いスペースで、2階に相談に高齢者の方が上がっていくのが非常に大変だということ。それから、狭い部屋で相談業務をしているので、込み入った話も当然出てくる場所なのに、その相談している声を電話が拾ってしまうようなところで相談をしなきゃいけないというのが果たして放置していいのかなというふうにごく思ひまして、それはやっぱり何とかしなきゃいけないんだろうと思うんですね。

お金も確かにない中で、限られた税金の使い道を考えなきゃいけないという中ではありますけれども、市の庁舎も耐震がないからいずれ何とかしなきゃいけないという中で、余りこの庁舎にお金かけられないということもよくわかるんですが、そうはいつでも優先順位で何とかしなきゃいけないところはやらなきゃいけないと思うんですけれども、どうお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 修善寺包括の場所につきましては、議員のおっしゃるとおりに2階ということで、確かに広さ的にも狭いということは承知しております。そして、健康福祉部のほうですけれども、今の状況は本当に人数がかなりふえておまして、国民健康保険であったり、国保関係と後期高齢の保険の関係がこちらにきた関係もあって、かなり人数も多くなっております。そしてまた、相談業務というところで、生活困窮者の相談も加わりましたので、特に相談するスペースがかなりなくて、今健診ホールの前に仮設的に相談コーナーを設けているところに、また臨時給付金等の制度もずっとあって、そういうところでも対応しなきゃいけない。みんな全てが介護保険もそうなんですけれども、高齢者の方であったり、弱者の方が来られることが多いです。そしてまた、障害の関係も社会福祉課で扱っておりますが、そこもやっぱり1階にないと不便だということもあって、全て1階のところにもそういうスペースがとれば一番いいんですけれども、その状況を改善したいとは考えておりますが、もう少しどのように相談スペースを設け、また住民の方が来たときに1階等で対応できるというようなところのことを考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） 現場の切実な声だと思いますけれども、施設のほうを管理する立場の方から一言お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 生きいきプラザの事務所の問題、今健康福祉部長が申したとおりです。私も生きいきプラザのほかに使える部屋がないかなといろいろ回ったりして、休憩室の畳を洋間にできるかなとか、ある相談室をもっと頻繁に利用できないかとか、いろいろ考えてはきました。実際に職員の方には申しわけないんですけども、事務をする側は少し我慢をしていただきたいと。ただ、利用されるお客さんについてはなるべく対処していかなければならないというふうに考えております。もう一度、健康福祉部のほうと協議をして、まずは今の生きいきプラザの中でどういう使い方ができるか、それらをもう一度再検討させていただきますと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ぜひお願いします。同じようなことがほかにもあったら、ぜひ迅速に対応をお願いしたほうがいいんじゃないかなと思ったので、取り上げさせてもらいました。

庁内の部の編制が変わって、生きプラのほうに大勢行っちゃっているんですけども、動かしてはみたんですけども市民課の窓口のところ国保とかの窓口だけでもあったほうがいいんじゃないかというようなことももう一回、やったばかりだけれども見直すということも一つの手だと思うんですよ。ある程度人数を本庁のほうに動かすと、こっちが少しあくのかなというような単純な考えですけども、そんなこともあると思いますし、さっき市長も言ったように、建設部に用があって小立野に来ちゃう人もいますよね。だから、そういうサテライトみたいなものをちょこっと逆に本庁のほうに置くようなことも、そういった再編制みたいなことも必要なのかなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） いろいろ考えていました。生きいきプラザの内側部分があるので、あのエリアまで道路ゾーンになっているものですから、使えないかとも考えてみたんですが、何かトイレの窓の横で使いにくいだろうとか、本庁と生きプラの間のテラスの部分に、あそこにプレハブをつくったらどうかとも考えてみたんですが、プレハブだと安くて逆に何かこんなところだと思われるんじゃないかとか、もういろいろなところを考えてはみたんですが、現状は大変厳しい状況です。組織ももう余り変えなくなかったんですが、まだ組織を変えてはみたもののうまく機能していないところもあるようですので、組織改編と、それから執務室のあり方については、今総務部長からありましたけれども、どういった選択肢がある

のか、どのような可能性があるのか、また検討を続けてまいります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

○9番（青木 靖君） ぜひ前向きにお願いをしておきます。

それで、最後です。せっかくですので、全体にもかかわるので市長とちょっとやりとりしたいんですけども、要するに今何が問題かという、市役所がやらなきゃいけないことって何なのかということのうちの何ができるかということをして今一生懸命やっているんですけども、なかなか課題が多い中で、限られているお金、限られている人、限られている物で解決できないこともいっぱいあるということが大きな問題なんだと思うんですよ。結局100%納得できる答えを出すってすごく至難のわざになっているのかなと思っていて、要するにいろいろな説明会をしたり、いろいろな説明資料を配ったりして、合意形成をするというか、どちらかをとってどちらを切るというようなやり方はもう今は合わないのかなと思うんですよ。いろいろな御意見を伺う中で、意見集約をして新しい解決策、納得はできないけれども容認できる解決策を探していくしかないのかなと思うんですね。市長がAという案を出して、ある方やいろいろなところからBというものが出てきたら、どっちかをとるんじゃなくてCというものをつくれというような、そういうことが今求められているんじゃないかと思うんですけども、そういう全体の進め方についての考え方を変えながら、こういった今皆さんが取り上げているような問題に取り組んでいく必要があると思うんですけども、最後に市長にそういったことの考え方を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その問題認識を強く持ったものですから、今別の条例で副市長の増員の可能性をお願いしております。6月から9月にかけて相当混乱がありました、私のほうにも。文教ガーデンシティの病院の話が出てきて、その間にリオに行く、その間に世界ジオパーク会議に行く。相当私のほうにも丁寧な対応ができない、あるいは考える時間もなかったというようなことがあった中で、これからオリンピックの課題が出てきますから、もっと丁寧にやらなければいけないときに、もっと混乱することが今目に見えています。頭だけふやしても仕方がないというのはあるんですが、その大事なかじ取りの部分が今相当弱くなっていると私自身も思っていますし、そこに大きな課題が来るわけですから、しっかりより丁寧に、職員の皆さんには当然苦勞はかけますけれども、より丁寧にやるためには、しっかり判断できる体制をつくりたいと。そして、それによって今まで以上に丁寧に対応できる、慎重に進めていくことができる体制をつくらせていただきたいと思います。現状の問題認識は今議員がおっしゃったとおりで、もっと丁寧に、いわゆる地域の皆さんの説明と合意をしっかり踏まえて進めていく必要性を痛切に感じているところです。

○9番（青木 靖君） 以上です。

○議長（三田忠男君） これで青木靖君の質問を終了いたします。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 引き続き、次に13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は市長及び教育長に2点質問をさせていただきます。

まず最初に、文教ガーデンシティの今後ということでございます。これにつきましては、市長と教育長に答弁を求めます。

伊豆市は平成28年3月に第2次伊豆市総合計画を策定し、その概要版を全世帯に配布しました。この総合計画の大きな柱に文教ガーデンシティの創生があり、その目指す姿として次のように書かれております。「緑豊かな環境の中に教育施設や保育施設が整備され、自然体験、語らい広場など地域との交流が活発な教育・文化の香りが漂う、防災機能を備えた質の高い優良な田園住宅地が整備されています。また、それが本市のブランドやゆとりと潤いのある暮らしを象徴するシンボルとなっています」と記されております。そこで、次のとおりお尋ねをいたします。

1番目としまして、住宅予定地を中伊豆温泉病院の移転用地として検討するという話がただいま今議会でも出ております。その経緯について説明を求めます。

2番目、優良な田園住宅地の整備が文教ガーデンシティ計画のブランドであり、シンボルと言っておりますが、なぜこの整備を中止しようとするのか、その理由を示していただきたい。

3番目、新中学校建設事業費は50億円としているが、その支出の内訳及び財源はどうなっているのか、説明を改めてお願いします。

それから、4番目としまして、この文教ガーデンシティにかかわる用地ですが、これの農地転用、あるいは用地の取得、いつごろまでに行うんでしょうか。

次、2件目としまして、天城支所移転の可否ということでございます。

当局は、市民説明会において天城支所を旧湯ヶ島小学校及び旧幼稚園に移転させる理由として、今の地の利のよい支所を商業施設へ転換すれば地域のにぎわいと雇用を確保できるとしておりますが、次の項目についてお尋ねをします。

1番目、商業地として地の利がよいならば、地域住民にとっても便利なはずであります。住民の利便性については何も考慮しておらないのか伺います。

2番目として、一民間企業に貸し付けるとのことだが、どういう経緯でそういうことになるのか、説明を求めます。

3番目、移転に係る事業費は3億円としているようですけれども、財源はどのように考えているか。

それから、4番目、これは旧といいますか、今の天城支所を貸すわけですけれども、その貸付料についてはどのように考えているかお伺いをいたします。

それで、これから市長及び教育長に御答弁をお願いするわけですけれども、この件については昨日もいろいろ議員の方から質問が出たわけですけれども、前に答弁したとおりとか、そういうことはやめていただきたいと思いますね。それから、もう一つ、市長及び教育長に答弁をお願いしているんですから、よっぽど専門的なこと以外は市長、教育長に答弁を求めらるものであります。職員に振るとかというようなことはやめていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、住宅地を温泉病院の移転用地として検討するという経緯について、3年ほど前に、まず伊豆医療センターの建てかえの話が浮上いたしました。なぜ関係あるかということ、当時私はその理事長だったからですね。そして、さらにおおむねその1年後、これはおおむねですけれども、今度は中伊豆温泉病院の建てかえの話も出てまいりました。その時点で市長として、それから理事長として2つの病院を建てかえなければいけないという話が出てきたわけです。そういった課題を克服する上で、いろいろな選択肢の検討がなされました。その後、伊豆赤十字病院の外科の先生が急に亡くなったことで、内科中心という非常に厳しい経営状態となって、平成27年度、1億円程度の補助金を充てても1億7,000万円の赤字という状況になり、いずれの病院も大変経営が厳しいという状況に直面をいたしました。

そこで、厚生連中伊豆温泉病院のほうはことしの3月末まで、ほかのいろいろな選択肢もお考えだったようです。その後、私の選挙が終わり、5月ごろ、すみません、日にちまでは記憶していないのですが、厚生連のほうから中伊豆温泉病院をもし市内に維持するのであれば、どこか伊豆箱根鉄道の駅の近くで2ヘクタールの土地を提案してほしいと、市の土地か、もしくは確保できる見込みのある土地を提案してほしいというお話がございました。それは6月22日の当時の議会の全員協議会で、全部ではございませんが、その背景については御説明をいたしました。

そこで、私のほうからは、これは文教ガーデンシティの中の事業が変わることになりますので、市議会議員選挙が行われる前、できれば8月下旬、遅くとも9月の中旬ごろまでには御検討いただきたいということで、伊豆市が駅の近くで2ヘクタール程度確保できる見込みがある土地として、文教ガーデンシティ構想の中の住宅用地1.7ヘクタールしかございません。きのうもいろいろな議員御議論がございましたけれども、きのう、恐らく具体的にここはとか言っていたところがありますけれども、そこも含めて、そこより内側も含めていろいろ御提案申し上げましたけれども、それは病院の建設としては採用できないという

ようなお話の中で、伊豆市が提案できる場所としては、もちろん地権者さんの私有地ではございますけれども、文教ガーデンシティ構想の中で別の事業地としてこれまで地権者さんとの話をしてまいりました1.7ヘクタールということで提案をさせていただき、9月6日に厚生連の理事長さんから、ではそこで病院が移転新築できるのかどうかについて、市長との間で具体的に検討しましょうという合意形成がなされました。

その間に、厚生連のほうでは現在地、中伊豆の小川地区での建て替えも検討されたようです。ただ、厚生連は先行例がございますので、病院を運営しながら同じ地域に建て替えることは、時間とお金がかかり過ぎるということで、現在地での建て替えはほぼ不可能ということで、移転を視野に入れて検討をされたというふうに聞いております。ちなみに、駅の近くということは、医師確保の観点からも駅の近傍でということのようでした。

現時点では、そういった経緯で検討を始めたところであり、まだ決定したわけではありませんので、厚生連のほうにはタイムリミットがございますから、検討を急いでいただくように今お願いをしております。

したがって、2つ目の御質問になりますけれども、私たちがみずから住宅地を中止しようとしたわけではなくて、何度も申し上げているとおり、今中伊豆温泉病院がそのような状況に直面をしております。市民の皆さん、そして議会の皆様として、中伊豆温泉病院は私どもから伊豆市として行政から建設可能な土地を提案しなくてよいのか、何らかの策で残したほうがいいのかということをお諮りしているところです。

それから、3番目はこれは教育委員会ですね。

それから、農地転用及び農地取得の時期ですが、中学校部分については、今年度内に建物の詳細な設計が整うスケジュールとなっておりますので、来年度早々に農地転用の手続に入りたいと考えており、用地の取得に関しては農地転用の許可後となりますので、おおむね平成29年度半ばを目標に進めてまいります。

こども園及び公園については、今年度中に基本計画を策定し、来年度早々に農振除外、それから農地転用の手続を進めて、新中学校の用地取得と半年程度の時間差が生じるものと見積もっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうからは3番目の新中学校の建設事業費の支出の内訳及び財源についてお答えします。

さきの文教ガーデンシティ構想説明会でも、総合政策部長より新中学校の事業費は約50億円であると説明いたしました。50億円の支出の内訳でございますが、用地の取得に9億円、測量、地質調査、基本設計、実施及び造成の実施設計及び工事監理に約4億円、残りの37億

円で造成工事、建築工事、外構工事及び備品購入として支出する計画となっております。

一方、財源でございますが、文部科学省の学校建設補助金が約7億円、市の負担が約2億円、残りの41億円を合併特例債で財源措置いたします。合併特例債はその返済の70%が後に交付税として市に交付されますので、返済額に係る市の負担は約13億円が見込まれ、新中学校について伊豆市の負担額は合計で約15億円と見込んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目ですね。今市長から経緯について説明があったわけですが、9月6日に厚生連の会長ですか、理事長ですか、それと市長は合意したと言うんですけれども、これは合意文書はあるんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 文書はございません。口頭での合意でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんな口頭での合意なんていうのはあるんですか、そんなのは。口約束だけじゃないですか、そういうのは。全然おかしいですよ。では、その合意した内容は、ただ検討するということだけですか。ほかにどういう合意をしたんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 何度も申し上げますとおり、検討するという合意です。ですから、条件も何もまだ全くそういった条件とか補助金だとかいろいろな話は入っておりません。まずは病院がそこに本当に建てられるのか、移転できるのかを検討いただかないと次に進めませんので、今その検討をしているということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） ただ検討するということだけ合意したと、そんな合意あるんですか。おかしいと思いますよ。

それで、きのうのほかの議員さんの質問の答弁にもありましたけれども、要するに状況が変わったから総合計画の中も変わってくるというようなお話があったんですね。それで、例としてリーマンショックとか、ほかにも何か言いましたけれども、聞き取れなかったけれども、それはそうですよ。リーマンショックとか東日本大震災とか、この前ことしの春だか夏に起きました熊本大地震であるとか、そういうのの理由で状況が変わるといふのならわかる

んですよ。だけれども、中伊豆温泉病院が老朽化しているとか、そんなことで言ってきたから状況が変わったって、それは状況が変わったことにならないでしょう。どうなんですか、そこら辺は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私がきのう申し上げましたとおり、国レベルでいえば東日本大震災とかりーマンショックのようなことがあれば計画が変わるんです。伊豆市の規模では、中伊豆温泉病院の移転というのはそれを大きな状況の変化だと私たちは認識しているんです。きのうもある地区でタウンミーティングを開きましたけれども、御説明したところ、やはり病院がどこでも要らないという方はいらっしゃらない。市民の皆さんも同じように、病院が動くのであれば市内に残してくださいと。すみません、まだ全員から聞いているわけではありませんので、しかし我々はそれほど大きな伊豆市にとっての課題であると認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 伊豆市にとって大きな認識かもしれないですけども、老朽化なんていることはもう前からわかっていたでしょう。何でそれについて今まで検討してこなかったんですか、伊豆市の医療を守ろうとするんだったら。何でここで急にあれですよ。さっき言ったでしょう。こういう第2次総合計画というのを出しているんですよ。それで、この概略版については全戸配布していますよね。

そんなのをその中で質問しますけれども、きのう和智永部長のお話だと、この2番目に行きますけれども、「分譲住宅地がなくなって病院になっても住む場所としてのブランドは存在する」と、こう言っているわけですよ。言いましたよね、きのう。それで、私が言っているのは、いいですか、もう一回言いますけれども、防災機能を備えた質の高い優良な田園住宅地が整備されていますと、何年か後には。それがこれに書いてあるんですよ。これに書いてありますよね。またそれが本市の伊豆市のブランドやゆとりと潤いのある暮らしを象徴するシンボルとなっていると。要するに、分譲住宅地がブランドであり、シンボルであると言っているじゃないですか。ここに書いてあるんですよ。住宅地はやめて病院をシンボルとしよう、ブランドにしようとする、そういうことなんですか。お伺いします。これは市長が言ってください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 答弁申し上げますけれども、その前提として中伊豆温泉病院の移転について市内に残すべきであるか、残さなくてもよいのかについての議員のお立場をまず伺いたいと思います。我々、それによって回答の内容が変わってまいりますので、ぜひそこだけは確認をさせてください。

〔「答えない。そんなのはいいの。話をそらさないで。一般質問を答えさせるのは……」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質問権もありますので。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから私が聞いているのは……

〔「反問権だ」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 反問権じゃないでしょう。いいですか。

〔「おかしいよ」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 質の高い優良な田園住宅地を整備するよと書いてあるわけですよ、ここに。これ見たでしょう、市長だって自分がつくったんだから。だから、それが住宅地を整備することがブランドと伊豆市のシンボルとなっていると書いてあるんですよ、ここに。だから、それが変わるんですかということ、それを聞いているんですよ。そんな私が中伊豆温泉病院が来ていいか、悪いか、要らないとか、そんなことは関係ないでしょう。質問をそらさないでください。答えさせてください。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 議会では質問権を既に認めていただいておりますので、議長、そのことについての答弁ですから、ぜひ質問権はこれ私が決めたことじゃなくて議会がお決めになったルールですから、それについてはぜひお答えをいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 西島議員、どうですか。質問権。反問権じゃないですよ。

○13番（西島信也君） 議長は私に答弁しろというわけ。

○議長（三田忠男君） はい、お願いします。

○13番（西島信也君） じゃ、とめておいてくださいよ、時間を。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） 市長が聞いた中伊豆温泉病院が伊豆市に来ることが必要か必要でないかということですね。私は後からまた言いますけれども、要するに伊豆市が負担する費用がどれくらいなのかということが問題なんです。例えば、中伊豆温泉病院が来ることについて土地をただで提供する、建物は建ててやる、医療機器は買ってやると、そんなことになったらそれは皆さん考えるでしょう、それで何十億円も使うということになれば。だから、それは市長が言っている条件ですよ。それが仮にゼロだとしたら、それは私は賛成ですよ。けれども、お金は伊豆市が幾らでもかかるよ。例えば、分譲住宅地に11億円予定していたわけですね。11億円分、中伊豆温泉病院にその分くれてやろうと。これはまた皆さん、議員の皆さんだっているいろいろあるじゃないですか。私だっているいろいろありますから、それはそういうことなんです。それで、例えばただで伊豆市の負担なしで来てくれるかどうかということが問題でしょう、一番。じゃ、今の私の答弁はそういうことです。答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 全く同じ考えです。ですから、今は伊豆市が提案できる場所はここしかありません。まず、向こうさんはそこで病院ができるかどうかを検討いただいて、そしてそれから条件に入ったときに、いや土地が11億円で建設が8億円で全部伊豆市が出して下さいねと言ったら、当然のめないですよ。私がぜひと言ったって、そんなお金はありませんから。ですから、それを今検討し、協議するのであって、だからここは何人かがおっしゃるように、もう潔く病院で決めろと言われても、できないですよ。ですから、今その可能性について作業しているところであって、だから計画変更をまだ計画は維持されたまま、病院がそこに移転できるかどうかを検討している。まさに議員おっしゃったとおりなんです。条件も決まらないまま、はい、ここ病院です、計画変えますというわけにはいかないですよ。今そういう状況でございます。

○議長（三田忠男君） 最初の質問についての答弁もお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） したがって、文教ガーデンシティ構想、内陸フロンティア事業、今までそのまま生きておりますので、そこを進める作業はちょっと中断しておりますけれども、計画として今変える状況にないということなんです。まだ病院の移転の可能性、条件、うちが受けられる条件なのかが全く明らかになっておりませんので、現在、はい、そこはやめて住宅地中止という決心にもまだ至っていないわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、そういうことでしたら、大金かけてこんなのつくって、この概要版ともう一つ何とかデザインというやつを伊豆市各戸に全部配ったんですよ。それと内容が違うわけでしょう、市長が今おっしゃったことは。二とおりであるとか、結局中伊豆温泉病院を誘致、誘致とは私が誘致したじゃないと言っているんですけども、これを変えろということは、では決まらなきゃ要するに市民にどうやって周知するんですか、そのことについて、経過について。これを半年前に出したんですよ。わずか6ヶ月か7ヶ月でどんどん変えちゃっていいんですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） きのうから申し上げておりますとおり、病院移転ということで実現の可能性があり、私たちが条件をのみ込むことが可能であり、そして市民の皆さんにもちゃんと御説明し、議会にもお諮りし、その上で変えるということになれば、文教ガーデンシティの事業は変えることとなります。それはその時点でもう一回皆さんに御説明するし、予算についてもお諮りをいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 9月6日に同意したから、変えるかもしれないと言っているわけですが、合意というのは誰が決めたんですか。市長が決めたんですか。

この文教ガーデンシティの4つのコンセプト、どういうコンセプトかという、いつも言っているように、新中学校、こども園、近隣公園、分譲住宅、これ書いてありますよね。4つあるわけですよ。これを決めたのは、市長が最終的には決めたんでしょうけれども、これ、有識者とか、市長の大好きな大学の先生とか、あるいは総合計画審議会とかあるわけですよ。その方たちに諮ったんですか。お伺いします。

○市長（菊地 豊君） すみません。質問の意味がわからないんですが、検討を合意したことに対して審議会に諮ったかどうかということですか。

〔「そういうことですよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） いや、計画はまだ変更に至っておりませんので。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 検討するという事に合意したと言うんでしょう。それで、合意文書も何もないと。そのことについて、検討するという事について有識者や総合計画審議会に諮ったかということを知っているんですよ。それとも市長が勝手にひとりで決めたかということを知っている。あるいは、部長会議でそういうことをやるけれども、皆さんいいですかということ。では、部長会議とどうですか。それと有識者と総合計画審議会、どうなっているんですか。勝手にひとりで決めたの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しますけれども、9月6日には市長と厚生連の理事長の間で、この1.7ヘクタールで病院建設が可能かどうかを検討しようという合意、これは口頭の合意です。その時点で我々が伺った話ですが、今の中伊豆温泉病院の建て替えとこの1.7ヘクタールのところでの可能性を検討されたようです、3カ月ほどかけて。そして、事実上同地域での建て替えは不可能ということでここを検討したいという、その方向で、ぜひ協議しようという合意に至ったということです。これからまだできるかどうかの可能性、それから条件の検討とか入っていますので、当然しかるべき時期には総合計画を変更するときにはまたお諮りをします。まだそこまで至っていない状況ですから、計画修正について審議会等にお諮りしている状況にはまだ至っていないと私たちは考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 厚生連のほうでそれは検討するのはいいですよ。だけれども、伊豆市としてどこでどういうふうに中伊豆温泉病院をここへ持ってくるか、その検討をするかどうかということ伊豆市は何も検討していないんですかということを知っているんです。わ

かりますか。教えてください。検討していなかったら、していなかったでいいじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 繰り返しますが、今はここに病院が建つかどうかを具体的により詳細に見積もっていただいているわけです。向こうでは設計業者さんにあらあら見積もっていただいたようですけれども、しかしまずその上で、私たちが可能となれば今度は市内で本格的に条件であるとか、あるいはその他関連するインフラであるとか、より具体的に検討する必要があります。ただ、幾つかのこの事業全体に影響を及ぼすインフラ整備については、当然内々に検討は始めております。ただ、まだ決まっていませんので、いずれ皆さんにお諮りをして、このようになりますので御検討くださいという、皆さんにお諮りするところまでの熟度が達していない。熟度が達していないというか、まだ検討結果も得られていないという状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問、お願いします。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私が言っているのは9月6日の時点を行っているんですよ。9月6日の時点で合意したということ。何も市長が勝手にひとりで決めたんじゃないんですか、その時点で合意したと言うんだから。合意文書はないらしいんだけど。それはおかしいと思いますよ。では、幾ら言っても堂々めぐりになるから、市長は何も答えていない。市長がひとりで決めて、ひとりで厚生連のあれとやって決めて。合意したときにどこで合意したんですか、場所。それと、伊豆市側は誰がいたんですか。市長だけなの。ちょっと教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 当日は私も同席しておりましたので、私のほうから御回答をいたします。

当日は市長と私副市長、それとあと関係の健康福祉部長、総合政策部長、健康支援課長、総合戦略の課長です。それとあと、病院側は理事長、専務、院長、事務長だったと記憶しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） どこでやったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） J A厚生連の皆さんにこちらのほうに訪問いただきましたので、こ

ちらは市長室であったと記憶しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それはそれでやったんでしょう。では、皆さんがあれした、部長さん方も同意したんですね、合意することに。いいですよ、それならそれで。

では、次に、検討すると厚生連側に投げているわけですけれども、病院が来る、来ないは誰がいつまでに決めるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 中伊豆地区の説明会の折に、厚生連のほうからの回答の中では、正式な厚生連の決定というところは来年度になるというようにお伺いしておりますけれども、昨日の話の中では来年の1月に検討会議を立ち上げるということでお伺いしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、結局来年といったって1年間12カ月あるわけですよ。そんな、市長は病院が来ようと来まいとこれは文教ガーデンシティの事業だと、こう言っているわけですね。市長さん、そうでしょう。それについては合併特例債の期限があるから時間がタイトだとか何かおっしゃっていますけれども、これで間に合うんですか。このこれで私は間に合わないと思うけれども、いいですよ。

では、次に行きます。だから、向こうで幾ら検討したって、こっちもそれに対して出ていって一緒になってやらなきゃ、さっき市長さんおっしゃったように、いろいろな条件をあれしなきゃしょうがないじゃないですか。では、例えば50億円よこせと言ってきたらどうするんですか。それから考えるんですか。それをちょっと市長さん、答えてください。例えば50億円でも何億円でもいいですよ。これだけくれて土地はただで提供して、建物を建ててくれというふうになったら、それから考えるんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは条件の話ですので、皆さんの前で今こちらの胸の内を明かすわけにはまいりませんが、50億円建設費を出せと言われても、それは到底捻出できない金額だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私はそんなことを聞いているんじゃないんですよ。だから、向こうから言ってきたらそれから決めようというわけですか。そういうことを聞いているの。

それから市は決めるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 条件の話ですから、ここで皆さんの前で申し上げることは控えるべきだと思います。当然条件の協議の中では、市民の皆さんに納得いただき、議会に同意いただけるような内容でなければ、その先へ進められるものではないという認識をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 大体文教ガーデンシティの構想がもう中伊豆温泉病院というんじゃ、前の議員さんで質問した中には、破綻しているからもう白紙撤回しろという声があるわけですよ。市自体がそんなフラフラしていて何でこれをできるんですか。私は非常に問題だと思いますよ。

では、次に、教育長さんのほうに次の3番目をお伺いしますね。50億円というさっきお話がありましたけれども、まず用地取得が9億円となっていますね。これはどういう計算ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、事務的なことでございますので、私のほうから御説明申し上げます。

今回……

〔「ちょっとごめんなさい。ちょっと待ってください」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 教育委員会に質問しているんだよ。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 0時05分

再開 午後 0時05分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 9億円の内訳につきましては、土地及び家屋等の用地買収及び家屋の補償等ということで現在計画をしております。約9億円ということで現在計画をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに、土地の取得費と家屋補償費があるわけですよね。土地の取得費は幾らですか。家屋補償費は幾らですか。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） すみません。用地のほうにつきましては、きのうも御説明させていただいたんですけれども、農振除外の申請が今進んでいるところでございまして、これから農地転用等を進めて、その際に地権者の方に交渉を進めていくということになりますので、そういったことが明らかにならないと具体的な金額というのは申し上げられないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 具体的な金額は言えないで何で9億円が出てくるんですか。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） おおよその概算で今見積もっている金額ですので、ほかのものにつきましても、ほかの部分の90億円の内訳、それぞれ各施設申し上げていますけれども、全て大体の概算で計算しているものでございますので、ここで細かい内訳まで申し上げてしまいますと、単価まで明らかになるような形になってしまいますので、そういったことはまだこれから用地交渉等を進めていく上で申し上げられませぬので、ここでは差し控えたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） まだ用地交渉をやっていないんですか。用地交渉というのは平米幾ら、坪幾らか、それが第一のあれじゃないですか。それをやっていないくて、よくそんな9億円なんて言えますね。家屋補償費は幾らですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） そういった費用につきましてもまだ概算の段階ですので、ここで申し上げるのは差し控えたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が質問しているのは、新中学校の建設費用に係るあれですよ。もうすぐじゃないですか。ほかのところはそれはわからないかもしれないけれども、個別具体的に固まったら出す。何も固まっていないじゃないですか。ちょっと言って。固まっている

んですか、それで。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 質問の趣旨はよく理解できるのですが、きのう総合政策部長から説明しましたように収用事業になりますので、地権者の皆さんに不利益が生じる恐れがあります。金額を出した時点で用地交渉から半年間という、これ公共事業の中での特別な条件がありますので、地権者の皆さんに不利益になることはここでは差し控えさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いている話は、平米当たり1万2,000円ということはしゃべっているんでしょう。総合政策部で地権者の方に、皆さんに集まっているところで1万2,000円ということは、質問があればそれはしゃべるでしょう。そういうことでしょうか。それは高くなるか、安くなるということはないんでしょうけれども。そんな簡単には決まらないですよ、そんなすぐになんてあれは。

それで、私が今のやつは3番目ですから、本体工事、外構工事、附属棟工事で37億円と言いましたよね。新中学校の基本設計では全部で46億800万円となっているんですよ。何でこんな9億円も違うんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 先ほどの37億円、造成工事、建築工事、外構工事ということでございますが、内訳につきましては、造成工事で、これはあくまでも概算でございますが約4億円、それから建築工事本体、これは校舎、それから体育館、それからグラウンド、こちらで32億円、それから備品購入等も必要でございますので、これで1億円ということで37億円で現在検討しているところでございます。先ほどの数字についてはちょっと出典が確認できませんけれども、現時点50億円の内訳は用地関係9億円、建築本体に37億円、残る4億円がもう既に予算等で支出させていただいております測量設計、実施設計、造成設計、工事監理等の4億円でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） どうもその金額が私の見るところ、私が教育委員会からもらったやつじゃ本体建設工事、附属棟、外構工事で46億800万円、そういう基本設計のあれをもらっているんですよ。9億円も安くできるんですか。それはわかりませんよね。だけれども、予算としてはそういうのが出ている限り、あんた、高くそれで設定しなきゃおかしいじゃない、予算としては、いいですよ。もう時間もないから、だんだんなくなってきた。

それから、じゃ次に4番目に行きますけれども、まず用地取得には、さっきお話が出ましたけれども、地権者の同意が要るわけですよ。これ、地権者の同意はいつまでに得るつもりですか。新中学校の部分でいいですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 現在農振除外の手続を進めておりますので、その後農地転用を進めていく予定でございます。来年の早々には農地転用の手続に入りたいと考えておりますので、それとあわせて同意書も求めていく、こちらからいただくようにしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私が聞いているのは、大体めどとしていつごろまでに同意書をとるんですかということを知っている。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） スケジュールといたしましては、農地転用を来年度の半ばぐらいをめどに進めていきたいと考えておりますので、農地転用の許可後、用地取得を来年度半ばぐらいまでに進めていきたいと考えておりますので、それまでには転用の同意を得ていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） では、これは新中学校について知っているんですけども、ほかの部分についてはどうなんですか。ほかの部分については、例えば農振除外とか、それはいつやるんですか、こども園とか公園とかそっちのほうは。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） ほかの部分につきましては、病院については先ほど申し上げたとおり、まだ検討を始めたばかりということで、確たることを申し上げられないんですが、こども園や公園については、まず基本計画を策定しないと農振の除外に必要な書類というのをつくることはできませんので、今年度中に基本計画を策定いたしまして、来年度早々には農振除外の手続を進めまして、その後農地転用という形で進めていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんな悠長なことを言うてできるんですか。平成32年の半年ぐらい

と言いましたよね。平成32年の半ばですよ。そんな簡単にできると思わないですね。それでは、同意書は全員とれる見込みはあるんですか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 中学校部分につきましては、農振除外につきましては全員の御同意をいただいております。転用についても全員の方の同意を得られるように努力していきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が聞いているのは、農振除外の話じゃないんですよ。農振除外はそれは皆さん利益があるから、農業振興地域じゃないほうがいいに決まっているから、それは皆さん同意しますよ。だけれども、売り買いの話ですよ。伊豆市に売るかどうかということをお伺いするかどうかということは大変な問題ですよ。お金の問題だってあるし、幾らと。売らないという人も私は聞いているし。もし、これは開発するについては全員の同意がなきゃだめでしょう。どうですか、それは。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） きのうお答えしましたが、県の基準に従いまして市も一緒に準じておりますので、全員の同意を得るように開発行為についても考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 全員の同意が得られなきゃ開発はできないんですよ。私の知っている人でも、この地域について売買予約の仮登記をしようという人もいますよ。そしたら、もう買えないじゃないですか。同意できなかった場合どういうふうにするか、お伺いします。例えば土地収用法を使うとか、そういうことは考えているんですか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 今のところ、強制収用とかいうことについてはまだ考えておりません。農振除外については文教ガーデンシティ事業を目的とした農振除外に御同意いただいているということで、その際に当然文教ガーデンシティ構想の計画やスケジュール等について説明させていただいております。今後も事業概要や必要性を御理解いただきまして、同意がいただけるように交渉を続けていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 地権者が何十人もいるんですよ。60人も何十人もいるわけでしょう。

1人や2人じゃないんですよ。1人、2人だったらそれはいいかもしれないけれども、そんなたんといて、とれなかった場合だって十分考えられるわけですよ。だから、こういう開発をするときには全部市の土地でなきゃだめなんですよ、もともと。そんな綱渡りみたいなことをやって、落っこっちゃいますよ、綱から。土地収用法を考えてなくたって、強制収用なんてそう簡単にはできないですよ。個人の財産ですから、よっぽどのことがなきゃ強制収用にはならないですよ。例えば国家的なあれで成田空港をつくるとか、そういう場合はそれはそういうふうになるかもしれないけれども。もしとれなかった場合どうするんですか。ちゃんとそれを答えてください。市長、答えて。もしやれなかったらどうするんですか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（和智永康弘君） 議員御指摘のとおり、強制収用は簡単にできるものではないというのは当方も理解しておりますので、事業概要の必要性を御理解いただいて、御同意いただけるように努力していきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 全然楽観し過ぎですよ。とれない場合だって、恐らく全員の同意をとれないほうが私はパーセンテージとしては多いと思いますけれども、現実に売らないという人を私は知っていますから。それを今ごろになってまだ同意書をとるあれもやっていないなんていうようじゃ、これはもう大体実務的に見たって文教ガーデンはもう破綻しているのと同じですよ。

じゃ、時間もあれですから次へ行きます。天城支所移転の可否、これをお願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目の天城支所移転ですね。

〔「天城支所ですよね」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 天城支所です。

〔「その回答からということで」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 天城支所移転について、これまでの経緯を説明するということになるかと思うんですが、まず土肥地区、それから中伊豆地区の小学校再編成をしてきた経緯の中で、学校がなくなると寂しくなる……

〔「経緯は聞いていない」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） 後でどういう使い方をするかということが先に出しておくべきだという教訓を得ました。そこで、湯ヶ島小学校が廃校になった後、まずは市山地区、これは平成25年の春だったか、三、四年前だったと記憶しておりますけれども、まず市山地区の皆さんに、あそこは商業施設としてにぎわう可能性があるので移転をしたいということで打診を申

し上げました。市山の方は当然今支所がありますので、ここに残してくれということもあつた。それは事実でございます。

他方、今度宿のほうでお話を伺いますと、まずは支所を移すのであれば天城会館にしてくれという御意見がありました。これは私は出ていなくて、総務部のほうで行った中で地域の皆さんのほうから天城会館が多かったというような声も聞いております。

ただ、御承知のとおり、天城会館についてはいろいろな経緯で公募してもなかなかだめ。地元がやってもなかなか反対が強くてうまくいかない。それから、市が持っているもなかなか大変だと。それから、その時点でもし天城会館に支所を移した場合に、公務員の配置は天城会館ということになります。

その後、旧湯ヶ島小学校を既に使っていた井上靖ふるさと会の方とか、あるいは使いたいという御要望のあった地域づくり協議会の方々にも、もし天城会館に支所を移すとすると、今度は湯ヶ島小学校などは皆さんで管理していただけますかという話をさせていただいたところ、これ、ふるさと会からも地域づくり協議会からも、いや、使うときの鍵はもちろんやるけれども、管理は私たちではできないというお話であって、それであれば支所を小学校に移して、市の公務員がそこを管理をして、そして使うときにはふるさと会とか地域づくり協議会が使っていたほうがいいですよねというようなお話合いがございました。

そういった前提の中で、きのう申し上げましたように、一部途中から湯ヶ島小学校から湯ヶ島幼稚園にこれは変更をいたしました。本来、湯ヶ島幼稚園は、わらぼと同じように児童館にしたいということで健康福祉部には指示をしてあったんですが、湯ヶ島幼稚園を児童館だけで使うには広過ぎるということで、それから小学校はむしろ半分にしたほうが耐震強度が強まるということで、小学校を半分にして湯ヶ島幼稚園も併用するというので、私たちのほうが計画を変えました。その御説明をさせていただいた以降、あとは地域の地域づくり協議会に入っている地区の皆さんと区長さんといろいろな団体に入っている皆さんと、それから市の行政のほうで同時並行的に、新しい支所を含む拠点づくりのあり方と湯ヶ島地区のグランドデザインづくりをほぼ同時並行的に進めてまいりました。

ですから、私たちはどちらかというところ、こういうやり方というよりも、一緒につくってきたところがございます。きのう総務部長から説明がありましたように、相当程度総務部のほうでは地域の皆さんと話し合いを持っておりますので、最終的に地域の皆さんから皆さんの御意見をというふうに向うことがスタートなんですけど、やはり先に市の提案をしてくれという話に大体なってくるんですね。そして今現時点においては最後のあり方としては小学校半分と幼稚園を使った営林署の跡地利用を含めた今の行政が提案しているあり方で、それは望ましいという方向に落ちついております。ただ、支所の移転について、月ヶ瀬小学校校区と狩野小学校校区には全体説明会2回のほか、全戸配布で広報はさせていただいたという経緯でございます。

それから、貸し付けの経緯ですが……

〔「違うよ。1番目だよ」と言う人あり〕

○市長（菊地 豊君） では、1番目に戻りましょうか。3つの場所に、要するに今の天城湯ヶ島支所と天城会館と、それから旧湯ヶ島小学校、幼稚園と、全てを市有財産として使って、全てに公務員を配置するという事は、多分どなたも賛成ではないんだろうと思うんです。これまでの議会のやりとりの中でも、市有施設を整理すること、アセットマネジメントをしっかりとすること、行政改革をすることと等々はずっと強調されてまいりました。伊豆市の財政の健全化についても御意見をいただいてまいりました。その中で、今の天城支所も維持する、天城会館も維持する、公務員が張りつく、そして小学校にも公務員が張りつくということにはやはりどなたも賛成はなさらないだろうと。最終的には、支所の統合はいい、居場所づくりはいい。しかし、場所はどこかということになりますと、やはり市山の方は市山でしょうし、宿の方は宿でしょうしということをお意見を踏まえた上で市のほうで整理をさせていただいたということです。

それから、貸し付けについては東京ラスクさんに天城支所の半分を使っていたところに、当時はいつかは明確に考えておりませんが、いつかは商業施設として拡大されるだろうし、拡大していただければにぎやかなまちづくりになるだろうと期待はしておりました。ただ、その時点ではまだ土地と上物全てをラスク相対でいいのか、公募したらいいのか、いろいろなことも選択肢をまだ持っておりましたけれども、今の東京ラスクの企業の体力、それから業態、つまり、工場として、かつ店舗を併設して観光のお客様をマーケットとしている今の業態を考えると、地域の皆様にとっては職場づくり、にぎわいづくりということで望ましいだろうと判断をしております。

経費と賃貸し料については、これは総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 3点目の移転に係る事業費の財源の内訳でございます。

まず、移転事業費には小学校の改修工事、また解体、幼稚園の改修などとなりますが、合併特例債、これを活用したいと考えております。また、そのほかにも国の補助金などが活用できるかどうか、今検討しているところでございますが、主には合併特例債、これを活用することを検討しています。

貸付料につきましては、一応まず保健福祉センター部分、これを貸し付けるということでございますので、詳細について相手方と協議しているところでございます。

なお、先ほど財源の合併特例債、まず幼稚園の改修部分と駐車場の整備には今回の補正予算のほうで計上させていただいております。あわせて合併特例債のほうも計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 4番目、検討中と答えました。検討中です。

再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が市長に聞いているのは、説明でこう書いてありますけれども、今の地の利のよい支所を商業施設へ転換すれば地域のにぎわいと雇用を確保できると、こう言っているわけですね。これは説明会でも何遍も言っていますよね。私が質問しているのは、商業地として地の利がよいならば、地域住民にとっても便利なはずであると。住民の利便性について何も考慮しないのかということですね。要するに、民間企業に貸し付けて、そこから支所を撤退するということですね。なぜわざわざ天城の市民全体から見れば不便な場所へ設定するのか、それについて教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 利便性については、小学校よりも今の位置のほうが利便性が高いということは承知をしております。ただ、湯ヶ島小学校区の中の今居場所づくりをされている中で、その居場所としての拠点の中に公務員を配置する。つまり、支所を置いたほうが管理しやすいだろうということで、これは地域の皆さんからもそこには公務員がいてほしいということでしたし、私どももそのほうがいだろうと、全体利益としては。ただ、当然行きにくくなりますので、前の議会でも申し上げましたとおり、そこにデマンドバスを導入するのか、あるいはこちらから出向いて、今図書館のほうは移動図書館で持越や長野に移動して図書館そのものが出ていくということを考えておりますけれども、私たちは今IT化の社会ですから来ていただくだけではなくて、こちらから出向いて、月曜日は持越で移動支所を開く、長野で移動支所を開くと、そういったものでそのマイナス部分は支えていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長は、あなた公務員でしょう。公務員じゃないか。とにかく市全体のことを考えなきゃならないでしょう。今市長が市山のほうがそれは便利だと言いましたよね。それは湯ヶ島のほうへ行けば、宿のほうへ行けばそっち側のほうしか見えない。全体のことを考えてくださいよということを私は言っているの。全体のことを何も考えていないじゃないですか。小学校とか幼稚園を活用するに公務員、職員を置かなきゃならない。2カ所へ置くのはどうだなんていうのは、そんなのは詭弁にしかありませんよ。全然話がないですよ。

とにかく天城でやった市民説明会、これだって多くのほとんどの人が反対したじゃないですか。不便になると。あの人らはお金が幾らかかるとかそんなことは余りよく知らないかもしれないけれども、とにかく不便になるのが嫌だと。天城全体のことを何で考えないんですか、市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 住民の利便性について行政サービスについて何度も申し上げているとおり、以前のようにとにかく市役所に来てくださいということでは不便になるんですね。したがって、これからは住民サービスの中で多い住民票であるとか、印鑑証明であるとか、納税であるとか、公共料金であるとか、これはコンビニでの行政サービス対応ができるようになるわけです。湯ヶ島小学校区にもコンビニがあります。ただ、ないのは八岳小学校区と大東小学校区ですから、むしろ大東小学校区、八岳小学校区をどうするかを今並行的に考えています。ただ、それでもなかなか移動しにくい方がいることは承知していますので、行政サービスを今度は我々が出ていかなければいけないのではないかとということも今検討をしております。

それから、全体のバランス、これが、だから伊豆市の全体の行政サービスのあり方を見ながら、湯ヶ島小学校区の話は今させていただいております。

そして、きのうも申し上げましたけれども、この湯ヶ島地区グランドデザイン、これは大変に中身のいいもの、これが完成ではありません。これを中間報告として、もっとエリアを広げていきたいということの地域の活動なんですけど、この中にはやはりいろいろな方が入っています。きのう総務部長からありましたように、区長さんは1年でかわりますので、去年の区長にも説明してくれ、おとしの区長にも説明してくれと。それから、地域づくり協議会の役員さんにも何人も入っていただき、商工会、観光協会、子育て世代代表、いろいろな方が今の湯ヶ島小学校の私たちの提案をベースにして広げていただいたものであって、まさにそういった一緒に地元と行政がつくり上げてきた。ただし、いろいろなところで反対の方がいらっしゃることは私たちも承知をしております、当然。その中で、デメリットを少しでも改善していく。

ただ、市山の将来については、確かに公共施設はなくなりますが、地域の皆さんから長年望まれた働く場所をつくってください、にぎわいづくりをしてくださいということには十分に貢献をすると私たちは判断をしておりますので、そこは市山の皆さんにとっても将来的には御満足いただけるのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長は関係ないことばかりああだこうだ言うておかしいですよ。

きのうの一般質問の中で、7割の人が賛成したと言っていましたね。それはどういうところで賛成したんですか。アンケートをとったんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、7割という意味がわからないんですが。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに、天城地区の住民の人の7割が賛成していると言ったじゃないですか。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、市長部局のほうで7割の満足度と答弁したことがないよ
うなんです、きのうのかつての小学校再編成のデータのことでしょうか。

〔「湯ヶ島地区のグランドデザインのこの人たちが賛成したと言ったじ
ゃない」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） わかる。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時34分

再開 午後 0時36分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、議事の都合によりまして昼の休憩にいたします。

1時半再開とお願いいたします。

休憩 午後 0時37分

再開 午後 1時30分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

先ほど、西島議員の質問の中で70%の問題を調べておりますが、多少時間がかかっており
ますので、その分は保留にして、一番最後に回して14番の杉山誠議員の質問から始めたいと
思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なし。

それでは、続きに入ります。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 次に14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

伊豆市は豊かな自然に恵まれ、この自然は市民や来訪客に美しい景観や温泉、そしておいしい食べ物など多くの恵みを提供しています。一方でこの豊かな自然は台風、大雨、大雪等の気象災害や地震、津波等により人々がこれまで培ってきた一切のものを一瞬にして奪い去る脅威もあわせ持っています。全国では東日本大震災や広島のと砂災害、関東東北豪雨、そして熊本、大分や鳥取地震など近年膨大な被害をもたらす自然災害が頻発しています。伊豆市の持つ自然環境そして気象変動による局所的短時間豪雨災害がますます、頻発化、激甚化している現状、さらに南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中で、災害は全国どこでも起こり得るとの認識のもと、安心、安全な地域づくりは地方公共団体に課せられた最も重要な課題の一つと言えます。市民の安心、安全な暮らしの確保、経済的損失軽減のためにも防災、減災に対する日ごろの備えが求められます。

そこで、災害に強いまちづくりのための対策について幾つか伺います。

初めに、国土強靱化地域計画の策定に向けた取り組みについて伺います。東日本大震災の教訓を機に、平成25年12月に公布、施行されたいわゆる国土強靱化基本法では、その第4条で地方公共団体の責務を明記するとともにその第13条において、都道府県または市町村は国土強靱化地域計画を定めることができると明記されています。この計画策定により、今後どのような災害等が起こっても、被害の大きさそれ自体を小さくすることが期待できるとともに、国として国土交通省所管の社会資本総合整備事業や防災安全交付金、また農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金、さらには消防庁所管の消防防災施設整備費補助金や緊急消防援助隊設備整備費補助金などの32の関係府省庁所管の交付金、補助金などの支援とともにその交付の判断において配慮されることとなっています。

今後も発生するであろう大規模自然災害などから市民の生命、財産を守るため事前の備えを効率的かつ効果的に行うとの観点から早急に国土強靱化地域計画を策定、公表すべきと考えるがいかがでしょうか。

次に、事前防災行動計画タイムラインについて伺います。

台風接近など、大規模水災害が予想される状況では、事前に自治体や関係機関、住民が共通の時間軸に沿った具体的な対応を協議し、防災行動計画を策定していくことで災害対応力の向上が期待されています。タイムライン策定の取り組みについてはいかがでしょうか。

次に、被災者台帳、被災者支援システムの導入、運用状況について伺います。

被災者台帳とは災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる台帳で、災害対策基本法第90条の3第1項において市町村の長が作成することとされています。被災者台帳を導入することによって、被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済むなど、被災者の負担軽減が期待されています。被災者台帳の先進事例の一つとして、内閣府の報告書に取り上げられている被災者支援システムは、住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、これをもとに罹災証明書の発行、支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など被災

者支援に必要な情報を一元的に管理することができ、被災者支援の効率化はもとより、被災者支援業務の正確性及び公平性を図ることができます。かつて私も平成23年6月定例会で取り上げさせていただきましたが、当市における導入、運用状況はその後いかがでしょうか。

次に、業務継続計画、BCPの策定状況について伺います。

自治体は、大規模地震等の災害時にはその対応とともに通常業務の維持も求められます。合併による広域化や職員数の削減が進んだ中、職員や市庁舎、ライフラインなどの必要資源が被災した状況下で膨大な行政サービスへの対応は困難をきわめます。このため、事前に優先すべき業務を特定し、それを遂行するための必要資源を準備しておく必要があります。この計画により、必要資源の被害軽減を図りつつ、災害時に優先すべき業務に必要な資源を最適配分することによって業務の実施のスピードアップと業務レベルの低下抑制を図り、これによって地域住民へのさまざまな支障を軽減する効果が期待できます。

当市のBCP策定状況や策定方針、現状の課題等について伺います。

1件目最後に、災害発生時における避難所運営について伺います。

熊本地震やこの夏の台風災害では、一部自治体の避難所運営に自治体職員がかかわったことにより、災害対応に支障を来たすケースが見られました。自治体職員は、国や県との連携や支援受け入れなど、特に初動期において多忙をきわめ、職員が避難所運営に当たることで被災者救助や災害復旧に重大な影響を与えかねません。市職員以外でも避難所を立ち上げることができるようにわかりやすい手引きの整備や避難所運営訓練などの状況はいかがでしょう。

大きな2件目に、自転車利用の普及と安全対策、マナー向上について伺います。

自転車は買い物や通勤、通学等日常の移動手段やサイクリング等のレジャー手段として多くの人々に利用されており、近年は健康増進や環境保全意識の高まり、さらには災害時における移動手段としても期待されています。

しかし、交通事故件数が過去10年間で4割減少したにもかかわらず、自転車対歩行者の事故件数は横ばい傾向にあります。また、自転車乗車中の死傷者数は、年齢別では7から18歳の小、中学生、高校生世代の割合が高く、利用目的では通勤、通学の割合が高い状況にあります。昨年6月1日改正道路交通法が施行され、信号無視などの危険な行為を繰り返す自転車運転者に安全講習受講が義務づけられ、これを受けないと5万円以下の罰金が科されることになりました。また、重篤な事故を引き起こした自転車運転者に対して、高額な賠償を求める判例も出されています。国では本年7月、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインを改定し、歩行者との事故を防ぐ観点からこれまで認めていた歩道通行を選択肢から除外し、車道通行を基本とする方向へかじを切りました。また、自治体が地域ぐるみにより自転車ネットワーク計画を策定しやすくするため、従来は地域全体を一くくりにしてきた自転車ネットワーク対象エリアについて駅前など一部区域を順次指定する方法も認め、計画策定と自転車通行空間の整備を段階的に進められるようにもしました。

自転車のまち、伊豆市として2020年東京オリンピック・パラリンピック自転車競技会場ともなる本市においては、さらに力を入れて自転車の普及に取り組むとともにハード、ソフト両面から安全対策に取り組んでいくことが大切と考えます。現状の対策のほか、自転車の継続利用は生活習慣病の予防、改善やがん発症、抑制に効果があることを立証している医学論文があることから、健康面からの利用を促す取り組みもよいのではないかと考えますがいかがでしょうか。また、自転車ネットワーク計画の作成など、計画的な環境整備を進める考え、自転車の歩道通行を選択肢から除外し、歩道通行が求められることに対する安全対策と啓発、改正道路交通法の周知、自転車保険の加入促進、新中学校の通学に対する自転車利用の計画など具体的な対策についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対して、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、防災についてですが、国土強靱化地域計画につきましては、本年9月末現在で全国の地方公共団体32都道府県が計画の公表をしているそうです。本県においても、静岡県が平成27年4月16日に公表し、本年2月26日に掛川市が、5月10日に小山町が策定済みで、現在焼津市が策定中と聞いております。当市もつくりたいのですが、現在ちょっとマンパワーが足りないというところです。実は、国から義務化されております市の橋梁点検などもこれ、期限が明示されていまして、いつまでに何を報告しなさいと。それもかなりタイトな上に、今津波防災地域づくりを土肥で行っておりまして、ちょっと職員がここまで割けないという現実の問題がございます。必要性は承知しておりますので、関係各機関から情報を入手しながら速やかに作成着手には入りたいと考えております。

それから、次のタイムライン、これは用語が違って自衛隊で言えば業務予定表と呼んでいたものですから名前は違うのですが、業務予定表、ここにあるタイムラインというのは非常に有用です。何月何日に地震が起こる、何月何日に台風が来るというようなもので、前提条件として、例えば地震であれば発生30分後には何をやる、1時間後には何をやる、市民部は何をやる、どこどこは何をやるというのがずっと、自衛隊なんかでは全部一覧表にしておくんです。その上で赤で書いていって、ちゃんとやるべきことが行われているかというチェックリストにもなる。後で検証すると新しい防災計画の作成の参考にもなるという、このタイムラインの作成というものは非常に有用なものです。これまで大きな地震はありませんが、台風はほぼ毎年1、2回経験しておりますので、まずはそういった毎年使うものを前提にこのタイムラインがいかなるものかについては、今お互いに情報を共有しているところです。いろんなケースによって動き方が違いますので、それは逐次整備してまいります。

それから、被災者支援システムにつきましてはすでに導入済みです。支援システムについては、必要な情報の一元化や被災者支援の効率化を図れるなど、支援業務の迅速な対応が図

れるものと極めて有用であると認識しており、関係部署と連携要領などについて協議を進めております。今後は、業務の対応が迅速に今度は運用できるように、職員の研修・訓練等を行ってまいります。

次に、BCPですが、平成26年10月に策定に着手し、平成27年2月に検討委員会を設置しております。これまでに庁内検討委員会や作業部会を開催して、今年度内の策定を考えております。また、水道や広域でやっている電算システムについては、これとは別個に策定をしております。策定方針については、大規模地震発生時において、限られた資源で最大限の効果を発揮するために、平時の段階から3つの基本方針のもと全職員が情報を共有し、有機的に連携を図るようにしております。基本方針は、まず1つ目が大規模災害から市民の生命、身体及び財産を守る。2つ目は、非常時優先業務遂行の目標の設定。遂行に必要な資源及び適切な配分を行う。3つ目は、平時からの業務継続能力向上に努めるとしてしております。現在伊豆市の課題は、本庁舎、ここが使用できなかった場合の代替庁舎における災害対策本部活動や職員の長期的、数カ月に及ぶことがありますので、活動基盤の整備など、職員の能力や意識向上を図るための訓練を行っていく必要があります。ここが使えない場合には、中伊豆支所を想定しているんですが、まだここにかわるだけの十分な設備等が整備されておられませんので、その体制確立を今指示しているところです。

それから、災害発生時における避難所運営ですが、これは議員御指摘のとおり発災当初は、職員は相当いろいろな業務に忙殺されます。したがって、東日本大震災や熊本地震の教訓から御指摘のとおり、市の職員以外で避難所運営ができるように、避難所ごとにマニュアルの整備が必要と考えております。現在は民生委員さんや保健委員さんの研修として、避難所運営ゲーム、これ、HUG、ハグとしてよく防災では使われるんですが、そのような研修を実施しております。また今後もこちらから各地区に出向いて、自主防災会などで啓発を図ってまいりたいと思います。来年度の総合防災訓練において、中伊豆地区で住民主体となる避難所運営訓練を計画しております。ただ、1カ所でやるとほかのところの方がなかなか見られないものですから、そういった教訓をどのように普及させるかについても検討してまいります。

まず防災について、以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 幾つかお答えいただいたわけですがけれども、最初に1つ、意識を確認しておきたいと思っておりますけれども、冒頭自分も述べさせていただきましたけれども、この自然災害に対するその備え、防災、減災に対する意識ですけれども、一旦大災害が起こると本当に全てのものが失われると同時に、その復興復旧に莫大な時間と経費を要するわけですがけれども、そういうことに対して事前に備えておくということが何よりも求められているわけですがけれども、これはやはり、住民の協力を得ながら、地方公共団体が伊豆市として

も取り組んでいく重要な課題ということを申し上げさせていただいたわけですが、このことに対する市長の意識を確認させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 国土の強靱化については、国のほうでも強靱化担当大臣と、それから国土交通大臣のほうで非常に重視をされております。私どももその認識は十分持っておりまして、よくハードでは全て命は守れないという御議論もございますが、もちろん全ては無理です。しかし、ハード整備は確実に有効なんです。エネルギーを減殺させるとか、あるいは砂防ダムが有効に機能したとか、そういうところがたくさんあります。また、国土交通省の社会整備交付金に準ずるところの防災交付金などは、非常に今大変に予算が厳しい中で厚くなっておりますので、国から私たちまでその認識は、事前予防が十分に効果があると、何もしないで起こってしまった後の復旧よりコストは少なくて済むという認識は共有しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、具体的に幾つか再質問させていただきますけれども、まずタイムラインですけれども、市長の答弁にありましたタイムラインとちょっと認識が違うんですけれども、災害が起こった後ではなく、災害が予想されるときに対応ということで自分は質問したつもりでいたんですけれども、例えば台風襲来が予想されるとき、事前にいろいろな警報が出されるんですけれども、その警報を基準として行政そして防災にかかわる関係機関、そして住民、自治会、そういった方たちが事前にこの時点ではどういう対応をしましょうかということ、協議を事前に重ねておいて、その時々その時間の時系列によってその対応を協力し合うことによって、より有効な防災、減災の備えができるということでタイムラインということ、自分はそういう意味で話させていただきました。

今現状、そういった関係機関との調整は行われているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市役所の中ではそういった体制を、市民の皆さんがどう動くか予測しながら前もってやっておりますが、関係機関や市民の皆さんと協働しながらそういった作業を進めているということは、まだ始めておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 一応、平成27年8月に国交省のほうで開催されました第3回対策本部会議で、国管理河川を対象に避難勧告等の発令に着目したタイムラインを平成32年度までに、河川の氾濫により浸水のおそれがある730市区町村で策定し、さらに本格的なタイムラ

インを全国展開していくことを決定したというような情報があるんですけども、当市ではその対象にはなっていないなかったということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 防災監です。お答えします。

当市は、修善寺橋より下流地域については対象地域であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 対象地域ということは伺いましたけれども、実際にそういう計画策定には至っていないということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部防災監。

○防災監（佐野松太郎君） お答えします。

その修善寺橋より下流のタイムラインについては、現在未作成でございます。今、早急につくることを指示しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 瓜生野熊坂地区は浸水想定地区ということで、近年の大雨被害ということが、現状から見ると危機的な状況には感じられないんですけども、一応地域の住民とか、消防機関、あるいはそういった機関とのそういう連携が非常に、事前に準備しておくことが有用であるということですので、早急にと今、お話を伺いましたので、ぜひそれを進めていただきたいなと思います。

次ですけども、被災者支援システムです。導入はいただいているという答弁をいただきました。運用状況でありますけれども、このやはり運用というのが何よりも大切なものでありますので、一つ、先進的な事例ということですけども、奈良県の平群町というところでありますけれども、昨年、国連の専門機関である世界銀行が取材をして、防災対策の先進国である日本のリスク管理の事例として、災害に備えた住民や行政のさまざまな取り組みやアイデアを紹介するための啓発ビデオで取り上げられたということで、そのことなんですけれども、平群町の被災者支援システムというのは、2009年10月に導入して、稼働当初から最新の住民基本台帳データと連動して、毎日午後9時に自動更新をするように設定をしたそうです。それから、年を追って家屋データとの連携、要援護者データの連携、地理情報システムの導入などを積み重ねて、その間には担当課の壁を越えてデータを連携して強化をしてきたそうです。運用方法なんですけれども、現在GISのシステムを使えば、システム画面の住宅地図で被害に遭った地域を範囲指定すると、瞬時に被災者台帳がリストアップされる。そして、自力では避難が難しい要援護者のデータも連動しているので、すぐに情報を取り出せるとい

うことで、模範的な運用方法ということで取り上げられたそうですけれども、今、最初の答弁の中でも各課の連携はいただいているということですが、自力で避難が難しい方々、そういった方々のデータをこういうものに入力することは、一応法律改正で災害時、命を守るためには個人情報それを運用してもいいということになっているそうですけれども、伊豆市ではどのような状況でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 議員の質問にお答えします。

現在伊豆市の導入段階につきましては、住民基本台帳を吸い上げた段階だということであり、これから、関係する各部署とそのため協議をさせて使えるようにしていくということになります。

なお、職員も熊本に派遣された職員とか、常総市に研修に行った職員については、この効果を非常に実感しておりますので、これについても早くやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 進められているということは確認いたしました。ただ、やはり災害というのはいつ起こるか分からないということがありますので、できるだけ早くということをお願いしたいわけがございます。いろんな情報、何度も申しますけれども、いざ災害が起こると、職員がそれ相応の人力を割かれてしまうということで、対応が非常に難しくなりますので、次のBCPにもかかわりますけれども、こういったシステムはしっかり整備していただきたいなと思います。

次のBCPについてですが、来年度制定ということですが、今の検討状況ですが、市民の生命を守る、それからいろいろと3つの基本姿勢ということで取り組んでいるそうですけれども、災害時に業務量が相当ふえるということと、あと、職員が割かれる、被災される職員もおられますし、そういったときの柔軟的な対応を考えていかなければいけないと思うんですけれども、そういうこの策定段階において、そういう想定、これは考慮されておるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） お答えします。

災害時にこの中で考慮すべき点としましては、例えば市役所内の職員の被害状況、もしくは登庁状況等を、これはある程度過去のさまざまなデータ等を使っておりますが、例えば直ちに、3時間以内に30%程度の参集ということを考慮してつくっております。あと、それ以外につきましても各課の通常業務等を優先しなければならない業務等ありますが、最小限継

続しなければならない通常業務等書き出しをして、体力等を計上しております。ただ、個々についてどの程度運用するかというのは、その個々の事情もありますので、これから細部は具体化していくところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 今の通常業務というお話ですけれども、やはり災害対応と同時に市民の暮らしをフォローする通常業務、これが求められてくるわけですけれども、過去に被害が大きかった地域で、その市民から寄せられた不満の声が大きかったデータというのがあるんですけれども、震災の被害の大きかった西宮市、ここではほとんど準備していなかったものですから、突然の甚大な被害にほとんど準備ができていなくて、参集できた職員が本当に人命救助を初め、大変な苦勞をされて対応されたということですが、そういう場合には通常業務はほとんど機能しない、当分機能しないで、当然市民からも不満も多いわけですが、比較的被害が少なかった川西市というところでは、やはり同じように事前の備えがほとんどなかったけれども局所的な被害であったので、避難所運営とかその他に職員を対応できたんですけれども、やはり窓口業務というのはどうしても制限されるそうです。この窓口業務が制限された中で、市民生活に必要な対応をするのにどういった実際に、現実的に業務が優先されるとお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 現在BCPにおきましては、各部署ごとそれぞれ最小限実施しなければならない業務としてレクをしてもらっております。その中で一部を紹介しますと、例えば庁舎管理の関係は、財務がやっておりますが、こういった業務は通常時と引き続き管理を財務のほうで点検等をする。あと、電話機、あと公用車の管理等については、これは継続して通常と変わらず管理をしていくというふうになります。あと、これは例えば国土交通省とか消防団との関係というのは、これは平時、有事変わらず。あと、例えば市民課でありますと、例えば印鑑登録にかかわる事項、あと制度、住所変更にかかわる事項については、当初から窓口を開いて対応できるようにしておくというようなこと、あと戸籍謄本の関係は、一部ではありますが、開設しておくという意見を聞きながら積み上げてつくっているのが現状であります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 被災したところでやはり大きいのが、証明書の発行を求める住民が多く訪れるということで、先ほどの被災者台帳にも関係しますけれども、そういった罹災証明書であるとか、特にやはり被災して避難していて、どうしてもお金が必要になります。そうしたときに被災者の支援金であるとか、そういうのも受け取れるようなことができるだけ

早くできたほうが、市民も暮らしが本当に安心できるわけですので、そういった業務、まず優先順位をよく精査していただきたいと思うんですけれども、そんな中で今、ソフト面での対応はこれからしっかりと捉えていくと思うんですけれども、肝心かなめのこの庁舎なんです。ほとんど市民課、フロア1階にあるものですから、こういった1階部分、大天井を持つ建物って、ほとんど天井落下による人的被害が大きいんですけれども、下にいる職員、あるいは来庁されている方々に対する備え、こういったものはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 現在私ども対策本部を主体にしてまず検討しておるものですから、機能的には中伊豆のほうに移しまして、主に考えまして、それからさらについてまた検討していくという認識であります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 庁舎の問題です。以前、市長のほうの行政報告でも耐震診断した結果、この本庁舎は2という評価。これは、いきなりバシッと崩れる、壊れるということはずまないだろうと。ただ、建物としての被害は受けるという数値なんです。現在住民のほうのデータのバックアップ、これも中伊豆の支所のほうでとれるようにしております。また、耐震診断のときに補強をした場合、当然今の市民課、税務課、総務課とかそれぞれの課の間に壁をつくらなければならない、もしくはブレイスで補強するというような計画案もあります。確かに補強するのか建て替えるのかという問題はこれから早急に検討しなければならない問題です。議員おっしゃられるように、まず職員、市民の方、その避難、これはもう有事の際には生命です、それは大優先。その後その庁舎がもとどおりの業務として使えるかどうか、そもそもその庁舎の建物が使えるかどうかの診断というのをしなければなりません。それによって初めて業務がこの修善寺の本庁舎で続けられるのか、また、生きいきプラザなのかというようなことにしていこうかと思われま。当然、大災害のときにいきなり住民票という方もそんなにはいないのかなと思うんですが、議員おっしゃられるように罹災証明、これは熊本地震のときに市の職員も相当数支援に行きました。やはり罹災証明発行のための被害状況の調査、それと実際の罹災証明の発行の事務、ほぼ静岡県ではそちらの業務の支援をしていて、市民の方、被災された方が望むのがやはり罹災証明とあと住宅です。それらを伊豆市でも教訓にしていきたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 基本的なところはよくわかります。ただ、実際に先ほど話しましたように天井の落下でけが人が出るとか、そうした現実の問題を踏まえた対応、例えば訓練、あるいは頭を防護する方法、ヘルメットを机の上に置いたのでは邪魔でしょうけれども、す

ぐさま対応できるような状況整備、そういったところまでは考えておられますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 大変いい今御指摘というか、いただきましたので職員の訓練はもとより、平時にお客様がいるときにどう対応するのか、まずその辺を洗い出して訓練につなげていきたいというふうに考えます。

ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） とにかく人ですよ。ハードのほうは市長おっしゃられたように大きな意味で必要なんですけども、人が動けなくなってしまうのは肝心の支援ができませんので、やはり職員あるいは来庁者の安全対策もしっかりと検討していただいて、その後中伊豆庁舎に仮に機能を移した場合にも、そこで対応できるような訓練まで含めてやっておかないと、幾らこういった計画ができていても機能しないのではないかなと思いますので、よろしくをお願いします。

避難所運営なんですけれども、今、職員が鍵を開けることになっておりますけれども、開けた後のそういった運営は今、どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） お答えします。

今、開けるのは職員、行政側ということで、あと、運営はそこに避難した人ということに基本なっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） その運営なんですけれども、まず地区の役員の方が中心になると思うんですけども、役員がその場におられなければその居合わせた方の中で中心者を決めていただいてその運営に当たるんですけども、そういった方々、来年中伊豆で訓練をされるということなんですけれども、そういったことも実際にやっぱり住民が自主的に運営できるような訓練を重ねていていただきたいと思います。いろんなHUGを含めて実質的な避難所の運営体制というのをしっかり整えていかないと、行政職員がそこで対応していると、本当に先ほどのような被災者に対する支援が行き届かなくなったり、復興にかかわってくることもありますので、しっかりそれも整えていただきたいと思います。

では、次の自転車のことについて伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 自転車のまちづくりについてであります。全体としてはもう議員も御存じかとは思いますが、現在伊豆市では自転車まちづくり計画を策定しております。策定委員会を設置して、学識経験者や関係団体の方に今、御意見をいただいております。

その中で、まず健康面からの利用を促すという、まさにそのとおりであって、先ほども実は、健康福祉部長から自転車の30分はウォーキングの倍のエネルギー消費、カロリー消費です。大体30分自転車に乗ると300キロカロリーぐらいだったと思いますが、私自身も半年間乗ってただけで内臓脂肪が3割減りましたので、本当にこれは健康にとってはよいことだと痛感しております。そういったことはしっかり啓発してまいりたいと思います。他方、自転車ネットワーク計画やあるいは車道の危険性等については、まず自転車専用道路を整備するということはなかなか難しいものですから、数日前茨城県では80キロの自転車専用道路ができたと報道されていましたが、伊豆半島でそこまでとても当面行けそうにありません。したがって、議員御指摘のとおり、まず安全に自転車に乗ること、それから路側の草刈りとか砂利掃きとかすぐにはできるような安全対策をとること、それから、道路交通法の改正がなされて自転車は車道を走らなければいけないし、注意義務もあるしということをしっかり周知することは進めてまいりたいと思います。

それから、自転車保険の加入促進、これはまさに御指摘のとおりで大きな事故があったときは報道されるんです。自転車が衝突して相手が亡くなって、何億の賠償というようなことが、そのときには報道されるんですが、自転車というのは本当に容易に加害者になり得ますので、そこは、やはり私は自転車保険に入るべきだろうと市長としても考えておりますので、加入を促進するための何らかの広報が必要であれば早急に、自転車まちづくり計画の中にも含めてまいりたいと思います。

教育については、教育委員会のほうから答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） 次に教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 私のほうは、新中学校の自転車通学に対する自転車利用計画等の具体的な対策についてお答えします。

新中学校については、現在保護者や地域の皆様からも自転車通学路の整備や自転車通学を認めてほしいという等の要望をいただいております。御質問の自転車通学利用計画につきましては、自転車通学の安全確保が最重要課題であると考えております。現在修善寺中学校では2キロ以上の通学距離で、通学ルートを確認した上で通学を認めています。新中学校の自転車通学につきましても、通学ルートの安全を確認した上で学校や交通安全機関等が実施する自転車安全教室の受講による自転車運転技術や交通ルールの遵守を確認した上で対応してまいりたいと考えております。既に各小学校では自転車の安全教室を開催し、正しい自転車の乗り方や安全対策について取り組みを行っていただいている学校もありますので、学校でのこうした取り組みもさらに充実させ、自転車マナーの習得により市内小中学生の自

転車事故防止に努めたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） まず、自転車の健康面からのことですがけれども、市長からも答弁いただきましたけれども、これはイギリスの政府が作成した「自転車と健康」という医学専門誌に基づく実証データがありますけれども、これほどまでに効果があるのかなと自分も思ったんですが、死亡率が自転車通勤者は通常の人比べて39%少なくなるということと、冠状動脈、心筋梗塞が4分の1、脳梗塞が軽減、糖尿病が35から50%軽減、大腸がんが40%から50%軽減云々という、がん予防にも効果があるということで、結局体内脂肪が減ることによってがん細胞は脂肪、たんぱくを栄養源としますので、それが抑制されるということまで出ています。このように大きな健康増進に対する効果があるということ踏まえて、健康福祉部のほうでも具体的に取り入れられているかもしれないんですが、健康マイレージのポイント対象にするとか、いろんな具体的な市民に対して啓発する手段があると思うんですが、そのようなお考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 健康福祉部のほうでは、まずは皆さんに自転車に関心を持っていただくというところから入りたいと思いますけれども、来年の3月には元気プロジェクトの一環として、ペロドロームのイベントを予定しております。そして、今後は自転車による運動の効用というところを普及啓発するということですが、安心して安全に利用できる施設の紹介であったり、先ほどおっしゃいました健康マイレージのほうであったりとかということで、広く住民の方に自転車について関心を持っていただくというところを進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 本当に市長の体験も時々伺っておりますように、本当に健康に効果があるということで、自分もちょっと山岳部なんですけれども、できればやりたいなという気持ちになっております。そんなわけで、自転車の健康面での効果はあるということが確認されているわけなんですけれども、問題は安全対策だと思います。やはり今、現状を見ますと、自転車が路上を走っていて危ないと思われるような場面に幾つか遭遇します。その1つに、やはり歩道が無秩序に走っている姿をよく見かけます。都会と違って歩行者が少ないものですから、本当に歩道が自転車専用道路のような感があるわけですが、一旦歩行者と衝突しますと、大きなけがを負わせることになりますので、そういった安全対策、ハード面と同時に安全教育、マナー向上の対策、これも必要であると思います。教育委員会では、子供たちに対してきめ細やかなそういった教育をされてくださっているというお話も伺いま

したけれども、実際に歩道走行が交通法で認められなくなったときに、取り締まるのは警察の役目なんですけれども、行政としても何らかの啓発を進めていく必要があると思うんですけれども、先ほども伺ったんですけれども、もう一度具体的に今後の対応策について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

○防災監（佐野松太郎君） 現在御質問の道路改正法等につきましての広報でございますが、これについては広報の広報紙でございます、伊豆、FMあと交通安全協会、また、大仁警察署と連携しまして交通安全運動、特に年3回計画しております交通安全等に重点を置いてやっていくとともに、この改正法は危険行為を過去に3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習等を受けなければならないと、それを市民に周知しているということでやっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 歩道を走ってはいけない車道ですよということになるんですけれども、現実車道を走っていて、すごくやはり大丈夫かなという気もします。市内、車道が狭いものですから、十分な追い越しスペースがありませんし、自分なんかもセンターラインを越えて自転車との距離をとってから追い越し場面でないと追い越しがなかなかできないんですけれども、そのような状況の中で、やはり市長も先ほど答弁されましたように路側帯の整備、これがあればかなり自転車にとっても走りやすくなるし、安全性も向上すると思います。具体的に今、本当に路肩に草がかなり繁茂している状況を多く見かけますけれども、具体的なこれからの事業計画というものはあるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 自転車に特化した整備計画というのは、現時点ではないと思いますが、ただ、配意はしております。大平のあの真っすぐのところ、ラフォーレ入り口に行くところは左の路側が危ないし、余り幅がない。歩道は広いんです。歩道は広いんですが、左の路側ぎりぎりのところが余りなくて、真っすぐなんです。対向車があるときはバスも自転車を追い越していきません。それから、それを超えて松ヶ瀬のところになると、御承知かも知れませんが、夏は相当草が出ていて、非常に危ないシーンがあって、これは県のほうで夏の危ないときに切っていただきました。もう一つ、やはり青羽根が歩道整備をしているのはいいんですが、歩道と車道の上に20センチぐらいのアスファルトの層の分離ができていて、物すごく危ない状態で、それは建設課のほうに工事の結果、むしろ自転車にとって危険になっているので、そこは県のほうにしっかりもう一回整備してくれというような指示はしております。ただ、美しい伊豆創造センターのほうで今、伊豆半島全体として自転車に配慮した道路

整備ということは課題として掲げておりますので、そういったことも踏まえて美しい伊豆創造センター、それから県の沼津土木事務所としっかり連携をとりながら、可能であれば議員御指摘のように、自転車にやさしい道路づくりという計画にまで持って行ければと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山議員。

○14番（杉山 誠君） あと、自転車の走行帯というか、それはなかなか現状難しいんですけども、そうでなくて歩道、それから自転車車道というマークで、ところどころにマークをつけて自動車運転者に自転車がここは走るところですよという注意啓発をする方法もあるそうなんです。ですから、そのように大きな費用をかけなくても自転車が通ることが多いんだということをドライバーに知っていただけるような啓発方法もあると思います。あと、修善寺の平たん部、これはかなり利用価値がありますので、そういったことを普及する、それから中伊豆もかなり走りやすい環境がありますので、そういったことも取り入れていただければなと思います。

時間なくなりましたけれども、最後に通学手段なんですけれども、学校まで通うという以外に、そのほかにバス停まで通うとか、そういった方法、具体的にどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 新中学校の通学の手段等につきましては、まだ最終的には決まっていないんですが、バスで通う子も自宅からどこかバス停までを自転車通学にして、そのバス停のところに自転車が置いておけるようなものを用意しておくとかというのも案の中の1つとしては今、検討しているところでございます。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで14時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時34分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 次に1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 議席番号1番、波多野靖明です。

通告に従い、当面する市政の問題について市長並びに関係部長に質問いたします。

まずは、伊豆市の財政についてお聞きいたします。

現在伊豆市は文教ガーデンシティ、ごみ処理施設など大型プロジェクトを抱えております。それらについて補助金、交付金、あるいは起債、自主財源など、資金調達の方法はいろいろとありますが、市民の中で不安視する声が上がっております。今後10年、15年、20年というサイクルの中で伊豆市の健全財政を維持できるかどうか気になるところであります。以前から市民説明はしていると思いますが、それから時間が経過し、工事の進みぐあいも変化しつつあるでしょう。

そこで、質問いたします。

1、現在の進捗状況から見て、大型プロジェクトを抱えている伊豆市は、今後も健全な財政の維持が可能であるかお伺いいたします。

次に、個別の問題についてお聞きいたします。

商工行政について。私は、商工会青年部長を2年間経験させていただき、多くの近隣及び他県の商工会の方々との親交を深めてきました。そして、今回の選挙を通じてさらに地元商工会青年部の方たちと多く触れ合い、さらに多くの新しい仲間ができました。その青年部員たちは自分たちの事業、家業を一生懸命にやっている若者であります。しかし、将来の事業、家業に不安を抱えていることを訴えております。2010年にとったアンケートで、伊豆市に住みたいかの質問に高校生の6割が住みたくないと答えていたようですが、将来に不安があれば定住するのはどうかと考えるのは当然のことです。不安があるまちに郷土愛は生まれません。その不安を解消するには、商工会が会員のためにある商工会でなくてはなりません。

そこで、お伺いいたします。

現在伊豆市で行っている中小企業事業資金融資制度、健全な財政の伊豆市が利子補給率、融資限度額の上限をアップし、市内の商工業者の手助けになるよう努めたいかがかと考えます。また、会員が家業に専念し、将来に希望が持てる環境を市が整備しなければならないと感じますが、市長のお考えをお伺いしたいと思います。

次に、ごみ処理施設について伺います。

ごみ処理場と聞くと市民には迷惑施設と懸念されてしまいますが、生活をしていく上ではなくてはならない施設であります。ごみ処理方式には幾つもの種類がございます。現在日本の主流である方式を大きく分けると、ガス化溶融炉とストーカー炉、この2つに分かれます。まず、ガス化溶融炉は事故が多いのと化学物質が飛散しやすいという難点があります。ストーカー炉は特に変わりばえはなく、単純にごみを燃やすという焼却炉になり、近隣市町の焼却炉はほとんどがストーカー炉になります。今回の事業では、6種類のごみ処理方式が候補として挙がっておりますが、その中にガス化溶融炉が入っていることが不思議でなりません。近隣のある市の例で言いますと、ガス化溶融炉を建て、ごみの残渣をペレットにかえ

て暖炉用に販売するなど発想はとてもよかったです。現実には利用するところがなく、在庫を大量に抱えてしまった。さらにプラント自体の故障が多く、住民は大変困ってしまった。そのようなときもしっかりと補償のできる業者を選んでもらいたいと考えます。伊豆市、伊豆の国市では人口が違うので処理機械の建設費用、建屋の費用、交付金などの負担割合を市民に伝えていただきたいと思います。また、建設後の石油料、ランニングコストについても気になる場所だと思います。そして、ほかの市町を見てみると温水を利用した施設、集会所、あるいは多目的グラウンドがあります。建設地に十分な土地があるようでしたら、そのようにもろもろの施設がそれに付帯してできることにより地域住民、周辺住民もごみ処理施設に対する考えが変わると思います。そこで、以下の5点についてお伺いいたします。

現在選定されているごみ処理方式の選定基準はどのように決めていますか。建設にかかわる費用負担について。こちらのほう、訂正をしていただきたいと思います。人口約3万2,000人の伊豆市と書いてありますが、年間約500人ほどが伊豆市から移り住んでいってしまっていますので、今現在は約3万1,000人になります。人口約3万1,000人の伊豆市、約4万9,000人の伊豆の国市の費用負担割合をお伺いいたします。3、処理場を建てた後の残渣処理とプラント設備の補償は大丈夫でしょうか。4、建設後の石油料、ランニングコストの年間費用はいかがでしょうか。5番、地元住民とのコンセンサスは完全にとれているのでしょうか。

最後に、消防団員の維持、優遇措置についてお伺いいたします。

私は地元消防団に入団し、13年間所属し副分団長を務めた後退団。いまだに深くつき合いのある団員が現役にて活躍していますが、少子高齢化のあおりを受け、団員の確保が厳しく、団員1人当たりの負担は大変厳しい状況になりつつあると聞いております。ふだんは自営業である家業、会社に勤めて会社員として懸命に働き、社会を支えている若者たちです。そんな消防団員たちは、夜間の寒空のもと訓練に励み、火事があれば昼夜を問わず勇敢に市民の生命、財産を守る正義のヒーローであります。2010年に伊豆市がとったアンケートでは、6割の高校生が将来伊豆市には住みたくないと答えていましたが、消防団員は伊豆市に残ってくれている貴重な心強い若者たちであります。その若者たちと家族に対する福利厚生の実を考えるべきだと思います。

そこで、次についてお伺いいたします。

1つ、消防団の福利厚生について。当局では何かお考えになっていることがございましたら伺いたいと思います。2番、退団報償金についてもほかの市町とは差があるように聞いております。その辺の是正についてもお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

これまでの財政の指数については幾度も申し上げてまいりました。伊豆市の財政力指数は0.57%でみずからの市税だけで予算を賄えるほどの財政力はありませんけれども、しかし、逆にそれゆえに健全な財政運営をしてまいりまして、平成27年度末では将来負担比率という将来どれぐらいお金を返さなければいけないかという数値でいくと、3.8%。ただ、これは100%近くに今後数年後に2カ年ぐらいになってまいります。これは数字だけの説明ですから、100%が危なくないのか350%まで近いと危ないのかという議論がございますので、もう少し具体的に申し上げますと、当初負担の20億円程度は伊豆市の財政調整基金から賄える。問題はその後であって、地方交付税で合併特例債を補填されない、現在の財政見通しですと毎年1億5,000万円程度。逆にこれをどこかで捻出しないと、これまで行ってきた投資的経費、今15、6億円かと思いますが、投資的経費が減ることになります。そうすると、市の道路整備とか、水道整備とか、水道は特別会計でやっておりますけれども、国民健康保険なんかも一般会計からちょっと入れたりしておりますし、そういった投資的経費が減ることになります。それは避けたい。その1億5,000万円程度の恒常的経費を行政改革によってしっかり捻出していきたいと考えております。

一例では、しばしばあくまでも例として申し上げているんですが、伊豆市内には20の体育館がありますから、2つの高校を入れると22あるんですが、高校生は土日も含めてかなり体育館を使っていますので、本当にこの規模で必要なんだろうか、そのほかの市有施設、観光施設も含めて全部市が直接所有して直接運営する必要があるんだろうかということもはっきり改革をしていって、地域の活力を損なわない形で行政改革をすることによって、その返済の1億5,000万円を何とか捻出をしたいと考えております。ここは大きな課題ですが、財政の健全度という意味では、いわゆる財政破綻につながるような危険性はないと私たちは考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 昨日も本日も多数の議員から、この文教ガーデンシティにはかなり多くの質問が出ております。また、市民のほうも大きな関心事となっておりますので、今後市民説明は怠ることなく、市民との意見の一致に努めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 2番目に行ってよろしいですか。

○1番（波多野靖明君） 2番目、お願いします。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは御質問の前提となっている高校生アンケートで、6割が高校生が住みたくない。それから、実はその前に、私が市長になった直後だったと思いますので、

これは公表しておりませんが、当時の修善寺工業高校の生徒に意識調査をしたこともありまして、非常に辛い結果でした。そのころから高校生から20代ぐらいの若い人たちは、一体どこに不満があるのだろうか、どこが住みにくいと感じているのだろうかということもずっと考えてまいりました。まだ、当然結論は出ていないわけですが、その中で少しでも若い世代の人たちがここ、まさに伊豆に住みたくないのではなくて、伊豆に住みたいと思えるような、そんなまちづくりを進める必要性を痛感をしているところです。

それを踏まえまして、まさに30代、40代の皆さんがいろんなビジネスを市内で展開されているわけですから、そのための支援策として現在、静岡県中小企業事業資金融資制度に基づいて融資を行っておるところであり、現在の限度額は短期経営改善資金、伊豆市小口資金ともに限度額が700万円、利子補給率が短期経営改善資金は0.20%、伊豆市小口資金は0.18%となっております。現時点で商工会のほうから、あるいは商工会青年部のほうから、さらにこの補助を上げてほしいという要望は行政サイドには来ていないようですが、それが効果があるのであれば検討したいと思えますし、また、別途今、産業部のほうに資料を渡しておりますが、国のほうで案件によってはこの利子がゼロになるような補助制度も持っておりますので、それを皆さんにさらに御紹介しながら、もし、足らざるところがあれば市でもしっかり検討してまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今検討とおっしゃいましたが、検討というのは前向きに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 現在いろんな形で融資をさせてもらっていますが、さっき言った短期経営資金、小口資金とあります。短期改善資金につきましては、平成24年度が4億6,100万円ですか、融資をしております、それが徐々に減ってきているという状況であります。昨年度が2億9,500万円、小口資金につきましては、平成24年度が2億5,000万円で昨年度が1億2,000万円という形で減ってきています。ですので、その辺の使い勝手が悪いのかどうか、それもありますし、限度額をもっとふやしてほしいとかというものもありますので、その辺は商工会と相談させていただきながら、積極的に市のほうとしても、当然財政のほうもありますけれども、財政を鑑みまして、積極的にちょっと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 使い勝手のいい悪いはいろいろあると思います。会社の規模によっ

ても700万円という金額がどうなるかわかりませんが、10人から15人、20人程度の会社が幾つかあるわけですが、そういう会社にしますと、大体その月の社員の給料を出してしまえばそのぐらひは、700万円ぐらひはすぐいってしまうわけで、事業に使うとなるとやはりもう少し上限はアップしていただいたほうがよろしいのかと思います。また、市外からこの伊豆市に来て事業を始めたいという方も少し耳にはしていますので、そういうところにも市のほうで、行政で後押しをしていただくと、さらにこの伊豆市の事業が活発になるのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） よそのまちから来られる方につきましては、伊豆市のほうでは現在、創業者支援資金であるとか、後は頑張る企業を応援する条例であるとか、いろんな形でサポートをさせていただいております。それぞれいろんな条件はありますが、それぞれこれからも時代とともにいろんな形で伊豆市に来る方の条件も変わってくると思います。その辺を鑑みまして、その都度、いろんな形で来る方についてはいろんな補助制度というんですか、そういうのも検討していく必要があるのかなと今、考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「よろしいです」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） では、3番目に行きたいと思います。

市長、お願いします。

○市長（菊地 豊君） ごみ処理施設については市民部長から答弁をさせますが、一番最後のところの地元とのコンセンサス、これは隣接区の日向の皆さんからいろんな御心配や御意見を伺ってございましたけれども、きのう、これは偶然なんですけれども、市長としてのタウンミーティングの場所が日向だったんですが、住民の皆さんがお話し合いになってちょっと姿勢が変わるやに、きのう区長さんから伺いました。また、さらに御理解をいただいたという感じですので、改めて地元の皆さんとしっかり御理解をいただいた上で、この必要で不可欠な事業をしっかり進めてまいりたいと考えております。一つ一つについては市民部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 新ごみ処理施設につきましては、伊豆市と伊豆の国市共同で組合を設置しまして、そちらのほうで業務を行っております。議員質問が5つあるわけですが、この中の1番、3番、4番につきましては現在、焼却運営方法につきましては決定をしております。検討委員会のほうで焼却運営方式のほうの検討をしております。その後、管理者のほうへ報告をいたしまして、パブコメ、それから市民説明会を経て最終的に決定するという順序を踏むことになっております。

なお、今月13日に第5回の検討委員会を開催します。その中で焼却方式を含めた計画案を決定することになっております。この案につきましては最終日、本議会終了後、全協のほうで議員の皆さんに説明をさせていただくというような方針でおります。それから、第4回も含めました検討委員会の内容なんですが、組合のほうのホームページで公表しておりますので、もし、よろしければそちらのほうを開いていただければというふうに考えます。

それから2番目の費用負担割なんですが、これにつきましては均等割を50%、それから焼却施設ですので人口割ということではなくて、ごみの見込み量ということで50%、合わせて100%ということの負担割合が平成27年3月26日に両市で決定をしております。

それと、先ほど市長も言いましたんですが、節目ごとに地元、当然日向はそうなんですが、佐野、雲金、太平、各地区を戸別に回りまして説明会を行っております。

なお、その際に必ず1回市民説明会を生きプラのほうで行っているわけですが、ただ、出席者のほうは余りいないというのが現状です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今、回答がありましたが、今現在その1番、3番、4番について全く答えられないという状況でありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 先ほど言いましたが、第4回の検討委員会の結果のほうをホームページで公表しております。それにつきまして1次評価、2次評価、3次評価ということで現在3次評価まで終わっている段階です。1次評価につきましては、全国の自治体で使用されている焼却炉は何かというような拾い出し、それから2次評価につきましては、過去5年の採用実績であるとか、故障が少ないだとか、そういうことの拾い出しを行いまして、議員の質問にありますような6つの焼却方式、ストーカー方式等を決定いたしました。その後、例えば長期的に安心できる施設であるとか、環境に限りなく配慮する施設であるとか、経済性を重視するとかいうことで評価をしております。これにつきましては、先ほども言いましたホームページのほうでこの資料につきましては公表しております。

それから、運営方式につきましても決定をしておりますが、公設公営がいいのか、公設民営がいいのか、民設民営がいいのかということで各プラントメーカー等からアンケートをとりまして、それについての評価を行っているということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 質問の3番、4番についてはどうですか。

○市民部長（鈴木 正君） すみません、3番については当然ですが、運営方式と焼却方式がまだ決定をしております。そういうことで3番、4番につきましては、これからというこ

とになるかと思えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 文教ガーデンシティなんかも当初は80億円、90億円の金額だったものが今は50億円、今は中学校ということで50億円と見込まれておりますが、こちらの焼却炉、プラント自体はこれだけで80億円近いお金が動くわけです。市民の生活、また自分たちにも直結することですので、もっとしっかりと広報をしていただきたいと思いますし、その市民の説明とかもまだちょっと不十分ではないかと思っております。

その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 広報、それから節目等にはFM等も含めまして広報はしているつもりなんです、伊豆市と伊豆の国市両方の組合で現在進めております。当然ホームページも開設したことも広報等ではお知らせはしているんですが、その検討内容につきましてもホームページのほうで公表しています。ただ、PRが足りないということにはなってくるのかと思えます。

それと、先ほども言いましたが、市民説明会を開きましても参加者は少ないというのが現状です。その辺ももう一度組合のほうと打ち合わせをしまして、市民説明会のほうの広報の仕方のほうを検討させていただくということでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 今現状出ている処理方式に年間のコストというものも、ランニングコストというものも大方出ていると思うんですけども、大体お幾らぐらいになるのかお答え願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） こちらのほうは事業所のほうからアンケートをいただいたということでまだどの方式に決定するか、それから事業所、当然そのプラントメーカー等がまだ決定しておりません。ただ、プラントストーカー方式は大体幾らぐらいであるよというような形のやつはできております。それにつきましては、人件費は入っておりませんが、ストーカー方式で約年間600万円、それから、流動式については590万円、これについても約600万円です。それから、ガス化溶解炉方式につきましては550万円、それからカシキスタンというんですか、その方式につきましては約300万円というような形でアンケートはとっており

ますが、どの形というのは決定しておりません。それから、決定するときに当然、その入札をかける場合、それも含めて入札をかけますので、その形になれば公表ができるのかなというふうには考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） こちらを600万円ほどかかるということですがけれども、こちらは焼却灰、スラグだったり後は残渣というものが出てくると思うんですが、そちらの処理費用なんか含まれていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 焼却灰につきましては、組合をつくるときの取り決めで、最終処分につきましては両市で別々に行うということになっております。ですので、新ごみ処理場から出た伊豆市の分は、伊豆市のほうで最終処分場へ、現在は埋め立てるという形でなっています。これにつきましても最終処分場、永遠ではありませんので、これについても市長を含めて部内のほうで最終的には検討していく事項というふうには考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私もよくインターネットを見ます。最近ごみ処理についていろいろ調べていたところ、こちらの森議員のブログのほうに去年の、2015年の8月ほどに書き込みがありまして、これは今まで焼却をしているごみ施設ではなく、ごみ処理を、家庭から出る廃棄物だとか産業廃棄物を燃やす、焼却するという概念を変えてもいいのではないかというコメントがあったので、少し気になったのでここで説明させていただきます。

そこで亜臨界水分解という高温蒸気、高圧を使用した燃やさないごみ処理システムがあるということを知りました。近くでは静岡大学でも研究しているようです。建設費は約半分で済む、そして、ランニングコストは石油だとか灯油を使いますが、20分の1で済みます。しかも、出てくる残渣は無害、無菌ですので有効に利用できるというものです。現在伊豆市が持っている本柿木の最終処分場のほうは、この間新人議員の研修で回らせてもらったときに、あと10年ぐらいは使えるというお話が出ていました。10年後にまたこういう問題が出てくるのであれば、今から最終処分場も10年ではなく15年、20年でも使えるように今のうちから、焼却するシステムからこの伊豆市が、日本に先駆けてトップランナーになっていただきたいと思います。いつも伊豆市というのは私の見解ですが、伊豆半島にあるほかの市町から見ても後手に回りまして、最後に伊豆市が仕方なくやっているようなところが見えますので、ぜひ、伊豆市が先頭を切ってこういう最新技術、いいもの、日本のすばらしい技術がありますので、採用を検討していただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） 亜臨界水式処理施設というものは存じております。ただ、組合のほう事前に調べたところによりますと、現在取り入れている自治体で故障、それからつくった後の改良とか費用がかさむということで選定から外したということを知っております。ですので、ごみ処理施設につきましては、つくったら一応30年以上はもっていただきたいという施設でございますので、安くつくってその後維持費に、例えば故障であったり、その修繕です、そういう費用がかさむということになると安定した稼働が見込めないということで、組合のほうから外しますという話は聞いております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 一部事務組合のほうがありますが、市民にお伝えするという意味で、ここで質問させていただきます。

そちらの亜臨界水分解装置のほうはどのように調べてそういう結果になったのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） すみません、私のほうも組合のほう調べたものですから、詳しくは聞いておりません。ただ、1次評価、先ほど言いましたが、安定稼働ということ、それから多くの自治体を取り入れている実績、こちらを重視したというふうには考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 北海道のほうでは多くの自治体で使われているようです。私が調べたところ、伊豆市、伊豆の国市で行われている一部事務組合の職員さんのほうは一つのメーカー、北海道の白老町というところにあるプラントメーカーです、そちらをつくったプラントメーカーさんのほうにお聞きしたようですが、それ以外は話は聞いていないということでした。白老町というのは、そのプラントメーカーさんはもともと5立米、10立米というものしかなかったものを12立米というものをつくった。また、そこに新たにいろんなオプションがついてくるわけです。乾燥機だったり、ごみの金属の分類機だったり。そういうものが故障が多かった。しかも、その後のメンテナンスがその会社のほうがしっかりとメンテナンスというか修繕ができなかったもので、今は一部しか使っていないというお話を聞きましたがいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） すみません、私、そこまで詳しく組合のほうから聞いておりません。ですので、例えばストーカー式であるとかガス融炉です、シャフト式であるとか全国で過去5年、22年以降多く取り入れられている施設、かつ現在稼働している施設の中で安定稼働をしているという施設を優先するというような話をされて、その中で委員の皆さんです、当然30年以上もっていただくということで、そういう形で選定の項目を決めたという過程があります。先ほど言いましたように白老町のほうの、それが今稼働しているどうのこうのという話は、私は聞いておりません。ただ、説明の中で先ほど言いましたように、故障がちであるとか、安定稼働が得られない、費用加算がかさむよと。ですから、安くつくってもその後費用がかさむのは、逆に違うでしょうというような形で選定をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 伊豆市のほうにありますし尿処理場の最後の処理した、最後の残ったものが、し尿処理の残渣というか、ものがあると思うんです。そちらの処分を外部に委託したり、あとは今、天城のほうにイズシカ問屋とありますが、イズシカ問屋で出た廃棄物なんか外部に委託をしていると。そして、伊豆市には山林がとても多くあります。そこに出た竹などのそういう廃棄物なんかかなり外部委託が多いように思われます。しかし、亜臨界水であればそういうもの、有機物が全て分解できますので、伊豆市にはとてもいい循環が生まれるのかなと思いました。また、文教ガーデンシティを今、大平のほうに進めておりますので、そういうところへもそういうエネルギーを発電したりして、そういうものも送って災害の拠点にもなるのではないかと考えたものですから、いろんな質問をさせていただきましたが、また、私のほうも勉強していろいろとお聞きしますので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（鈴木 正君） すみません、最後につけ加えをさせていただきます。

田代で出ます汚泥の最終に出たものは、新ごみ処理施設で完成後は焼却をするということは決定をしております。それと、もう一回道路等でシカとかイノシシとかいろいろあるわけですが、そちらのほうにつきましても鉄砲で撃って処分したやつは違うんですが、そちらにつきましても最終処分場で焼却をするという方向で進んでおります。それと、山から切り落とした枝等は燃せないんですが、家庭から出た剪定された木です、それについても新ごみ処理施設で燃すということで、今まで燃せなかったものを新ごみ処理施設では燃すような方式で今現在は進んでおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「以上です」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 次の4番目、消防団の関係に行きます。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 消防団の応援する施策について全く同感で、もう少し何か強化できないかなと考えております。

去る日曜日に久しぶりに横須賀に行ったんですが、思い出したんですけれども、横須賀のデパートで当時制服で行くと、証明書なんか見せなくても10%割引していただいたんです。大変にうれしかった記憶がありまして、やはり、消防団はふだん、制服で動いていませんで何らかの証明書はお見せいただく必要はあるんですけれども、やはり地域がその人たちに対して支援をするというのは、精神的な支援としても非常に有効であると改めて感じた次第です。

そこで、伊豆市では平成26年度から静岡県内の消防団員及びその家族に対して県内10カ所の施設での割引する制度があり、伊豆市内では虹の郷やサイクルスポーツセンターなどが対象になっています。ただ、今までは消防団員の方からそれを利用したいので証明書をということだったんですが、来年4月から全ての団員にその証明書を発行させていただいて、その優遇措置を、団員であればどなたでも受けられるように改善をまいります。また、消防団員が活動など参加しやすいように、消防団員の勤務する協力事業者に対する事業税の減税などの制度もありますので、ことしから3年間延長になるなどの優遇措置がとられている状況ですから、うまくこれをもう少し広報してまいりたいと思います。

それから、退職報償金ですが、国の基準では5年以上勤務して退職した方に対して支給となっておりますが、伊豆市では平成26年度の退職者から従来の3年以上の勤務者に対して支給していたものを、2年以上の勤務された方に対して支給するよう改善をしております。3年以降も勤務年数に応じて支給しておりまして、他の市町との差は解消しておるものと認識しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 1番の消防団の福利厚生についてであります。これは試案ではありますが、地元の商工関係団体などと協力をして、先ほど市長が言われたように一定の割引サービスなどがあれば消防団員のはつらつとした活動に後押しができます。そして、地元の商工業者の所得の向上、地方衰退の歯どめの一つとなることと考えております。どうぞ、御検討をよろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げた答弁は、県内の統一した基準ですので、伊豆市とし

て消防団を応援するシステムについて検討させてください。前向きに検討させていただきま
す。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「よろしいです」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

◇ 永岡康司君

○議長（三田忠男君） 次に10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） 10番、永岡康司でございます。

通告に従いまして2件の質問をいたします。

最後となりましたのですけれども、大分皆さん2日間、お疲れでしょうけれども、短い時
間で終わりますので、ちょっと我慢していただきたいと思います。

それから、私の今回の質問は皆さんとちょっと違いまして、ここにおられる方たちには全
く興味のない質問かもしれませんけれども、少しの時間聞いていただきたいと思います。た
だ、私の同じ出身地である教育部長には聞いていただきたいと思いますので、よろしく
お願いします。

平成26年9月議会の一般質問で、土肥海岸再生整備事業について伺いました。海岸の活性
化のため海洋投石をすることにより、海藻類の着床面積がふえて生産量の増加が期待されま
すとの質問をいたしました。その後2年経過いたしました、どのようになっていますか伺
いたいと思います。

最近の新聞記事で海の森、この海の森というのはすみません、オリンピックとは関係あり
ませんのでよろしくお願いします。海の森づくりという記事が載っていました。昆布やワカ
メなどの海藻類が失われて不毛の状態となる、いそ焼けの現象が日本各地の沿岸で起きてい
ます。この土肥地区の海岸でも例外ではありませんでした。原因としては、海水温の上昇、
水質の汚濁、海藻類をウニや魚が食い荒らす食害などとともに森から川を通じて海へ供給さ
れていた鉄分を初めとした栄養分が森林伐採や河川開発により減少している状況が指摘され
ています。平成28年9月26日の新聞なんですけれども、この新聞です。この新聞に鉄の副産
物、「漁業や農業に活用」ということで載っておりましたが、北海道増毛町漁協の取り組み
について書かれていましたが、かつては海藻が減少するいそ焼けに悩んでいましたが、現在
では波打ち際から沖合40メートルくらいまで、黒褐色の重くて肉厚の昆布がぎっしりと生え
てきました。これ、この写真なんですけれども、これ膝下、もう30センチのところにも海藻
がいっぱい生えているということの証明写真です。この豊作の一因は、海底に沈めた鉄鋼ス
ラグにあり、スラグは鉄鉱石から石を製錬した後に残る物質で、鉄分や石灰を多く含んでい

るそうです。海藻の成長には鉄分が欠かせないことがわかり、2004年、増毛漁協では新日鉄と共同で昆布の漁場にスラグを埋設する実験をしました。結果、昆布の量だけでなく種類もふえ、特産のエビ、魚介類のすみかや産卵場所も広がった。組合長は、昔のような豊かな海を取り戻すために地道に取り組みを続けていきたいと言っているそうです。私もこの新聞に感動いたしました、いろいろ調べてみました。この伊豆半島全域、今下田のほうではいそ焼きが大分ひどいようなんですけれども、八木沢、小下田地域にこの海藻のテングサやヒジキ、ワカメ、ノリ、それからトコブシ、サザエ、魚介類等の漁場再生に向けた取り組み、これは実験でも結構です。実験を行い、生産漁業として生活ができるような環境を整えていきたいと思いますが、市長の考えを伺います。

2番目、土肥山川堤防の防災対策についてです。

毎年各地で梅雨前線や台風の影響で豪雨災害が発生しています。茨城県常総市鬼怒川や宮崎県大崎市の渋井川が決壊し、常総市では23名の方が行方不明となっている災害が発生しました。一級河川では堤防等の治水施設の整備により水害による浸水面積は減少しているようですが、中小河川、いわゆる二級河川の堤防が決壊し、被害が出る事例は最近多くなっているようです。このようなことから、土肥地区の方から山川左岸の堤防は現在空石積み状態にあり、集中豪雨や台風など大雨が降った場合には石垣が崩れ、洪水、氾濫のおそれが起こるのではないかと心配する声が聞かれました。

市ではこの空石積み状態を解消して、市民のための防災対策をしっかりと取り組み、安心、安全な地域づくりを行ってほしいと思いますが、市長の考えを伺います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

伊豆半島の周りの海、駿河湾、太平洋に出て、それから相模湾まで世界で最も海藻の種類が多い海と聞いておりました、これもやはり天城山や狩野川と並んで私たちの大切な資源だと認識をしております。そこで、平成26年9月定例会においては、土肥海岸再生整備事業について御質問いただき、各種支援対策として水産庁の地域水産業浜の活力再生プラン等支援事業を活用するために、行政、漁業者などを交えた地域水産業再生委員会の設置に向けて検討する旨を回答申し上げます。その後、伊豆市ほか1市5町の行政と伊豆漁業協同組合、それからオブザーバーとして静岡県水産技術研究所で構成する伊豆地区地域水産業再生委員会を設置して、各地域の漁業形態等に応じて平成27年度から平成31年度までの具体的な取り組み内容を明記した浜の活力再生プランが4地域分作成をされております。

土肥にかかわる浜の活力再生プランにおいては、テングサ漁場造成整備、それからモニタリング調査、モニタリングというのは量と質だそうです、モニタリング調査、調査結果に

基づく海藻増殖対策等を実施し、最終年にはテングサ増産とあわせて収入10%の向上を目指した取り組みを実施することとして、各種補助事業などの導入とその実施方法を検討していただいております。今年度に入ってからT P Pに対する影響緩和策として、浜の活力再生広域プランの策定を前提とした漁業改革に対する支援拡充策を受けることが可能になったために、従来の浜の活力再生プランを策定している伊豆地区地域水産業再生委員会を母体として、新たに県を加えた伊豆地区広域水産業再生委員会が設立され、水産業競争力強化緊急事業が検討されております。いずれにしてもテングサなどの海藻やサザエ、トコブシなどの魚介類などの漁場再生については土肥地区の地域経済振興に欠かせないものであって、地域の漁業者の皆様や地域漁港の御意向や県の水産技術研究所の専門家の意見を踏まえて、伊豆市としても土肥地区の豊かな海の森づくり、水産資源の再生に向けた対策、これは土肥地区の地域の皆さんだけではなく、伊豆市民、皆さんの利益にかなうものと考えておりますので、着実に進めてまいりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） ありがとうございます。

前回の質問の答弁の中に浜の活性化再生プランを行う事業がありまして、その地域水産業再生委員会を設置して、その年の9月には第1回目の会合を開くという答弁がありました。その後、漁協の担当者と話をしているんですけども、もう一度これを質問するということで聞いているんですけども、そのような形のもの、土肥の役員は聞いたことがないような話をしています、本当にやっているのかなというのが、私の今の考え方です。

それから、今市長も言われましたけれども、テングサの再生に向けてしっかりと行政として進めていきたいと、改めてお約束しますと一応はっきり言いましたので、ぜひ、このテングサの再生事業を進めていただきたいんですけども、ただ、この僕が質問した2年前の話は、海岸に石を入れる、投石をするという話をしたと思います。過去にはそのような投石をした経緯があります。金刺教育部長のお父さんの時代に、舟山下からたしか石を運んだのではないかと思うんですけども、昔の人たちもそういった形で投石をするという形。でも、これをしますと、相当のエネルギーというか、費用がかかるということで、恐らくこの事業には向かないのかなというのが今の僕の判断なんです。そこで、この新聞にありました増毛町の対応、これが今は、昔は漁師は山へ木を植えるという形で、山を活性化することによって海が再生するというようなことで、山の栄養素とそれから鉄分が流れて来て、それから海藻に栄養を与えるという循環があったそうなんですけれども、最近山に堰堤がいっぱいできていまして、その鉄分がそこに滞留して海まで届かなくなるということで、海藻がつかなくなるというのが原因がわかってきました。

その中で、増毛町が始めたのが新日鉄で出る製鉄のかすです、スラグなんですけれども、それをある程度固めてそれを腐葉土と一緒にして海へ、要するに麻袋に入れて海へ置くと、

そこから出る栄養分、要するに鉄分なんですけれども、それがフルボ酸鉄という、腐食酸鉄なんですけれども、それが海藻の栄養分になってあの昆布の状態、要するにふだんは船からとる昆布なんですけれども、膝上10センチぐらいのところからもう昆布が出ているということで、大変な成功をおさめているということです。このスラグの取り組みについては、今新日鉄、それから東大、それから水産庁あたりも日本全国30カ所ぐらいでやっていると聞いています。千葉でもそのような形を聞いていると聞いています。ただ、これが僕は、これはテングサにも使えるのではないのかなというのが私の考え方であって、この海藻、伊豆市ではテングサやヒジキ、それからノリ、それからツノマタそれからコメゴといったいろんな海藻がとれます。本当に豊富にあります。これは全部食用になるんですけれども、これを入れることによって、もちろんテングサもふえるでしょうし、ほかのノリやヒジキあたりが豊富にふえるのではないかと期待しているところなんです。

過去にこのテングサの量の推移を見ますと、平成19年度には141トン、1億4,200万円あった水揚げ量が、平成21年、翌々年には71トン、7,700万円まで落ちました。約半分です。それから平成23年には54トン、8,000万円、平成25年には41トン、6,000万円、平成26年には46トン、6,700万円、平成28年度には38トンと激減しているんです。何とかこれを再生させたいというのが、本当に私たちの願いなんです。それによって今、平成28年度は、これはおかしな形でテングサの価格が3倍にはね上がっていて、ちょっとことしは、量は少ないんですけれども、漁業者では大分ボーナスが入っている状態なんです。ただ、このスラグの取り組みについて実験を市としてやっていきたいなと思うんですけれども、市長、そこら辺の考え、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 先ほど市長のほうから答弁もございました、浜の活力再生プランです、こちらにつきましては伊豆市の土肥漁協が入っておりまして、先ほど4地域ということは申し上げました。土肥につきましては、松崎町と西伊豆町、伊豆市、この3市町で一つの地域という形でこちらの再生プランが掲げられております。この中で、いわゆる先ほども申しましたが、テングサの関係でございますが、テングサの漁場の関係です、漁場、この関係もこの中には組み込まれております。ですので、こちらの広域プランがございますので、土肥漁協さんもこの松崎、西伊豆と一緒にやっておりますので、こちらのプランの策定のほう、そちらにどんどん提案していただいてこの事業で取り込めるように進めていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 取り組んでいるということなんですね。これって、本当に簡単なん

です。そのスラグと腐葉土を一つの袋に入れて海へ置くだけでいいんです。ですから、1袋に何千円ぐらいの予算だと僕は見ているんです。何百万円もかかる事業ではないんです。たまたま2メートル四方の枠をつくって、そこに1つ袋を入れれば試験はできるんです。その試験をやってほしいなという。それでよければ、例えば、それを30メートルごとに捨てていくとか埋めていくとかという形をとればいいことであって、松崎とか仁科とか田子とかではなくて、土肥、本当にこの伊豆市で1つの袋をつくっただけで、そこへ埋めるだけでいいんです、2メートルのところ、それが大きな問題ではなくて、本当に簡単な問題なんです。何千円の仕事なんです。そこら辺いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（鈴木 薫君） 先ほどから申し上げておりますが、せっかくこういう国の制度がございますので、こちらを活用するような形で事業計画等をこちらのほうのプランのほうに、漁協といたしましてそういう機会がございますので、そういう提案をしていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 前回の市長の答弁の中に、選挙に出る前に小下田の小峰地区を歩いたときに、おばあさんたちが一生懸命階段からテングサを運んで来て、苦労されていると。そういったその、いそのにおいがすごく印象に残っているということの市長の話の話を聞きました。今でも小下田の小峰の方たちや大木山、藤沢の方たちもおばあさんたちがセニアカーですか、電気自動車、それに乗って海まで行ってテングサを拾ってくると。そしてそこで干して、軽いやつをあの小峰の上まで運んでくるというような状態で、一生懸命やっている状態です。本当にこの小下田や八木沢は、このテングサで生活をされている方たちが大勢います。何とかこれをもとの10年、15年前の海に戻したい、それが私もそうなんですけれども、私たちの願いなんです。ぜひ、このテングサについては取り上げていただき、昔の八木沢、小下田の海を活性化させていただきたい、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

次をお願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目ですね。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 土肥山川の堤防の防災対策についてということですが、建設部長のほうから答弁をさせますが、伊豆市の中は国と県と市が混じっているのは御承知のとおりで、直轄の河川改修で修善寺橋からは国、それから直轄砂防も国、それから土肥のほうには残念ながら河川も砂防も入っておりませんので、県との事業の中で防災を今、進めているんですが、いずれにしても今、この防災については国と県と市のほうで、非常に連携をしっかりと

って進めてまいりますので、この本件については県との連携事業の中で私どもの立場をしっかりと伝えさせていただいております。

現状について、建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 土肥山川につきましてですが、この河川は県が管理いたします二級河川でございます。議員指摘の護岸につきましては、多くが自然石、間知石でございますが、積み上げられた護岸でございます。確かに点場付近では空石積みを確認できる箇所もございました。9月議会の終わった後でしょうか、やはり議員からちょっとお話をいただきまして、自分も現地へ行って、草が多いからわかるかな何て言われながら行ったんですが、おりてみればわかりましたので、早速そのときにも土木事務所、修善寺支所のほうへ報告いたしまして、支所のほうも確認をしていただけております。また、そのとき議員も見てきたよということで、お互い話をしたかと思えます。それで、県に伺いましたところ、土肥山川の護岸につきましては、計画降水量に余裕高を含む高さまで整備されているとのことでございます。このため、護岸を超えるような増水は考えにくいとは思われますが、県に対しましては、河川施設の健全性について御確認いただくとともに、近年の豪雨は確かに議員がおっしゃられますように、局地的に強い雨が発生することがございますので、こういった降雨時の状況を確認し、必要に応じて要望していきたいと考えております。健全性というのは、今はちょっと雨期でないものですからちょっとわからないんですが、そういう雨が降ったときに、県のほうも河川パトロールというのがございますので、それらで確認をしていただきたいということでお願いをしてまいりました。

それで、せっかくですので、ちょっと私どもも今回御質問をいただきましたときに、隣にいます理事と現地をもう一度確認させていただきました。大分草も少なくなっておりますが、まだまだクズ葉なんかが多くてわかりにくいんですが、土肥こども園です、あの前あたりの前後が確かに空石積みになっておりました。しかし、市道がございます。両岸、市道がございますが、御指摘の左岸の市道との点場付近だけでございまして、あとはおりてみましたら間知石ですけれども、コンクリートを確認できる場所もございます。当然、河川整備をしたときに県のほうでも計画降水高、また、それにプラスして余裕高、これまでは整備してございますので、行って見ますとところどころ小段のあるところもあるものですから、もしかしたら余裕高よりもさらに高いところなのか、ちょっとその辺の経緯は県でもわからないものですから、今申しましたように、雨の降ったときですとか確認をしていただけるようお願いをしてきました。また、先ほども申しましたように、今後必要に応じて、例えば本当にその石積みがちよっとずれているとか、そんなことが見えたら、何らかの対処をしていただくようにということで県に報告させていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） ありがとうございます。

右岸のほうの富士屋ホテルさんのほうについては全く草が生えていないということは、コンクリートが打ってあるから草が生えていないんです。左岸のほうについては、空石状態であるからここに草がいっぱい生えている状態だと僕は理解しているんです。ですから、あそこにもし、大雨が降れば、一つの石が外れれば、これはあその中学生が通っている道路も削られていくのではないかと。もう一つは、あの中学校からあのこども園のところまでぐらいです。あと、水神橋から上も少し空積み状態になっているのかなという、僕もあそこにラーメン屋さんがあるんですけども、その人たちと見るんですけども、あそこもちょっと空積みで危ないのかなというようにも思っています。ですから、おとしですか、伊豆半島担当副知事の土屋副知事さんと面会することができまして、八木沢の大川についての堤防のことを話してもらいましたら、8月24日に面会して八木沢の大川の堤防のことを話したら、9月17日にはもう調査費がすぐおりました。その次の年の1月にはもう、工事をしていただきました。早い時期に、これ危ないということがわかりましたので、早急にやってくれた、金刺部長も知っているとは思いますが、きれいな川にさせていただきました。ですから、土肥の山川については、土肥の真ん中を通っている川ですので、屋形、あの左岸が崩れた場合には屋形地区は全滅する状態になりますので、建設部長、また早急に県の人と話をしていただいて、ぜひ工事を進めていただきたいなと思いますので、県のほうへもよろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

もう一つ、先ほど、今言った八木沢大川のことなんですけれども、もう枯れ死状態で下は底があらわれて、いつ崩れてもおかしくない状態にありますので、あわせてそこいらも願ひしたいと思います。

一般質問が陳情になってしまいましたんですけども、土肥の屋形の皆様の安全を守るためにも、ぜひそこら辺、市としても早急に対応していただきたいなと思っております。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（三田忠男君） これで永岡康司議員の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時46分

◎発言の訂正について

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

当局より申し出がありました。波多野議員のときの答弁に訂正でよろしいんですか。あります。市民部長、お願いします。

○市民部長（鈴木 正君） すみません、私、ランニングコストのところの記事で数字を述べさせていただきました。あれにつきましては、維持管理する会社等とかそういう人件費は一切含んでおりません。ですから、燃料費等の数字を言わせてもらったと。そういうことで解釈をしていただけると。管理運営する人件費といいますか、コストを入れますと約4億円。これは全てのアンケートのほうで約4億円という数字が出ておりますので、ここで訂正をさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 波多野議員、いいですか、質問。とりあえず聞いたと。よろしいですか。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） それでは、次に、西島信也議員の質問の残りの部分を行いたいと思います。

休憩中等にいろいろ調べさせていただきましたが、湯ヶ島地区グランドデザイン中間報告というものは、木村議員の質問のときに行ったそうですが、回答としては70%等ということは一切答弁していないという、調べた限りではそういうふうに出ております。その点を報告しながら、引き続きお願いしたいと思います。

西島議員。よろしくをお願いします。

○13番（西島信也君） それでは、時間もありませんから簡潔にいきます。

私が質問したのは、市長が7割の人が賛成したと言ったということですが、これはわからないということですので、この分については保留しますけれども、一体説明会において多くの方が反対意見を述べられたということについて、どこを見ましても賛成の人なんてほとんどいなかったと思いますけれども、市長、どう思います、このことについて。天城支所移転。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前申し上げましたとおり、春、6月だったか7月だったか記憶していませんが、そのときの説明会も含めて、必ずしも地域の皆さんの総意が、そこに集まっているという感じはいたしませんで、非常に市民の皆さんが自由な意見をおっしゃりにくい環境だったものですから、私どもとしてはいわゆる直接の集会型の市民説明会以外の手段も、手法も含めて地域の皆さんのしっかり合意形成をしていく。その必要性を感じた次第でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 要するに、説明会はそういう反対派の連中が集まっていて、皆さん

言いたいことも言えないと、そういうようなことを市長はおっしゃりたいんでしょうけれどもね。それでは、アンケートでも何でもとってください。アンケート、天城湯ヶ島に住んでいる方のアンケート、何千人かわかりません。6,000人か7,000人かわかりませんが、アンケートをとるあれはあります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長からも説明ありましたとおり、幾度も地域の皆さんとの話し合いを重ねてまいりましたので、現時点でアンケートをとる意向は持っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんな、アンケートもとらないでそんな勝手に自分で決めちゃ、それは地方自治、民主主義に反します。これは絶対にそういう問題です。

次に行きますけれども、東京ラスクに今の天城支所のところを貸すというんですけれども、何で公募かあるいは入札にしないのか。天城支所を借りれるということだったら、多くの借り手がいるはずですよ。多くの人々にその機会を与えるべきではないですか。特定の人々の利益になっていないですか。特定の人々の。何でそうやって東京ラスクに決めちゃうんですか。何で決めるんですか。ほかの人ではにぎわいづくりとか雇用促進できないんですか、ほかの企業では。それをちょっと聞きます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 当初は、東京ラスクがあそこに事業展開していることを踏まえた上でも公募するというのも選択肢として考えておりました。ただ、これまで何度も申し上げましたとおり、今の伊豆市内の優先課題は、雇用の創出と世帯所得の向上ということで、それに寄与しないのかと。先ほどほかの質問でもございましたけれども、企業誘致だけではなくて、今市内に既にある産業の振興というの、雇用の創出、所得の向上にはつながるわけです。そこで、ここがその地域にとってふさわしくない事業であれば、また必ずしも地域の振興に発展しない事業であれば、事業展開していても再考する必要性もあろうかと思えます。しかし、御存じのとおり、あの業態は観光のお客様もマーケットにした、今やうちの中では比較的少ない北側の三島や函南からもおいでになる、その事業所が正社員、パートを含めて倍程度に雇用をふやしたいという御意向が、地域の利益にかなっていないとは私どもには思いません。先般申し上げましたように、現時点で70名、今の事業展開、今後の事業展開で100名から150名程度に雇用をふやす、さらには地域の皆さんがもっと働ける場所もつくりたいという事業方向が、地域の皆さんの利益にかなっていると私どもは判断をしておりますので、そのような状況の中で、現状の市内の産業を振興する手法は公益にかなっていると判断をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長は市内の産業を育成すると言っているわけですがけれども、市内の産業の人に公募すればいいではないですか。何で入札しないんですか、市内の産業の人に。それで、雇用がどうだこうだ言ったってパートの人は雇用と言わないです、普通。どうですか、そこら辺。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この東京ラスクにかかわらず、旅館を含む観光事業であるとか、あるいはその他の中小企業とか、市内に既にあるその産業振興というのは幾つも手法があっいて、現時点で東京ラスクがもちろん会社にとっても当然利益でしょうけれども、この地域にとって貢献していないとはとても私どもには思えない状況なんです。70名の従業員さんの中で正社員13名、パートさん57名というのは決して少なくない数字だと思っています。この雇用の創出13名、今伊豆市が自分で直接事業展開して正社員13名、パート57名をとともつくれるようには私どもは感じておりません。それをもってどう評価するというのは、どうも価値基準が違うようですが、私どもは、これは十分に雇用創出を、所得向上に効果がある事業だと判断をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今の市長の考えは、特定の人利益、これしか追求していない。要するに業者と癒着をしているんです。あなたと東京ラスクの社長は中学校のときの野球の先輩だということではないですか。業者と癒着しているという、そういう感覚はないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは数年前、そのような御指摘があっいて、裁判所においてもあのとき3件、私を中傷するチラシがありまして、書いた方、西島さんの事務所でお書きになったチラシなんですけれども、その書いた方は、ほかの2つは問題ではないと。この東京ラスクこそが問題なんだということで裁判が焦点になって、そこで私の、それから伊豆市行政の正当性は完全に認められたわけです、裁判所において。そののまず、事実認識はしっかり持っていたいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 業者と癒着しているかしていないか聞いているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこは、法廷によって完全に私どもの正当性が認められています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） そんなことは裁判のあれにはなっていなかったです。まあいいや、次行きます。

東京ラスクが工場拡張の申し出があったために、貸すということで、普通だったらこれ、断りますよ、こんなことになったら。例えば、この庁舎をどこかの工場に貸してくれと言ったら断るでしょう。普通何でそんなことをやるんですか、それが業者と癒着しているということなんです。教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 仮に東京ラスクが、今の事業規模だけで十分で、かつ必要かつ十分であるということであれば、残りの場所はまたほかに公募することもあったかもしれません。この地域、通過交通が大きなマーケットとして商業地として栄えていることは既に申し上げたとおりであって、修善寺地区と違って天城湯ヶ島地区は通過交通が大きなマーケットになっていること、それはもうデータで、DMOのデータの中でもはっきりしていることは既に申し上げておりです。さらに2年後には月ヶ瀬インターができるわけですから、このチャンスに商業施設を拡大しないという選択肢は、私は一般的には行政のあり方として、そういうチャンスを活用しないという選択肢は行政としてはないんだろうと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 最後の質問になりますけれども、東京ラスクが工場拡張の申し出をしたわけです。だから、伊豆市は1年間前倒しでやったと言いますよね。だったら何で、その3番に行きますけれども、その3億円の事業費、湯ヶ島小学校とか幼稚園とかそういう事業費、何でそれを出さないんですか。半分でも出せばいいではないですか。1億5,000万円でも。それと、静岡大学の研究ゾーンというのが書いてありますよね。何で静岡大学の研究ゾーンをつくるんですか。静岡大学にお金をもらいます、その研究するための費用として。おかしいではないですか、こんなことで、こんな全部みんな公費でやっているのではないですか、全部公費で。これはどう考えるんですか、これ。教えてください。

○議長（三田忠男君） 最後の答弁、お願いします。

○市長（菊地 豊君） 市長として、あるいは市民の代表として大変つらい思いをするんですけれども、ベアードビールのときも反対だけではなく、そのベアードビールを中傷されるような表現のされ方をされたんですが、普通は企業に来ていただきたいんです。それから、静岡大学も既に茅野でセミナーハウスをお持ちなんです。そういったところに対して、公人としての発言としては、ぜひ、私はお気をつけたいと思うんです。既に地域の皆さん

は、以前に静岡大学の茅野でのセミナーハウスで、地元向けのセミナーをやっていたので、もう一回やってほしいという御要望があったんです。それで、静岡大学と話し合った中で、湯ヶ島小学校全部を……。

〔発言する人あり〕

○市長（菊地 豊君） 御質問にお答えしているんです、今。静岡大学の件。そこで、市の計画の中では、小学校全部を使い切ることにはできないので、静大には一部研究施設として、セミナーハウスをお持ちの上で湯ヶ島小学校をお使いいただけますかということで、静岡大学の理学部から御回答をいただいているわけです。よそ様から見たら、工場が進出するとか大学のセミナーハウスを置いていただくとか、大変な本当はうらやましい話なんですけれども、ぜひそこは、公の立場で公益を御判断をして、私に対する攻撃は結構ですから。ほかの事業者さんとか大学に対する発言は、ぜひ、お言葉をお選びいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） これで西島議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、12月6日、午前9時半から開催します。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。いろいろ御協力ありがとうございました。

散会 午後 3時58分

平成28年第4回（12月）伊豆市議会定例会

議事日程（第4号）

平成28年12月6日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 「議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）」
の撤回について
- 日程第 2 議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）
- 日程第 3 議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 4 議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 5 議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）
- 日程第 6 議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1
回）
- 日程第 7 議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第 8 議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例等の一部改正について
- 日程第10 議案第113号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例等の一部
改正について
- 日程第11 議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について
- 日程第12 議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改
正について
- 日程第13 議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
- 日程第14 議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について
- 日程第15 議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定について
- 日程第16 議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定について
- 日程第18 議案第121号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に
関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サ
ービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護
予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）
- 日程第21 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）

日程第 2 2 議案第 1 4 3 号 公の施設の指定管理者の指定について (狩野ドーム・狩野グラウンド)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (16名)

1 番	波多野 靖 明 君	2 番	山 口 繁 君
3 番	星 谷 和 馬 君	4 番	間 野 みどり 君
5 番	鈴 木 正 人 君	6 番	下 山 祥 二 君
7 番	杉 山 武 司 君	8 番	三 田 忠 男 君
9 番	青 木 靖 君	10 番	永 岡 康 司 君
11 番	小長谷 順 二 君	12 番	小長谷 朗 夫 君
13 番	西 島 信 也 君	14 番	杉 山 誠 君
15 番	森 良 雄 君	16 番	木 村 建 一 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	和智永 康 弘 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	防 災 監	佐 野 松 太 郎 君
市 民 部 長	鈴 木 正 君	健康福祉部長	村 井 克 代 君
産 業 部 長	鈴 木 薫 君	産 業 部 理 事	堀 江 啓 一 君
建 設 部 長	斎 藤 満 君	建 設 部 理 事	田 村 英 樹 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	長谷川 文 子 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	植 田 博 昭	次 長	杉 山 和 啓
主 査	滝 川 和 代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成28年第4回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第142号の撤回について

○議長（三田忠男君） 日程第1、「議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）」の撤回についてを議題といたします。

撤回の理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

その件については、教育部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） おはようございます。教育部長の金刺でございます。

それでは、今回の議案の撤回の経緯について御説明を申し上げます。

過日、木村建一議員様から一般質問で御指摘をいただきました平成24年3月の総務教育委員会の議事録並びに委員長報告について確認をさせていただきました。

木村議員御指摘のとおり、狩野川記念公園の指定管理につきましては、次回、つまり今回でございますが、第3回目は公募を行い、指定管理者の候補選定の手続を行う旨の発言が、副市長、教育委員会事務局長より御説明申し上げている旨、確認をいたしました。

教育委員会では、議員の御指摘を重く受けとめまして、今回の上程議案を撤回することとし、改めて公募による候補者の選定に向け、今後、教育委員会で慎重に検討してまいります。

また、公募の方法や時期等につきましては教育委員会で協議してまいりますけれども、約1カ月間程度の公募期間を設けたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後は関係部局ともこれまで以上に連携をとりまして、指定管理者制度の関係法令、制度、趣旨、目的を踏まえ、市内運動施設の有効利活用による市民ス

スポーツ振興、健康づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

今回の撤回につきましては、議長様や議員の皆様には、本席で改めておわびを申し上げ、撤回につきまして御承認いただきますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑がありますので、これを許します。

木村議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村です。

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）の撤回について、幾つかお尋ねします。

1つは、今、教育部長がお話しなされたのが平成24年度のいわゆる当局側の見解でありました。1つは、私も条例とか、それから審査会のあるべき姿というか、どういう形で審査会を開きましょうよということで書かれてある文章を当然読んだんですが、平成24年度の公募して、2回目は審査会にかけて、それでオーケーだったら、そのままいくよということがわかって、そして要は今回、一般質問でやったのは、その次は結果的にはありませんよということだったんですね。ルールですと書いてあるんだけど、どこにルールなのかさっぱりわからなかった。だから内規があるのかと思いつつも、そういうことだったんですけども、そのあたり、もうちょっとわかりましたらお願いしたい。

それから2つ目、これはただ単に教育委員会が指定管理を受ける云々ではないと私は思っているもので、全体にかかわる問題ですから、ここからどういう、今後学ぶべきところは何かということはやっておかないと、また出てくるのかなと、出てきてもらっては困るんですけども、その点をお尋ねします。

それから3つ目に、審査会に一応かけたんですね。審査会にかけたのは、そのときには公募を入れない方法でサンアメニティの経営状況というか、管理状況について審査をしたところ、ほぼいいでしょうということになって審査会を通して、そして市長に諮問したという経過なんですね。そうしますと、今回はそれがいいんですけども、撤回するという事だから審査会にかけないんですね。そうしますと、そのあたりの手続上の問題、指定管理者制度をいいですよとかだめですよとかいった手続は、今回、審査会に諮ったのかどうか。もしないならば、どういう手続に基づいて、どの条例に基づいてやられたのかお願いしたいと思います。

公募期間1カ月ということだったんですが、平成19年に、この指定管理者制度を導入するに当たっての会議録も、ずっと読むとわかるんですが、公募期間というのは約1カ月間とっているんですけども、その前の段階で手続上できればいいんですけども、これは平成19年2月25日から始まっているんですよ。2月25日に商工会とか体育協会とか、いろんな方々

に検討に入りますよという説明をしたと。ある意味では、それは指定管理者制度の事務上の問題ではなくて、市民の中における準公的な機関に説明されたのかと思うんですが、事務上の問題、ちょっとお伺いしたいのは、1カ月だけではなくて、いろんな課題があるのかと思うので、その時点では3月16日に議決されて、その後ですよ、具体的に。いわゆる指定管理者制度を入れていいですかということに対して議会がオーケーして、それから4月9日から募集要項を配布して、それからずっと始まって、いろいろな事務をやって、申請受け付けとか質疑をやったりなんかして、最終的に7月、ちょっとこのあたり正確な日付というのをちょっと何日とかわからないんですけども、7月に審査会を開いているんですね。そして具体的には平成19年、その同じ3カ月後の10月1日から指定期間が始まったという経過なんです。

そうしますと、1カ月だけではなくて、その前のいろいろな事務があって、初めて指定管理者の制度が具体的に生きてくるのかなと思うもので、今から3カ月ぐらいありますか、3月31日だったら、そのあたりは、ただ単に1カ月公募ということはわかるんですが、そこに行き着くまでにいろいろな過程があると思いますので詳細は結構です。別に構いませんが、いわゆる今から3月31日で終わって、4月1日から新しい公募による制度が、指定管理者が決まるわけですから、そこからスタートするわけですから。そのあたりは、きょう、ここで審議するわけではないですから、その期間が果たしてとれるのかどうかということ、ちょっと気にかかっているものから、その点、説明してください。よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まず、今回の撤回につきましてのルールといいますか、先ほどの発言会議録の副市長の答弁の中には、3回目のルールというような表現がございますけれども、具体的な明文は、私どものほう、前任の担当に確認しましたがけれども、ございませんでした。そもそも指定管理は、当初の制度としては3年から10年を一つの指定管理の期間をめぐりとして制度が発足したと。期間が長いものについては、安定した経営、公共的な団体的なもの、そういったことを踏まえて、当初の制度そのものが3年から10年を一つの期間ということで計画したというふうな認識でございます。

前回、10年がたったということで、改めて今回、10年たった時点では、そういうことの公募を行って、しっかり広く、そういう公募の事務をとりながら作業をするということが市当局の当時の解釈だったというふうに考えております。

我々も4月以降、関係する条例関係、全て実は確認をさせていただいた中で、昨年度サンアメニティさん、中間評価というものを受けております。これは指定管理制度に基づきますチェック表、利用者の満足度でありますとか、利用者への対応、苦情への対応、そういったものについて全てを審査いただいた中で、A評価というような、おおむね妥当であろうというようなことで対応していただいているということで、4月から今回、条例の第5条の3項

という、こちらの規定に当てはめるといふ、我々としては、その点については前回の会議録の確認ができなかったことについては、改めておわびを申し上げますが、今回こういうことで条例の解釈のもとに行ったものでございます。

今後の対応と、審査会の手続に至る経緯は、先ほどの御案内のとおり、現在も指定管理、サンアメニティさんで行っていただいておりますので、定期的な管理報告をいただいております。中には、例えばトイレの利用アンケートとか、そういったものをいただきながら、現在、来年度、これからの市民利用、狩野川公園は、現在約9割が市民の方が利用している施設でございますので、そういったことをますます活発に利用していただきますよう、例えばサイクリングの計画を検討していただくとか、そういったものもある程度市のほうから提案をさせていただく中で協議をしております。そうした中で、今回、指定管理者審査会のほうに審査をお願いしまして行ったわけでございます。

我々としましては、教育委員会、当然、指定管理者審査会に答申をしておりますので、その答申そのものを先週撤回させていただきまして、経過とあわせましておわびをさせていただいて御了解いただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

〔「公募期間」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 公募期間ですか。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 失礼しました。

公募期間でございますが、この後、教育委員会で審議をいたしますけれども、規定では約1カ月間公募をして、広く地元の方々、関係の方々に公募をするということになっておりますので、1カ月程度の公募期間、これはホームページはもちろんでございますが、各方面の広報に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 結果的には、教育部長、お話しなされましたように、1番目の件、ルールですよと言ったんだけど、そのルールはどこにあるのかわからなかったと。そうしますと、これはやはり何らかの形で、どこかで何か話されたか、こういうことになっているのかなと私、思うんですけれども、いわゆる指定管理者制度そのものの位置づけというか、公のこういう自治体が、民間に指定管理を委託するに当たっての基本的な考え方に基づいてそうやったのかなと思うんですけれども、明文化はないんですけども、その平成24年の時点では公募しますよということになったという結論で議会にも話された、議会が質問して、いろんなやりとりの中で。そうすると、これはただ単に教育委員会の問題ではなくて、伊豆市

全体の指定管理のあり方の問題というか、ルールづくりにかかわるのかなと思うもので、そのあたりはどのように、教育部長ではないですね、どちらかというと総務部長ですね、そのあたりは。だから冒頭、私、質疑したように、今後の学ぶべきところとか、教訓とすべきところは何かというお話を伺ったもので、そこまで煮詰めていることがありましたらお願いしたいと思います。審査会についてはわかりました。

ごめんなさい、公募期間ではなくて、私の言い方が悪かったですね。いわゆる公募するまでの間、準備期間というのはずっとあるわけですよ、いろんなこと、説明会をやったりとか、質問を受けたりとか、審査会をやったりとか、結構な量でボリュームですよ、それぞれの指定管理をやりたいと、物すごい量の経営計画とか、いろんな書類を出さなくてはならない。そうすると、相手方というのはそれだけの準備がある、本当に公募するならば、そういう意味で説明会をやる、多分、現場説明も、新しく手を挙げた人はわからないでしょうから説明会等々起こるといことも含めて、公募期間というの約1カ月というのわかります。その前と後ろ、いわゆる審査会を開いて、またどうしようかと選ぶ時間があるではないですか、それはこの3月31日で終わる前の段階で可能かどうかということを確認したいんです。お願いします。

○議長（三田忠男君） 今のことについて、教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 議員おっしゃるとおり、当然、ホームページ等の公告だけでは足りずに、ちゃんと規定に基づきました例えば経営計画でありますとか事業計画、こういった大枠の指定管理の標準的な様式がございます。これは広く一般的にどなたでもごらんいただけるものでございますが、当然、事前のそういう説明会、必要があれば随時対応させていただく。職員も少し厚く配置をしまして、本件につきましては4月からの市民サービスの低下につながらないような対策、その公募に伴う手続につきましても、随時質疑等に応じながら丁寧に対応したいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回のことから学ぶことということで、手続条例と施行規則というのが当然ございます。その運用のために、平成23年に総務部長通知というのを出してあります。これは公募によらない指定管理者の選定についてということで、市の見解、統一的な通知を出しております。本来でしたら、その通知の中に、この議会に説明させていただいたルールというものを載せておかなければ、この通知自体が完璧なものではないということで、今回この通知をしっかりと見直しまして、今、教育部長が言われた、引き続きの公募によるかよらないかというルールを明記していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか、すみません、ないですね。

ほかに質疑はありますか。

13番、西島議員。

[13番 西島信也君登壇]

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、木村議員から質疑があって、大分わかったんですけども、私、わからない点が1点ありまして、要するにこのサンアメニティ、狩野川記念公園の指定管理ということで、平成24年3月ですか、3回目については公募をするんだよと副市長が言ったということで、だからこれを撤回するよということですよ。

では、それはそれでわかったんですけども、先ほどもちょっと出たんですけども、では、ほかの指定管理についてはどうなのかと。これは教育委員会の問題ではないんですけども、ほかの指定管理についてはどうするのかということをお伺いしたいと思います。何か今、あいまいのような答弁があったものですから、3回目からはどうするのかということ、狩野川記念公園は、これからずっとそうするという事らしいんですけども、ほかのところはどうなのかということをお伺いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の施設に限らず、ほかの施設の場合はどうかという御質問です。

議員ご存じのとおり、先ほど来、申しております指定管理者の指定の手續等に関する条例に手續が載っておるんですが、原則公募としながらも、公募によらない候補者の選定ということも規定されております。その公募によらない候補者の選定のところの解釈でうまく明文化されていないために、今回誤りが起きたということです。

特に公募によらないものとして、公共的団体は公募によらなくていいよというものがございます。ですので、先ほど申しました、まず1回目をしっかり公募して選定したものについては、2回目はいいんですけども、3回目はもう一度公募しなさいよというふうに考えておりますので、当然、公募によって選定した施設につきましては、この2回目、3回目のルールに従って、今後も当然2回目も審査するんですけども、3回目は必ず再公募するというふうにルール化してまいります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 3回目から公募するというお話があったわけですけども、では、それを何か規則とか条例とか、そういうので明文化するというような方向で考えておられるのでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうからお答え申し上げます。

今、総務部長の立場ですから、平成24年に答弁、当時、副市長と総務部長、そのようなル

ールでということ、大体県と同じような歩調だったようですけれどもということ、総務部長は今、そういったお約束がありますので、公募した案件については3回目から見直すということやるといふふうに答弁をしています。

私は市長の立場ですので、議員の皆さんと、そのあり方についても検討したいと思っています。なぜならば、公募によってかわった場合、割と従業員さんは同じ場合があるんです。市の警備なんかもそうなんですけれども、かわったんだけれども、従業員をかえるわけにはいけませんから、そうするとほとんど同じ従業員さんが残って、もともとの会社だけかわって、一体そこで会社の運営効率とか会社の長期経営とか本当にできるんだらうかと。一体、公募で3年ごととか5年ごとにかかわることが、市民の公益に本当に合っているのだらうかという観点から、私はぜひ考えたいと思っています。これを市長が勝手にかえるわけではありませんから、今はルールがありますので、総務部長はルールにのっとって、引き続き市の行政管理はしていきますが、市長という立場において、議員の皆さんとそもそもそのやり方が公益に合うものかどうかについては検討させていただきたいということで申し上げておきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ございますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長は、ルールがあるからと言ったけれども、ルールは載っていないんです。ルールがないからどうするかということ、私は聞いたわけ。ルールがないから、条例とか規則でつくるという話ですかということ聞いた。そしたら総務部長は、では、つくりますよと。市長は、何だか総務部長と態度が、市長という立場で言うなどと全然おかしな答弁ですよ、市長の答弁は。

ですから、それは議員と話をするのはいいですよ。市長の言った、要するに従業員はかわらないから、上の会社だけかわるから、どうだこうだというんですけれども、それは会社のことでしょう、会社のことなんです。市民のことを市長は何も考えていないと私は思うんですけれども。

とにかくルールをつくって、3回目以降は、そういう条例なり規則なり要綱なりで、必ず公募にするというような方向で、ぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど市長、申しましたことと、ちょっと重なるんですけれども、あくまでも議会にお諮りした条例、この規定に基づいて今まで運用しているわけです。その条例の細かい運用の部分、それを総務部長通知ということで内規をつくっているわけですね。今、極端な話、そのルールがなければ、3回目も引き続き公募しなくても条例違反にはならないわけです。でも、やはりしっかり議会のほうで説明を当初しておりますので、総務部長通知のほうで、もう一度しっかり明文化するということで、決して仮に3回目をそのまま引

き続いて条例違反にはならないということは御理解願いたいと思います。

もう一つ、3回目は必ず公募しますと言ったのは、今のルールにのっとって、1回目を公募した団体、企業については、今のルールでいくと3回目は公募しますということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

ただいま議題になっております議案第142号の撤回の件については、これを承認することに異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 異議ないものと認めます。

議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野川記念公園）の撤回の件については、これを承認することに決定いたしました。

これより暫時休憩します。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時55分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第105号～議案第110号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）から日程第7、議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの6議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第105号について。

最初に、15番、森良雄議員。

[15番 森良雄君登壇]

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第105号について質問させていただきます。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）、2款1項5目公有財産管理事業5,519万円、この予算は議案第115号と大変関連があると思いますので、その関連、事

業の内容を説明してください。

3款保育園一般事業3,106万4,000円、待機児童については一般質問でも質問しておりますが、私は一般質問は待機児童はあるという前提で質問しております。それについては、それなりの調査もしておりますが、待機児童がないということですので、待機児童対策、今後の対策を考えているんだったらお答えいただきたい。

10款土肥中学校管理運営事業1,170万円、この事業は土肥中学校管理運営事業というふうになっておりますが、土肥中学校は間もなく土肥小中一貫校となると思いますので、土肥小中一貫校建設工事と別なのか同一なのか、また事業規模はどういう内容で、どのぐらいのものなのか質問したい。

11款農地災害復旧事業1,320万円、災害の内容を説明してください。配付された地図で位置を特定することはできません。私、毎回言っておるんですけども、地図を見て、自分が検証できるような地図を出していただきたい。

同じく農業用施設災害復旧事業、これについても同様です。地図を見て位置がわかるように、自分が車で行って、そこを目で見ることができるよう、そして、どんな災害で、どういう復旧をするのかわかるような御説明をいただきたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 教育委員会の所管の分につきましては、教育部長より説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 2款の公有財産管理事業につきまして補足説明させていただきます。

まず、議案第115号との関連ということでございますが、115号は天城湯ヶ島支所と天城保健福祉センターを、旧湯ヶ島幼稚園の場所へ移転するという条例改正をお願いしているものでございます。

今回、補正でお願いしています5,519万円の予算につきましては、その移転に要するため、旧湯ヶ島幼稚園の施設の改修、また駐車場の整備等の増額をお願いするものです。

主な事業内容につきましては、先ほど申しました旧湯ヶ島幼稚園の園舎の改修工事と、旧湯ヶ島小学校のプールを解体しまして、その場所を駐車場として整備する内容となっております。

ます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） 3款の保育園一般事業の3,106万4,000円ですが、3歳未満児の乳幼児保育希望者の増による私立こども園の園運営負担金の増額、及び子育て支援センター事業に対する国庫補助金の基準額改定に伴う増額が主な補正項目となっており、今回の補正では、待機児童対策に直接関係した項目はございません。

待機児童については、一般質問でお答えしたとおり、国の基準に該当する待機児童はおりません。ただ、特定の保育園のみを希望するといった方が数名おります。

課題となる3歳未満児の入園希望者の増加については、来年度4月開園の中伊豆認定こども園において充実が図られると考えます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、10款3項土肥中学校管理運営事業の御質問についてお答え申し上げます。

まず、土肥小中一貫校建設工事は別物かということについてでございますが、今回、補正予算でお願いした工事の内容でございますが、土肥中学校の現在の学校運営管理面で緊急を要する事業でございます。

工事は2つの工事を予定しております。1つは、グラウンドのり面補修工事、去る10月8日夜半に、土肥地区、暴風雨がございまして、土肥中学校グラウンドの南側、野球場のレフト側のり面でございますが、こちらの上部から一部崩落と倒木がございまして、下にございます防球ネットの支柱が傾いたというような状況でございます。今回はそれに伴う補修工事。2つ目は、土肥中学校内にございます屋外給水管更新工事、上水道の配管が老朽化をいたしまして、バルブ等も老朽化して利用ができないと。かろうじて、今、管は使用しておりますけれども、老朽化が激しいということで、今回は上水道並びに消火栓の給水管の開設工事でございます。事業規模でございますが、グラウンドのり面補修工事につきましては、支障木の撤去と処分、防球ネットの補修にあわせまして、今回、のり面崩落防止のために危険箇所につきましてのモルタル吹きつけ、厚さ10センチでございますが350平米を予定しております。また、水道管につきましては、校舎周りの2系統の給水管、こちらについては中庭部118メートル、それから南側消火栓系統29メートル、こちらのつけかえ等で360万円を計上してございます。

いずれの案件につきましても、議会で御承認をいただいた後、年度末、来年度にかけて設計、入札の準備をしまして、2月の発注を目指して現在準備を進めたいとお願いするものでございまして、繰り越し明許としてお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） 建設部長の斎藤です。よろしくお願いします。

それでは、私のほうから11款の農地災害と農業用施設災害の説明をさせていただきます。

まず、森議員、また皆様には大変申しわけないことをしました。箇所図につきましては、私どものほうもこの倍のA3を想定しておったんですが、ちょっと事務局との意思の疎通ができなかった点、申しわけありませんでした。また、これがたとえ倍になりましても、ちょっとやはり現地を確認していただけるには配慮に欠けた図面かと思います。今後、皆様によりよい説明ができるような図面を検討していきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、この2つの案件につきましての内容説明をさせていただきます。

まず、位置図の中にも赤丸が農地災害、青の丸が農業用施設災害となっております。また赤丸の中に222分の4ですとか、222分の501とありますが、農地災害については1桁の番号から1から始まります連番で振っております。なお、1番がございません。というのは6月豪雨災害で、既に1番を農地災害、使っております。9月の補正でお願いしまして、その1番については補正をいただきまして、既に工事が発注されております。また、農業施設災害につきましては500番台、501からの順になっております。その点でよろしくお願いいたします。

それでは、51ページ、53ページに沿って説明させていただきます。

まず、51ページ、11款1項1目の農地災害復旧費です。7の賃金100万円でございますが、平成28年8月22日発生 of 台風9号により被災したワサビ田の復旧工事となります。これにつきましては222分の5、長野地区になります。天城湯ヶ島地区の長野、復旧面積が0.04ヘクタール、土砂の撤去、これが43立米ということで、これにつきましては人工賃で賃金でこの災害復旧を行ってもらうというものでございます。

次に、15節の工事請負費でございますが、同じく台風9号により被災いたしました田んぼの畦畔4件の災害復旧でございます。まず222分の1、中伊豆地区の中原戸、こちらの田、畦畔の復旧事業です。復旧延長が15メートル、コンクリートブロック積み39.6平米の復旧となります。事業費が280万円計上させていただいております。次に、査定番号の222分の3、やはり田、畦畔でございます。ちょうど箇所図の真ん中あたりでしょうか、3番、本柿木の田の災害復旧でございます。復旧延長が20メートル、これにつきましては布団かご工の2段並べますので36メートルになります。事業費は270万円となります。次が222分の4、やはり田、畦畔でございますが、修善寺地区の湯舟の集落になります。先ほどの本柿木の真上になります。ここにつきましては復旧延長が18メートル、布団かご工が3段のところから4段のところがございますので66メートルと。事業費につきましては310万円でございます。次が222分の6、5は先ほど言いました長野のワサビ田になりますので、6番となります。修善寺地区の大野、やはり田、畦畔でございます。復旧延長が22メートル、やはり布団かご工の、ここはちょっと高さがあるものですから4段から5段、93メートル施工いたします。360万

円の事業費となります。

次が、53ページの農業用施設災害復旧費の内容でございます。工事請負費が920万円ですが、8月22日発生の台風9号と、9月20日の台風16号により被災した用水路ですとか排水路、計6件の災害復旧となります。

まず、222分の501、先ほどの湯舟と同じ場所です。これが水路が被災いたしました。復旧延長が11メートル、柵渠を撤去しまして、また新たに据えつけるというもので、この柵渠水路工が11メートル、事業費は50万円でございます。続きまして、222分の502、これが年川です。箇所図でいきますと向かって右側の上から2番目のところに502、年川でございます。これも水路の被災です。復旧延長が8メートル、布団かご工が3段で12メートル、事業費につきましては120万円を計上させていただきました。次が222分の503、これも先ほどのワサビ田と同じ長野でございます。復旧延長が19メートル、土砂の撤去が31立米と事業費が110万円を計上させていただきました。水路の被災でございます。次が222分の504、これも先ほど言いました大野集落の水路の工事でございます。復旧延長が22メートル、Uの240の側溝を22メートル布設いたします。事業費につきましては40万円でございます。続きまして、222分の505、やはり水路工事ですが、これが湯ヶ島の出水という地区でございます。これは昭和の森をもう少し下田方面に行ったところということでございます。復旧延長が7メートル、コンクリートブロック積み工の48平米を予定しております。事業費につきまして360万円です。そして最後に台風16号による被災ですが、222分の506、これが猫越、芭蕉畑という地名だそうです。猫越集落の奥になるそうです。すみません、私ちょっと現地へ行ったことがないものですから、芭蕉畑というところです。復旧延長が6メートル、コンクリートブロック積み工が30平米です。事業費につきましては240万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員、款ごとに言ってください。

○15番（森 良雄君） 款ごとでいいということなので、とりあえず2款だけ質問させていただきます。

答えの中にはなかったんですけども、なぜ、これは移転しなければならないのかという根本的な原因を説明してください。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 私のほうから御説明申し上げます。

なぜ、支所の移転が必要かということですが、新市建設にかかわるんですが、ちょっと議長の許可を得て1つ資料を持ってきました。これは国土交通省の資料です。左から右に人口の少ない市、縦に人口減少率というのが出ています。これはちょっと新聞をコピーして拡大したんですが、人口が政令市から、だんだん人口が少なくなると、もの見事に人口減少率が大きくなってくる。極めてきれいな関係になっていて、今、伊豆市の人口は約3万ですか

ら、右から2番目の1万から5万人のように見えるんですね。しかし、現状は新市建設できていませんので、実は伊豆市というのは一番人口減少率が激しい1万人前後が4つあるだけなんです。これが合併と新市建設の意味なんです。

今、私たちは12年前に、私はそのときいなかったんですけども、4町ではつまり1万人規模、修善寺の1万5,000人、中伊豆の7,000人、天城湯ヶ島の6,000人、土肥の4,000人では、未来への展望が開けないので、我慢をして4町合併して当時3万7,000人のまちをつくろうとしたわけですね。そのためには、要するにこの規模に見合った都市機能の集約、あるいは都市機能の整備というのが条件だったはずなんです、それが新市建設なんです。伊豆市の場合には、新市建設の中核事業として教育施設の再編成、都市機能の集約、新たな中心市街地の形成、そしてそれぞれの地区ごとの生活拠点の整備というものを上げているわけです。まず、今のままではどうしていけないのかというのはここにあるんです。

特に、これまでのいろんな事業で、なぜ変えなければいけないんだ、なぜ今までのままではいけないんだということが、いっぱい市民の皆さんから出てくるんですが、まさに基本はそういうことなんです。我々は変わらなければいけないと決心したわけですから、新しい新市建設に向けて動かないと3万人規模の市の形になっていかないということなんです。

その次に、この類いの案件は、天城湯ヶ島地区で議論が常に沸き上がってまいります。これもこの天城湯ヶ島地区の構造で、これは実は今までの議会では何度も申し上げているんですが、中伊豆と土肥は、昔の町役場の周りに学校があって商店街があるんです。ですから、いろんな意見はありますけれども、基本的に中伊豆は支所があって、中学校、小学校があって、商店街があって、八幡だよねという拠点整備が割と意見集約は合意を得やすい。土肥も同じなんです、土肥支所があって、学校があって、商店街があって、これは土肥地区ですね、八木沢の皆さんに申しわけないけれども、やはり土肥地区に集約ですねというのは合意形成が得られやすいんです。

ところが、天城湯ヶ島は、町役場があったところに、宿に小学校があって、営林署があって、中学校だけは市山にあった。それが支所が市山に移った。そして合併して市役所がこちらに移ったということなんです。もともと中学校があった場所にも、もう中学校はなくなって、宿に唯一残っていた小学校、幼稚園も移転したために、ほかの地区のように支所がある、つまり昔の町役場だったところに拠点整備ができないというのが天城湯ヶ島の特性なんです。こちらから順番に、天城小学校があり、月ヶ瀬インターができ、今の支所があり、昔の支所があった宿に、全部それぞれ違う機能が点在してしまっているがゆえに、さっき申し上げましたような合併に基づく新市建設をしようとする、あれもなくなった、これもなくなった、あれもあっちに行ったという議論が天城湯ヶ島地区は特に起こりやすいです。これがどうしても天城地区では、いろんな御意見が出てきてしまう。

なるべく我々としては、そうは言っても縦に長い天城湯ヶ島地区で、その地域ごとに合ったまちづくりを、地域づくりをやりたいものですから一生懸命苦勞するんですね。そうする

と、全部目的外使用になるわけです。支所はもともとお菓子のためにつくったわけではありませんから、支所をお菓子工場に転用するとか、天城温泉会館の温泉をやめるとか、小学校を文学館にするとか、全部本来の目的とは違う使い方をしますので、なかなか一定のルール化がしにくいというところがあるんですね。

そして、新しい議員の皆さんはご存じないんですが、必ずこれまで、もっとルール化できないのか、統一ルールをつくれないう議論が出てまいりました。もともと目的外使用ですから、土肥南小学校は地元の皆さんの合意と御要望により、既に解体して地域づくりの集まり場所になっています。大東地区は地元の工場にお貸ししています。湯ヶ島小学校は今、別の形で居場所をつくらうと。つまり、それぞれ全然違う活用の仕方をしていくわけです。ですから、我々はこれだけ違う市有施設の再編成は、個別ごと全く案件が違うので、統一ルールが作りにくいので、したがって、その地域特性に合った提案をしますので、議会で御検討くださいということはずっと申し上げているんです、そのために議員の皆さんがいらっしやるわけですから。よろしいですか。

したがって、今の焦点は、新市建設の中の天城湯ヶ島地区の拠点づくりという事業なんです。そこには残念ながら天城湯ヶ島地区は市有施設が多かったのも、今の天城湯ヶ島支所のところと天城会館と幼稚園、小学校のところ、それぞれ市の施設が分かれていますので、これをどのように、地域の皆さんにとって最も公益性の高い事業に再編成しましょうかという事業ですね、それが今回の事業の本質でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） はっきり言わせてもらって、質問について何も答えていませんよ、市長さん。市長は、この予算は旧湯ヶ島幼稚園改修工事に5,000万円、旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事に1,800万円使うんですね。ここを拠点にしたいと。支所を持っていくということだから、目的は恐らく今の市山にある支所を、ここへ移転させるという目的なんでしょうけれども、きょう初めて、湯ヶ島に天城湯ヶ島地区の拠点を置くんだと、それが目的なんですね。

私が言っているのは、今ある市山の支所をどういうふうを活用するのか、それが天城湯ヶ島地区の皆さんの最大の関心事ですよ。なぜ支所を移転させなければならないのか。これから討論なんかもあるから言いますけれども、市長は前回の大雪のときはいなかったと思うけれども、市山から上は国道は通行どめになっていたんですよ。支所の前で国道は閉鎖されていた。そういうところへ支所を持って行って、天城地区のいわゆる政治の中心部となり得ると思いますか。もっとほかにあるんでしょう、東京ラスクに支所を明け渡すという、そういう説明を聞いたかったんだけど何も答えていない。まず政治の中枢を天城湯ヶ島地区の中枢を湯ヶ島地区に持っていくということと、それから東京ラスクに支所全部を明け渡すと。どういう条件で明け渡すのか、どこまで話し合いが進んでいるのか、それを答えてく

ださい。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まず1つ目は、政治の中核というよりも、地区の皆さんの非常に強い不満は、さっき申し上げましたとおり、かつては行政の中心だったんですね、町役場、営林署も非常に強かった時代。つまり宿というのは、西平と違って観光地ではなくて行政の中心地だったがゆえに、行政によって衰退されたという思いが非常に強いです。そこで、今までの流れで全部市山に持っていく、あるいは全部月ヶ瀬に持っていくというのは、かえって地域の皆さんの感情と真逆の行動ですので、したがって、湯ヶ島小学校区の居場所づくりを今、湯ヶ島小学校、幼稚園を中心として、新たなまちづくりを地域の皆さんと一緒に進めてきたということです。

それから、まさに支所には東京ラスクの拡張を今、内々にお話をさせていただいているのですが、私の手元に、これはちょっといただいた資料ですので、皆さんに配付はできないんですが、伊豆市内の商工業の事業規模があります。先般、東京ラスクについては70人ということをお知らせしましたが、これは私、初めて勉強したんですが、事業規模を計算するのに、判定従業員数という指標があるんだそうで、パートさんの全部の労働時間を1,800で割るんだそうです。つまり正職員何人分かという事業規模の計算式があるんだそうで、判定従業員数を、私は現在の東京ラスクで勝手に試算をしてみました。中のデータがわかりませんので、年収100万円くらい、時給800円くらいではないけれども、平均的な数値で試算をすると、今の東京ラスク、雲風々の判定従業員数が五十数人になって、伊豆市内の商工業ではトップテンくらいになります、現状で。この判定従業員数が100人を超えると、伊豆市内の商工業ではトップレベルになります。今まで地域の皆さん、市民の皆さんのやはり御関心は、働く場所をつくってください、そして子供を残してください、若い人たちの世代を残せるようにしてくださいということが、そのために雇用と所得と定住促進をやってきたわけですね、これはもう森議員御承知のとおり。今、市民の皆さんの要望に合う形での雇用と所得向上の場が、まさにつくれるということであって、それは市民の皆さんの公益にかなう事業であるということをお知らせしているわけです。

もう一つ申し上げますが、パートが多くてという方もいらっしゃった。さっき言ったように、判定従業員数でいくと五十数人になるんですが、もう一つ手元に、これはある資料があります。これは中山間地の振興の専門の小田切先生という方なんですが、中山間地のモデルとして統計をとったことがあります。伊豆市ではありません。中山間地のモデルとして、山口県の中山間地のアンケートをとったところ、世帯所得、あと幾ら足りないという、あと幾らぐらい収入があると楽になるんだろうというデータで、30代、40代の方は、あと5万円から10万円というデータが多いです。まさに誰か一人、家の中でパートさんで働き口があればというデータなんですね。そうしますと、やはり年収100万円ぐらいのパートさんの収入というのは、まさに中山間地の世帯所得向上のためにはニーズに合っていると、このような総

合的な判断を私たちはしております。

○議長（三田忠男君） 次に、3款に行きますが、伊豆市議会は委員会付託が原則になっておりますので、この質疑の時間につきましては、伊豆市議会運営規定に基づく委員会付託案件に関する質疑は、議案の趣旨または必要性の確認、あるいは提出された経過等の大綱とするとなっておりますので、今後そのようによろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、3款お願ひいたします。

森議員。

○15番（森 良雄君） 次に行けということだから、行かざるを得ないんですけども、市長、あなた、パート最初100人と言ひていませんでしたか。それが70人になって、きょう、やっとなんて50人だと。その都度変わってくるんですよ。

次に、3款、保育園一般事業、部長さん、今、日本では待機児童、あなたの定義では、待機児童とは何をあらわしているんですか。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） この待機児童については、あくまでも国の基準でということ、うちの健康福祉部のほうでは捉えておりますが。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

森議員。

○15番（森 良雄君） 国の基準も大切でしょうけれども、国の基準は後で教えてください。国民は、当然、伊豆市民は、待機児童というのは、希望のところへ預けられなければ、それは待機児童に計算するのではないですか、伊豆市はしてないようですけども。

こういう例もあつたんですよ、前に。熊坂保育園に入りたい。熊坂の方ですけども、行かされたのは修善寺保育園、こういうのを待機児童と言ひていいのではないかと思うんですけども、今の伊豆市では、それは待機児童に入らないわけですね、それを確認したい。

○議長（三田忠男君） 答弁。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（村井克代君） また、国の基準については、後ほど詳しい資料をお渡ししたいと思ひますけれども、特定の園以外で、御自宅から20分から30分のところにもしあきがあつた場合には、そちらの利用のほうもお願ひするというこゝで、1つの園についての希望のみという方については待機児童に含まれないということゝで国の基準がなつているということゝです。

また、この待機児童につきましては、今後も今現在、先日の一般質問で申し上げたとおり、3歳未満児の希望がかなり、平成26年度から比べまして1.5倍ということゝで、急にふえておりますので、それについては今後も配慮していきたくて思ひます。

○議長（三田忠男君） 次に、10款です。

森議員。

○15番（森 良雄君） ぜひ、その辺、配慮してください。

待機児童、しょせんと言っでは悪いですけども、1人か2人なんですよね。

○議長（三田忠男君） 10款、お願いいたします。

○15番（森 良雄君） 何人もいるわけではないですからね。ぜひ市長もこの辺、手厚い予算措置をとっていただきたい。

次、10款、土肥中学校管理運営事業、のり面と管の移設ということなんですけれども、今これは小中一貫校の建設工事がやっていますね、どこへ発注しますか、予定は。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） まだ実際、これから議員さんの御承認をいただいて設計を組んで、所定の手続をとって、入札によって施工する予定でございますので、まだ現時点では、どこへということは全くわかりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

森議員。

○15番（森 良雄君） 入札でやるということですから、それで結構だと思います。ただ、理由としてよく聞かれるのが、A事業に対して、Bという会社が既にもう入っていると。邪魔になるから、では、Bにやらしてもらおうという例が今までもあったですから言うんですよ。ぜひ入札でやってください。

次、10款は終わりです。

○議長（三田忠男君） 終わりですか、もう一回ありますけれども、よろしいですか。

○15番（森 良雄君） まあいいです。次に、11款行きます。

○議長（三田忠男君） では、11款、これはまとめて2回です。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私、地図をちゃんと出してくれということと、事業の内容をしっかりと出してくれと。地図、A3だということから、A3だと少しは見やすくなるかなと思うから、それはそれで結構です。

それから、事業内容は大した件数ではないですから、今回の場合は。表にでもして、地名と、それから工事名と、それからそのボリュームぐらい表にして出してくださいよ。あした言ってもいいんですけども、あした言ったのでは間に合わないでしょう。我々議員は、議会説明会を開かなければならないんですよ。当然、一番関心があるのは工事名になってくると思います。特に災害復旧なんかの場合、言ってもやってくれないなどというケースもあると思うんですね。さっき、部長が言った工事の中には、本当にそれが災害復旧かと思えるようなものもあるわけです。

それはそれとして、それはこっちへ置いといて、わかるように、ぜひみんな、今まではこ

ういう工事については僕しか質問していない、ほとんど僕だと思っただけけれども、みんながわかるような資料を、ぜひ用意していただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） わかりました。明日、なるべく森議員の今おっしゃっていただけたもので、皆さんにわかるようなものを、この休憩がございましたら、ちょっと指示をしたいと思います。

なお、一応これは国の補助をもらいますので、国の査定を受けますので、災害にならないではないかというものはないと思いますので、その点だけは御承知願います。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○15番（森 良雄君） 終わります。

○議長（三田忠男君） ここで45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時43分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、市長に3点、質疑をさせていただきます。

まず最初に、予算書の15ページの総合事務組合退職手当特別負担金というのが載っております、1,662万7,000円。これについて説明がなかったので説明を求めます。

次に、同じく2款の17ページですけれども、ここに書いてありますのは、天城支所移転について市民の理解が得られているか。2番目、積算の根拠をとということですが、このことにつきましては、市民の理解が得られているかということについては、市民説明会でも多くの質問が出たわけですが、当局側の説明では、湯ヶ島地区の区長、各種団体と話をしたということなんですけれども、話をしたはいいですけれども、では、いいですよという理解は得ているのかどうか。

それから、これは天城湯ヶ島支所ということで、天城地区全体の問題でありますから、天城地区にお住まいの全体、先ほど市長は6,000人とおっしゃいましたが、少なくともこの全体の区長さん、あるいは、できれば全戸アンケートでもとって、それを決めたらいいと思うんですけれども、この前の一般質問では全戸アンケートはとらないと言っていましたね、何を考えているのかわからないですけれどもね。

この移転していいかどうかということは、先ほども市長さん、いろいろしゃべっていただきましたけれども、地域の皆さんの利益になるというようなことをおっしゃっていただけ

も、この移転の是非の検討はどこでやったんですか。市長が1人で考えたことなんですか、どうなんですかということ、この①ではお伺いをいたします。

②積算の根拠ということですが、これにつきましては、今、全部で幾らですか、5,519万円ということですね。これにつきましては、1つは支出の問題からいきますと、全部で3億円ということを行っているわけですね。そのうちの今回出てきたのは5,000万円と1,800万円のやつですが、設計はまだやっていないということなんですよ。こちらの4ページに繰越明許費補正ということで、旧湯ヶ島幼稚園・小学校改修事業1億100万円と載っているわけですが、これはこの設計委託料、残りが3,360万円あるわけですが、これについて来年度にやるよと、来年度に設計もやるよということですね。繰越明許になっていますから、工事も平成29年度にやるよということになっているわけですが、積算の根拠と書いたのは、設計もしていないのに、何で5,000万円、1,800万円のお金がここで出てきたのかということをお伺いしたい、それが1つ、これは支出のほう。

それから、収入のほうですが、これも何で移転するかという発端は、東京ラスクが事業を拡張したいから、要するに今の天城湯ヶ島支所も使いたいから出ていっておくれということで始まったわけですよ、市長さん。

○議長（三田忠男君） 西島議員、収入のほうは通告されていないような気がするんですが。

○13番（西島信也君） いやいや……

○議長（三田忠男君） 積算の根拠……

○13番（西島信也君） 根拠なんですよ、根拠。これを使う分についての根拠ですよ。東京ラスクがどいてくれと言う、東京ラスクの都合で言っているわけでしょう。それだったら、この前も言いましたけれども、何で東京ラスクに一銭も出させないんですか。この5,000万円、1,800万円使うのに、普通だったら何々お願いしますよと言ったら、では、それに見合ったものを出さなければおかしいではないですか、東京ラスクが。この前市長が、いや、せっかく来てくれるんだからというようなお話をしましたけれども、せっかく来てくれるというものでもないと思いますね、そのところについてお伺いしたいと思います、積算については2つ。

それから、8款へ行きますと、41ページということでございまして、市道整備事業、土地購入費が385万円ということですが、これは説明では立野の遠藤橋の上流、50メートルくらい上でしょうか、空き家があって、あれがうんと壊れて危ないということで撤去するというのだと思うんですが、撤去して歩道にするという説明がありましたが、この歩道にするには撤去しなければならないわけですし、空き家撤去の進捗状況はどのようになっていますかということで、いつごろまでに空き家は撤去するように話を進めているのか。

それからもう一つは、まずこの用地、収用する土地購入の面積はどれくらいかということですね。

それから、市道整備ですから、市道整備するのは大体いつごろなのか。来年度になるのか

どうなのかというようなこととお伺いいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 今回の天城支所の移転については、私から申し上げて、それから市民合意の形成等を含め、ほかの案件については総務部長から答弁をさせます。

アンケートをとらないのかということなのですが、どうなのでしょう、重要案件について市民投票をする選択肢もあるんですが、それは議会のほうで重要案件についての住民投票条例をつくるのか、私は行政の代表として自分が提案をし、市民の代表である16人の皆さんが、それぞれの見識に基づいて御判断されるという、市長と議会という、民主主義は今、機能していると思っていますので、皆さんがそれぞれのお立場で、もちろん選挙のときは、後援会とかいろいろあったでしょうけれども、でも当選された後、議員の皆さん、16人の皆さんは、御自分で情報収集して、市民の意見をちゃんと聞かれて、御自分の判断で判断されますよね、そのために皆さん、いらっしゃるわけであって、全員の住民投票に近いような住民アンケートというのは、もし必要であるとすれば、私は議会のほうで、議会のあり方に絡めて御検討をいただきたいと思っています。私は県民投票とか市民投票というものは、極めて特異な例はあり得るかもしれませんが、恒常的に行うことが望ましいのかどうかについては、若干疑義を有しております。

次に、ラスクの進出については、これはぜひ、議員の皆さん方は、ビジネスとか経済とか営業とかされていた方はいっぱいいらっしゃると思いますので、ぜひ健全に御判断いただきたいのですが、今もう日本全国、中山間地は企業誘致で、もうぜひ来てください、土地を出しますとか固定資産税を何とかしますとか、そんな中で、来てください、経費は全部あなたが払ってくださいと言って、来ていただける企業はないですよ。もう、本当にうちは特異な例で、来ていただいたベアードビールとか東京ラスクとか、だって、雇用をつくっていただいて、所得を上げていただいて、にぎわいをつくっていただいて、市民の代表である議会において、公の場で議会の場で、私はその発言の内容と言葉については、ぜひしかるべき適切に御判断をいただきたいと思っています。

企業とはいえ、全てビジネスライクに判断されるわけではなくて、やはりお互いの理解と心地よさの中で、感情の交流の中でビジネス展開していくわけですから、私は市民の皆さんは雇用の場、観光をマーケットとして活用できる商業のビジネスの場が拡大することは、市民の公益にかなっていると考えております。

そして、この具体的内容については総務部長から説明をさせますが、市長というのは総合的に判断をし、議員の皆さんは、それを同じように我々の説明を聞いて総合的に判断されるわけですから、もう一つの案件についても、これは湯ヶ島にかかわることです。きょうの新

聞に出ていましたけれども、伊豆半島景観協議会というものを県と地元が一緒につくって、オリンピックを時期的目標にして、伊豆半島をきれいにしていきたいと思いますという動きに既に入っています。そして、きょうの新聞では、伊豆市のモデル地区は修善寺温泉ということになっていますが6カ所入っています。県が重点地域として指定した50カ所のうち6カ所が伊豆市内にあって、この中のモデルはさすがに、修善寺温泉なんですけど、ここにしろばんばの里づくりも入っているんです。つまり、しろばんばの里づくりというのは、単に今回の居場所づくりだけではなくて、あそこを拠点としてしろばんばの里づくり、湯ヶ島文学の里づくりというものが、県と一緒に動いていますし、我々も地元の皆さんとやってまいりましたし、その中で具体的な今回は案件をお出ししているのを、総合的にぜひ御判断いただくのが議員の皆さんの役割だと思っておりますので、私たちは丁寧に背景説明と事情説明はさせていただきますので、しかるべく御判断いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それではまず1点の総合事務組合退職手当特別負担金についてでございます。

これにつきましては、職員の定年前の早期退職希望者、こちらが5名いらっしゃいました。その5名分の特別負担金となります。

2点目のまず1つ、天城の支所移転の市民理解ということですが、今までいろいろ説明させていただきましたが、平成26年度末から本年度にかけて、旧湯ヶ島小学校跡地利用に関する検討会として、湯ヶ島地区8区の区長様や、各団体の皆様から、旧小学校や旧幼稚園の活用方法などの御意見をいただき、本年10月には、天城湯ヶ島地区全区の区長様にもお集まりいただきました。また、説明会等につきましては、天城湯ヶ島地区全体の説明会も平成28年2月、それと11月に2回、計3回実施させていただき、9月のときには説明会をする前に、支所移転の計画策定の経過報告と、11月の説明会に来られない方もいらっしゃいましたので、そのときの説明会の概要と、支所の移転計画の概要、この報告のチラシを天城湯ヶ島地区の全戸に配布しております。

説明会におきましては、御意見、御指摘等をいただいておりますが、計画自体についてはおおむね御理解をいただいているものと考えております。

また、2つ目の積算根拠、設計もしていないのにとということですが、当然、実施設計につきましては、幼稚園、小学校とも今後発注をしていく予定でございます。ただ、少額なんですけれども60万円既に支出しております、委託料。その中で今回の移転計画の概要等、あと概算の経費等について60万円を支出済みしておりますので、その中で概算の見積もりということで、今回5,000万円と1,800万円の事業費を捻出しております。

次に、8款の空き家の状況ということでございます。この遠藤橋の上流の空き家につきましては、もう平成18年からいろいろ懸案としてきておりました。ことしに入りまして関係者

の方に連絡をとることができまして、夏から今までいろいろ相談させていただきました。その中で今回、面積129平米なんですけれども、市のほうで予算化した暁に、まずは早急に地権者の方に建物を壊していただいて、更地になった状態で、市のほうが道路歩道用地として買収させていただくということです。

市としましては、なるべく早く契約を結び、壊していただきたいということで、私のほうからいつまでに撤去というお約束はできないんですが、一応契約の内容については、ほぼ合意をいただいておりますので、あとは予算化して、契約を締結して壊していただくという段取りになるかと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

では、款ごとをお願いします。

○13番（西島信也君） まず、総合事務組合の負担金についてはわかりました。

次の天城支所移転についてなんですけれども、私が聞いたのは、アンケートはとらない、天城地区の皆さんに、天城地区の全員の区長の皆さんに話してない。月ヶ瀬以下の区長さんにはお話をしていないということで、2つ、私言いましたよ、1つの移転の是非の検討はどこでやったのかということ。それで天城地区全体の了解はとったのかとらないのか。さっきの湯ヶ島地区と市山地区の、もうやったようなんですけれども、その了解はとったのかとらないのか、それを聞いているんですよ。ただ、説明会をやったやっとなと、それではしようがない、そんなことは聞いてないんですよ。やったことは知っていますよ、私も出たことはありますからね。だから、その了解をとったのかとらないのかということを知っているんです。

市長は、市長が提案して、議会が決めればいいんだということをおっしゃいましたね。それはそれでいいんですけれども、どういう、なぜ、市長がそういうふうに至ったのかということ、そこを聞いているんです、私は。天城地区の人の了解も得ないのに、そういうのを強引に進めていいんですかということ、私は言っているんです。だから、アンケートをとったほうがいいのではないですかとか、そういうことを言ったわけですよ。それはやらないということでしょう。

では、市長が勝手に決めて、天城地区全体あるいは市山の人、それからさっき宿にぎわいを戻すなどと言っているけれども、宿の人だって賛成なんですか、これについて。私が聞いた話では、宿の人だって必ずしも賛成ではないという人も結構多いですよ。ほとんどの人はそうかもしれない。

だから、移転の是非はどこでやったのか。誰が移転の是非を決めたのか、市民の天城地区の皆さんの了解は得たのか。得たか得ないかで、それを言ってくればいいですよ、それを1つ言ってくださいね。

それから、私が言いたいのは、市長がさっき言ったように、こんな今の時節に、こんなと

ころへ来る企業はないなどということを行ったけれども、そんなことはないわけですよ。ある程度条件がよければ、来たいところはいっぱいありますよ。それをなぜ、さっきベアードビールと言いましたから言いますけれども、ベアードビールあるいは東京ラスク、そういうのに、公募してくれば、それはまたそれでいいですよ。公募ではないではないですか。今の東京ラスクは公募と言っていますけれども、今の天城支所の隣にあるのは公募と言っているけれども、実際には公募ではないというので、今度だって公募をしないでしょう。いわゆる特定の人の利益になることしかやってないではないですか。特定の者の利益になることしか。市民の公益について考えてないですよ。これは何というか、これは企業と癒着しているというんですよ、こういうこと。

それで、先ほど総務部長が答弁したところによると、説明会では計画はおおむね理解しているということを行いましたよね。私が行ったのは、あの天城のところへ行ったのは1回か2回ですけども、理解している人なんて誰もいなかったですよ。あのときに天城支所でやったときには全部で80人ぐらい来ましたが、あのことについて賛成だという人はほとんどいなかったではないですか。それを何でそんなに計画はおおむね理解していると言えるんですか、おかしいですよ。

そういうことで、では、答えてください。本当に、どこで、誰が決めたのか、移転してもいいよということ。どこで、誰が決めたのか言ってくださいね、それが1つ。

それから、公募によらないで決めているようですけども、これはおかしいかおかしくないか、私はおかしいと思うけれども、それについてどう考えているか、言ってください。

それから、天城湯ヶ島の市民は、この計画はおおむね理解していると。これは本当のことなのかどうなのか。どうやっておおむね理解しているか、どうやって判断したのか、それを言ってください。3点お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほども議員のほうから、天城支所のラスク公募については実態は違うという話があったんですけども、それが困るんですよ。もう裁判所で、これは伊豆市の行政がしかるべき公益を判断してやっとならんと、裁判の判決に対して、俺は違うと言われても議会での話にならないですよ。まず事実は事実で受け入れていただかないと、天城湯ヶ島地区、さっきから申し上げているとおり再三これなんです。もう東京ラスクの件も天城温泉会館の件も、天城温泉会館の件は告訴までいって、もう裁判所のほうからこんな案件はということで、もう西島さんのグループの主張は全く認められてないではないですか。ここでまた公の場で、議場において行政が違うと言われても話が進まないですよ、本当の議論すべき内容が。そういった企業の癒着だとか、そういうレベルとは全く別次元の議論を我々は一生懸命、議会議員の皆さんだって一生懸命やっているわけです。そういう不健全な議論は、もう厳に謹んでいただきたい。

それから、誰が案をつくるのかと、それは行政だと申し上げているのではないですか。我々は市民説明会が、そこが議場ではないですから。11月の2回目の天城湯ヶ島地区の説明会でありまたよね、ここで多数決とれと。あそこは議場ですか。1回目の説明会するときにも、中にいらっしやいましたよね、反対派の方で内容はいいと。しかし、手続が気に入らない、決めるのは議会ではないか、議会で説明したのかという、まさに反対の方でしたけれども、手続については市長が提案して、議会が決めるということを、ちゃんと認識していらっしやるわけです。

すみません、6月か7月か忘れてしまいましたけれども、あの天城湯ヶ島地区での説明会するとき、西島議員、いらっしやいましたよね、そして地元の方の発言に対して、市民ですよ、議員ではないですよ、市民の発言に対して「おまえ、黙れ」と。あれを危機に感じたわけです。あの会場にいた方は、もう発言できなくなったんですよ、あの後。ああいった場の説明会が全てですか。あのような形の説明会、筆談でなければ、隣同士で話ができないような、ああいった市民説明会が、あれが天城湯ヶ島地区の総意だと議員はお考えですか。だから、我々はいろんなルートで市民の意見を集約したり御説明したり、全体説明会をやったり、ちゃんと説明チラシを配布をして、当然、いろんな異論があれば、こちらに来るはずなんですけれども、そういったこともなく、全体説明会についてもおおむね異論はなく、私は私のルートでいろんな方の意見を、もう過去何年間も伺っていますので、そういったものを総合的に判断して議案をつくるのは市ですよ、責任は市長ですよ。市民説明会に来られた市民の皆さんではありませんよ。議案をつくる責任は市長であって、それを決断いただくのは議員の皆さんですから、これを誰がつくったか、それは市長です。

○議長（三田忠男君） いいですか、他の地区の了解はとったのかとか、まだありますけれども。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど私の答えの中で、おおむね御理解をいただいていると申しましたが、当然、今、市長が申しましたとおり、11月の説明会、あの雰囲気の中で反対意見は出ておりました。またその状況から、なかなか肯定的な意見は出にくいのかなというふうに個人的には感じました。

ただ、ではそこに出られ方が、大方の方が全部反対だったのかと、そういうふうにも私、考えてございません。チラシ等を配布した後も、特に計画についての反対意見、苦情等はいただいております。そのようなことを全体を考えると、おおむね御理解はいただいているのかなというふうに考えております。ただ、その説明会やチラシをもって合意を得られたのかという問題につきましては、再三、市長が申しておりますように、前の文教ガーデンシティの請願のときの議会の御審議をいろいろ拝見しておりました。説明会等で大方の方の合意を得ろというような請願に対して、やはり議会の御意見としても、説明会等で市民合意を得るというのは判断が難しいだろうと。それは個々、いろんな状況を議員の方々が判断して、

議会で議論すべきということで、その部分については一部不採択となったというようなことも私、記憶してございますので、やはり説明会やそういうものだけで合意を得たかどうかの判断というのは、なかなか難しいのかなと。ただ、こちらとしてもいろいろ情報発信しながら、説明会、チラシ等をやって、おおむね御理解というものはいただいているのかなというふうには思っておりますが、決して全部の合意をというところまでは判断してございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長は、私常々思っているんですけども、話をすりかえる名人であると。こちらが議員が質問したことについて、質疑をしたことについて、まともに答えた試しはないということがあられるわけですね。

そのいい例が、裁判がどうのこうのとか、おまえ黙れとか、そんなことを言ったとか、全然関係ないではないですか。裁判については、東京ラスクに貸していいとか悪いとか、そんなことは争点にはほとんどならなかったですよ。どこの裁判のことを言っているんですかね。小森勝彦さんのときの裁判を言っているんですか、それともその後の裁判を言っているのかわからないけれども、とにかく裁判では、そんなことは争点にならない。

それで、私が、おまえ黙れと言ったのは、さる人が私に突っかかってきたから、おまえ黙れ、静かにしろとと、そう言っただけの話で、何も私からその人に向かって言ったわけではないんですよ。

とにかく、さっき市長が言ったように、市長が提案して議会が判断するという、それは正しいですよ。だけれども、市長の提案する手続は全然なっていない、市民の合意は何も得ていない。

それから、お金の面に関して言えば、特定の者の利益、一部の企業の利益しか考えていない。市民はなおざりにしているということが言えると思いますね。

そういうことですから、これは議会の判断、議員の判断にお任せするしかないということになるわけですね。それに対して、何か言うことがあれば言ってください。

以上です。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど総務部長からありましたように、当然いろんな形で説明会もやって、そこでも意見聴取もしますけれども、いろんな手段でやって、実は私は探していなくて、総務部長が請願のときに、その説明会のときの合意というものについては、議会のほうでも、いや、それだと議会の役割と、やっぱり相入れないということで、その請願は不採択になったそうです。

したがって、議会の当時、今、議員構成は違いますけれども、やはり議会のやり方、ある

べき姿を御判断したんだろうと思います。

私どもも、いろんな形で市民の皆さんの意見を聞いていて、今、タウンミーティングをやっていますが、きのうも、やはり行政改革をしっかりとやるべきだと。市有施設の再編成だとか、あるいはむしろ補助金なんかは、しっかり削減しろという御意見まで市民の皆さんからいただいて、いろいろなところで行財政改革というのは市民の皆さん、なるべく行政コストを抑えてほしいというのは市民の皆さんの総意なんです。ただ、総論は賛成で、1つ1つになると必ず反対意見は出ます。これはどこの施設を廃止しようというときも必ず出ます。それは現状のままが一番いいという価値観の方がいらっしゃる、さっき申し上げたとおりに。

ですから、そのために議員の皆さんがいらっしゃるわけであって、全体の方向性と総論賛成の中で、個別の案件についていろんな反対意見がある。地元の当事者の意見もある中で、議員の皆さんに御判断いただくのが、市長と議会のあり方だということを繰り返し申し上げさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に8款に行きますが、すみません、質疑の場ですので、意見等については御遠慮願いたいと思います。

質疑をお願いします。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第105号 伊豆市一般会計補正予算（第5回）について、1つだけお尋ねをいたします。

今、いろいろと聞いていましたが同じことです。2款、17ページ、公有財産管理事業について質疑を行います。

旧湯ヶ島幼稚園改修工事及び湯ヶ島小学校プール跡地の駐車場整備費用は、天城湯ヶ島支所移転のための予算であります。これは湯ヶ島地区住民全体の意見を聞いた上での提案ですか。また、住民とは何ぞや、合意とは何ぞやということの話になると思うんですが、この提案は、一つの判断材料としてお尋ねします。

11月7日、10日の住民説明会で、市民から旧湯ヶ島小学校や幼稚園を、どう利用するかについて、このことについては湯ヶ島地区の方々と話し合ったことについては何ら異論はありません。しかしながら、支所の建物は、月ヶ瀬地区や狩野地区の人たちも利用している。こうした人の意見も聞かず、関係団体に聞いたということで事業を進めているのか。これが伊豆市のやり方だと痛烈に批判をしておりましたが、いわゆる市民軽視の意見が出たと私は判断しましたが、これを承知の上での今回の提案でしょうか、お尋ねします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） やっぱり議員の皆さんは選挙区全市で選出されていますので、当然、全体の代表なんです、さりながら地元というものがありますので、この議論の検討を始めるときに、総務部のほうでは天城湯ヶ島地区の一部の議員の皆さんと、進め方についても意見交換をさせていただきながら進めたと報告を受けております。また、今、議員が御指摘になった最後に発言された方、その後、別件で私もお目にかかって確認をさせていただきましたが、当然、全部納得したわけではないんですが、これからも天城湯ヶ島地区に対して説明をしっかりとくれという御要望でしたので、その旨、これからも天城湯ヶ島地区の皆さんについては、本件についてしっかりと説明をさせていただきますというようにお答えをした次第でございます。

もう少し、総務部長のほうから補足をさせます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私のほうからは、森議員、西島議員にお答えした繰り返しになってしまうんですが、やはり前提としましては、まず平成26年度、湯ヶ島地区の区長様、また関係者の方に小学校と幼稚園の利活用について検討していただいた、その前提については、まず支所の移転については、こちら市のほうから提案をさせていただきました。支所を移転するに当たっては、湯ヶ島小学校、当時は幼稚園はなかったんですが、小学校を利用したい。その利用方法をいかがでしょうかということで、移転そのものについての議論というのは確かにされていません。あくまでも市の提案に対しての施設の使い方の御検討をいただいたと。

これも月ヶ瀬、青羽根地区はどうなんだということになるろうかと思いますが、時々、区長会では報告というような形では報告をさせていただいたということもあるんですが、実際には平成28年2月と先月の2回、またチラシに基づいて天城湯ヶ島地区全区の方には、そういう説明の仕方をさせていただいているということで、やはり一番影響のある湯ヶ島小学区と、そこにある廃校、廃園した施設を使うということでしたので、まずはその地区の方々に、施設の利用の仕方について、いろいろ御検討をいただいたと。支所の移転につきましては、公共施設の問題や地域のにぎわい等を考えて、市のほうから移転をさせていただきたいという提案をさせていただいたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） きょうは質疑ですから、そんなに詳しくは前段、お話ししたくはありませんが、いわゆる市民、国民といってもいいでしょう、市民の権利と、それから行政、当然そこには公務員の方皆さんも入ります、市長も入ります、特別公務員として。そして

我々議会議員が選ばれたという、その市民と我々、ここに今、当局と議会が存在するんですけども、権利と権限はちゃんと区別しなくてはならないと思っています。その前提の上で、我々は、我々議会議員も市当局、市長も、権利を与えられているわけではないんですね、権限があるということですという立場で具体的にお尋ねします。

1つ目、市民の声をどう聞くのかというところで、区長の立場についてお尋ねをいたします。

ずっと住民説明会で、この区長、区長、区長という話が出たんですが、先日、11月7日、10日に行われた移転計画の概要の報告書ということで、市長のほうから市民の皆さんに配られました。質疑応答の概要の中、全部述べる必要はないんですけども、区長について、どう言っているか。今回提案している計画の責任については市に責任があり、区長様には責任はないということですよね。その後、よくわからないんですよ、ここが。市としては、区長様から了解をいただければよいとは思っていないが、ここからが重要、皆様の代表として区長様から意見を伺っている、皆様って誰ですか、市民の声ではないですか。市民の声、区長には責任ないんですけども、市民の皆さんの声の代表として区長様から意見を聞いているという、何だか区長には責任はないですよと言いながら、いや、違うと。区長はみんなの代表だから意見を聞いたんだという理解をせざるを得ないもので、そのあたりの見解をお願いしたい、市民の声の1つ。

2つ目です。前、私が一般質問の中において、こういうふうには市長は述べられました。2つあるんですけども、1つ目、市民説明会、タウンミーティングでは、特定の方が発言するのがほとんどだと。もう一つ、初めて聞いたんですが、湯ヶ島地区のグラウンドデザインに参加した方々は、特定の一部の方だけの意見ではないという、こういうふうにお話をされています。そうしますと、市民説明会は特定の意見だと。ここが私は全く資料も何もないし、どんな意見を述べられたのかさっぱりわからないんですけども、グラウンドデザインは特定の一部だけではない、みんなの意見だよと。私たちは資料、議会側は何も持っていないんですけども、何か特定とみんなの意見だよということで、市長は考えているのかなと思ったので、市民の意見を聞くという立場から見たときに、この2つの違いを説明してください。

もう一点、いわゆる一番肝心かなめなのは、先ほど1人の意見のすごく大事な指摘だと思ったのは、湯ヶ島学区の小学校、幼稚園、どうするかについて異論はありませんと。なぜ異論がないか。そこには支所問題が入っていなかったからですよ。支所問題が入ってきたものだから、だからこの方は、支所問題というのは、伊豆市全体にもかかわるんですけども、とりわけ旧湯ヶ島地区全体の問題でしょうと。湯ヶ島小学校をどうしようか、幼稚園をどうしようかというのは、これは湯ヶ島学区の方々が地域づくりにおいて考えるべきことであって、そこに支所という機能が入り込んできたときには、これは湯ヶ島学区だけの問題ではないんですよ。湯ヶ島地区全体の問題なんだから、なぜ話さないのかと。だから、これを抜いていいのかという痛烈な批判であります。

そして、それに対して、今のを聞いていますと、チラシを出した、いわゆる多分その前も出したので説明しましたと。これが、では説明会になるのかなと、そういうスタンスですか、ちょっとわからないものでお尋ねします。そして総務部長いわく、このビラを出しました、チラシを出しました。意見がなかったからおおむね理解をいただいたと。それはちょっとわからないんだよね。意見がなかったから賛成したのか、何も考えないかもしれない。いや、意見がある方は言わなかったか、さまざまですよ、市民の方々は。そういうふうにビラをまいたから、もういいんだという判断ではないと私は信じたいんだけど、今、聞く中では、そうかなと思います。

それから最後に、市長が何というか、関係団体に聞いたということだけでいいのかと、これが伊豆市のやり方かと痛烈に批判したことに対して、その方と後々、後で話しましたよということを行っているんですけども、これからも説明会をしてくださいと、これからはないんです、もう既に提案しているんですよ。動き始めているのに、この市民の方に何を説明するんですかということなんです。疑問が起きますのでお尋ねします。

以上、幾つかの点、市民の声をどう受け取るのかという立場から幾つかお尋ねしましたので、よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私から申し上げるところだけ答弁申し上げて、あとは総務部長から説明させますが、最後のところは、あくまでも個人の御発言ですので、それを引き取ってどうこうということはありません。ただ、さっき申し上げましたとおり、全部満足しているわけではないけれども、これからもしっかり説明をしろという声でしたということです。

それから、グラウンドデザインと市民説明会の中で特定の声ということですが、あのころ、あのときの状況ですね、どの説明会であれ、温泉病院だって、湯ヶ島地区だって何だって、同じグループの方々がそこにいて、全部同じ声を出された現象がずっと続いていました、2カ月ぐらい。もう特定のグループの皆さんが、どこへ行っても、温泉病院の話でも、天城湯ヶ島地区の議論をずっとされるような現象が続いていて、市民説明会、いわゆるタウンミーティングにも、正直言って非常に奇異な状況でした。したがって、縦走的な市民の意見の聞き方をしないとイケないということ、やや危機的に感じたわけです。

グラウンドデザインをつくったことが、彼らに全責任があるとか、彼らが全員の意見を聞いたとか申し上げているのではなくて、そうではなくて、そもそもこういったことが難しいので、地域ごとのまちづくりというのは、昔の大正から昭和にかけての村、昔の小学校区単位ぐらいで、地域づくり協議会をつくったらいかがでしょうかということを投げかけた。湯ヶ島でもできたんですが、湯ヶ島の地域づくり協議会は、先行した西豆村や土肥地区とはちょっと様相が違って、地域づくり協議会とかなり別の多様な御意見があった中で、私の都合といえば都合かもしれませんが、その将来の安定的なまちづくりとして期待した

地域づくり協議会も入っている。それからそれまでにできていた、いわゆる鉢窪会とか、宿、西平を語る会とか、いろんな多様な団体が入っていたので、こちらのほうが多様な意見を反映されているということを申し上げたのであって、そのグラウンドデザインの作成委員会に責任があるわけでもないし、その方々が全区民と話をしたわけでもない。それは承知をしています。ただ、そのような地域の動きと我々は同時並行的に検討してきましたので、そういったグラウンドデザインのほうの意見も、私たちは市民説明会だけではなく、そういった活動からの意見も伺っていますということを申し上げたわけです。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） チラシの件、このチラシの最後のQ&Aのところ、区长様について、皆様の代表として区长様から意見を伺っている。この代表ということなんですが、当然その地区の住民の方から、そのことについて権限を委任されて、この説明会に来ているわけではなくて、やはり、何かしらある一定の数の市民の方の意見を聞くときに、その地区の区长様という、充て職と言ったら申しわけないんですが、その方々の意見を聞くことが大事だなど。ですので、そこの各区民の代表という書き方が、ちょっとあれなんですが、全て権限を委任されているとか、そういう検討内容の委任されているという趣旨の代表ではございません。

チラシを配れば、それは説明会かということなんですが、再三申していますとおり、説明会は当然3回やっています。その説明会の前に、それまでの経緯をまず報告、こういう経緯で今、検討していますと、市はこういう計画ですという経緯をまずお知らせして、お知らせした後に説明会を2回やりました。当然、説明会に来られない方もいますので、説明会のときの概要と、最終的にしっかりした計画もあわせてお知らせしたということで、チラシを持って説明会ということでは私も言うておりませんし、なるべく説明会に来られない方にも全戸配布という形で知っていただくためにチラシを配布したということでございます。

あと、そのチラシの反対意見がなければ、それでという、そのチラシの反対がないことだけをもって、おおむね理解ということではなくて、やはり説明会での当然反対の意見、おしかりいただきました議員もいらっしゃったのでわかると思います。なかなかあの説明会の雰囲気の中で、仮に肯定的な意見があっても、なかなか意見がしづらい。お一人ちょっと肯定的な意見を言ったんですが、やはりもう2回目からは言えないような、なかなかそういう雰囲気づくりが、私たちの執行部側もうまくつくらなければいけないんですが、どうしても一部の反対の大きな意見とか、ちょっと厳しい攻撃的な言葉とかあると、周りの方は、なかなかその雰囲気の中でできないのかなと思いました。今言った説明会やチラシや、そのチラシの反対の有無、それぞれを判断して、おおむね御理解はいただいているのかなと。ただ、先ほど言ったように、別に多数決をとっているわけではないので、合意の判断というのはなかなか難しいと。先ほどの請願の一部不採択と同じように、最終的な御判断は、この議会でお諮りしていくしかないのかなと。

ただ、当局としては、今まで説明会やチラシ、いろんな意見をいただいた中で、おおむね御理解はいただいていると、そういう趣旨でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

木村議員。

○16番（木村建一君） 木村です。

市民の声をどのように聞いていくかというのは、すごく大事な視点なんですけれども、もう一度、原点に戻ってお尋ねします。

湯ヶ島学区の方々は、湯ヶ島地域どうしましょうか、小学校どうしましょうかというのと、その後になって支所が出てきたということなんです。一定程度の、あくまでも区長会及びプラスアルファの方々の意見が進み始めた後に、湯ヶ島学区以外の方々にお知らせをした。ただ、スタート時点が全然違うということなんです。いわゆる湯ヶ島地域というか、建物をどうしましょうかというところに、途中からもう一回繰り返し、支所問題が入ってきたときに、本来は湯ヶ島地区全体の課題にすべきだったのかなと思っているんですけれども、その点についての今までも、今、到達点はここですからね。それでいいんでしょうかねというお尋ねであります、今回提案されているのも。だから、いわゆる湯ヶ島学区のイコールみんなオーケーだとか、賛成だとか反対だといういろいろな意見はあるから、それは尊重しなくてはならないんですけれども、手続の問題でどうなのかなというふうに思います。

それから今回、今、質疑というか、やっているのは、あくまでも私は、いろいろな今までの文教ガーデンの市民説明会、タウンミーティング等々やったのは、私も一生懸命参加しているから、その意見は重々承知していますが、あくまでも今回の議案についての質疑に限っての質問をしているんですから、そうしますと、やっぱり気にかかったのが、特定の方々が発言すると。そうするとあの10、11月で話された方が、みんな特定の方なんですかと。そうすると、市当局にとって、賛成するならば特定ではないんだけど、いわゆる異議を唱えた。どうなんですかと。別にけんか越しでやったわけではないですよ、理路整然と、きちっと私は話された市民の方、その方々を特定の意見ということで十把一からげにやるということが正しいのかなとすごく気になる場所なんです。だからその関係で、特定の一部の方だけでは、こっちではありませんよとなると、何か比較検討して、反対するならば、批判するならば、それは特定の考え方だけであってということ、そういう進め方というのはどうなんでしょうかねというお尋ねをしています。2つです。

しょっぱなの支所ということ考えたときに、湯ヶ島地区全体の意見を聞くような場はありましたかというのと、もう一つ言った、特定云々ということについて、市民の声をどう受けとめているのかお尋ねしたい。

もう一つ、区長の立場、解説すると総務部長の考え方は、うんとうなずける。だけれども、市民はこれしか見ていないですよ、解説書は一切なし。そうすると、区長はみんなの代表ではないと言いながら、みんなの代表だよという言い方をしている。そうすると、区長イコ

ール、では、責任を持てるのかということになるから、それは区長にとって余りにも酷過ぎますよね。こういう地区の問題をどうしましょうかというのは区長の役割であって、行政をどうしましょうかということは、一定程度の意見を聞く場合は、当然、市長としても総務部長としてもあるかもしれないんだけど、このまちづくりをどうしましょうかということについて、区長の意見を集約したから、それを先行するというのは荷が重過ぎるかなと私は思うもので、そのあたりの見解を求めます。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの特定のグループ云々について、賛成だったらいいとか、その人たちの発言はおかしいとかということをお願いしているわけではないんです。正確にちゃんと御理解いただきたいのですが、我々はそういった市民説明会を何度も、私はまだ8年半ですけれども、経験しているわけですね。例えば小学校再編成のときに、みんな小学校を残せという意見になる。でも、帰り際にお母さん方が五、六人残って、私たちは、ああいうところでは言えませんけれども早く統合してください、なぜ統合できないんですか、どうして、うちの子はまだ小さい学校なんですかという、人前では言えないお母さん方というのは、やはり市長のところに来るんです。そういったことを何度も何度も経験しているので、今回も会が終わった後、とても言えなくて、隣同士で筆談をしていたという意見もやっぱり市長には入ってくるわけですね。そうすると、そういった会合には来られるけれども、発言できない方々の意見も、我々はしんしゃくしなければいけない。何も反対派の意見を発言するなどという、そんな趣旨のことは全く申し上げていないんです。ただ、そこで言えない方々、そこに来られない方々も含めて、私たちはいろいろな意見を集約してつくるのが市長の責任だということをお願いしているにすぎません。

それから、天城湯ヶ島地区は、長いところですので、昔はたしか私の記憶では、湯の国会館の一部に支所機能があったような気がするんですが、それが今なくなったので、あそこだけ、狩野郵便局に支所機能を委託をしています。したがって、かなり使用頻度が少ないので、狩野小学校区の皆様はやっぱり本庁に来るんですね、その中でそういったこともやっていますので、八岳小学校区の、要するにコンビニがないところに、将来、コンビニで行政サービスができるようになったときに、どうしようかということも今、内々では検討しておりますし、天城湯ヶ島地区でも御説明しましたとおり、公務員を置いて地域づくりの相談窓口は必要でしょうけれども、行政サービスのあり方としては、コンビニを使ったり、郵便局も維持したり、あるいは状況によっては出前の行政サービスも必要ですとか、支所機能というのは、これからもっと皆さんに多層な支所機能を考えなければいけないということも申し添え、そして天城湯ヶ島地区の今の支所、天城会館、小学校、幼稚園のこの3カ所の集約について、今、議論をずっと3年半してきたわけです。その中では、やはり当初、焦点として湯ヶ島小学校区の皆さんに対して、そういうことを申し上げてまいりました。

したがって、支所が全部そこで機能を集約をしていて、そしてフルセットの機能がそこだけにあるという支所のあり方とは、これからは違ってまいりますので、月ヶ瀬小学校区の拠点づくりは、今、月ヶ瀬インター、それから恐らく梅林ともリンクすると思いますけれども、それから、ふらっと月ヶ瀬ともリンクすると思いますが、あそこに月ヶ瀬地区の拠点ができて、居場所づくりと相談窓口はこれから検討していきますということも申し上げている。ただ、一番今大きな課題で、予算づけを我々としては早くしたいのは湯ヶ島小学校区ですから、もう3年でしょうか、学校、一部改修しましたけれども、やはり湯ヶ島小学校区、毎日校舎を見ている方々にとっては、早く何らかの動きをしてほしいなという声もたくさん伺っておりますので、ここで予算づけをお願いをしているという状況です。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） また、区長様のお話ということになるんですが、本当に余り私たちが区長様、区長様と言うと、当然、26、27、28年度の区長様にお願いしてあったことですので、逆に御迷惑は当然かかるのは承知していますので、なるべくその言葉を控えよう、控えようと思ってきました。実際に湯ヶ島小学校区に限れば、平成26年度の2月からこの協議をさせていただいて、平成27年度になっても、平成26年度の方々にはそのまま残っていただいて、平成27年度は、だから平成26年、平成27年の両方の区長様に入っていただいて1年間、ある程度のこちらの市の提案についての具体的な御検討をいただきました。

この市民説明会の中でも、区長さんに責任持てるのかという、ある意味お叱りの御意見をいただきまして、こちらとしては、あくまでもこちらの提案について御意見をいただき、また修正をかけるなり、そのキャッチボールをしながら、こちらの計画なんですよと。それは一部の御意見をいただいたということで、検討会の中でつくった、たたき上げた計画ではありませんということは話し合いの中でも説明させていただきました。

説明会でも、当然、責任はこちら計画を提案している行政にありますということもしっかり申し上げてございます。本当に市民、地区の代表、いろいろ行政をやっている中で、プラスアルファの御公務といいますか、いろいろな検討をしていただいた中で、余り迷惑がかかるようなことがあってはいけませんので、あくまでも御意見をいただく、その区の方としての御意見をいただいているということで、責任が検討会というものにあるわけではございません。

ですので、そこは何とか御理解いただきたいと思います。それが区長さんと私たちの立場というか、そういう関係で今までも議論してきましたので、よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

それでは、議案第108号について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について。

第2表、繰越明許費、単独事業100万円、特定環境保全公共下水道事業1億5,500万円、事業の場所、内容について。

それから105ページの事業との関連があるなら、その内容を説明してください。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（斎藤 満君） それでは、森議員の繰越明許について説明をさせていただきます。

96ページが繰越明許費です。

105ページの事業の一部、105ページに、特環公共下水道事業の補正のお願いがあります。この事業の一部が繰り越しとなりますので、あわせてごらんをいただきたいと思います。

まず、96ページの第2表の下の段の1億5,500万円は、105ページの13-40、湯ヶ島クリーンセンター改築更新業務委託料3,600万円と、13-43、汚水処理施設整備構想策定業務委託料900万円、及び工事請負費の15-40、管渠工事1億1,580万円のうち大平地区の管渠工事、これが1億1,000万円でございます。この管渠工事1億1,580万円の内訳は、大平が1億1,000万円、城地区が580万円となります。そのうちの大平地区の1億1,000万円、合わせて1億5,500万円を繰り越させていただきたいということでございます。

また、表の上の段の100万円につきましては、大平地区の管渠工事におきまして、国庫補助の対象とならない附帯工事などが出ますので、この100万円を、やはり本体工事が繰り越されますので、単独事業費として繰り越しをお願いするものです。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） これの工事費なので、大平とか城だとかという、大平、城についても、できたらもうこれで終わりの事業だと思いますので、計画も含めて、今はいいですから、あしたでもいいですから、ぜひ計画を含めて説明できるように、こっちも理解、例えば地図上で、城のここからここまではことしだ、ここからここまでは来年だとか、それで、いつまでに終わらせるとか、そういうことも含めて説明できるようにしておいてもらいたい。

以上です。終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑は終わります。

それでは、議案第110号について。

15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番(森 良雄君) 15番、森良雄です。

議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)。

第2条の事業内容を説明していただきたい。相当金額が大きいと思いましたので、本会議で質問させていただきます。

以上です。

○議長(三田忠男君) ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長(菊地 豊君) 建設部長に答弁させます。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

建設部長。

○建設部長(斎藤 満君) それでは、議案書119ページ、平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算の第2条の内容について説明させていただきます。

119ページの補正予算書は、本年の第1回定例会におきまして御承認いただきました平成28年度伊豆市水道事業会計より、今回の補正により変更となる部分が記載されております。この第2条(4) 主要な建設改良事業、それに水道施設整備事業6,663万円、導・送・配水管布設替事業1億1,250万円、そして下水道関連事業が2,200万円とありますが、上の2つ、水道施設と配水管等の布設がえにつきましては変更はございませんが、この(4)の中にありますので、そのまま記載させていただいております。変更になりましたのは、先ほども御質疑がありましたが下水道関連事業です。これは当初の御承認いただいた予算が1,000万円でしたが、下水道関連、これが追加補正ということで増高になりますので、その切り回し等々1,200万円をお願いしてございます。そのプラスした分、1,000万円と1,200万円で2,200万円となるものでございます。

以上でございます。

○議長(三田忠男君) 再質疑ありますか。

森議員。

○15番(森 良雄君) そうすると、新たに発生したのは1,000万円というふうに理解してよろしいですか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

建設部長。

○建設部長(斎藤 満君) すみません、この表紙には出てきませんもので、当初予算が下水道関連事業が1,000万円でした。それですので、ふえた分が1,200万円です。その下の3条のところに補正予定額、真ん中、1,200万円というふうに記載させていただいております。

以上です。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

以上で森良雄議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第105号から議案第110号につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。再開は12時50分からとお願いいたします。それでは休憩してください。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 0時48分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第111号～議案第122号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正についてから日程第19、議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、議案第114号について。

最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

○15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第114号について質問させていただきます。

伊豆市副市長定数条例の一部改正について。

副市長を1人から2人にする必要性を説明してください。

市長と副市長の現在の業務の内容、ボリュームを説明してください。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

伊豆市の人口規模、財政規模が小さいことはそのとおりであって、ただ、行政がカバーしている事業の幅は、人口20万人の沼津市でも3万人の伊豆市でも変わりません。したがって、人口規模が多いと職員が多くなるというのは、一般的な傾向としてはそのとおりなんです。ただし、伊豆市が通常の状態ですべての業務を進めているのであれば、副市長は1人で十分ですし、本多副市長には十分にそれだけの業務をやっていただける能力もあります。ただ、今、伊豆市はそういった通常の安定的な状態ではありません。

まず、私自身の職務ですが、充て職は多分30くらいあるんですが、その中でも特にエネルギーを割かれている分野が幾つかありまして、1つには伊豆半島ジオパーク推進協議会長、これは世界への申請書は提出しましたけれども、相当のエネルギーを割かれております。

それから同じように、美しい伊豆創造センター、これは副会長を仰せつかっておりまして、会長は函南町長なんです。事務局が伊豆市にあるということもあり、この2つの事業は、かなりのエネルギーを割かれております。というのは、この2つがしっかり進捗するかどうかは、まさに何十年の課題であります。伊豆が1つになれるかどうか、ここで頓挫してしまうと、また伊豆はばらばら、伊豆は1つ1つの状態に戻りかねません。したがって、伊豆市長としても、これは伊豆市の将来にとっても大切な事業であるということで、相当エネルギーを割いております。

それから、国との関係で申し上げますと、これまでは国、特に過去、建設省との関係は、修善寺橋以北の狩野川改修と狩野川直轄砂防だけでした。しかし、ここに来て伊豆縦貫道が進捗をしております。その中で、私は天城北道路と天城峠工区の2つの、期成同盟会長を仰せつかっているんですが、これは伊豆市にとっても直接的に極めて大きな影響がありますし、また伊豆半島全体にとっても大きな影響があるわけですが、これらの国土交通省との関係というのは、これは政治的活動として地元出身の衆議院議員、参議院議員等々と連携をとりながら、少なくとも10回は国に要望活動を行っており、それに附随する政治活動、要望活動等で、これまた極めて大きなエネルギーを割かれております。これは伊豆縦貫道が伊豆市内を完成するまで、まだかなりの時間がかかりますので、伊豆市長の職務としては相当大きな役割になっています。

また、幾つか産業振興がある中で、観光は基盤産業としてはもちろんですが、私が市長の間には、林業の課題には相当精力的に取り組んでおります。全国市長会には、いろいろな勉強会があるんですが、経済委員会の中にあります全国市長会林政問題研究会の座長を仰せつかり、それ以外にも林業関係で6つの幾つかの団体の役員を仰せつかっております。私が市長になったときには、伊豆市の林業、当時は基本的には田方森林組合がほとんどであったんですが、事業規模が1億円でした。今は森林組合だけで2億数千万円、ほかの林業関係者の皆さんを合わせると、恐らく四、五億レベルになっているのではないかと思います。それから特産林産物のワサビとシイタケも林業に入りますので、これは極めて重要な課題であるとい

うことで、林業、林政に関する会議には、基本的に私は直接、自分で出席するようにしておりますし、県・国の幾つかの役員も仰せつかっております。

そこにさらに日赤、今、私はこの4月から日赤の静岡県の評議員、これは静岡県市長会の代表という立場で、日赤の静岡県支部評議員、それから日赤本社の代議員を仰せつかっているんですが、これからの日赤のあり方を考えますと、これまでも相当、日赤との関係は、いろんな動きをしてきたんですが、さらに大きな課題になることは当然予想できます。

そのような状況の上に、今度は東京オリンピックが、さらにかぶってまいります。現在までのところ、国が進めていただいております県道の改良事業、そして伊豆市がかかわる下水道事業、一部の市道改良以外のところは、全く組織委員会とは、市長の立場ではまだかかわっていない、もうほとんどかかわっていないというのが現状です。今、東京都のほうは、ほかの競技会場のほうで最終的な詰めに入っていると予測をされますが、ある時点で競技会場の整備、その他の附帯事業、それから今度は伊豆半島の中での将来に向けての事業等々、現時点で予想できないかなりの事業量があるものと見積もっております。

例は違いますけれども、スキーの会場となった白馬村では、最後1年近くは職員の半分ぐらいがほとんどオリンピックにかかわっていたというような状況のようです。まして伊豆市は、主催地である東京都の飛び地ですので、国・県、東京都との関連が、どのような課題が出てくるか、まだ現時点で想像できない状況ですが、いつも申し上げているとおり、これは一過性の1週間の事業ではなく、伊豆市が世界のレベルのリゾート地に向けての中間目標としてのオリンピックの立ち位置だと私たちは認識しておりますので、オリンピックというものを使って、伊豆市がどのように発展していくかを考えますと、伊豆市の関連事業をみずからかなり組んでいかなければ一過性のイベントで終わってしまう。そのようなものをカバーしていただくためには、直接、私が指揮をできる副市長を2人配置をしていただきたいと思いますというのが現状認識です。

また、いろんな人材を既にお願いをしておりますが、特別職である副市長と教育長を除いては、総合政策にかかわる総合政策部長、国とのお約束で来年7月には帰任ということの予定になっているんですが、これまで地方創生戦略を立ち上げるために多大な尽力をいただきました。和智永部長がいたことによって、課長以下の人材育成にも相当寄与してまいりましたが、あと半年ほどで帰任していただくこととなります。

また、建設部の理事、防災監、戦略アドバイザー、経済アドバイザーは、それぞれ個別の任務を負っていただいておりますので、特別職たる副市長とは、また全く違う役割になります。

なお、直接にオリンピックに参画する意味で、県の加藤参事には、県の職員として伊豆市で勤務していただいておりますけれども、総合政策をカバーして、そして市長の立場で市役所を統括する立場とは異なりますので、オリンピックだけが課題ではありませんし、またオリンピックも当然、関連はしてまいりますけれども、直接市役所を統括する立場と、オリン

ピックを過去の経験から踏まえてアドバイスいただいている、県の職員である参事とは、また立ち位置が違うものであると考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） いろいろお話があったんですけども、要は仕事がいっぱいあるから人をふやしてくれと言っているのではないかと思うんですね。これは民間だったら仕事の見直しをしますよ、まず。最初にジオパークだというお話がありましたけれども、僕はジオパーク、失敗するのではないかと危惧しているんですよ。ジオパークだって、協議会の人がいるんだから、協議会でやらしてもらえばいいではないですか、職員がいっぱいいるんだから。オリンピックの話も出てきましたね、今。白馬村の時代と今は、もう時代が違うんです。今、市長がやっている案内だとか、通訳とか、いろいろ養成したいなどということをやっているようだけれども、僕は今、通訳なんて必要ないのではないかと思っているんですよ。

〔「質疑、質疑」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 何言っているんだ、おまえ。誰が言ったんだ、今。

○議長（三田忠男君） 質疑をお願いします。

○15番（森 良雄君） 堂々と言えよ、俺が言ったって。質疑しているではないか。

○議長（三田忠男君） 続けてください。

○15番（森 良雄君） 余分なことを言わせるなよ、質疑の内容もわからないで。

いいですか、あなたが今やっているのは、通訳などというのは、今、誰でもできるんだ。タブレット1つあればいいんですよ、そういうのをやっていますか。道案内なんかだってそうですよ。何か競輪の案内もさせるなんて言っているけれども、何のためにFMを入れているんですか。質問があったら、すぐFMのほうへ連絡させて答えを出させるとか、要は市長はまず自分で業務の見直しをしなければだめだ、どうやったらいいのか。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 誰だおまえ。質問しているんだよ、やり方が悪いって。おまえがわからないだけではないか。

○議長（三田忠男君） 議案第114号についての質問を続けてください。

○15番（森 良雄君） 今、答えに対して質問しているんだ。

縦貫道だってそうですよ。縦貫道ができたら伊豆市は疲弊しますよ。みんな車は通過してしまうんだ、そうでしょう、これからつくる縦貫道はトンネルなんだよ。日の当たるところは通らないんだ。ましてや天城から先などというのは……

○議長（三田忠男君） 森議員、すみません、意見ではなく質問をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 意見ではなく質問、あなたがやろうとしている仕事は見直しが必要なんだ。

○議長（三田忠男君） はい、そこでとめたらいかがでしょうか、よろしいですか。

○15番（森 良雄君） もし本当に副市長がもう一人必要だったら、作業の見直しをする人を入れなさい。民間の企業だったら絶対やりますよ。作業の見直しからですよ。ただ仕事があるから、仕事があるんだったら、本当にそれが必要な仕事なのかどうかから見直していくべきだ、そういう考えはありませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 職員の立場から、総務部長にも意見を述べさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今回の提案ですが、議員、おっしゃるとおり、市長の業務の内容、ボリュームということで、市長のほうから今、御自身の今やられている業務のお話をさせていただきます。

今回提案する副市長の2人というのは、当然、個別市長、副市長の業務の量にもよるんですが、当然、予算規模云々よりも、市の組織、市長のトップマネジメントをしっかりと補佐する体制を整えたいと。それには400人余りの職員をどう指揮監督していくか。当然、市長が直接できるものではありません。現在、副市長が直接、職員のほうの指揮監督はしているわけですが、これから先、予想されるいろんな問題、いろんな事務事業、これがもう目の前にぶら下がっている。それをこれから組織としてどう推進していくのか、それを考えたときに、しっかりと市長のトップマネジメントを補佐する副市長役を2人体制でいきたいと、そういう趣旨です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 今の総務部長の答え、副市長をもう一人置きたいんでしょう。いわゆる総務部長をもう一人置くということと、ちょっと次元が違うんだよね。トップをもう一人置くということなのではないですか。判断できる人間を、計画をつくる人間を、どういう仕事をつくらうかという人間を。要は余分な仕事をつくり過ぎているのではないですか。

それと市長、あなたはことし2016年1年間で、海外へどういう、何本の業務でもって、何日ぐらい行っていますか。要はやらなくてもいいようなことをやり過ぎているのではないですか、伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ことしは伊豆市長として、8月にリオ、それから9月には伊豆半島ジオパーク推進協議会長の立場で世界ジオパーク会議に出席をしております。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、伊豆市副市長定数条例一部改正について、質疑を市長に行いたいと思います。

この通告書には、伊豆市の人口あるいは財政規模から見て、副市長2人は必要かということなんですけれども、近隣の市を見ますと、例えばお隣の伊豆の国市、これは1人ですね。それから三島市、これも1人、熱海市は1人ということですね。先ほど来、市長がいろんな事業をやるから大変だ、大変だと、副市長がもう一人要るといようなお話なんですけれども、どこの市長でも、市でも、みんな大変なんですよ、いろんなことをやっているんです。

例えばお隣の伊豆の国市だったら、反射炉の世界遺産なんて大変な思いをしてやったではないですか。でも1人でいいではないですか、1人で十分やっているではないですか。

私は伊豆市の人口あるいは財政規模ということを使ったんですけれども、伊豆市はご存じのとおり、人口がもう3万2,000人を割ったんですね。財政規模、年間一般会計で170億円くらい、伊豆の国市は200億円ですよ。三島市は400億円、全然そちらのほうのいろんなことをやっているんですよ。一般会計の規模が大きいということは、いろんなことをやっている、そういうことなんですよ。

ですから、いろいろこの前の提案理由では、都市計画をやると、天城北道路だと。今もお話があましたが、東京オリンピックだということを使ったんですけれども、みんな同じような、類したようなことは、どこの市でもやっているんですよ。

それで、私はなぜ、それは2人にすれば市長は楽かもしれないんですけれども、まず、この副市長を選任するということになりますと、余分に給料が1,000万円以上かかるんですよ。以上かわかりませんが、とにかく1,000万円かかると。そんな余裕がこの伊豆市にあるんですか。先ほど市長は行政改革が必要だと。費用を節減をしなければならぬと。それに反しているのではないですか。そんな1,000万円もの職員を雇うよりかは、もっと若手で実際に仕事をする人を雇ったほうがよっぽどいいのではないかと思いますけれども、それについてどうお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） これまでも申し上げておりますとおり、伊豆市の人口、財政規模だから必要だとは、全く申し上げていないんです。今、伊豆市が直面している課題、仕事の質と量が極めて大きい。人口3万人の普通の市ではないような質と量の課題に直面しているということです。

熱海市、三島市は合併しておりませんので新市建設はありません。新市建設と、今、伊豆縦貫道の推進が同時並行的にやっているんですけれども、修善寺インターができたときに、

修善寺温泉の活性化の事業がどれだけ同時並行的になされてきたか。奥の駐車場の整備、それから交通のスムーズ化、それから御幸橋のかけかえ、いずれも私が市長になってからです。本来は修善寺インターができたときに、そういった活性化事業をやっておくべきだったんです。それが新市建設につながっていくわけですね。これから大平インター周辺は、今、ご存じのとおり内陸フロンティア構想に採択をされて、大平インターを活用する。これから月ヶ瀬インターも今、既に国土交通省や県とは仕事を始めている。そういった道路だけではなしに、道路進捗にあわせて新市建設をやっていかなければいけないんです。道路だけできたと、まちはよくなるないんです。それが新市建設の事業とタイミングが一緒になっている。

そして、新市建設と伊豆縦貫道の推進と、それからオリンピックも平成32年と、我々が決めたわけではないけれども、同じ時期に今、重なっているわけです。延ばせるものだったら延ばしたいですよ、本当に。だけれども、今、平成32年というところに幾つかの大きな課題の締め切りがあって、我々はこれから逃げますか、これを克服して、いいまちをつくりますかということなんです。職員も経験したことのない事業がたくさんございますので、しっかりガバナンスをきかせるためにも、やはり指導力のある統率力のある人間を、もう一人、ただし議会のほうはもう一回決定権がありますので、その次に、もし条例が通れば、私のほうで適任者を探させていただきますので、それが私が今申し上げている人材であるかどうかの、もう一回、決定権は議会にあるわけですから、その環境を整備をしていただきたいということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 再質疑ではないけれども、行政改革と経費節減のことを何も言っていないけれども、1,000万円を払うことがどうだという。

○議長（三田忠男君） 答弁してください。

○市長（菊地 豊君） 行政改革は、当然これから進めてまいります。やはり4町が合併して、整理すべき課題が残っております。

ただ、経費はこれは費用対効果ですので、ですから皆さんがこれから、条例が通れば副市長候補を皆さんに提示しますので、それが伊豆市にとって、当然、人件費を充てさせていただきますから、適切かどうかをもう一回、皆さんにお諮りをさせていただきますということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

西島議員。

○13番（西島信也君） 私が先ほどから言っているのは、どこの市町もそれなりにやっているんですよ、伊豆市だけが特別ではないんですよ。それを1,000万円もかけて、よそから、どこから来るか知らない、県からどこから来るのか知らないけれども、そうするよりは、せっかく今の副市長がいて、都市計画だったら、県から来た理事さんがいて、さっきもお話

がありましたが、いろいろ防災監もいて、何もいと、そういう人たちをもっと充実させて、何で副市長が1人ぽつと来てやらなければならないんですか。そんな上からのトップダウンで物事は進まないですよ。やっぱり職員の中からボトムアップといいますか、やっぱり提案していくような、それでやらなければうまくいかないですよ。幾ら上からあれやれこれやれたって、大体、来たってわけがわからない。

市長は、こんな大変なことをやるから、オリンピックとか何かは経験がないなんて、皆さん、経験がない、職員経験がない。ないですよ、どこにいるんですか、オリンピックの経験やった人が。そういう人を連れてくるんですか、東京のほうから、わからないけれども。

[発言する人あり]

○13番(西島信也君) とにかく、このような副市長を2人にするというのは、大変問題だと思いますけれども、では、そのトップダウンでいくとあって、1,000万円はそれに対する当然の費用対効果だということなんですか、まずそれを1つ聞きます、もう一回聞きますね。

それから、先ほどから市長は、忙しい、忙しいなどと、充て職が30もあって何だかんだと言って、ジオパークが忙しいと言うけれども、さっき森議員からも出ましたけれども、何でリオデジャネイロとかヨーロッパへ行ったりとか、ヨーロッパへは去年は何遍も行っていきますよね、台湾にも何回も行っていきますよね、よくそんな時間がとれますね、そんなに忙しい、忙しいなどと言っておきながら。本当に忙しいんですか、ちょっとそこをお伺いします。2点。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

○市長(菊地 豊君) トップダウンをするために、意思決定をするために3人必要だと言っているわけではないんです。さっき、総務部長からありましたように、事業を推進するためにガバナンスをきかせなければいけないわけです。要するに市役所の中を統括しなければいけない。私がやっぱり不在になることが多いですし、恐らくもっと不在になることが出てくると思います。当然、オリンピックが進めば、東京都との関連も出てくるわけですから。ですから市長のかわりに、市長にかわって、副市長というのは地方自治法に規定された市の執行機関の補助機関が副市長という位置づけになっていて、その市長の立場で市役所をしっかり統括していく人材がもう一人必要になると、こういう判断をしているわけです。したがって、当然、経験がある人間がいるわけではありませんけれども、伊豆市の規模で、新市建設というのは3万人ぐらいの事業で下田市もやっていません、熱海市もやっていません、三島市もやっていない。うちは単に合併するだけではなくて、合併してかつ未来のために新しいまちづくりをやらなければいけない。もう伊豆の国市に皆さん、人口が流れているのをとめるというようなことも含めて、新市建設事業というのは、今、伊豆半島の中でみんながやっているわけではない。

さらに今、伊豆市だけがオリンピックロゴを使っているわけですね。やはり開催地という

のは、伊豆半島全体でオリンピックは進めていきたいと思いますが、やはり開催地には開催地の責任があるというのは宿命なんですね。そうすると、そういったものの調整を、私自身も当然やりますけれども、市長の代理として、国との、東京都との、組織委員会との、県との、その他関係団体との調整も出てまいります。それを考えると、市の中の総務的、それから市民向けの担当、主としてしっかり地固めをする副市長と、どちらかという建設産業サイドに立って、そういったオリンピックを含めた伊豆市の活性化、そういったものを統括する副市長と2人置かせていただかなければ、この4年間は乗り越えられそうにないという状況でございます。

それから、外国出張というのは、議員、お考えがどうかわかりませんが、遊びに行っているわけではありませんので、我々はオリンピックというものを、テレビで競技しか見たことがないわけですね。そこで行政が何をやっているのか、周辺がどうなっているのか、輸送がどうなっているのか、ボランティアがどうなっているのか、一切テレビには出てこないし、レポートも見たことありません。私たちは、今からそれをやらなければいけないわけですから、市長の立場で最後のチャンスとして6日間、直接見てきたということです。

これはジオパークで国際会議に参加した場合もそうですが、現場に行くと、現場の国際会議に出た場合と、一方的に文章だけで耳に入れた場合では全く違います。それは議会でも何度も報告させていただいたと思いますけれども、やはり全部の会議に全日数出るわけではありませんけれども、市長の立場で国際会議とか国際交流に直接的にかかわることは、やはり伊豆市の将来にとって必要だと思っておりますので、ことしの2回も含めて、外国出張は一切無駄だとは思っておりません。大変厳しいですけれども、市長にはそれだけの責務があると考えております。

○議長（三田忠男君） 対費用効果はあるということ……。

○市長（菊地 豊君） 費用対効果は当然あります。しかし、コスト削減のために、今、旅費規則ではビジネスクラスが認められておりますけれども、したがって、30時間のフライトであっても、市長もエコノミークラスと一緒に飛んでいるということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今の議長が言った費用対効果というのは、副市長を置く費用対効果のことを言っているんですよ。何も飛行機のことを言っているわけではないんですよ。ちゃんとよく聞いて答弁してもらいたいですね。

それで、外国に行くのは遊びではないと言いますがけれども、遊びではないと、それは遊びではないでしょう。遊びで行って、あんなに公費を使ってもらってはたまったものではないですよ。3日間行ったと言ったけれども、全部で6日も7日もあれでしょう。休みではない、公務ですからね、日本から飛んで行ったわけではないですか。

それとか台湾だって、ことしは行かなかったかもしれないですけども、去年から、その

前から何遍も行っているのではないですか。そんなことは、それで忙しい、忙しいなんていうんですか、そんなことで副市長2人なんておかしいですよ。

そういうことで、私は忙しいというんだったら、忙しいとは私は余り思っていないというか、知らないけれども、余り感じないわけですからけれども、それから新市建設がどうだというお話がありますよね、新市建設と云って、新市建設はもう12年前から始まっているではないですか。ここで急に来たわけではないですよ。急に、いかにも新市建設をここで急に始めたようなことを言うから話がおかしいのではないですか。何で、では、新市建設のときに、あなたが市長になったときに、8年半前に、そのときは何で副市長は2人と言わなかったのか。私は覚えていますけれども、そのときの議会の説明では部長職を減らしたと言ったんですよ、覚えていますか。部長職を減らして行政改革だと、これは費用節減だと、これでいくなるとそのときにたしか言いましたよね、たしか私は覚えているけれども、それと全然違うではないですか、そこら辺はどうですか、新市建設と今のことの費用節減について、どうお考えですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 一時期、部長と課長を減らしました。8年半前に市長になったわけですが、その前に市内を回っていて、もう市役所に対する物すごい批判が強かったのです。私はギャンブルをやらないのでわからないんですが、競輪の問題ですか、それでやはり、これは一旦整理しなければ進めないということで、部長も少なくし、部長を一部課長級にし、課長を減らしたのは、ちょっと別の理由があるんですね。小さい課よりも十数人から20人ぐらいの課の規模にして、課の中で職員運用ができるようなものにしたかったんですが、しかし、実際に市民の皆さんの反応を見ると、だから伊豆市は進んでいるとか、あるいは、これで行政改革が進んだというような意見はほとんどないまま、むしろ組織の中で弊害が出てきたことはあります。したがって、そこは見直しをいたしました。それはそのとおりです。

それから、新市建設は先ほどから申し上げていきますとおり、合併特例債を使えるのは平成31年度、平成32年3月31日ですが、それ以降、ちゃんと市が発展していく種まきをしなければいけないんですね。これまで今の伊豆市の中の中心地である修善寺も、大変厳しい都市計画の制約を受けてきました。しかし、市街化区域の中にあっても、何度も申し上げますけれども、修善寺駅の周辺、修善寺温泉の周辺、それから小立野等を都市整備してこなかったですよ、先輩方には申しわけないですが。この市街化区域で当時から40年間あった市役所の前、日赤の前、遠藤橋までも何らの都市計画も都市計画決定もされていない、都市公園もつくられてこなかった。したがって、平成32年3月までに全てをつくるのではなくて、新市建設という国の合併支援が使える間に、ちょうどこのタイミングは伊豆縦貫道の進捗と重なるので、将来に向けたしっかりした計画をつくって整備に入らなければ、私たちは同じことを繰り返すんです。それだけの大切な時期であるということは、議会の皆さんにもぜひ

認識や共有をしていただきたいと思います。とっております。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について質疑を行います。

観点が若干違うもので、結果的には市長からの答弁、同じかもしれませんがお願いしたいと思っております。

提案理由の中で、都市計画の見直し、それから天城北道路、東京オリンピックという大きな事業がある。それに対処できる人材をできれば補いたいという提案ですけれども、1つは、全てがみんなそれぞれ個性がありますから万能ではないということなんですね。いないでしょうという立場からでございますが、現実には産業振興には2人の産業アドバイザーがいます。オリンピックにも、今、市長は答弁なされましたように、県からその分野に精通したと私は理解しておりますが、その方を市が要請したと聞いております。さらには、部課長会議というのは、伊豆市の政策のための横断的スタッフだということも聞いております。

もろもろを考えたときに、何が不足しての人事案件なのか。今いろいろと勝負どころだという話はわかるんですが、何が足りないのかと、どこをどういうふうに補いたいからこそ、副市長をもう一人というのか、もう少し明確にできればなと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

確かに今、県の担当にも来ていただいておりますし、また、経済産業関係ではアドバイザーにも来ていただいております。ただ、特定の一分野に対してアドバイスをいただいている、例えば産業関連ですと、我々、残念ながら市で持っている観光施設で、ほかの予算に充てられるような収益を上げている施設が1つありません。やはり公務員が商売をやってもうまくいかないのであって、ビジネスはビジネスのプロに任せたほうがいい。それから、伊豆市の中にはたくさん素材があるんですが、素材をうまくまとめてビジネスにつくり上げる人材がありません。これは公務員では、そういった能力はありませんので、そういった意味でビジネス界からお2人に来ていただいてアドバイスをいただいております。

ただここで、繰り返しませんけれども、伊豆市の将来に向けて、質の違う、量の違う新しい課題に直面、これからさらにしていくということ、それが1つ。

それからもう一つは、私の自省も含めたガバナンスです。市役所の内部に対するガバナンスが、やはりまだ十分にはないと認識しております。ここは本多副市長は、この分野は大変

に経験豊富ですので、市役所の管理の中は相当今、強化をしていただいておりますけれども、しかし、1人で総務関係、それから市民向けの行政サービス、それから産業建設等々、全てを市長の代理として、市長は外向けと内部の管理と2つの責任がありますから、内部管理者としてそのガバナンスを1人では、今はやっていただいているんですが、これから大きな課題が来るときの市役所のガバナンスが不足するのではないかとということ。

それからもう一つは、これも私の自省を込めてですけれども、やはり市民の皆さんに丁寧に接する時間が減ってきました。これはいろいろなところで伺うんですが、9年前はまだ市長になる前でしたから全部歩けましたけれども、当然、同じことはできないにせよ、ことしは市議会議員の選挙がありましたから、タウンミーティングは今やっているんですけれども、一時期は二十数カ所に分けてタウンミーティングをやったり、もっといろんな皆さんの意見を聞く場を設けたりしたのですが、やはりその回数は率直に少なくなってまいりました。そうすると、私の対外職務はもっとふえていきますから、そうすると、やはり市長としてもう一つ大切な市民との対話、市民からの意見聴取という機会も加速度的に減っていきますので、その3つの観点から、新しい課題に直面するということ、ガバナンスを強化しなければいけないということ、それから市長という立場で、市民との接触の時間をもっとむしろふやさなければいけないということ、その3つの観点から、私を直接補佐する副市長を強化していただきたいという考えであります。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 当初の提案理由で述べられた、そしてきょうお話を伺って、どういう考え方で副市長をもう一名ということの考え方はわかりました。

それで、もうちょっと具体的にお伺いしたいのは、この質疑の中で冒頭お話ししましたように、お話ししたというか、聞いていましたけれども、部長会議というのが伊豆市の政策のための横断スタッフだと。だから市長が当選した当初からスタッフ制度を持つということで、いまだにそれは、十分、不十分は、市民サイドからはあっても、スタッフ制度をとりますと。なぜならば、1つの仕事で1つをやっていたのでは、よくわからないからということで、その部の中でも、課の中でも、いろいろな連携をとりましょうよということだと思っただけですね。そのあたりが、さまざまな当然のこととして、今、大きく当初提案しました3つの大きな事業があることは重々承知しておりますが、そのことと市の体制、部長会議を中心とした、係的には任務分担的には課長がいて、主幹がいてと、こういう仕組みでやっているわけですよ、一つのピラミッド型で。そのあたりが、どういうふうに機能しているのかがよくわからない。

そして、より具体的には、今お話しなさった、公務員はビジネスというのは専門ではないですよ。ただし、産業起こしをある意味で、あらゆる情報をツールを持っているということも、私は地方公務員だ、職員の皆さんだと思っただけです。あらゆる自治体との兼ね合いのもとで、た

くさんの情報が、私以上というか、議員以上に、ましてや市民以上にたくさんの情報を具体的に仕事をする中で持っているもので、そのあたりのことをやっていくということについて、なおかつ足りないというふうに分析されているのかどうかお願いしたい。

したがって、公務員に対するビジネス能力がない。能力がないから産業アドバイザーという、いろいろな専門分野の兼ね合いが出てくるでしょうけれども、でも現実には公務員の方々も職員の方々も、いろんな自分自身の仕事をしながら市民生活を守っていく、産業起こしをやる、まちづくりをやっていくと、そういう役割分担をしているんだと思うので、職員の能力というか、組織的にどのように、この3つの事業に向かわせていくのか。でも、副市長は足りないという意味合いがちょっとわからない。

それともう一つは、別の地点から、伊豆市も地方自治体の1つですよ。そうすると、今言った大きな事業を迎えるに当たって、一番私は、当然、市長以下いろいろな職員の方々が、いろいろな方針を出していかなくてはならないんだけど、最終的に、本当に都市計画の問題、天城北道路ができたときに、まちづくり、どうしようか。オリンピックが来ました。先日も何か募集したら、通訳の方が物すごくオーバーして断ったぐらいだというぐらいの活気があるわけですよ。そうすると、市民の方々にとってみるならば、本当に市民の力を依拠しない限り、この事業というのは、私は成功しないのではないかなと。別にだめだということではない、市長以下、職員の方々が一生懸命やったって、それに対して市民の方々が、本当にそうだよねと。俺たちも力を出すよというまちづくりをしない限り、この3つの大きな事業というのは、なかなかうまくいかないだろうと思います。

したがって、住民自治という立場から見たときに、市民みずからが、この伊豆市を盛り上げていくというか、未来をつくっていくんだといったときに、今回提案されている副市長をもう一人置きたいということとの兼ね合いで説明していただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民力が絶対必要だと、それは全くそのとおりです。伊豆市の今の体制の中で、市民の皆さんのお力も發揮していただかなければ、およそどの事業も、ましてやボランティアがたくさん必要なオリンピックなどは当然できない。そのとおりだと考えております。

他方、ことしの予算が170億円ぐらいですか、市税が43億円の市で170億円ぐらいの予算を組んでいるわけですね。当然、国や県の補助金というものがたくさん絡んでまいります。これが県との関係だけであれば、副市長と田村理事でも、いろんな協議、調整はできるんですが、これから先行例を見ても、あるいは東京オリンピックの動きを見ても、オリンピックに限定した交付金、交付税というのはないようです。国もつける意思はないようです。そうすると、いろいろなところから財源を持ってきて、まだ何も課題がないからわからないんですが、オリンピックの競技は恐らく成功します。いろんな方に話を伺うと、オリンピック競技

というのは、国の威信にかけてやるので競技は成功するんだそうです。問題は、その競技以外の周辺のところ、どの程度、将来のためにレガシーを残すか、あるいは競技だけではない、市民の活動も含めた大会としての成功というものは競技だけではありませんので、そうすると、いろいろなところと調整をして、いろいろな財源を持ってこななければいけない、うちは43億円しかありませんから。それを考えると、県との関係だけではなく、やはり産業界との調整、あるいは協力依頼、あるいは国との関係、組織委員会等の関係等々を、我々が予期しない課題が直面しているのだらうなど、これは予期しているにすぎません。具体的に何があるか、まだ想像もつかないという状況です。

それから、部長会議というものは、私が市長になって意思決定の場ということで位置づけています。それまで市長になってみて、どこで決まっているかがわからなかったんですね。個別の部長は来るし、あるいは総務部長と担当の部長が来て、一緒に、はい決めてくださいとかいう話もありますし、当時の最初の数回の部長会議は、一体何をどう議論しているかわからなかったのもので、部長会議というのは、総合補佐である部長が集まり、そして自分の所掌以外についても意見を言って、市長が出席している場で意思決定をする場だと。

皆さん、御承知のように、閣議というのはまさにそうであって、内部調整はするんですけども、最終的に閣僚がいるところで閣議決定、署名、判こを捺印する場があるんですが、伊豆市の場合には、部長の意見交換と意思決定をセットでやっている部長会議というものを位置づけたわけです。

そして、課長会議というのは、情報共有の場であって、なかなか課を横断的な調整がまだ図られておりませんので、隔週で課長会議をやって、ほかの課に影響するような情報提供をし合って、情報共有をする場というふうに位置づけておりますが、まだ正直言って、十分に部長会議、課長会議が機能しているとは思っておりませんので、改善しながら、この2つの会議を進めています。

その中で、産業については、それぞれ部長、課長がいるのではないかと、職員もしかるべき能力があるのではないかと、それはまさにそのとおりで、特に手続とか補助制度については、職員のほうが精通をしています、それはそのとおりです。ですから、職員はそういった能力の発揮の仕方というのは、当然、今以上に頑張っていたかなければいけない。国や県がどのような補助制度を持っているのか。市はどのような補助制度を使えばより有効なのか。あるいはどのような手続が必要なのかというものは、もっぱら市役所の職員が担うべき分野です。

ただ、市、町の特性によって、産業は余力を入れなくていい市町もあります。非常に立地条件がよくて、ある程度の環境整備をすれば、本当に企業が喜んで進出するようなまちもあります。あるいは観光に対応するような課がない市町もあります。伊豆市の場合には、両方とも力を入れなければいけないのであって、ここが職員の配置も正直言って多いです。補助金も多い。しかし、まだ十分にそこも機能していない。そこで、そこはプロにも入ってい

ただいて、ビジネスの経験のある方から直接アドバイスをいただきながら、新たな産業をつくっている。これはまだ道半ばですが、それはそれでプロにも来ていただいているというような状況です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） ちょっと具体的な形で、大きな3つの課題について少しだけ、もうちょっと突っ込んで、副市長の必要性の関係でお尋ねします。

新市計画の見直しというのがありました。当然、今から都市計画をつくりながらやられると思うんですけども、既に総合計画ができていますよね。総合計画というのは、物すごく大きな道を歩もうとしているとか、あれで、では具体的にそれぞれの地域で何ができる、それはちょっと無理なのかな、より具体的な話。

そうすると、これはかかわってくるのは、やっぱり県との兼ね合いとか、それから今、県のほうから理事がいらっやっていますけれども、そうするともう一つ、ここにかかわってくるのは、市民がどれだけその必要性を理解して、オーケーとるかだと思うんですね。市民抜きの建設計画はないです、都市計画はない。そうすると、そこに新しい副市長がどうかかわるのかなど。ちょっと今の聞いた中でわからない問題。

それと、天城北道路というのは、道路をつくること自体は、別に市がやるわけではないもので、県・国がやるわけだ。そうすると、月ヶ瀬インター等々含めて、いろんな課題が出てくるでしょうけれども、これはまさにまちづくり、今、月ヶ瀬インターはどうしようかというところで、今、地域の人たちと話し合いをしているんだけど、まさにここは地域の人と職員と一緒にあって、どうしましょうかという課題が出てくる。ここに新しい副市長がどのようにかかわっていくのかわからない。

東京オリンピックというのは、今言ったように、何をやろうとするか今のところわからないので、僕もよくわからないけれども、そういう意味では、冒頭お話ししたように、県のほうから1人いらっやっています。そうするとその方がいるんだけど、新しい副市長はどのようにかかわってくるのかということがちょっと見えづらいものですから、説明していただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 新市建設で、どうしても文教ガーデンシティが主として話題となるんですが、もちろんそれだけではありません。これも繰り返しになりますが、教育施設の再編成、都市機能の集約と中心市街地の形成、それからそれぞれの拠点整備のところですから、月ヶ瀬であれば月ヶ瀬インター、これは道の駅のような施設をつくることで、国土交通省も当然関連してまいりますし、防災が入れば、県も関係してまいりますし、したがって、道路の整備と、その道路の活用というものはセットで今、検討しているところです。

また、中伊豆地域の皆さんは、大平インターや月ヶ瀬インターから東海岸との連結、特に道路ネットワーク、これは非常に強い要望がありますので、これも当然、国や県との関係が出てまいります。さらに、それを使って、どのように産業をつくっていくかという意味でも、今度は産業のセンスが当然必要になってまいります。

それから、土肥は数日前にやったばかりですけれども、津波防災のまちづくりを今進めております。これも国との関係も出てきますし、これは国交省も関与する、県も関与する、そして津波防災の計画をつくった後、今度はその地域をどのように活性化するかという問題も、これもセットで出てきますから、月ヶ瀬インターができて、20分先に土肥海岸という、そして津波防災まちづくりの中で、これも産業界と国と県と全部関係してまいります。何もしなければ、本当にただ道路ができました、交通量がふえました、伊豆市は素通りしますだけで終わってしまいます。そうはしないために、そういったいろんな機関と調整能力があり、産業の形成もできるような人材を探させていただきたいということです。

それからもう一つ、何だったかな、質問は。これでお答えしていましたが、よろしいですか。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

それでは、議案第115号について。

最初に15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について。

大分いろいろ同じようなお話が出ておりますけれども、支所と保健福祉センターを市山から湯ヶ島へ移転する。まず、市民との合意ができていいのかどうなのか。

それとなぜ移転するのか。先ほどと同じようですけれども、本当の理由をお聞きしたいんです、私は。要は、ラスクが支所を占拠するから、これを移転させたいんでしょう。なぜ、ラスクに明け渡さなければならないのか。もうラスクは伊豆市へ来て何年になるんですか。一体いつまでラスクを優遇するんですか。

いや、時間が来たらば、もうラスクは独立させてよろしいのではないかと思うんですけれども、これ以上やったら、先ほどからいろいろの話の中からうかがえるのは、ラスクと癒着しているとしか言いようがない。ぜひ、その辺を否定するようなお答えをいただきたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 支所移転の焦点が東京ラスクの拡張だけでしたので、それについてお答えします。

議員の皆さんの中で、雇用をつくることに反対の方はいらっしゃいますか。伊豆市の市民

所得をふやすことに反対の方はいらっしゃいますか。先ほど申し上げましたとおり、現時点で、我々の伺っている報告ですけれども、東京ラスクと雲風々を含めて、従業員70人、これを100人から150人にしたいとおっしゃっていて、それは判定従業員数に換算すれば、100人になれば商工業においては、伊豆市のトップレベルの事業所になるということも申し上げたとおり、また私は直接、社長には伺っていませんけれども、報告を受けたところでは、さらに地元の皆さんが働けるようなマルシェであるとか、あるいは食堂であるとか、これは直接やるというよりは、事業展開を地元働きかけるといっていいと思いますが、さらにはあの規模の会社になると、いろいろな関連会社がありますので、東京ラスクの中の一つの関連会社も、本社をこちらに移転させる御意向もあるようです。そのような事業所移転、雇用をつくること、働く場をつくることに反対の議員さん、いらっしゃいますか。それが回答でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 言っていることが全くおかしいことを言っている。誰が雇用に反対するんですか。私が言っているのは、なぜ、あそこでなければいけないんですかということですよ、ラスク。もうあれは大城さんのときに来たのかな、10年近くあそこにいるわけです。もう独立していいではないですか。いつまでも伊豆市に——みたくくっついていることないんだ。

〔「ちょっと今の言葉……」という人あり〕

○15番（森 良雄君） うるさいんだ、おまえ。

〔「動議」という人あり〕

○15番（森 良雄君） ——ではないか。

〔「今の発言、大変無礼な言葉です、議長」という人あり〕

○15番（森 良雄君） 無礼ではないよ。

〔「これは取り消しを命じるか……」という人あり〕

○15番（森 良雄君） 議運を開け、議運、それだったら。

〔「問題ですよ、これは」という人あり〕

○15番（森 良雄君） 税金を吸い取ってくるのではないですか。

〔「休憩」という人あり〕

○議長（三田忠男君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時52分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいま杉山議員より発言取り消しの動議が出ましたので、その動議を認める方、御起立

願います。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 賛成多数。

ありがとうございました。

その取り消し動議についての取り扱いについてですが……

暫時休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時54分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森議員にお諮りいたします。

今の発言取り消し動議は、動議としては賛成多数でしたので、取り消す意思のあるかないかを議長として確認させてください、いかがでしょうか。

○15番（森 良雄君） 取り消しが、間違っただけのように使っているんだったら取り消しますけれども、——と言っただけでしょう。税金を無駄に吸い取っているから、僕は言った。単刀直入、わかりやすく言っただけなんだから。それを取り消したら意味が通じないではないですか。

○議長（三田忠男君） 取り消す意思がないということですね。

すみません、ここで今の取り扱いについて議運の開催を求めたいと思います。

暫時休憩してください。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時28分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森議員に申し上げます。

ただいまの発言について注意いたします。

伊豆市議会会議規則第151条により、議員は議会の品位を重んじなければならないとなっております。よって、議会の品位を損なうような発言には十分注意してください。

なお、従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定及び会議規則第55条第2項の規定によって、本日の会議が終わるまで発言を禁止または議場の外に退去を命じることもありますので申し添えます。

それでは、森議員、続けてください。

○15番（森 良雄君） いいですか。

大変貴重なお時間をありがとうございます。

何が悪いのか私にとっては理解できませんけれども、市民の大切な税金を無駄に使わないでくれというのが僕の意見です。本当に質問は市民との合意ができているのか、それから移転の理由は何なのか、ラスクを優遇することが移転の理由なんですか。優遇するんだったら、どのくらい優遇するんですか。家賃は今までと同じなんですか。どういうふうに、そういう具体的な計画があるんだったら教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現時点において、家賃を当時の議会にお諮りをして、しかるべく優遇させていただいているのは議員御承知のとおりです。当分の間、当分の間というのは、そんなに長くない期間ですね、工場拡張までは賃借で考えております。ただし、それもそんなに長くない期間であって、体制が整いましたら、我々の環境が整いましたら、天城湯ヶ島支所については売却することを考えております。まだ具体的に売却先、あるいは金額等は交渉には入っておりません。その売却益は、当然、一般財源に入りますので、議会にまた改めてお諮りしますが、それは湯ヶ島地区のため、先ほど申し上げましたけれども、しろばんばの里の景観づくりには、既に湯ヶ島地区は入っておりますので、そのために使わせていただきたい。さらに言えば、湯ヶ島地区で最も地域づくりを阻害している湯ヶ島温泉地区の景観整備、非常に問題となっている、廃墟となっている旅館の撤去等に、その財源を充てさせていただきたい。これは市長としての考えであって、そのたびには皆さんにはお諮りをいたします。繰り返しますけれども、工場拡張のための賃借の期間というのは、そんなに長い期間は考えておりません。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 補足させてください、すみません。

移転の理由ということで今、市長が申しました。私がちょっと移転の理由について、もう一度補足させていただきます。

いろいろこの件については、一般質問等でもお話しさせていただいております。国道に面した現在の天城支所と保健福祉センター、これは民間企業による商業施設への転換、いわゆるラスクへの貸し付けまたは売却によって商業施設として利用すると。現在、民間活力による活用が、地域の活性化と雇用に役立っていると。実際に雇用の状況を申しますと、市長も申しておりますが、東京ラスクと雲風々については、正社員とパート合わせて70名がおります。そのうち伊豆市の方が約58名と伺っております。今回この工場拡張により、さらに雇用が拡大し、また地元の方も雇用していただくというメリットもございます。

そのほかのメリットとしましても、現在も野菜とかの販売をしているようですが、地元の野菜を使った社員食堂を兼ねたレストランをやりたいと。それには地元食材、また地元の方にもいろいろつくってお店に入ってください。また、地元の商品を売るテナント、そのよう

なものも計画しているということで、今回は単なる工場拡張にとどまらず、従業員や地元の方と一緒に、レストラン運営やテナントを運営していきたいというふうに伺っております。

また、先ほど市長の賃借期間で申しましたが、今回の議案の115号の条例案を見ていただきたいと思います。この一番下の附則のところに書いてございます。この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。いわゆる2段書きになっています。支所の移転と保健福祉センターの移転を平成30年4月1日と、規則で超えない日と定めておりますのは、基本的に行政側の支所機能というのは平成30年4月1日の移転を考えております。その前に、現在、保健福祉センター機能であります多目的利用室とか2階の会議室、それらの会議室につきましては、今回、補正予算でお願いしています幼稚園の園舎を改修し、繰り越しで平成29年度までずれ込むのは、見通しはされているんですけども、そちらの移転の施設改修が整い次第、またラスク側との協議が調い次第、平成29年度中に、保健福祉センターの機能を移動すると。その間は当然、賃貸といえますか、幼稚園部分について、移動してあいた分については貸し付けるということです。平成30年4月1日に、残りの支所を移転しまして、現在ある支所全体を貸し出すわけですが、それには当然、売却ということを前提に今、お話をしております。ただ、売却の時期につきましては、まだ未定ではございますが、そう長い期間、貸し付けたままということは考えておりません。それは先方も、なるべく早くということとは御意見をいただいておりますので、あくまでも、まずは当面貸し付けておいて、完全に支所が移転して、工場拡張等の工事にかかれる、その時期を見計らって売却をするということの予定でございます。それによって、今後、固定資産税等も市のほうに入ってきます。地元の雇用、にぎわい等も発揮できると思いますので、そういう意味でにぎわいの場所づくりという意味で移転するものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） バラ色の開発計画というのか、右肩上がりの発展性のある計画のようですけども、それだけの発展する余力があるんだったら、伊豆市の天城湯ヶ島支所を食い物にするなどという、またやられるのかな。現実には市民が今使っている施設がなくなってしまうんですよ。不便なところの施設だったら何も言いません。市民が集まってくるころでしょう、そういう施設がなくなるんですよ。

市長に言うておくけれども、あなたのバラ色の計画で成功事例はあるんですか。この後から出てくる萬城の滝にしたってそうですよね。観光開発だ、何のことはない、指定管理者もつかなくなりました。それでまたしようがないから市がやると。シカの処理肉だってそうでしょう。一体幾ら負担金出しているんですか、事業として黒字になっていますか。

○議長（三田忠男君） 議案第115号についてお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 何やってもいいんだよ、彼には成功事例がないということをお願いしたいんだよ。成功事例があるんだったら、どんな開発計画を出してもいいですよ、バラ色の夢を描いてもいい。成功事例を出してみてくださいよ、こんなバラ色の成功事例がありますよと。お金をばらまいたところは確かに少しはいいかもしれない。ラスクにしたってそうですよ。常用で何人働いているんですか。パートで補充、補充しなければならないから、50人だか70人がいるのではないですか。きょう現在、何人あそこで働いていると思いますか、わかるんだったら教えてください。

○議長（三田忠男君） それが最後の質問ということで答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般、イズシカフェスというのを天城支所のところでやったんですけども、駐車場が半分ぐらいになってしまって、フェスティバルのほうに、かなりのお客さんが集まっていたんですが、それでもやっぱりラスクさんの店舗の中、お客様でいっぱいでした。あそこの事業が失敗していると認識されている市民の皆さんは、恐らくいらっしゃらないのではないだろうかと思います。

繰り返しますが、現在の70人の従業員さんを判定従業員数というのに換算をすると五十数名に、これは推測ですが、そうすると現時点においても、伊豆市の商工業においてはトップテン程度の従業員さんを既に確保していただいております。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、天城湯ヶ島支所の移転、それから天城保健福祉センター、同じく移転につきまして、市長に質疑を行います。

ここには現在の天城湯ヶ島支所及び天城保健福祉センターは、天城地区の中心よりちょっと外れていますけれども、ほぼ中心に位置し、かつ住民の利便性に優れていると思うが、どのような理由で移転しようとするのかということですね。るる、いろいろ当局側も言っているわけですが、要は、住民の利便性を犠牲にしてまでも、大金をかけて不便なところへ行って、犠牲にして、その上で雇用の促進を図りたいと、こういうのが当局側の考え方のようであります。

まず、計画では、もっとこの話は1年ぐらい遅かったんですけども、1年前倒しでやっているわけです、前倒しにしたという話ですよ。これは何で前倒しするのかという問題ですけども、まず1点、東京ラスクに貸したいがために移転するのかどうなのかお伺いします。それが1点、住民の利便性を犠牲にしてまでも、雇用の促進のほうが大事だと、こう言っているわけですね、市長は。

それからもう一つの説明会で聞いた理由は、廃校になった小学校や幼稚園を利活用するために、あっちへ移転するんだということも言っていますね。利活用するんだったら、ほかの方法は幾らでもあるわけですよ。何も東京ラスクをあそこへ、今の天城支所へ置いて、天城支所がこっちへ移転しなければならないという方法はないわけですよ。もしあれだったら、私の提案というのであればですけども、天城支所はそのままにしておいて、東京ラスクを湯ヶ島小跡に移転したらどうですか、そういうお考えはないですか。そうすればお金だってかからないではないですか、お金かからないですよ。二ところになるけれども、東京ラスクのほうは嫌というかもしれませんが、それをちょっとお伺いします。

市山の今の場所に、にぎわいをつくるためと言っていますが、今だって、さっき市長が言ったように、にぎわっているではないですか。何でまた二重に同じところのにぎわいをすればいいのか、どうもそこら辺が疑問ですけども、それも関連ですけども、宿のほうをにぎわわせる、要するに東京ラスクが移転してにぎわわせるのは考えないんですか、それを2点目、お伺いします。

以上です、とりあえずお伺いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、住民を犠牲にしてまでもラスクを拡張するのかというお話ですが、これまで総務部長からも答弁がありましたように、ずっと住民の皆さんといろんな意見を交わしてまいりました。一番最初に、地域づくり協議会の皆さんが、ぜひ湯ヶ島小学校を使わせてくれと。その前から井上靖コーナーは、地元の井上靖ふるさと会で管理をさせていただいたり、ガイドをさせていただいたりしておりました。ただ、湯ヶ島小学校全体があいてしまいましたので、そこは寂しい状況であったことは事実です。そこに地域づくり協議会の事務所とか、あるいは居場所づくりということで一部改修は既にやっております。これは以前から継続されている市議会議員の皆さんは御承知のとおりです。

したがって、今の湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園の新しい形、行政側から新しく提案した、校舎を半分にして、空間を一体化して、それで耐震強度を高めるという提案については、湯ヶ島地域の皆さんからも、形としてはそのほうが良いという声はたくさんいただいているんです。ただ、計画が変わったとか、説明をまだしていないとか、みんなの合意を得ていないとかいう声はございますが、これまでの説明会の中でも、いや、この最後の提案が良いというのはわかるという声があるんです。ですから、地域の皆さんの居場所づくり、湯ヶ島小学校区の拠点づくりという、その内容において、それ自体は評価をいただいていると考えております。

そこで、では、ラスクを逆に湯ヶ島小学校に持っていった場合に、全てが中途半端になっ

てしまうわけですね。天城支所は半分お菓子屋さんで、半分支所という状態が続きますし、それから、今から文学の里づくり事業を、せっかく湯ヶ島の皆さんと一緒にやろうとしているときに、半分、しろばんばで、半分お菓子工場ということになって、そちらも中途半端になってしまう。大体まちづくりの一番の失敗例になってしまって、こちらは支所のほうは、やはり1人の経営者のもとで、一つの商業地域をつくっていただき市山地区の活性化を図る。湯ヶ島のほうは小学校を拠点として、やはり湯ヶ島の文学の里づくり、しろばんばの里づくりというものが、そのまちのありようだと思っておりますし、しろばんばの里、文学の里づくりについては、これまで何年もかけて地域の皆さんと話し合いをしまいいりました。

その結果、今、サンフロント21というシンクタンクが舞台となって、日本文化遺産に河津町と一緒に、旅館文化と文豪という日本文化遺産に向けての動きも出ておりますし、日本有数の文学団体、執筆者団体のイベントも今、内々に検討をしているところです。

やはり川端康成、井上靖、両巨頭に代表されるこの湯ヶ島の文学の遺産というものを、別の要素を入れることによって壊すのは大変に残念ではないかと。地域の皆さんのお働きによって、上の家もしろばんばの里づくりお借りできるような環境も整ってまいりましたので、やはりそこはコンセプトを統一することが正しいのではないかと考えております。

最後に、タイミングにつきまして、確かに前倒しをいたしました。これはラスクのビジネスにとってもそうですし、私たち地元にとっても、それは利益だろうと思えます。今から1年半程度かけて工場を拡張し、それから店舗も再展開、再構築し、恐らく駐車場も少し広げたいだろうと、これは推測いたしますけれども、それが新しいビジネス展開をして1年後ぐらいに月ヶ瀬インターができるわけですね。その二、三年後に東京オリンピックが控えていて、オリンピックは一過性ですけれども、そういった我々の観光振興の、そのスケジュール感の中で、今、ラスクに工場を拡張していただくことは、ビジネスにとっても、地元にとっても利益になるというように私たちは判断をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長は、要するにラスクのビジネスを最優先に考えていると、そういうお話をしたわけですがけれども、住民のことは何にも考えていない。さっきからずっといろんな人が、いろんなことを言って、何で移転するのかどうだとか言っているんですけども、何であんな不便なところへ行かなければならないのか。天城地区全体から考えれば、今の市山のほうがいいに決まっているのではないですか、支所としては。

文学の里をつくるならつくるでいいではないですか、支所のことを言っているんです、支所のことを。文学の里をつくるのはいいですよ。だけれども、何で湯ヶ島幼稚園ですか、移転しなければならぬのかと。それはラスク側のこととかにぎわいとか雇用の促進とか、そんなことばかり言っていて、肝心かなめの住民の利便性とか、そういうことについては何も考えてないと、そういうことなんですね。それはよくわかりますよね、わかりましたけれど

もね。

大変そういう考え方は、市民のことを考えていない。ラスクのことだけしか考えていない、ビジネスのことだけしか考えていない。いいんですか、役所がそんなことを考えていて。にぎわいづくりは、それはやってくれれば結構だけれども、市民のことを考えない、住民のことを考えない、地域の人のことを考えてないではないですか、天城湯ヶ島地区の全体の人々の利便性とか、考えていますか。まず1点目、それを考えているか考えていないか。もういいですよ、にぎわいづくりとか雇用の促進、それはもうわかりましたから、それ以外に考えているのか考えていないのか、それを1点目お答えをいただきたいと思います。

いいですか、ちょっとこっちを見て、天城地区の住民はほとんどの人が反対なんですよ、私が知っている範囲ではね、それでアンケートはとらないでしょう、区長さんにもみんな言わないと、これはおかしいではないですか。例えば中伊豆支所を例にとると、中伊豆支所に企業が来るから、どいてくれと言われたら、ああ、いいですよと、にぎわいづくりと雇用促進ですよと、どうぞ使ってくださいと、私ら中伊豆支所は、八岳小学校の跡地にでも行きますよと、それと同じことなんですよ、そうではありませんか。そうではないかどうか、それは答えてくださいね。

いずれにせよ、こんな市民のことを考えない首長も珍しいね、当局側も、ほかの人も。さっき言った2点、答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも繰り返しになりますけれども、市民の皆さんの御意向も踏まえて、ここまで形をつくってきたわけですね。先般も申しあげましたけれども、湯ヶ島小学校あるいは幼稚園も含めてですけれども、地域づくりとか居場所づくりとかで、地域の皆さん、管理していただくということも検討したんです。施設の管理からやっていただけますかと、いや、さすがにそれは無理だと、ちゃんと公務員を置いてくれという、検討の中でそういったことがあって、そうすると支所にも置く、一時期は天城会館にも支所に置いてくれとか、職員も置いてくれという意見もあり、3カ所に今から置きますかという話ですね、それは当然、議員の皆さんだって大方の方は、しっかり行政改革をやってくれという御意向だと思っておりますので、その中で、全体のまちづくり計画と、それから公務員の配置、いずれにおいても、やはり商業施設として活用するところ、居場所づくりとして活用するところ、そして職員をどこに配置するかという観点から検討してきたわけでございます。そこで市民を無視して、勝手に決めたわけではありません。

また、八幡案については当然違うわけであって、きのう申しあげましたけれども、中伊豆と土肥は昔の町役場、つまり今の支所と学校とか商店街が大方集約をされていて、市民の皆さんがいろんな思いはあるだろうけれども、うちのまちの中心地はここだよねというものがあるわけですね、天城湯ヶ島地区だけは縦一列に10キロぐらいでしょうか、一番手前の中島

病院から始まって、いろんな機能が線上に展開してしまっていて、いわゆる拠点、中心地というようなものはありません。これがいつも問題になるんです、天城湯ヶ島地区では。その中で我々は最適案を検討させていただいたと。ですから、土肥地区とも中伊豆地区とも違った形での地域づくりということになります。

○議長（三田忠男君） 再質疑。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長はいろいろ言ったんですけれども、市民の意向を踏まえて移転するんだということを言いましたね。どういう意向なんですか、いつもそんなことばかり言っていて、肝心かなめのところは何も言っていない、何もそんな意向どころか、市民の願いも何も聞き入れてくれない。そんなことでいいんですか、市民の意向というのはどう踏まえているんですか、どういうふうにそれを把握しているんですか、それを1点答えてください。

2点目、先ほどのお話で、天城湯ヶ島支所の旧天城湯ヶ島町役場、あれは近い将来、全て売却すると。どこへ売却するかわかっていないというけれども、東京ラスクが有力でしょうね、これはきっと。いよいよ市長も本音が出たという感じで、そんな市民の貴重な財産を、そんな勝手に売り飛ばしていいんですか、市民の貴重な財産を売り飛ばして。もう売り飛ばしてあれしたら、あそこでこの前やったお祭りなんてできないかもしれないでしょう、恐らくできないでしょう、売り飛ばしてしまったら、何をつくるかわからないんだから。貸してあるから、それは多少できるかもしれないけれども、そういうことについては売り飛ばすということについては誰が決めたんですか、市長とラスクの社長とで決めたんですか、それはちょっとお答えください、2つ、さっきのやつとね、市民の意向と、それをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民の皆さんとの意見交換とか市民の意向をどのように集約させていったかについては、幾度か総務部長から説明したとおりです。

最後に、勝手に売却と今おっしゃいましたけれども、先ほど申し上げたとおり、そのたびに議会にお諮りするわけですね。ですから、私が売りたいと言っても、議会が反対すれば、それはできないわけですから。まだ売る相手先、もちろんラスクとは内々に話はしていますけれども、どこに売却するのか、幾らで売却するのかというのは、これからの課題で、当然、議会にお諮りして、決定権は議会にあるわけです。

ただ、市長という立場で考えた場合には、天城湯ヶ島支所、天城会館、小学校、幼稚園の再編成は、これは新市建設の中の湯ヶ島小学校区の拠点づくりですから、そこには合併特例債を充てさせていただきたい。これは国との約束の中で、新しい市をつくるという事業だということに充てさせていただきたい。そして売却益は全額とは言いませんけれども、幾らになるかもわかりませんが、その売却、売上げの一部については、湯ヶ島地区

の活性化のために使わせていただきたい。これはまた、もちろん議会にそのときの予算でお諮りしますけれども、どう考えても、今一番財源がなくて、そして財源がかかりそうなのは、私は湯ヶ島温泉地区内の景観整備だと思います。これは去年の6月以前には法律もありませんでしたし、それから財源もありませんでしたけれども、今、特定空き家対策措置法とか新しい法律もできましたし、市民の皆さんの御意向も今、伺い始めておりますし、それから全額充てられるかどうかはわかりませんが、売却による収入というものは、そのように湯ヶ島地区のために一部は充当させていただきたい。それがその地域にとっての公益になると、私たちは現時点で考えております。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ただいま売却という話が出ました。貸し付けとか売却の手順について整理させていただきたいと思います。

現在、この天城旧支所、ラスクに貸してある部分、これは企業誘致として伊豆市が一般公募して、そこでラスクに応募していただいたと。これを議会に諮ったのは減額貸し付けといひまして、適正な通常の、あの場所であれば、あの建物であれば、月幾らだよという金額があるんですけども、それを安く貸す場合は、条例に載っている場合か、もしくは議会の議決を経なさいというルールがあります。当然、民間企業ですので、安く貸すことができるという条例を伊豆市は持っておりませんので、その都度、その都度、企業誘致のために一般公募して審査した結果、貸したいよと。貸すお金は月幾らですよというのをお諮りして議決をいただいております。それが今のラスクの月20万円で貸し付けている状況です。

残りの部分、先ほど私まず保健センターの部分を貸すと申しました。これにつきましても、あの建物からしっかり適正な価格を割り出し、仮に安く貸せるのであれば、またこの議会の場で、計算上幾ら幾らのものを、その適正なまま貸すのであれば問題はないんですが、安く貸せる場合はもう一度議会にお諮りすると。

もう一点、最終的に売却する場合です。当然、貸し付け、売却の方向でラスクと協議はしております。何も決まらないうちに、こういう移転のお話も当然上程できませんので、協議はしております。意向としては、まず借りるよと。支所から何から全部移転したら売却というか、買いますよという方向で検討しています。ただし、その場合も、あの施設を仮に不動産鑑定価格そのままでも売る場合も、価格が2,000万円以上、土地ではかつ5,000平米以上の場合は、議会に諮らなければなりません。貸す場合は、減額する場合は議会に諮りなさいよ、売る場合は、2,000万円以上で、かつ土地は5,000平米以上の場合は議会に諮りなさいよという、それぞれの手続がございますので、支所の場合は当然、面積5,000平米より全然多いので、仮に売却するときには、さらに議会のほうにお諮りするというのが手続になっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

それでは、議案第116号について。

最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について。

今までの利用状況を伺いたい。

今後の利用をどのように見込んでいるのか伺いたい。

この施設の活性化をどのように考えているのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部理事に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） それでは、私のほうら今までの利用状況について説明させていただきます。

まず、平成26年度、平成27年度、2年間の利用状況について説明させていただきます。

平成26年度につきましては、4月から3月までの1年間、キャンプ場の利用者数でございますが、大人が3,437人、子供が1,492人、合計4,929人でございます。また、バンガローの使用回数は延べ670棟、テントサイトにつきましては延べ718棟、合計1,388棟になっております。使用料を含めました総収入につきましては859万9,192円でございます。

続きまして、平成27年度になります。平成27年度4月から3月までの利用者数につきましては、大人が3,792人、子供が1,236人、合計5,028人になります。バンガローの使用回数につきましては607棟、テントサイトは678棟、合計1,285棟になります。使用料を含めました総収入につきましては943万5,578円となっております。

続きまして、今後の利用をどのように見込んでいるか、この施設の活性化をどのように考えているかについて伺いたいということでございますが、萬城の滝周辺につきましては、中伊豆地区の観光の拠点であると考えております。日本一のワサビ田や、すばらしい田園風景などを持つ八岳地区につきましては、人々の心を癒やしてくれる地域、空間であると考えております。来年度、萬城の滝につきましては、滝への遊歩道の整備を行います。裏に回れるようにするのが一番いいわけでございますが、川の左岸に渡り、滝の横まで行ける遊歩道を整備します。そこに展望台を設けまして、人々が滝を見ることのできるスポットを整備したいと考えています。

また、地域一帯にある雄大なワサビ田や、周辺林道と連携したポイントになる場とも考えております。例えば萬城の滝でキャンプを行いまして、次の日には、自転車を利用したサイ

クリングなど、そのような形の体験的なことができればいいかなと考えているところでございます。

いずれにしても、中伊豆地区の観光につきましては、観光協会、商工会、この11月に発足しました地元の八岳地区の地域づくり協議会があります。そちらのほうといろいろ協議しながら、今後の施設の有効な活用策について探っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） どうも年間収入は1,000万円程度でということですね。それで何人の方が働いているのかはわかりませんが、そもそもこれ萬城の滝、柱状節理の見事な滝だったですよ。ネジを打ってしまった、誰がネジを打ったんですか。ネジさえ打ってなければ、自然の観光資源としては超一級品だと思いますね。いっそのこと失敗例として売り出せばいいんですよ、これは、行政の失敗例で。日本中から行政の見学が来ますよ。

先ほど市長は、ジオパークで忙しいというお話があったけれども、市長は、ジオパークは教育だと前に言ったことがあるけれども、今でもそう思っているんですか。僕は、ジオパークというのはルルブというんですね、ルルブだと。ジオパークは、見る、食べる、遊ぶ、一番最後の文字を取ってルルブと。市長に聞きたいけれども、相変わらずジオパークはユネスコだから教育だと思っていますか、それをお伺いしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ジオパークは教育だとは申しておりません。教育も含めてと申し上げておりまして、ユネスコ憲章が究極の目的であるということをお願いしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） ああ言えばこう言うで、私が、見る、食べる、学ぶと言ったらば、ユネスコだから教育だと言ったんですよ、あなた。ジオパークは、やっぱり地域振興、観光振興なんですよ、どうもそういう観点が無い。ヨーロッパまで2度も行って、いまだにそういうヨーロッパで何をやっているか。

○議長（三田忠男君） 116号の萬城の滝についての質問にしてください。

○15番（森 良雄君） 萬城の滝をどうするかということを知っているんですよ、私は。あなたも中伊豆なんだから、萬城の滝、整備するときに、僕はあそこへ芝刈りを手伝いに行っていることもあるんだよ、もう10年以上前の話だけれども。いいところだと思っているから言っているんだ。萬城の滝を活性化させるには、ジオパークの考え方を取り入れていかなければいけないのではないですか、そう思いませんか、私はそう思いますよ。

きのう、おとといだか、鈴木雄介さんのお話聞いてきたんだけど、ジオの研究員だよ

ね、やっぱり恐らく協議会の人みんな思っていると思うんだよね、地域振興、観光振興のためにジオを利用しよう。先ほどワサビ田だ、何だという考えが出たけれども、鈴木雄介君も同じようなことを言っているんだ。活性化させるんだったら、そういうものを取り込んで活性化させるほか僕はないと思いますよ。残念ながら考え方がばらばらだ。ジオの最大の目的は、地域振興、観光振興なんですよ。残念ながら、そんなところでおしゃべりしているようでは市長、できないよ、ヨーロッパへ行っているようではだめだ。まず日本の国内を見なさいよ。

○議長（三田忠男君） ジオの視点を取り入れるかという質問でよろしいでしょうか。

○15番（森 良雄君） では、そういうことにしてください。

○議長（三田忠男君） では、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 萬城の滝は、現在、ジオサイトに指定しておりませんので、お答えできる状況にございません。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について質疑を行います。

今回の提案は、直営をするのかということの提案したいということであります。一般質問の中で、きょうも、今も産業部理事、お話しなされていましたがけれども、いわゆるキャンプ場周辺の手直しだと。補修が必要ですよということと、ちょっとわからないのは、市直営ということと指定管理者を公募しないという、今回公募しないということですから、公募しないということの関係がよくわかりません。どの指定管理の施設についても、指定管理契約の中で、修理は市が担当するよと、この額は上限幾らだよということで契約しているわけですね。その他は指定管理に管理してもらうという条件で、多分公募をしているのかなと思うんですけども、なぜなんですかねということ。

それから、ちょっと気がかりなのは、そうすると、修理完了までキャンプ場は閉鎖するとなると、指定管理は当然頼んだってできないわけですから、当然商売というか、採算が合わなくなってしまうわけですから、その関係があるのかなと思いつつながら、その点が少しわからないものですかねお願いします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

キャンプ場周辺の手直し、補修が必要だからということが主たる理由ではなく、現在管理

していただいているところは、社員が少なくなったことで管理できなくなったということのようですが、それ以前にも、ずっとやっぱり課題が続いていまして、収益を上げられる環境になっていない、条件が整っていないということが、より深刻な問題です。

湯ヶ島の水恋鳥広場ですと、夏の一時期とはいえ、地元に使っていただけて収益が上げられる構造になっているんですね。ところが萬城の滝は、駐車場もただ、それから川のほうに直接入ってしまって、管理している指定管理者にとっては、ただで遊んでもらって、トイレを使われて、トイレトーパーを使われるだけの状況になっていて、ましてや冬場にはお客様はいませんから、構造的に管理できない。それから、これまでいろいろ萬城の滝にかかわってこられました地元の観光協会の中伊豆支部とか、あるいはその他のボランティア団体等々の利用に関する調整も非常に大変だそうです。

したがって、今回、遊歩道の整備等もありますので、一旦、市のほうが直営に戻して、環境整備をして、どのような条件づけをすると収益が上げられる構造になるのかということで、条件整備をしたいと考えております。その上で、今、3年程度を見積もっているんですが、というのは、ほかの市有施設、いろんな施設の再編成も3年程度でめどを立てたいと思っていますので、おおむねその程度のスケジュール感の中で、最終的にはやはり民間のほうに、しっかり管理運営をしていただくというふうなことを考えております。

〔「閉鎖するかどうか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 先ほど市長からありましたとおり、市の直営で管理運営を行います。だから閉鎖はしません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 大きな違いは、公募しないよということだったんですね。それで、いろんな条件があるというのはわかりました。さまざまな、ある意味で困難性というのかな。それで、そもそも論をいけますね。指定管理者制度とは一体全体何なのというところでご存じだから、それは言いませんけれども、ちょっと資料的に平成22年12月28日付で、総務省が自治行政局長という名目の名で、指定管理者制度の運用についてということを出されたんです、地方自治法第252条に基づいて助言を出しました。その中で、こういうことですね、今回残念ながら、これはできないのかなと思ってお尋ねするんですが、指定管理者の指定の申請に当たっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があるんですよということで複数の人たちに応募しましょうよということが出されました。まさに、そういう意味ではそのとおりかなと思って読ませていただいたんですが、それで具体的にお尋ねします。

いろいろ困難性があって、市長が今言われるように、直営ではないと大変だよと。2つだけお聞きします。それでも、なかなか収益を上げられないとなると、直営となると、いわゆ

る何というか、当然そこに平たく言えば人件費がかかりますよね。直営ということは臨時職員か、どういう形になるのか、ちょっとまだ姿が見えないんですけども直営になります。人件費分が出ていきます。ただし、なかなか売り上げは上がらないと。当然、赤字になる。収益がある意味ではますます上がらなくなるということなのかと思うんですが、その点はどうか、今後、直営するに当たって。

もう一つは、これは話だけ聞いたんですから何とも言えません。ただ、絶対にそうと私は思うんですが、前の提案理由の中で、公募しようとして、いわゆる中伊豆地区のさまざまな団体に呼びかけたんですけども、なかなか手を挙げなかったと。ただ、私の聞き及ぶところによりますと、中伊豆以外のところで、やりたいですねというところがあったように聞いたんですけども、そういう実態はなかったですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 人件費につきましては、来年度、職員がどうなるかわからないですけども、臨時であるとか、そういう形で人件費がかかってくると思います。

売り上げを上げる方法につきましては、来年、職員が行く中で、その中でどういう形で売店であるとか、いろんな食堂であるとか、いろんな形があると思いますけれども、キャンプ場の収入につきましては、ある程度、一番忙しい時期につきましては入っているという状況があります。閑散期につきましては、ほとんど12月、1月、2月というのは、2名から10名程度、ほとんど入っていないという状況、その辺の閑散時期をどうするかということと、先ほど言いました売店の収入、それをどうやって上げるかというのを、職員が行った段階で3年間のうちに、ある程度いろんな工夫をしながら、考えていけばいいかなと考えております。

中伊豆町以外であったかということですけども、ちょっと私のほうは聞いておりませんのでわかりません。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村議員。

○16番（木村建一君） 1つだけお尋ねします。

前の議題に戻らないけれども、公務員にビジネスは向かないと市長は言われました。その点、関係がわからないので、まさにこれはビジネスですよ、観光の。それはどういうふうに見ればいいのかなど。公務員はなかなかビジネスに向かないと言って、ここは今度は直営すると。その点はどのようにお考えですか、お願いします。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） まさにそのとおりであって、ただ、今ですと、これまでいろいろなところに指定管理をしていただいたんですが、本当に売り上げることができないんですよ。私は、いつもいつも駐車場を有料にしたらということをやっていたんですが、そうすると、下のほうから川のほうに入って行って、路上駐車とか、では、路上駐車は誰が取り締まるのか

とか、いろんな関係が出てきてしまって、今のままで収益を上げられるような構造に、現時点で、どこかに、では、ビジネスのプロにやってくださいという環境になっていないということなんですね。そこで、この3年間の間に、まず静岡わさび農業遺産というものを既に申請しています。これは静岡県知事が会長で、塩谷廣次さんと私が副会長で、日本遺産、世界遺産を目指して、今、審査をしておりますので、日本遺産に行くか、世界遺産に行くか、両方に申請するかというような動きが来春まで、これが審査になります。それを踏まえて、どちらになるか、両方、もちろん世界遺産になってくれればいいんですが、そこで今度はワサビの里事業というものを、地域の皆さんと一緒に考えていきたい。

いきなりは、安曇野の大王農場のようなわけにはいきませんが、安曇野というのは、東京へ行くと物すごくワサビで有名なんです、基本的に商業施設なんです。ワサビ生産が産地としての本業ではなく、品質についてもかなり差があるのですが、他方、本物の品質が世界一の中伊豆においては、それが生産以外ではビジネスになっていないので、そことの関係をどうするかということも、行政がむしろ直接入ったほうがやりやすい。したがって、世界あるいは農業遺産との関係で、どうやって地域づくりを展開していくかということの整理と、それから売り上げを上げられる環境づくりと、それから地元の幾つかの団体との利用調整、こういったものを市が1回やらないと、誰かにお願いできる環境にはないという判断をしたわけです。そこまで少し形をきれいに整えた上で、改めてそこはやはり事業展開できる方をお願いをしたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

それでは、議案第117号について行います。

最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正についてお伺いします。

この駐車場の利用状況を伺います。

利用料金の改正により、指定管理者の収入はどのようになりますか、今後の見通しをお伺いしたい。改正前と改正後ではどのようになるのか。どこが管理するかは決まっているようですけれども、それも含めてお伺いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑について答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部理事に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） それでは私のほうから、修善寺温泉駐車場の利用状況について

説明させていただきます。

こちら平成26年度と平成27年度ということで説明させていただきます。

平成26年度につきましては、普通車の利用台数が6,819台、大型車が82台、合計6,903台になっております。駐車場の収入は349万9,000円でございます。

続きまして、平成27年度でございますが、普通車の駐車台数が7,264台、大型車が89台、合計7,354台でございます。駐車場収入につきましては372万5,500円となっております。

以上でございます。

続きまして、利用料金の改正により、指定管理者の収入はどうかということでございますが、指定管理者の収入は、駐車場の収入から自動料金精算機、これが今リースでありますけれども、これが年間199万7,865円かかっています。これを引いたものが指定管理者の収入になります。市役所からの支出はございません。

今後は、指定管理者のおもてなし、アイデア、いろいろな回数券の発行であるとか、そういうアイデアによりまして、収入アップを図るような形で検討されているところでございます。

続きまして、改正前と改正後では、どのように変わりますかということでございますが、まず、指定管理者の事務手続が簡素化されます。今までは1週間に1度、必ず集金をして、集金したお金を市に納めて事務報告をしなければなりません。それが指定管理者の都合でできるようになります。日常的な事務に追われることなく、指定管理者の裁量で運営ができるようになるわけでございます。その分、駐車場でのおもてなしの時間に時間が割かれることになると思います。

また、さまざまな企画により独自の運営が容易にできるようになります。例えば回数券の発行により多くの利用者を促すとか、近隣の観光施設であるとか、そういうところと提携した割引制度など、ある程度指定管理者の考えや企画などにより自由な管理運営ができるようになるかと考えております。

どこが管理しますかということでございますが、一般社団法人伊豆市観光協会にお願いする予定でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 観光協会がやると。僕はもっと収入がいっぱいあるのかと思ったんだけど、せいぜい400万円弱と。それから経費200万円引くと200万円ぐらいしかないのかなということですね。これでは、ちょっと観光協会、もうけ過ぎるのではないかとって質問しているんだけど、ちょっと事業としては厳しいなど。どうせ厳しいついでなんだもので、いろいろなこと、おもてなしとか何か考えているようなんだけど、市民枠として、例えば僕が、伊豆市民が持っていったら、多少は無料が一番いいけれども、無料とまで

は言わないけれども、駅みたく100円か200円でとめられると、そういう市民サービスは考えていませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） その辺につきましては、これから指定管理をお願いする中で、市とも協議の場は持たれると思いますので、その辺につきましては提案してみたいと思いますが、最終的には観光協会、指定管理者のほうで決定することだと思っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） さっき言ったように、いっぱいもうかっていて、もっともうける気かという質問をしたかったんだけど、ぜひ、市民サービスも考えていただきたい。結構あの周り、駐車している人も多いように見受けられるので、それだったら五、六台くらい、道路に駐車しなくても済むような、地元の観光協会が管理するらしいから、ぜひ考えてもらいたい。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について質疑をします。

今、森議員からも質疑があって、その答弁で、大分わかったところもあるわけなんですけれども、今度この駐車場は、私の住んでいるところのすぐ横ですから、朝昼晩と毎日見るわけなんですけれども、お伺いするんですけれども、今、理事のほうからおもてなしというお話が出ましたね。前にもそういうことを言ったと思うんですけれども、まず1点目ですけれども、どういうおもてなしをするんでしょうかということか1点、どういうおもてなし、具体的に言うと何をおもてなしするのかということですね。サービス向上ということでしょうけれども、どういうことをやるのかですね。

それから、費用の面ですけれども、収入が372万5,000円、入退場のあの機械が約200万円ということなんですけれども、あの機械はリースですよ、リースでやっているわけなんですけれども、例えばこのリースの期限が切れて、もう要らないよとか、そういうことはあるんですかということを1つ。

それから、機械のほかは全部もうけだと言っていますけれども、ところがそうではないんですよ。あそこには水道料もあるし電気料もあるし、それからトイレの掃除のおばさんのあれもありますから、そこら辺は、今まで水道料、電気料は市が払っていたと思うんですね、

そこら辺はどうなるのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部理事に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。
産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） どういうおもてなしをするかということでございますが、おもてなしにつきましては、指定管理者審査会のほうから、その辺が足りないのではないかとという形で指摘を受けたところでございます。

先ほど言いましたとおり、ほとんど利益が出ていないところでございますので、これからある程度サービス向上という形で、いろんな形での企画とか、そういうのも出てくるのかなと思っています。修善寺温泉の御幸橋のところも観光協会ですし、竹林の小径であるとか、箱湯とか、いろんな形で、あの辺一带は観光協会が地域振興のためにやっけていただいております。その辺で、おもてなしという言葉、人とのふれあいとか、そういう形のものも少なかったのかなという形で考えています。ですから、点検の回数であるとか、そういうものをなるべく多くしてもらおうとか、トイレの管理等もやっけてもらっておりますので、その辺の清掃、そういうものを行き届いたものにするとか、そういう形で、人とふれあえるような形、そういうおもてなしというのを、少し考えていきたいなと思っています。

リースにつきましては、当然、リース期間がありまして、それが終わりましたら市のものになります。ですから、とりあえずリース期間終了後につきましては、多分、今後の検討をすることになってはいますが、そのリース料につきましては、今度浮くわけですから、それにつきましては今後の修理とか、そういうものに充てていかなければならないということがありますので、多分、市のほうに納めていただくほうがいいのかという形で今、考えております。

水道料とかその辺につきましては、一応、先ほど言いました平成27年度につきましては175万云々の支出がございしますが、その中にはトイレ清掃であるとか、トイレトーパーであるとか、清掃用具の回収であるとか、それぞれの消耗品等がもろもろ入っております。あと車両燃料であるとか、その辺のいろんなものは175万円の中に入っているということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。
西島議員。

○13番（西島信也君） 今、おもてなしのことを聞いたわけですが、結局、余り考え

てないと、こういうことですよね。人と人とのふれあいといっても、あそこへ人を置くわけではないでしょう、別段。トイレの掃除といたって、私は毎日見えていますけれども、朝の7時から8時ごろまで1時間やるわけですけれども、それで十分かとも思うんですけれども、だから、おもてなしと言うからには、何か具体的な提案を市のほうがしてくれなければ困るではないですか、ただ言うだけでは。それが1つということ。

それからもう一点、それはお願いしたいと思うんですけれども、もう一つは機械のリース料は199万円と言ったけれども、それはリース期間があるから、それは早晚なしになるよということなんですけれども、では、その199万円分を観光協会から市へ払ってもらおうと、そういうことですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） 今、リースが終わってからということですか。

〔「終わってから」と言う人あり〕

○産業部理事（堀江啓一君） おもてなしについては考えていないということでしたが、これから本当に、それにつきましては観光協会と市のほうで、やはり駐車場ということではなくて、修善寺温泉場全体ということで、やはりおもてなしという形のものは大切だと考えておりますので、そのことにつきましては、駐車場だけでなく、温泉場全体、これから観光協会と話をしていきたいと思っています。

機械リースのリース料につきましては、まだ細かくは決めてございませんが、そのリース料が観光協会に入るのはおかしな話でございますので、市のほうに納めていただくという形で今考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

○13番（西島信也君） ありません。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑は終わります。

ただいま議題となっております議案第111号から議案第122号までの12議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎議案第140号、議案第141号、議案第143号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第20、議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）から日程第22、議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）までの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

それでは、質疑に入りますが、議案第140号から第143号までの3議案については、森良雄議員のみの通告となっておりますので一括して質疑を行います。

議案第140号から143号まで。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 一括でやってくれということなので、15番、森良雄です。

議案第140号、141号、143号、全部同じような質問ですね。

私は基本的には指定管理者は公募でやるべきだという考えなんです。何で公募かといったら、やっぱり競争原理を導入しないと発展しませんよね。サンアメニティにしろ体協にしろ、サンアメニティなんて独占ではないですか。そういう公募で競争原理を導入して、少しでもサービスを向上させるというような考えはありませんか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 産業部理事に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 教育長。

一括でやっておりますので、最初の答弁です。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） 教育部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

産業部理事。

○産業部理事（堀江啓一君） それでは、公の施設の指定管理者の指定つきまして（湯の国会館）について御説明いたします。

湯の国会館につきましては、今までの指定管理期間が平成24年7月1日から平成29年3月31日までの4年9カ月になります。通常なら再度同様の期間で指定管理をお願いするところですが、今回は3年間ということをお願いしました。

この理由につきましては、今は指定管理者制度に基づきまして施設の管理をお願いしているところですが、この指定管理者制度では、民間の最大限の能力を生かし切れていないところがあると考えております。このことから市有施設のあり方について、指定管理者制度を含め抜本的な見直しを3年間でしたいと考えております。民間の能力を最大限に引き出し生かすことができる方法について、今後、多くの意見を聞きながら検討していきたいと考えております。森議員のおっしゃいますとおり、少しでもよいサービスを向上させるために、これからいろいろな形で多くの意見を聞きながら検討していきたいと考えております。

その中で、これからの3年間になりますが、新たな指定管理者を公募し、ノウハウのない

中で3年間指定管理をお願いするより、現在の指定管理者である株式会社サンアメニティに審査会の評価もAで妥当であることから、指定管理をお願いすることが最善であると判断したところであります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 141号についてもお願いします。

○産業部理事（堀江啓一君） 続きまして、修善寺温泉駐車場について御説明いたします。

修善寺温泉駐車場につきましては、当初から修善寺温泉場への観光客増加を図り、地域振興につなげていくという観点から、公募をせずに、指定管理を一般社団法人伊豆市観光協会にお願いして、ここで第1回目の3年間の指定管理を終了するところでございます。

3年間の指定管理に対しましては特に問題なく、指定管理者審査会からもA評価、妥当との判断を受けていることから、引き続き実績や経験をもとにした駐車場の管理をお願いし、ますます修善寺温泉の地域振興を図ってほしいと考え、再度、公募によらない指定管理をお願いしたいと考えています。

今後は、3年間の指定管理期間で得た経験をもとに、新たなアイデア等によりまして、おてなし感のある駐車場の管理を期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、143号について。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、森議員の第143号につきまして、指定管理の方法について説明、先ほど公募が原則というのはもちろんでございます。ちょっとこれまでの経緯を含めて、簡単に経過を御説明申し上げます。

教育部といたしましては、教育委員会が所管します運動施設につきまして、平成26年10月、これはスポーツ関係者、学校の関係者、地区の代表の方、それから有識者を交えた伊豆市運動施設再編計画検討委員会というものを発足いたしまして、御審議をいただいた答申をいただきました。この方針の中で、今回お諮りします狩野ドーム、それから狩野グラウンドとも、市民の利用はもちろんであります、継続ということと市民の利活用、さらには大会等の誘致、観光にも寄与するような方法で継続するという方向、もう一つは、今回出てきます指定管理への意向という方向性が示されました。

現在、こちらの狩野ドーム、狩野グラウンドにつきましては、年間約3万人弱の利用がございしますが、現在、市の直営で、受け付けと管理運営につきまして、ここにございますけれども、特定非営利活動法人伊豆市体育協会のほうに受け付け、管理運営業務をお願いしてございます。

これまでの運営実績等も考慮いたしまして、今回、9月議会の中で、伊豆市運動施設条例の改正をさせていただきました。1つは、この施設を指定管理にすることができるという規定、さらには市のほうでいただいている使用料から利用料に変えるという2つの条例改正を

9月にお願いしたところでございます。その後、体育協会等のこれまでの活動実績、管理実績等を踏まえまして、今回、伊豆市公の施設の指定管理の指定の手續に関する条例の第5条第1項第2号、こちらは公共的団体であるということ、それからそれに基づく総務部長通知の第4項、事業の継続性という観点から、現受託団体の実績から、現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認められる場合という、この2点を、去る10月28日の指定管理者審査会のほうで、体協から示された事業企画、提案を踏まえた審査をいただきました結果、適切であるというようなことを受けて、今回、提案をさせていただいたところでございます。

当然のことながら、市民のスポーツ振興に寄与するということを大前提に、施設の有効利用、指定管理者をうまく使いながら、サービスの向上、こういったものに努めたいということで今回お願いするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員、議題ごとに2回ずつお願いします。

○15番（森 良雄君） 審査会で審査をしたというお答えがあるんだけど、審査会というのは、当初は応募者がA、B、Cと複数あった場合、どれがいいか審査していたんだと思うんですね。現状では、現在の1社に対していいの悪いのとやっていると思うんですね、それをちょっと確認します。

○議長（三田忠男君） 一括でやると言いましたですね、誰に確認しましょうか。

○15番（森 良雄君） どこでもいいよ、審査会をみんな使っているようだから。

ちょっと使い方がおかしいのではないかな。

○議長（三田忠男君） 共通ですから、では、総務部長、どうですか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 指定管理者の手續に関してですが、当然、継続のときも審査をしますし、公募して1社であっても、複数者であっても、公募ではない場合も、指定管理者として適正かどうかの審査はしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 指定管理者だから、僕はもうかる仕事だと思っているんですよ。1社独占で複数年、複数回やらせるということは、やっぱりサービスの低下を来す。こういう切りかえ時に競争しなければ発展はしないのではないかなと思うんですけれども、市長、どう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 指定管理者が頑張れば、収益をふやせる状況をしっかりつくっておけば、そこはやはりビジネスの論理は適用されるんだろうというように考えております。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第140号から議案第143号までの3議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上をもって本日の議事は全て終了しました。

次の本会議は、12月19日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞様でした。

散会 午後 3時46分

平成28年第4回(12月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成28年12月19日(月曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)
- 日程第 3 議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 4 議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 5 議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第2回)
- 日程第 6 議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第 7 議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算(第1回)
- 日程第 8 議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第113号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について
- 日程第12 議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について
- 日程第13 議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について
- 日程第14 議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について
- 日程第15 議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定について
- 日程第16 議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定について
- 日程第18 議案第121号 伊豆市税条例の一部改正について
- 日程第19 議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第20 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について(湯の国会館)
- 日程第21 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について(修善寺温泉駐車場)
- 日程第22 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について(狩野ドーム・狩野グラ

ウンド)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第22まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第144号 工事請負契約の締結について（土肥小中一貫校建設工事2期）

追加日程第2 発議第7号 伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議について

追加日程第3 伊豆市議会議会改革推進特別委員会委員の選任について

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明 君	2番	山口 繁 君
3番	星谷 和馬 君	4番	間野 みどり 君
5番	鈴木 正人 君	6番	下山 祥二 君
7番	杉山 武司 君	8番	三田 忠男 君
9番	青木 靖 君	10番	永岡 康司 君
11番	小長谷 順二 君	12番	小長谷 朗夫 君
13番	西島 信也 君	14番	杉山 誠 君
15番	森 良雄 君	16番	木村 建一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊 君	副市長	本多 伸治 君
教育長	西井 伸美 君	総合政策部長	和智永 康弘 君
総務部長	伊郷 伸之 君	防災監	佐野 松太郎 君
市民部長	鈴木 正 君	健康福祉部長	村井 克代 君
産業部長	鈴木 薫 君	産業部理事	堀江 啓一 君
建設部長	斎藤 満 君	建設部理事	田村 英樹 君
教育部長	金刺 重哉 君	会計管理者	長谷川 文子 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	植田 博昭	次長	杉山 和啓
主査	滝川 和代		

開議 午前 9時29分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、平成28年第4回伊豆市議会定例会の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） おはようございます。14番、杉山誠です。

平成28年度第1回伊豆市・伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

本臨時会は、去る12月16日午前9時30分より、伊豆市議会議場において開催され、伊豆市、伊豆の国市、それぞれ4名の組合議員と、管理者である伊豆市長と関係職員が出席をいたしました。

臨時会では、議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定について同意された後、選第1号として副議長の選挙について、議長指名によることが同意された後、私、杉山誠が副議長に指名、選任をされました。

続いて、議案第12号として、静岡県市町総合事務組合規約の変更について上程され、全会一致をもって可決・承認されました。これは富士山南東消防組合が静岡県市町総合事務組合に加入することに伴い、規約の一部を変更するものです。

以上をもって報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第105号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） おはようございます。第1委員会委員長、青木靖です。

ただいま議長から報告を求められました議案第105号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）第1委員会所管科目は、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑、確認事項として、議案書17ページの旧湯ヶ島幼稚園改修工事の内容についての質疑に対し、保健センターと支所の機能を湯ヶ島幼稚園で行うための工事として、職員室を支所エリアに、子供用トイレを大人用に改修、また保育室を会議室にするための内装改修工事で、5,000万円を見積もっております。プール解体整備工事1,800万円は、跡地に30台分の駐車場を予定しています。工事の時期と移転までのスケジュールとしては、平成29年の夏までに幼稚園の改修工事を終え、保健センターの機能は秋をめどに先に移転、最終的に平成30年の4月に支所機能の移転を完了したい計画ですとの説明がありました。

次に、支所と保健センターの移転は、東京ラスクの工場拡張の要望と関連するが、経営計画や構想が書面で提出されているのかとの質疑に対し、工場見学やお菓子づくり体験の拡大、地産地消のレストランなどのお話は伺っています。現在検討中とされる企画提案が決定次第、市役所のほうに提出を求めているとの説明がありました。

次に、市民説明会等で市民のコンセンサスが得られているか、湯ヶ島地区以外にも説明がされているかとの質疑に対して、平成28年2月に、まず天城湯ヶ島地区全体を対象に、もともと小学校を使うという案で支所機能の移転説明をさせていただいております。その後、湯ヶ島小学区の区長様と市から提案した計画について御意見をいただきながら協議し、その経過報告を9月末から、天城湯ヶ島地区の全戸を対象に、計画の内容と検討の経緯についてのお知らせとして全戸配布をさせていただき、その後、11月上旬、さらに全地区対象に住民説明会をさせていただきました。なおかつ、その説明会の後にも、市民説明会の概要と今の計画案をA3判で全戸配布させていただいておりますとの説明がありました。

その他質疑の後、討議はなく、反対討論3名、賛成討論2名があり、採決の結果、付託された議案第105号につきましては、賛成少数で原案を否決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑、確認事項は、議案書5ページ、伊豆市健康ホットラインの債務負担行為1,500

万円について、この事業によって医療費の削減につながるのかという質疑に対し、医療費が削減されているかまでの追跡はしていませんが、夜中でも利用できること、同じ人が何度も利用できることで、特に精神的に不安な気持ちを抱いている方は、利用することによって、安心して眠れると喜ばれていますとの答弁がありました。

次に、議案書27ページ、保育所費の修善寺保育園運営費負担金の644万5,000円の減額の説明を求めたのに対し、見込みより園児が4人減少したことや、保育時間の標準時間と短時間のうち、短時間を希望する方が多くなったためですとの答弁がありました。

続いて、同じく議案書27ページ、私立こども園保育園分運営費負担金の3,397万4,000円について、何人分なのか、関連して、議案書47ページ、私立こども園幼稚園運営負担金1,001万1,000円の減額についての質疑に対し、保育園分の増額に関する人数は14人です。昨年度の実績をもとに見込みましたが、ゼロ歳児の入園の分が読み切れないところがありました。また幼稚園分については、当初の見込みより教育部の園児は減少し、保育部の園児が増加したためですとの答弁がありました。

続いて、議案書31ページ、健康づくり推進事業費40万円について、内容の説明を求めたのに対し、伊豆ベロドロームウォーキングに係る開催費用で、チラシとポスターの印刷費や、減塩みそ汁の試食に係る材料費などですとの答弁がありました。

次に、議案書47ページ、修善寺中学校管理運営事業、施設改修工事について、手すりを設置する場所及び生徒の状況についての質疑に対し、設置場所は階段や昇降口を初め、給食棟への渡り廊下など、生徒が利用する箇所に設置します。また生徒の状況については、通常学級への通学について、就学指導委員会や専門家による調査も実施しましたとの答弁がありました。

同じく、議案書47ページ、土肥中学校管理運営事業の2件の改修工事について質疑を求めたのに対し、グラウンドのり面補修工事について、今回防球ネットが傾くほどの倒木と崩土がありました。倒木のあった土地の所有者は伊豆市です。このため危険物の除去及び支柱の補修費用に810万円。もう1カ所、中庭から漏水があり掘削したところ、給水管が非常に老朽化しており改修が必要とのことから、消火栓にも関連する水道管140メートルの改修費が360万円ですとの答弁がありました。

議案書51ページ、社会体育振興事業、スポーツ用具購入費のスナッグゴルフの普及に質疑に対し、今年度、教育委員会が市内でスナッグゴルフ大会を開催し、家族でゴルフを楽しんでいただき好評でした。今回、別の大会を通じ、市民のスポーツ振興に役立ててほしいと御寄附をいただきました。この寄附金で、15人から20人くらいが遊べるセットを2セット購入し、市民に貸し出すことで、子供からお年寄りまで楽しく運動し、スポーツ振興に寄与させていきたいとの答弁がありました。

次に、議案書51ページ、学校給食費の251万1,000円について、野菜の高騰によるものとの説明を受けたが、今後の給食費の見直しについて考えているかの質疑に対し、今回は臨時的

な措置として一般会計から支出しますが、引き続きこういった状況が続くようであれば、保護者に対し負担を求めることも考えていく必要があると考えていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第105号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上であります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時43分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時43分

再開 午前 9時44分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付しましたとおり、議案第105号につきましては、山口繁議員ほか8名から修正の動議が提出されていますので、提出者の説明を求めます。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） おはようございます。2番、山口繁です。

私は、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する修正動議を發議いたします。

お手元に配られました資料に基づいて説明をいたしますが、2枚目をお開けいただきたいと思えます。2枚目が修正案の全てでございまして、3枚目、4枚目、これは説明書になっておりますので、2枚目で説明をさせていただきます。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の一部を次のとおり修正する。

まず、補正予算の第1条第1項は、歳入歳出予算の総額に3億2,598万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ176億7,610万円とするというものでした。これの中の3億2,598万円を6,800万円減額し2億5,798万円に、総額の176億7,610万円を同じく6,800万円

減額し176億810万円に改めるものであります。

次に、第1条第2項でございますが、これはその下にあります表で説明をさせていただきますが、まず真ん中にあります歳出の表、2番目の表を見ていただきたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、これを修正いたします。補正額8,185万3,000円を6,800万円減額して1,385万3,000円、計のところの20億3,889万5,000円を6,800万円減額して19億7,089万5,000円といたします。

上のほうの歳入の表に戻っていただきますが、歳入は19款繰越金、それから21款市債でございます。これをそれぞれ、繰越金は1億1,947万8,000円を1億1,887万8,000円に、合計9億3,477万2,000円を9億3,417万2,000円に、市債は合併特例債であります、6,740万円とあるのをゼロにいたします。合計13億5,594万4,000円となります。

それから、第2条であります。第2条は繰越明許費でありますけれども、その補正をいたします。それは一番下の表でございます2款総務費、1項総務管理費、事業名は旧湯ヶ島幼稚園・小学校改修事業でございます。これを1億100万円から3,300万円に減額するものであります。

最後に、第4条及び第4表を削るとありますが、これは地方債の補正でありまして、これは全文消去をするということでございます。

以上が修正案の説明でございます。

次に、この減額修正を発議した理由について申し述べます。

まず、最初に、今議会で問われているのは、天城湯ヶ島支所の支所機能を巡って、住民の利便性での視点がどうかということでありまして、それが、企業の誘致のありようと混同されてしまって議論されているところが問題であるということを冒頭申し上げておきます。

理由については、大きくは2つでございます。

1つ、まずは市民への説明不足であり拙速でもある。天城湯ヶ島支所、天城保健福祉センターの移転を当初の予定より1年前倒しをして進めるものですが、移転そのものの合理的な根拠、前倒しをして移転をしなければならない理由、移転先の湯ヶ島地区のにぎわいの拠点の構想等々について不明な点が多く、地元住民への説明が十分にされておらず、理解を得られていないものと思われまます。私も11月10日に開催されました市民説明会に参加いたしましたが、これらに関する一連の説明がなされたものの、そこに出席した人たちの理解や納得が得られたとは到底思われぬ雰囲気でありました。その説明会に出席できなかった市民の皆様にも、その説明会報告という形で質疑応答の概要などをまとめたA3判でしょうか、チラシを各戸配布されたと聞いておりますが、それへの意見表明が特になかったということをもってして、おおむね賛成、イコール市民の納得が得られたというには相当無理があると思います。そもそも東京ラスクの工場拡張要望に応えることありきの支所、保健福祉センター移転であり、冒頭申し上げたように双方を混同させてしまっており、さらに準備不足は否めないというところに問題があります。

2番目であります。その企業誘致の点についても触れざるを得ませんので触れておきます。前倒しをしての移転は、東京ラスクの早期に工場を拡張したいという要望に応えるものでありますが、その東京ラスク社の企業姿勢が見えてこないという点があります。その東京ラスク社について触れます。厳正なる企業誘致の公募によりこの地に工場を構えていただき、地域や市に与えていただいているにぎわいの効果や雇用創出について、初期の成果としては一応の評価ができるものであると思います。また工場拡張によりさらなる効果が得られるとの見解が示されており、大いに期待したいところですが、それに関連する事業計画や雇用創出効果などの具体的な判断材料となる内容が明らかではありません。市当局としては、東京ラスク社の工場拡張要望に対して、公益にかなう真摯な協議を進めることはもとより、事業計画や雇用創出などについての具体的な内容をきっちりと同社から引き出し、企業姿勢を明らかにする責務があると思います。それら一連の内容が不明確なため、適正な判断をする材料が圧倒的に不足していると言えます。以上の点から議案第105号の修正発議をするものです。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で修正案の説明は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの修正案に対し、質疑のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時52分

再開 午前 9時54分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第105号修正案について質疑に入ります。

質疑の通告がありますのでこれを許します。

議案第105号修正案について。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

ただいま提出されました議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）に対する修正動議に対して質疑をさせていただきます。

簡潔に申し上げまして、山口議員より「提出の理由が示されましたけれども、圧倒的に説明不足」ということで理由の一つとされておりましたけれども、議員の皆様がこれを提出する、署名するに当たり、議会で執行部より示された資料のほかに、みずから出向いて、例えば先日東京ラスクにおいて、社長みずから説明会が行われましたけれども、そのような説明の内容については、この修正動議提出に当たり参考にされたのでしょうか。その1点をお伺

いたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 山口です。

12日の月曜日、昼からと、それから夜から、突然のことで面食らったんでありますが、前の週のあれは金曜日だったのでしょうか、ファックスといたしますか、自宅に届きまして、緊急的に説明会を開催すると。私は会期中にこういうことがあるということ自体、ちょっと疑問があったものですから、出るのを差し控えようかなと思っていたんですけども、やはりそういうせっかくの社長のお声かけでありますから、少しでも今回の議論のプラスになるものがあればと思出席をさせていただきました。夜の部でございました。

先ほど申し上げましたように、その中身はいろいろありました。それに入っていくと、またややこしい話になってしまうんですけども。

まず1点は、そもそも定例会の会期中に審議されている議案を巡って、その議員が理解不足だということで、当該企業の社長が出てきて説明会を開くと、こういうこと自体が私は少し異常な世界ではないかなというふうに思っています。そして、そこでは丁寧な説明といたしますか、会社としては丁寧な説明だったと思います。きちっとプロジェクターを使って、資料も手元に配付されましたし。しかし、そこに伊豆市市山商業施設プロジェクトというようなタイトルがついて、これは会社が勝手に決めることだからいいんでしょうけれども、しかしそんな言葉も初めて聞きました。そういうことも含めまして、東京ラスク社の早期に工場を拡張したいという要望の詳細と、それから将来展望、それから同社のこれからの企業姿勢、特に雇用の問題です。雇用の問題は、きちっと定住を進めるという市長の主張するものと合致するわけですけども、定住するんだったらきちっとした金を払う、きちっとした雇用、安定雇用をしなければいけないというようなことも含まれていなければいけないと思うんです。そういうようなものも見えてこなかったということがありますけれども、こういうのは、とにかく会期中ではなくて、会期の前にこの議案を提出するときに、市当局はきっちりその企業姿勢をつかまえてきちっと準備をして、それで提案をすべきだと思うんです。

というようなことがございまして、私はそもそもこういう会期中に慌てたようにやったようなことがあるということ自体が異常だということをまずは申し上げておきます。

そのときの中身について、何かをどうだということになれば話をしますが、これは余りいいことにはならないと思いますので、それにまずはとどめておきます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 杉山議員。

○14番（杉山 誠君） 会期中に説明を行うことが異常であるかどうかという御意見でございましたけれども、根本的には、企業としてはぜひ事業拡張をしたいという思いのあらわれ

ではないかと思うんですけれども、言ってみれば、ある意味で感情的な受けとめとは別に、冷静な目で判断して、その事業拡張の内容、あるいは将来展望、地域に果たす役割ということまでは、皆様で提出に当たり検討されたのかということのを伺いたかったんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 山口議員。

○2番（山口 繁君） 中身に入るといろいろ言いたいことがあって、ややこしくなると思うんですけれども、やはりあの説明会を聞いておって、将来展望という部分では工場を拡張しますから、当然のこととして雇用が創出されるということはあるんですけれども、その雇用の創出のされ方が具体的な説明としては圧倒的に足りなかったと思います。先ほども少し申し上げましたけれども、やはり生活ができる賃金を、若い人たちが本当に魅力を持ってこの会社に勤めて、それで安定的に雇用を確保できる、そういうものを与えてくれるのかということに関しては、少し不安な面がありました。そして現情勢も正社員の数が圧倒的に少なく、パートで。パートの募集がなかなか集まらない。集まらないと思います。やはりある条件を出して、きちっとした条件を出して、食べるだけの給料を出す。それから、もう当然のことなんですけれども、住民税を払えるだけの給料を出せということが、私たちとしては定住の中の最低ラインだと思うんです。そういうものの明示が必ずしもなかったということがあります。

それから、ここまで言うところちょっとあれなんですけれども、市民の了解を得られないならば撤退するというようなことも言葉の中にもありましたし、20万円の今の家賃は決して安くはないと言ったのかな、というようなこととか、いろいろ説明を受けた段階で、あの説明を聞いたばかり、なおさらこれは、やはりもう少し市当局として、せつかく企業を誘致した会社でありますから、その会社ときちっと整理をして、拡張するにはこういう形で拡張するんだということをもう少し揉んでほしいんです。その上での提案ならいいんですけれども、その提案にはなっていないかったというふうはこの9人は判断しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ほぼ判断の材料とされたものについてはお聞きいたしました。その辺は企業が給料を払うに当たって、専業としてそこで生活できるだけの給料を払えるのか、それとも家族の一員が副収入を得るための給料を得るのか、その辺の考え方の相違はあるんですけれども、いずれにいたしましても、受けとめ方として、私は答弁をいただきましたので、結構でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

これより休憩いたします。

この休憩中に、議案第105号について討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。なお、この休憩中に、本議案についての討論、採決の手順について説明させます。

その後休憩していただきますので、説明後10分間休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時18分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、これより議案第105号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

先ほど局長が説明したとおりの順番でよろしく願いいたします。

先に、原案に対する賛成討論を行います。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）修正動議に対する反対討論をさせていただきます。

伊豆市の公共施設は、今後老朽化の進行や人口減少に伴う施設の使用の状況の変化、また維持管理費の負担が大きくなることが予想され、公共施設の適正な再配置を行い、将来負担の軽減を図っていかねばならない状況であることは、皆様も御承知だと思っております。

今回の修正案は、伊豆市の企業誘致で、2011年から天城支所の一部に工場兼店舗を構えるグランバー東京ラスクが、業務拡大のために建物全体を使用したいとの要望に応えるために、天城支所会議室機能を旧湯ヶ島幼稚園に移転するための改修費5,000万円、旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事費1,800万円を認めないというものです。この修正案が可決をいたしますと、東京ラスクは店舗の増設ができず、商業施設プロジェクト整備計画は頓挫してしまい、今後の東京ラスクの動向も心配されます。

先日行われたラスク社長の事業説明では、新規雇用110人、来店客数、年36万人、地産地消型の食堂、仮称ではございますが「おかあちゃん食堂」や団体対応レストランも新設するということです。そして、既に行われている地場産品を販売する天城マルシェは、規模を拡大し、地元優先で店舗を募るなど、地域に貢献できる施設にしたいと述べました。輸送コストや従業員の確保も容易で、利便性のよい工業団地の移転も考えられる中、ふるさとのために貢献したいという心意気を感じました。

過日行われた第1委員会審査での反対の理由としては、一企業の利益を優先するのか、説明不足、住民の合意が得られていないなどでしたが、この事業は合併特例債を活用し、市山地区は東京ラスクを中心に観光商業地区、宿地区は湯ヶ島幼稚園に支所を整備し、湯ヶ島小学校の改修や営林署跡地の公園整備など、しろばんばの里として整備し、湯ヶ島地域全体のにぎわいを創出するものであると私は思っております。

支所移転までには1年3カ月ほどありますので、住民の御意見も取り入れながら歩み寄り、

さらなる地元の皆さんへの丁寧な説明、そして支所を利用される方の利便性の検証などの社会実験を行う時間もあるのではないかと考えております。地域の皆様に総合的な御理解をいただいた上で、湯ヶ島地区の活性化につながるこの事業が実現されるよう、修正案に反対し、原案どおりの可決を望みます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案に対する賛成討論を行います。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の修正案について賛成討論を行います。

議案第105号は、天城湯ヶ島支所機能の移転に関する議案です。それには東京ラスク社の事業計画が関係していますので、まず東京ラスク社について意見を述べさせていただきます。

12月12日に、東京ラスク社による伊豆市市山商業施設プロジェクトの説明会がありました。その席上、参加者からこういった意見が出ました。「御社の事業に異論を挟むものではなく、むしろ歓迎いたします。そもそも市の説明不足があったがためにこのようなことになっている。今後は市民とのコンセンサスを得るための説明を継続するとともに、決してあきらめず、この地に強く根づいた企業となるために汗を流してほしい。期待をしています」、このような御意見がありました。全くそのとおりだと思います。

天城湯ヶ島支所機能の移転に目を向けますと、11月7日と10日に行われた支所移転の市民説明会では、賛成の声はほとんど聞こえませんでした。そもそも説明不足で、市民と十分にコンセンサスを得ないまま、拙速に計画を遂行しようとしたことは時期尚早であります。施設面から見ますと、移転先の旧湯ヶ島幼稚園への進入道路、国道と県道を合わせて7本もあります。そのほとんどが狭い道路です。集会等で使用する場合、多くの自動車と歩行者は互いに狭い道路を通ります。駐車場付近では7本の道が合わさってボトルネックが発生します。極めて危険な状態だと考えます。また予定の施設から約200メートルの距離の主として高齢者が使用するバス停には、雨風をしのぐ施設もなければ、夏の暑い日差しや冬の寒さをしのげる環境でもありません。さらに会議等に使用する多目的ホール、このホールは75名の収容能力しかありません。11月10日の市民説明会にありましたように、100名を超えるような人が入る施設はありませんので、このような会合を開催することはできません。移転先の施設には、安全安心を初めとしている顕在化しているだけでもさまざまな課題があるように思われます。これらを払拭できる施設を視野に入れるべきと考えます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、原案に対する賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

[14番 杉山 誠君登壇]

○14番(杉山 誠君) 14番、杉山誠です。

私は、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算(第5回)について、原案に賛成の立場で討論を行います。

この補正予算は、歳入歳出の総額に、それぞれ3億2,598万円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ176億7,610万円とするものです。主なものとして、人事院勧告に基づく職員給与費の増や、合併特例債を活用した旧湯ヶ島幼稚園改修工事、旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事費、国の補正予算に対応した臨時福祉給付金の追加分、また土木費では、県の耐震改修促進事業9月補正に伴う補助金の増額、これは大規模地震の発生が懸念される今、なかなか進まない旧耐震基準でつくられた木造住宅の耐震化が喫緊の課題とされる中で、命を守る施策として重要なものです。また道路新設改良費として、市道横瀬大平線改修工事に係る用地購入費が計上されており、これも以前から課題とされていた危険な空き家を撤去し、景観と安全を守るために欠かせないものと評価できます。さらに国の補正予算に伴う事業費の増による下水道事業特別会計繰出金の増額、また台風により被災した農地、農業施設の災害復旧事業費、障害を持つ生徒受け入れのための修善寺中学校手すり等設置工事費や、土肥中学校グラウンドのり面補修工事費など、いずれも限りある予算を有効に活用して、市民の生活や市の活性化に資すると思われる事業への補正予算となっています。

特に、財産管理費の公有財産管理事業は、今年度当初予算で既に議決されていた旧湯ヶ島小学校校舎改修工事基本実施設計業務委託料4,641万円を1,281万円減額するとともに、旧湯ヶ島幼稚園改修工事費5,000万円と旧湯ヶ島小学校プール跡地駐車場整備工事費1,800万円を追加するもので、そもそもは平成26年度から、公共施設の再配置と民間活力の導入を目的に、地元区長の方々とともに協議を重ねてきたものです。

さきに述べましたが、平成28年度伊豆市議会第1回定例会において、旧湯ヶ島小学校校舎改修に関する設計業務委託料が承認されております。今回の補正は、天城湯ヶ島支所がある施設の半分を活用していただいている東京ラスクから、早急に工場の拡張をしたい旨の要望を受けて検討されたものです。

議会では大きく2つの視点から議論がかわされてきたと思います。1つは、東京ラスクの事業拡張です。雇用の確保や税収増、地域のにぎわいなど、企業誘致のメリットは計り知れないものがあり、これに異論を唱える人はまずいないでしょう。自治体の多くは企業誘致に力を入れ、用地提供や補助金を設けて必死になって働きかけています。人口減少が続く中、地域に働く場所がない、少ないことは致命的です。伊豆市でも多くの若者が職を求めて、ふるさとから離れて生活している現実を認めざるを得ません。まして今回は、旧湯ヶ島支所の空き施設を活用していただき、業績を伸ばしている東京ラスクの事業拡張です。残念なことに所管する第1委員会では、事業計画書が提示されていないことなどの理由で否決とされましたが、そもそも、用地確保が議決承認担保される前に、企業が事業計画書をつくるものな

のかという疑問も湧きます。このことについては、去る12日に議会事務局を通じて東京ラスクから案内があり、私も夜の説明会に参加してまいりました。そこでは大川社長から、生まれ故郷に貢献したいとの思いと、地域と協力しながら進める事業拡張計画の説明がなされ、参加者との意見交換も行われました。行政の進め方に納得がいかないとの意見が出た一方で、函南町の人が語ったせつかくある地域の企業と雇用の場を伊豆市は大切にすべきとの意見が心に残ります。輸送コストや人材確保でデメリットの多い現在地で何とか頑張りたいとする思いを伊豆市民として私たちもしっかり受けとめる必要があると思います。

もう1つの視点です。支所を今ある便利な場所からどうして移転するのかという問題です。このことについて、全ての住民が納得のいく答えは恐らくないでしょう。確かに市山より北側の住民にとっては約1.5キロ南へ、そしてバス停からの距離も遠くなることは不満があって当然です。しかし残念なことに、人口減少社会となった今、今までどおりの行政サービスを提供していくことが難しい時代となりました。また公共施設の老朽化に伴う修繕費や更新費用も、市民にとって大きな負担となります。そんな中で、使用頻度の低い施設の廃止や統合を計画的に進めていく必要に迫られております。しかし、これを住民の理解を得ながら進めていくことは容易ではありません。委員会でも、住民への説明不足や事業の進め方、あるいは全体計画に対する詳細な説明がないなどの意見が出ました。一通りの説明はされてきたとは思いますが、現状は説明不足と言わざるを得ません。交通手段の確保について検討はされているようですが、今後ともさらにきめ細かく説明をしていくのと同時に、住民の不便を補完する施策も必要と思われます。たとえコンビニでの証明書発行が行われるようになって、機械の操作が苦手な人は必ずいますので、それを補う対策も必要でしょう。例えば、官民連携を進め、商業施設の中で支所機能の一部、あるいは住民の集いの場の提供など、今後具体的な協議をしていくことを求めたいと思います。その上で、湯ヶ島地区の新たな拠点整備や公共が担う管理施設として、時代に合った方策であると思います。それは旧4町の中で、天城湯ヶ島地区が縦に長い地域であり、各種施設がばらばらに点在していることによる弊害がある中で、小さな拠点としてこの場所を一体的に整備することにより、訪れる人が複数の目的を果たせることや、施設管理の合理化による経費削減、しいては市民負担の軽減につながることで、さらに大きな効果は、地域のにぎわいが創出されることが期待されます。

私は、このようにメリットの多い事業が一般会計補正予算から削除されることに納得ができません。私の住んでいる沢口地区は山奥の小さな集落ですが、食品関係の企業が2社、工場と農場を構えています。2社で40人から50人が働いており、当然地区にそれだけの人はいませんので、市内はもちろん、伊豆の国市や伊東市からも通勤してきます。また地域行事として行う道路の草刈りにも積極的に参加していただいています。しかし、支所や保健福祉センターまでは約10キロ、車で15分かかります。仮に企業がなければ雇用もなく、寂れた山村として疲弊する一方でしたでしょうが、昼間はそれなりの活気があります。また地元の旧大東小学校も企業誘致により利活用されており、地域における企業の存在を力強く感じており

ます。天城支所移転とは状況が違うかもしれませんが、企業の果たす役割は、極めて大きいものがあります。

議会で納得できる資料が示されなかったことを理由に反対する気持ちもわからないわけではありません。また企業優先、住民軽視と考える方もいるかもしれませんが、議員としては感情論にとらわれることなく、本当に市の将来にとってどうなのか、市民の暮らしにとって本当に必要なのは何なのかを深く考え、判断することが必要なのではないのでしょうか。どうか同僚議員の皆様の賢明な判断を期待申し上げ、討論を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案に対する賛成討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

私は、簡潔にいきたいと思います。

この議案第105号に対する修正の主なものは、たった一つなんです。この後ここで、議案第115号が出てきますけれども、天城湯ヶ島支所と保健福祉センターの移転に関する準備のための施設、6,800万円をいわゆる修正するというものです。ほかは全て修正しようなどとは考えておりません。天城支所の移転だけ修正しようというものです。

ここで最も欠けているものは何ですか。今よく聞く言葉は「市民ファースト」という言葉が聞かれます。市民が一番なんです。市民ファーストという観点が全く抜けている。36万人を呼ぶから110人の雇用が発生する。その根拠はどこにあるんですか。何もないんです。極論から言えば、絵に描いた餅だ。菊地市長の「ストップ・ザ・人口減少」、全く同じです。できもしないことをさもできるように言っている。これがおかしいんだったら、36万人をどうやって呼ぶかということをお我々の前で説明すべきだ。

私は、読売旅行のツアーに関与したことがある。10台のバスが来た。10台のバスが全部そこへ行くかといったら、行きません。お土産を買わせるのに2台、3台ずつに分けて、いろいろなところへ行かせている。トータルで36万人が来るかもしれませんが、全部が東京ラスクへ来るとは限らない。それだけの誘客力があるのかどうかということから証明していただかなければいけません。

110人の雇用を創出すると言って、ではどうやって110人の雇用を創出するのかです。食堂もつくるようです。ここへ全部のお客さんがお昼を食べに行ったら、天城湯ヶ島地区のレストラン、食堂は閑古鳥が鳴くでしょう。

改めて、私は市民ファースト、市民が一番だということが抜けている。市民サービスを充実させないでどうするんですか。天城湯ヶ島地区の多くの方は、今のところのほうがいいに決まっているんです。私は雪の日に天城湯ヶ島支所まで行ったことがあります。あそこから上は通行どめです。国道といえども通行どめです。これはもう当然です。高度が全然違うんですから。こういう市民に不便をかけてまで、はっきりしない事業に対して賛成するのです

か。私は市民の利便性を無視したような事業については賛成できません。言いたいことはもっといっぱいありますけれども、これで終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、修正案に対する賛成討論。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の修正案について、賛成の立場から討論を行います。

本補正予算原案の最大の問題点は、現在市山にある天城湯ヶ島支所を旧湯ヶ島幼稚園及び湯ヶ島小学校跡地へ移転させるための工事費、計3億円のうちの平成28年度分6,800万円の支出の是非であります。

そもそも、なぜ天城湯ヶ島支所を移転しなければならないのか。この市民の当然の疑問に対して、市長及び当局側は、説明資料で次のように言っています。「伊豆市は旧天城湯ヶ島町役場を企業誘致を目的に、平成22年、施設の半分を東京ラスクに貸し出しました。残り半分についても民間利用の導入を検討しておりましたが、東京ラスクから早急に工場の拡張をしたい旨の要望を受け、地域のにぎわいを創出したい市の意向とタイミングが一致したため、移転スケジュールの一部前倒しを検討することになりました」、これは市民説明会で配られた資料でございます。

この説明を読んで、私は啞然としました。次に暗たんたる気持ちになったわけであります。一体、市は何を考えているのか。いつから企業の手先になり下がってしまったのか。この市の説明では、まず東京ラスクありきで、市民の福祉、あるいは支所の利便性、あるいは財政などについて、何も考えていないことが明らかになったわけであります。市は先月、天城支所において2回、支所移転に関し説明会を開催いたしました。その席上、多くの天城地区の出席者から、支所移転に関し反対、あるいは批判的な意見が続出いたしました。そこで明らかになったことがあります。当局は市民に何回も説明し、理解していただいたと言っていたわけですが、その市民とは一般市民ではなく、支所移転により利益、あるいは恩恵を受ける人たちだったというわけであります。一般市民は蚊帳の外に置かれ、重要なことは何も聞かされないまま、当局は計3億円を使うこの事業を本定例会へ提案してきたわけであります。それにもかかわらず、当局は議員への議案説明で、市民の大方の理解を得ていると虚偽の陳述を行ったことは、議会を愚弄することにほかなりません。

私は、企業が進出し、それにより雇用が創出されにぎわいが生まれることを否定するものではありません。むしろ歓迎するものでありますが、ただし、一企業を拡大せんがため、現在有効に運営され、市民の利便性も高く不都合なところは何も見当たらない支所を、何でもわざわざ大金をかけて不便な場所へ移転させなければならないのか。それも支所管内の天城地区のほとんどの方々が反対し、なおかつ移転先の湯ヶ島地区の住民も賛成していない場所へ

移すということは、ただ東京ラスクの言いなりになっているだけで、住民の意思は全く無視されているということでもあります。

そして、移転費用の3億円。この費用は当然東京ラスクが払うべきものと思っているんですが、それも市が全部負担しますよということでは、もはやもう何をかいわんやであります。

市長は、企業がせっかく使いたいとおっしゃっているんだから、市にとってはまことにありがたいと、施設を提供させていただくのは当然だと言っております。市民の常識と、あるいは議員の常識と、企業側に立った市長の考え方とは根本から違っており、これはもはや議会の議場で決着するしか方法はありません。

私は、もちろん大多数の市民の利益にかなった本修正案に賛成をするものであります。そもそも、雇用を創出するため企業誘致を図ったり企業に肩入れするのは、過ぎ去った過去の政策であります。現在我が国の人口が大幅に減少する中であって、労働力不足で企業が苦境に立たされている今日、当局がやろうとしていることは、時代に逆行する政策であり、時代おくれも甚だしい。なぜなら、経済は日進月歩しており、変化の真ただ中にありまして、企業誘致など今までの考え方はもはや通用しないと、そういう現実があるわけでもあります。

以上、私は本修正案に賛成をし、また議員各位の御賛同をお願いしまして、賛成討論いたします。

○議長（三田忠男君） 最後に、修正案に対する賛成討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）の修正動議に対して、賛成討論を行います。

具体的な賛成討論に入る前に、一言述べます。

伊豆市の民主主義が今問われております。市民から負託され、議決権を持つ市議会議員に対して、12月7日の第1委員会が終了してから、市民が議員のそれぞれの態度表明について見解を聞くという行為であるならば、私もそうだなと思うんだけど、今回この数日間にいろいろ起きていることは、これをはるかに通り越して、あらゆる手づるを使い、議員に対して直接、間接に、市長提案に対して賛成するように圧力をかけていくという重大な事態が起きております。これらの行動は、市長提案に反対するのはとんでもない議員だと言わんばかりであります。誰も自由にものを言う権利があります。したがって、その圧力をかけた方も、そういう意味では自由があるでしょう。ただし、他人の自由や権利を侵すことはできない範囲の中でこの自由というのは認められている。これが民主主義であります。意見が違って相手的人格を尊重する。こういう態度をとるべきではありませんか。私は重大な行為として、これらのことを断じて許せません。これらの行動をとった方々について猛省を求めるものであります。

具体的な討論に入ります。

発議者が提案理由で述べたように、天城湯ヶ島支所の移転を前提とした補正予算は、市民に対しては、議会にもそうですが説明不足だし、移転してほしいと市民は望んでおりません。望んでいない6,800万円の費用削減の修正予算に賛成するものであります。

第一に、市民は支所移転を理解し、納得しているのか。支所は住民票など書類をもらうためにあるのだ。それはコンビニでもできるという程度の位置づけであるならば、支所はどここの場所でもいいとなるんだけど、市民はそうは思っていないから、今危惧を抱いている。合併前には旧町の行政機能として、地域への行政サービスや地域のまちづくりの支援を担ってきた全ての機関があった場所、これが支所であります。支所問題及びそれに付随する施設をどうするのかということだから、なぜ天城全体の住民に話しかけないんですかということでもあります。湯ヶ島学区の区長を中心としてお話をし、一定の方向性を見つけた後にいろんな意見が出たものだから、発議者がお話ししましたようにビラを全戸に配布したと、これが実態であります。その上に立って住民説明会をやった。

天城湯ヶ島支所移転に関する説明会、移転計画の概要の報告というのが、11月7日、10日に行われたその概要が載っておりますけれども、これに対して、区長の位置づけをどうしているのか、どう見たのか、当局は。これは答えです。計画の責任については市に責任があり、区長様には責任はないと言っておるんです。しかしながら、その後、市としては区長様から了解をいただければよいとは思っていないが、皆様の代表として区長様から意見を伺っている。ではやっぱり区長というのは皆さんの代表ですか、でも違いますよという、よくわからないような回答書を得た。

不十分ではないんですかというのは、市民はこのことについて当たり前のことを言っているんです。市民が利用している会議室も調理室も、市民が利用しやすい今のところになぜ置けないんですかという願いであります。しかも当局から、移転すれば市民の利便性がどのように維持できるのか、極めて不十分であります。不十分なのはラスクにあるのではないんです。当局にあるということです。

今いろいろと、伊豆市議会議員の皆様へということでファックスが送られてきたということもありましたが、別に私はこのグランバーの代表取締役、大川吉美さんに、この内容についてどうのこうのということは必要性はないと思っています。ただし、なぜ一企業のその営業方針に対して、市当局の機関を通じて、それを利用して市議会議員に配られたということについては、私はどうなのかなと。本来の当局と一企業のあるべき姿がこういうことなのか。これが許されるのならば、伊豆市の全ての企業が、議会議員の皆様へ、私はこんなセールスをやりますから、ぜひ議員の皆様にご知らせくださいと連絡があったら、市当局はそれを受け付けるということになるんです。私はその点も考えていっていただきたいと思えます。私は企業に、議会に対して、市民に対して、説明責任があるとは一言も言っていない。

市民の声をどう受けとめるのか、一例を紹介します。

市民の意見を十分踏まえたものと市長が今議会で紹介いたしました湯ヶ島地区のグランドデザインについてであります。市長は、このグランドデザインは行政側の見直し作業を並行して提案している小学校、幼稚園の改正案を前提としていると答弁されました。すなわち、このグランドデザインは支所移転を前提としていると述べました。私は、これに参加した方たちの話を聞いてきましたが、熊野山文学の里、湯ヶ島小、幼稚園跡地など、7つのエリアでの取り組みの目標と効果を話し合ったんだけど、支所移転のことについては一切触れていないということでもあります。これが地域の皆さんの意見を十分に踏まえた中身であります。

第二に、財政問題に触れます。

そもそも、支所移転の発端は、天城湯ヶ島支所、天城会館、小学校の公共施設の維持管理費という財政負担をどうすべきか。修正案に対して反対した議員の方もいらっしゃいましたが、確かに維持管理、財政をどうするのかという問題はありましたが、結果はどうか。財政は厳しいと言っておきながら、なぜ市民の大事な支所及び会議室等々移転のために市民の税金を3億円使うのか、きちっと説明すべきであります。合併特例債があるうちに使わなければ損だという声も聞こえてきましたが、市民が引っ越ししなくてもいいんじゃないですかと言うのに、頭金を出してあげるから引っ越ししなさいと言うのと同じであります。

最後に、このことを曖昧にしたまま、私は次に進むことは絶対に許すわけにはいきません。

平成22年、東京ラスクに伊豆市が賃貸契約した建物と土地はどこですか。ここに、皆さんには小さくて見えないかもしれませんが、議案第83号、その当時の議会で議決された箇所と、それからどこを貸し付けるかという面積が書かれてある図面があります。実態はどうか。すみません、小さくて。ここは建物があるんだけど、ここはこの黄色い枠の中に入っていない。賃貸契約していない。これを読みますと、当時の議案書を読むと、ここはどこだ。いわゆる元森林組合、シルバー人材センターの建物であります。そのドアに、これも小さくて申しわけないです。「完成品倉庫 東京ラスク(株) グランバー伊豆工場」、ということがドアに張られてあります。当時、議会と市当局は約束した。議会もよろしいですよ、どの間は賃貸契約してもいいですよと言った以外のところを企業に使っていただいている。これがまかり通るならば、議会の議決は全く無視、必要ありません。我々はここにいる人形みたいなものであります。

我々は、市長とそれから議会、それぞれ提案権と、それから議決権という、同じ市民から選ばれた市長及び我々議員が地方自治法にのっかって、ちゃんと任務分担をしているんです。両方とも、市長も皆さんが選ばれました。我々議会も皆さんが選ばれました。そこで任務分担をしながら、市民の財産である、今回で言うならば、その建物をどのように利用しましょうかといったときに、約束事が平成22年にちゃんと交わされていた。そして、いつだったかさっぱりわからないけれども、一企業に貸しましょうということが許されていいのかということでもあります。これらを放置したままその次に進んでいきましょう。6,800万円使って支

所移転しましょうということはやるべきではない。ということで、発議者、山口繁氏が提案されました修正案に賛成するものであります。

そのほかの予算、いろいろと私は委員長という立場で、委員会でこのほかの意見については、市民の生活と健康を守るためにも必要な予算であるということを経つか紹介しましたが、抜けているところだけ紹介します。子ども医療費の完全無料化、これも今議会のこの補正予算で提案がありました。農業施設災害復旧、早く農業をやりたいがための災害復旧費用というものもあります。

これらのことについては、当然修正案を除いたこと以外の全てにわたっては、私は賛成することを述べまして、討論を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第105号 平成28年度伊豆市一般会計補正予算（第5回）について採決いたします。

本案に対する第1委員会委員長の報告は否決、第2委員会委員長の報告は可決であります。なお、採決につきましては、先に原案に対する修正案を、次に原案を採決することになります。

それでは、初めに、山口繁議員ほか8名から提出された修正案について採決いたします。本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、修正案は可決されました。

お静かにお願いいたします。

次に、修正された部分を除く議案第105号の原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第105号の修正した部分を除くその他の部分は、原案のとおり修正可決されました。

◎議案第106号～議案第110号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第3、議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から日程第7、議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）までの5議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、議案第106号及び議案第107号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） 16番、木村建一です。

ただいま議長から報告を求められました議案第106号及び議案第107号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

議案書64ページ、国民健康保険税の歳入が、一般被保険者2,250万円、退職被保険者1,495万円減額していますが、なぜこんなに減ったのかの質疑に対して、主な要因は、被保険者が減少したことと、また国民健康保険に加入している方の所得全体がかなり減っているためですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第106号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

議案書86ページ、介護サービス諸費の減額の財源が、全て一般財源になっていることへの質疑に対して、基金を取り崩さなくても繰越金で賄えるということで、財源を繰越金に変更したためですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第106号及び議案第107号の2議案についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第108号から議案第110号までの3議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 9番、青木靖です。

ただいま議長から報告を求められました議案第108号から議案第110号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）については、補足説明の後、質疑を行いました。

大平と城の工事はこれで終わりですかとの質疑に対し、大平地区は平成34年度、城地区は平成29年度の完成予定ですとの説明がありました。

討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第108号から議案第110号までの3議案について報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑・討論のある議員は、通告書を議長に速やかにお願いいたします。

休憩 午前11時12分

再開 午前11時12分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第106号から議案第110号までの5議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、議案第106号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第106号 平成28年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第107号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第107号 平成28年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第108号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第108号 平成28年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第2回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第109号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第109号 平成28年度伊豆市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第110号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第110号 平成28年度伊豆市水道事業会計補正予算（第1回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

ここで、25分まで休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時25分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第111号～議案第122号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第8、議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてから日程第19、議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長に報告を求めます。

初めに、議案第111号から議案第120号までの10議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 9番、青木靖です。

ただいま議長から報告を求められました議案第111号から議案第120号までの10議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

条例改正の内容についての確認に対し、人事院勧告により期末勤勉手当が0.1カ月、給与が平均0.17%引き上げになります。扶養手当についても平成29、30年度に順次改定されますとの説明がありました。

討議、討論はなく、賛成討論1名あり、採決の結果、議案第111号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正については、補足説明はなく、任期が4年であることを確認の後、討議はなく、反対討論1名、賛成討論1名あり、採決の結果、賛成少数で原案を否決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について（所管条例）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

支所の移転に伴い、市民が不便をこうむることに関してどう思っているのかとの問いに対して、支所が移転すれば、今近くにいる方には不便をおかけする部分はあるかと思えます。ただ、市としては今現在のサービスの提供も当然ですが、将来にわたって市民サービスを維持していくことも重要に考えております。その中で今回誘致をした企業が、伊豆市の中で事業を拡大して雇用をふやしていただく計画で、東京ラスクは外から稼げる企業ですので、地

域の家計にも好循環を与えてくれる。企業の事業拡張もやっていただき、住民サービスは今のままが当然よろしいのでしょうかけれども、そこを総合的に勘案させていただいての今回の提案になっております。説明会でも、いろいろな反対の意見をいただき課題をいただいておりますので、今後コンビニで住民票が取れるようにすること、交通の便の改善についても検討していきます。地域づくり、地域の活性化、住民サービスの向上など、総合的に勘案して判断させていただいておりますとの答弁がありました。

続いて、企業誘致した企業に対し、どこまで優遇するのか、公平性はどうかとの質疑に対して、補助金の制度に関しては、企業立地、企業誘致関係の市の条例、要綱等に基づいた補助金制度があり、決まりの中で行います。また企業誘致の現状は、北関東への道路がよくなりましたので、北関東の企業誘致担当者が静岡県の企業を訪問するなど、誘致合戦、企業の取り合いになっています。伊豆市の立地条件、今の産業構造から考えて、既に当地に来ていただいた企業がさらに事業拡大を図っていただけることは、本当にありがたい状況であることは理解願いたいと思います。支所と保健福祉センターの移転に伴う支援ということでは、現時点で東京ラスクへの貸し付けを考えていますが、当初東京ラスクが企業誘致ということで、議会の議決を得て20万円で減額貸付をしています。今回も仮に減額貸付をするのであれば、議会にお諮りして、その分が支援になるとも思いますが、まだ貸貸料が幾らか決まっていますとの説明でした。

また、貸貸料20万円の設定を疑問に思う声があるが、売却なら問題は解決するように考える。売却について詳しく説明してもらいたいとの問いに対して、議案質疑の中でも、売却を視野に入れているという話をさせていただいた。実際に東京ラスク側との交渉の過程で、売却、買い受けるという話は出ています。まずは、平成29年に今の保健福祉センター機能だけ移転して、支所機能は平成30年4月まで残りますので、その間貸しますが、その後は市のほうも売却する方向で具体的に検討していきますとの説明がありました。

審査の結果、討議はなく、反対討論1名、賛成討論1名があり、採決の結果、議案第115号につきましては、賛成少数で原案を否決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

これまでの指定管理から市の直営になるわけだが、今の指定管理者の決算状況について説明していただきたいとの問いに対して、平成26年度、売上高合計859万円、うちキャンプ場収入556万円、売店収入303万円、仕入れ137万円、利益9,136円。平成27年度、売り上げ943万円、うちキャンプ場652万円、売店291万円、仕入れ112万円、利益14万6,902円でしたとの説明でした。

また、直営になった場合、冬場の閑散期の対策や人員配置をどう考えているか、地元とのかかわりをどうしていくのかとの問いに対して、3年市が直営する間に、地元の観光協会、商工会、萬城の滝周辺整備協働の会などと協議しながら、地域の拠点として運営実施体制を

整え、その後は地元の方が優先で、公募の上運営していただくことが一番いいと思っています。来年度は3名から4名の体制になると思いますとの説明がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、議案第116号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正については、補足説明はなく、質疑を行いました。

普通乗用車が5分でも10分でも1回500円では利用しにくい。改善方法を考えていないのかとの問いに対して、これからの利用料金制については、例えば、宮湯との連携で割引であるとか、回数券の発行を指定管理者と話をしていくという形になると思いますとの説明でした。

その後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第117号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定については、補足説明はなく、質疑を行いました。

本条例の制定の趣旨について確認する質疑に対して、都市計画の区域区分の見直し、廃止に伴い必要になる条例です。区域区分を廃止すると、これまで市街化調整区域で規制していた開発行為の許可を要する面積が、一気にゼロ平米以上から3,000平米以上になるところを、現行の市街化区域内で開発行為の許可を要する基準である1,000平米以上に合わせて設定する面積だけの規定ですとの説明でした。

今後、固定資産税はどうなるのかとの問いに対して、今回修善寺地区だけの中の見直しで、市街化区域内の農地の固定資産税が低くなるという試算が税務課から出ていますとの説明がありました。

その他質疑があり、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第118号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定については、建設部からの補足説明の後、条例の適用範囲が旧修善寺町地域だけであることの確認が1件あり、討議、討論はなく、採決の結果、議案第119号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定については、建設部から補足説明があり、質疑を行いました。

水害に対する安全の基準、想定区域の根拠はという質疑に対して、狩野川は修善寺橋から下流が国の直轄河川区域で、国の管理の区域だけ水害想定区域が公表されています。この想定区域は、過去の事例、観測雨量などを検討した上でシミュレーションされ、作成されているものですとの説明でした。

また、対象区域に今後建築する場合は、浸水対策措置を講ずる努力をするようになってい

るが、耐震補強工事に対する補助金のような制度はないのかとの問いに対して、これから建築する場合のことが対象ですので、耐震補強については、旧耐震基準による既存の建物が対象であり、新築は同様にそうした補助金の適用を受けることはできないということになりますとの説明がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第120号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第111号から議案第120号までの10議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第115号及び議案第121号並びに議案第122号の3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第115号及び議案第121号並びに議案第122号についてまでの3議案について、審査の経過と結果を報告申し上げます。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正（所管条例）について、当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

初めに、天城保健福祉センターの利用状況及び移設先で対応できるか、また定期的に利用している団体に対して説明をしているかとの質疑に対し、平成27年度の利用状況ですが、多目的利用室の211件を初め、保健教室と調理室が120件ほどの利用がありました。一番使われている定員120人の多目的利用室ですが、旧湯ヶ島幼稚園の遊戯室を考えております。定員は75人に減りますが、利用実績を見ますと、20名から50名程度の実績が多く、入り切れない場合は、隣接している湯ヶ島小学校の体育館を利用させていただきたいと考えております。なお定期的に利用している団体の方には、今後しっかり説明をしていきますとの答弁がありました。

次に、天城保健福祉センターの管理、事業及び名称についての質疑に対し、天城保健福祉センターの管理については、天城湯ヶ島支所で行っております。この施設は、公民館的な役割が大きく、保健事業では、調理室を年に四、五回の使用です。名称と違う使われ方をしていることについては、今後実態に合わせて検討していく必要があると考えています。今回は企業誘致というところから端を発し、周辺も含め、旧湯ヶ島小学校や幼稚園の跡地にさまざまな機能を集約して、人々が集うような地域づくりの拠点にしていきたい。このため、天城保健福祉センターの機能を、支所とともに移転をしたいという提案ですとの答弁がありました。

そのほか、今回の改正で「必要に応じ」の文言を追加したことについての質疑に対して、保健福祉センターについては、旧町時代からそれぞれの地区に配置しておりますが、この条例は、市内にある4つのセンター全てに適用される条例です。このため、各センターに全ての機能があるわけではないので、第3条の保健センターや福祉センターといった施設の規定

と、第4条の健康相談や保健指導などの事業内容の規定に「必要に応じ」という文言を追加しましたとの答弁がありました。

以上、審査の経過、討議を行った後、反対討論2名、賛成討論1名があり、採決の結果、付託されました議案第115号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第121号 伊豆市税条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、質疑を行いました。

地方税法の改正に伴う改正だが、主な改正点を確認したところ、確定申告後に減額更正し、その後増額修正する場合の延滞金の基準日を修正申告した日からに改正するものですとの答弁がありました。

以上、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第121号につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第122号について、当局に改正内容の補足説明を求めた後、質疑を行いました。

今回の改正による市及び事業者への影響についての質疑に対し、今回の改正では、18人以下の事業所の認定が、県から市に変更になりました。市は県よりも地域の事情を把握しておりますので、申請の届出がしやすくなると思いますとの答弁がありました。

以上、審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第122号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で付託を受けました議案第115号及び議案第121号並びに議案第122号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時51分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第111号から議案第122号までの12議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑は終結いたします。

これより議案第111号から議案第122号までの12議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第111号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第111号 伊豆市特別職の職員の給与に関する条例等の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第112号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第112号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第113号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第113号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第114号について討論、採決を行います。

議案第114号について討論を行います。

先に反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

市長は、本議案、すなわち副市長を2人体制にしたいという理由として、現在伊豆市には重要な課題が山積している。例えば都市計画、天城北道路、東京オリンピックなどの事業を

きちっとやっていかなければならない。そのためにもう1人副市長が必要であるということ
を説明いたしました。そして市長は、一部の議員に、私は直接聞いたわけではありませんが、
今度の副市長は国土交通省から来るので、何とかお願いしたいと、こういうことを一部の議
員に依頼したそうであります。新しい副市長の人選としては、都市計画、天城北道路、オリ
ンピックとくれば、国土交通省からの出向ならば、ぴったりのパイプ役と誰しもが思います。

しかしながら、本年4月の臨時議会において、本多現副市長の選任議案の質疑に対する市
長答弁では、伊豆市が直面している行政を考えると、誰も経験したことの無い東京オリンピ
ックや文教ガーデンシティのような大きな事業に直面しているので、それを解決するのに県
からの人材が必要だと、こう質疑に対して答弁をしております。それでは、国から来た副市
長、それから県から来た副市長、これが寄ってたかって、オリンピックや文教ガーデンシテ
ィを突っつこうとするのかということでもあります。

市長は、さきの議案説明において、副市長の担当を総務部、市民部と、それに1つ、建設
産業関係と、これを1つとすると担当を決めて副市長を置くと言っていたのに、どうなっ
ているのでしょうか。まるでわけがわからない。整合性がまるでないということでもあります。

また、近隣の市を見てみますと、伊豆の国市、熱海市、三島市、いずれも副市長は1人で
あります。これらの団体は全て伊豆市より人口、予算規模ともはるかに大きいにもかかわらず、
またそれぞれの市もそれぞれ問題を抱えながら、副市長1人で立派に行政運営をやっ
ているわけでもあります。今どこの自治体でも、市長以下行政改革に必死に取り組んでいるさ
なか、一人伊豆市だけが、さしたる理由もないのに、いや理由はあるでしょう。市長さんがい
ろいろお忙しいというようなことを言うておりましたが、そんな理由で副市長を2人にする
ような大盤振る舞い、こんなことをしていいのでしょうか。伊豆市は財政難だと言っており、
地域要望もまるで取り上げてくれないと、そんなさなか、副市長2人制などというようなこ
とをやっているのは、市民の理解は到底得られるものではありません。

よって、私は本議案に反対をし、討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

1番、波多野議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明。

議案第114号について、私、波多野靖明は、副市長2人制に賛成の立場から発言いたしま
す。

人間の能力には個性があります。例えば科学に強い人、農業に強い人等々ありますが、ど
のような方を市長が副市長候補として頭の中に描いているかは存じませんが、できることな
ら、現在の副市長が市民に直結した事業能力であり、それ以外で、道路交通関係に能力のあ
る方をと願っております。

なぜなら、将来を見据えた伊豆市の急務は、道路網の整備だと考えます。東京オリンピック・パラリンピックを開催する伊豆市の国際化に1人、そのような方なら期待する人材であると考えます。観光を例にとっても、今は修善寺温泉、伊豆長岡温泉といった伊豆の中での観光客の取り合いではなく、静岡県、長野県、北海道、九州といった都道府県単位の集客競争であり、また国際的な観光客の誘致合戦の時代に突入してきております。

例えば、修善寺温泉というと、修禅寺、指月殿、奥の院といった仏教関係を想像しがちですが、修善寺にある聖ハリストス正教会はロシア正教ですが、東京お茶の水にあるニコライ聖堂とその価値において匹敵する教会であります。教会内の宗教画は、ロシユを初めとするヨーロッパ、アメリカのキリスト教の方々にとっては一見に値する価値があります。ほかに天城地区の緑豊かな森と川は、砂漠に囲まれた国の人々にとっては、ここはパラダイスかと感嘆させる場所となるでめりましょう。中伊豆地区のワサビを初めとする農業は、日本の農業の多様性及び品質と高い技術力は、世界中の方々に感銘を与えることになるでめりしょう。土肥地区のきれいな海と海岸線は、日本の記憶として心に残る風景となるでめりしょう。伊豆半島とハワイ、南ヨーロッパ、エジプトを初めとする南アフリカ、オーストラリア等々、ライバルは枚挙にいとまがありません。まさに世界的規模になっております。

人が集まり移動するには、交通手段が整っていないでめりません。伊豆地区のこれら全てに共通する問題は道路網の整備であり、オリンピック・パラリンピックのみならず、伊豆地区全体の評価を高めることとなるでめりしょう。市民生活環境を維持しつつ、いまだ経験したことのないビッグイベントに対応するために、私は今回の副市長2人制が、伊豆地区発展の契機となることを期待して、本案に賛成いたします。議員各位の御賛同を心よりお願いして、賛成討論を終了いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 2番、山口繁でございます。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について、本件に反対の立場での討論といたします。

地方自治法第161条に副市長を置くということになっております。置かない場合や置く場合の定数については条例で定めると、こういうことになっております。副市長を置くのか、置かないのか、現に伊豆市の場合には副市長1人制をとってきておりますが、これは市長のもとに副市長を置くかどうか、市長がこの市を運営していく、市政を運営していく、そのポリシーであるとか、考え方であるとか、経営観の問題だろうと思うんです。

まず1つは、今回の1人制を2人以内にするという提案でありますけれども、これは2人にするかもしれないけれども、1人かもしれないという、ちょっと腰の座らない提案ではないかなという思いがございます。先ほど申しましたように、これはポリシー、経営観、市長

のそういう問題だろうと思っております。これまで市長は頑張ってきて、強烈なリーダーシップでスピード感のある決定を旨としてきた、それが市長のスタイルだろうと思います。たとえ副市長を複数置いて、権限を相当程度委譲したとしても、最高責任、最終責任は市長一人が負わなければなりません。結局は課題が山積すればするほど、スピード感を欠くことになるのではないかなという危惧があります。それは市長のスタイルに逆行するのではないかなというふうに思うわけでありまして。繰り返しますが、第1点目は、市長の経営観、スタイルに逆行するようなことはしないほうがいいのではないかということでございます。

それから、先ほどもありましたけれども、市民の目は相当厳しいものがございます。市民感覚は、この厳しい時期に副市長を増員して、1,000万円以上の労務費をかけるどれほどの理由があるのかと、こういうことだろうと思います。それに応えるためには、やはり職員組織、職員が今実質的には動かしているわけですが、その職員組織を大幅に見直しをして、これ例えがいいかどうかわかりませんが、例えば今の部長制はもう廃止するんだと。そして課長にいろんな部門の責任者を据えて、部門ごとに仕分けて、そして複数の副市長を置いて分担させて、最終的には市長が最終判断、最終責任をとるということで、スピード感を損なわずに運営する手法、そういうものもあるのではないかなというふうに思うわけでありまして。

要は言いたいことは、労務費的にはふえる部分があるけれども、減る部分もありますよと、こういうことを同時提案しないと、市民目線からでは理解できないのではないかなというふうに思うわけでありまして。

3つ目、最後です。これはちょっと蛇足になるかもしれませんが、本会議の質疑応答の中で、議会にはもう一度議決するチャンスがあるというようなことを言われたと思います。それは、この条例には賛成してほしい、人事案件のときにもう一度その議決の機会があるので、必要ならそこで否決すればいいのではないかなと言わんばかりのことだったと思います。これは条例改正と、それから人事案件ということに関して、全く質の違うあり得ない議論ではないかなというふうに思っております。

以上の3点から、反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

本条例の主文は、たった一行です。本則中「1人」を「2人以内」に改める、これだけです。この部分について賛成の理由を述べます。

現在、伊豆市は、皆さん御存じのとおり、いろいろな大型の事業を同時並行的に進めてお

ります。都市計画の見直し、それに絡んでコンパクトタウン&ネットワーク構想、学校の再編成、文教ガーデンシティに絡んだ事業、それから地域医療の問題、それから子育て支援、少子高齢化の問題、そして観光立市としてこれからやっていくための問題、世界ジオパークであるとか、サイクリングについて、盛りだくさんの事業を同時並行に進めています。市の職員も今まで経験したことのないことを今同時進行でやっています。それには、いろいろな事情があるんですけども、そういう背景があるということはまず事実です。プラスアルファでオリンピックが来るわけです。当然、市の負担についてどうなるのかという話はまだこれからです。今までやっていることにプラスオリンピックについて、国、東京都、静岡県とさまざまな交渉をしていく必要があるんだろうと思います。それに対して、もう1人副市長を設けるということは妥当性はあると思います。

ただし、さっきも言いましたが、今回の条例は1人を2人以内に改めるだけですので、副市長を仮にもう1人置く場合でも、現在の和智永総合政策部長が来年の8月までの任期ですので、その任期の後に置くであるとか、新しく副市長を設ける場合でも、オリンピックが終わるまでというふうに限定するとか、もちろん報酬についてもこれからの検討課題であって、今回の条例ではそこまで考える必要はないと思っております。

そもそも、今回のこういうものが出てきたということは、今の体制に無理があるからそういう提案がされていると思います。きょうも議案が反対されているということを見てもわかるとおり、今回反対された議員の方に投票された方の数のほうが、そのほかの議員に投票した数より多いわけですから、そういう現状を市長、執行部もよく踏まえた上で、もう1人必要であるというならば、それは検討してもいいと思います。なおかつ、どういう人をどういう時期に何人登用するのかということは、まさにこれは別問題であって、これからじっくり検討すべきであると思います。もう1人必要ならば、もう1人登用するための条例の改正をするということについては賛成ですという意味の賛成討論です。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

何かおかしい賛成討論もあったようですが、副市長を2人にするという条例です。私は先ほども、もっと市民目線でやってほしいというようなことを言ったつもりですけども、市民はどう考えているかです。市長、副市長、もっと内政に重点を置いて働いてくれと。

今、話を聞いていれば、オリンピックだとか、縦貫道だとか、都市計画だとか。都市計画なんて、もっと細々したことを市民目線で考えてください、国交省目線で考えるのではなくて。縦貫道でもそうです。南へ延ばすより、今、北で何が起きているかです。朝夕は函南地区はもう渋滞が発生しているんです。南へ延伸するのも結構ですけども、北を何とかす

るということを考えないと、縦貫道をつくっても動きがとれなくなってしまう。オリンピックだ、オリンピックだとおっしゃっておりますが、オリンピックは組織委員会がやるものでしょう。なぜ伊豆市がやらなければならないんですか。オリンピックに備えて道路をつくる、環境整備をする。オリンピックに備えるなら、狩野川公園の前の特定空き家を何とか早急にすべきだ。何もしようとしていない。

先日11日、私は伊豆山稜線歩道を歩いてきました。ガタガタにされました。市長、副市長、あなた方はオーバーユースという言葉を理解できますか。数キロのところには1,000人以上で走られたらどうですか。一般のハイカーが何と言っていたか。迷惑だとどなっていました。これが内政をおろそかにした伊豆市の現状です。内政に重点を置いてください。内政にもっと力を注いでください。多くの市民は、多くかどうかはわかりませんが、市長や副市長はもっと働いてくれと、こういう声も届いているんです。外向きの派手な行政も結構ですが、市民が伊豆市に住んでいてよかったと思えるような内向きの行政をもっと積極的に進めていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） 最後に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について、反対討論を行います。

事実に基づいて、市長が今まで何を言ってきたのか、そのことをきちっと踏まえながら討論に参加したいと思うんですが、今ここの議場にいらっしゃいます本多副市長は、平成28年度の4月臨時議会において、選任していただきたいという市長提案に対して全会一致で可決されました。それからまだ1年もたっていません。数を数えれば何カ月か、半年ちょっと。そのときに、どういう理由のもとで本多副市長がいいんですよと提案したのか。一連の市長が提案するときお話ししているんですが、区切りますと、1つは、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、県との連携を強めていくためだと、本多副市長を選んだのは。2つ目には、行政全体の仕組みをよく理解して、どうやって県と国を動かせるのかということも知った人であると。3つ目に、伊豆市に必要な政策を客観的に評価して、必要な政策を構成できる人材が必要ということで、本多氏を副市長として選任したいということの提案で議会は同意したという経過であります。

最初に提案された後の質疑のときに、幾つか私もお尋ねしましたが、都市計画の見直し、天城北道路、東京オリンピックと、今までの以上にたくさんの方がこの短期間の3年間のうちにあるんだから大変だということなんですが、それに対処できる人を置きたいと。今3つお話ししましたように、では本多副市長は、県から派遣されて、今の3つの理由で今この席に座っております。それでもなぜ足りないのかが私にはよくわからない。

それから、私はただ単に批判するのではなくて、具体的に提案をしつつ討論に参加しますが、1つは、当然本多副市長は県から派遣された職員ですが、今は伊豆市の立場に立って、私は副市長の責務を果たしていると思います。それでもなおかつ足りないというならば、いわゆる静岡県のさまざまなノウハウを持った方々がたくさんいるんだから、その力を借りることはできませんか。

そして、2つ目には、そのときどきに必要に応じて、これはどうしても今の体制では無理だなという場合が出てくるかもしれません。そのときには人材を派遣してもらおうとか、もしくは、よく我々も大いに議会でも合意している、いわゆる委託するということです。その間委託して、専門家の方にその一番忙しいところを最適な方々に、業者に委託する。

もう1つ、最後にもっと大事なことは、職員がたくさんいらっしゃいます。一人一人の力は確かに小さい。先を見通す力はさまざまかもしれませんが、3万数千人の市民と一番接触しているのは、この職員であります。その職員の方々をちゃんと息をして、できるところ、できないところ、たくさんあるでしょう。でも知恵を集めれば、わざわざ私は副市長を置く必要性がないと思います。あらゆる分野、全てにたけている人というのは、この世の中に一人もいません。あらゆる分野で、この分野は得意、この分野は不得手だな。いるわけですから、そこをカバーするのは今言ったさまざまな課題を解決する人を人選すればいいんであって、それこそ最後に言った、職員をどのようにして一致団結させて、この大きな課題に挑戦していくのか、そういう立場でぜひともやっていただきたい。その先頭に立つのは、私は市長であり、それを補佐するのが副市長の役割だと思っています。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

議案第114号 伊豆市副市長定数条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。原案について採決いたします。

議案第114号について、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、議案第114号は否決されました。

本来ならば休憩に入るところでございますが、関心のある議案でございますので、このまま引き続き行きます。よろしく願いいたします。

次に、議案第115号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

先に反対討論を行います。

5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 5番、鈴木正人です。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について、私は反対討論をいたします。

その前に、先ほど議案第105号の反対討論の中で、木村議員が触れました。私も今回の選挙において、新人で当選させていただいた議員の1人でございます。この数日の間、この伊豆市議会にとって、非常にゆゆしき事態が発生しております。新人議員に、本日のこの本会議においての採決、その態度表明を変えろ、このような話を私は複数の新人議員から聞いております。決して、議会制民主主義の中でこのようなことがあってはなりません。私は新人議員の1人として、強く抗議をいたします。

では、反対討論に入ります。

本議案は、議案第105号に関連し、伊豆市市山の天城支所を伊豆市湯ヶ島の旧湯ヶ島幼稚園に移転する、その住所移転が主だった条例の改正内容でございます。これまで、本会議での一般討論、そして議案質疑、そして私の所属する第1委員会での質疑、討論等、総合的に判断をいたしまして、私は、まだまだ実際にこの支所を利用されている市民の皆様方の御意見が十分には尊重されていない、その立場で議案第105号の修正提案をさせていただき、そしてこの本議案についても、まだまだ時期尚早である、その立場から反対をさせていただきます。

東京ラスク様の工場拡張、どうしてもこの話がこの条例にはかかってくるわけですが、賛成討論をなさっている議員の皆様、ラスク様が工場拡張するためには、その拡張するための用地を確保する、その担保がなければ事業計画はできない、そのようにおっしゃっております。では、その担保する用地、具体的に言えば、現在の市山の天城支所、そして保健福祉センター部分。担保はとれていますか。この施設を使っているのは市民の皆様です。利用されている市民の皆様が、「ラスク様が工場拡張したい。それであればどうぞ私たちは、湯ヶ島の宿のほうに支所を移転していただいてもいいです」、それが担保ではないですか。

私は、委員会の中でも当局のほうに質疑をいたしました。今現在、この天城支所に通われて利用されている市民の方々に、少なくとも、まだ決まってははいないけれども、このような状況で湯ヶ島の宿のほうに支所を移転する計画があります。ついてはどのようなことが不安ですかと。それに対して皆様はいいとおっしゃいますか、そうではないとおっしゃいますか、ヒアリングしていますかと私は質問しました。していないんです。今利用されている市民の方々に、そういった聞き取りも何もしていないんです。その中で移転ありきで進めて、果たしてラスク様が事業計画を立てる上での担保がとれますか。このまま進んで、もし市民の皆様が今のところに支所を残していてくれ、工事はもう湯ヶ島幼稚園を改修している、小学校のプールも埋め立てて駐車場になっている、やっぱり支所は市山に残してほしい、そのような市民の方々の意向があったとき、どうなされますか。ですから、私は返す返す、市民の皆さん、利用している方々、その方々に、真摯に耳を傾け、慎重に議論をすべきではないですか。

そもそも、この事業計画は1年前倒しになっているんです。市の当局も、市民説明会や湯ヶ島区の区長の皆様にいろいろと説明をしておりますが、1年間前倒しになったことで、その辺の説明するスケジュール、その見直しはされていますか。ただでさえ1年間前倒しになっているんですから、そここのところの説明は十分でないでしょう。月ヶ瀬地区や狩野地区の皆さんは、まだ説明がきちっと個々にされていません。年が明けて1月以降に、ようやく月ヶ瀬地区の皆様に説明を予定したい、このありさまです。

ですから、私はこういったことを総合的に踏まえて、まだまだこの事業は進めるべきではなく、それに関連するこの条例についても、賛成することは到底できません。

議員の皆様、私どもは市民の皆様の負託を得て、この立場にいるのではないですか。市民の皆様の声をこの議会に届けることが私たちの役目ではないですか。そのことを最後に申し添えて、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

6番、下山議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について、簡潔に賛成討論いたします。

天城湯ヶ島支所移転に関する市民説明会では、市民から多くの質問がありましたが、その1つに、便利な場所から、どうして不便な場所へ移転するのかという意見がありました。しかし、その反面、不便な場所から、とても近くて便利な場所に移ってきてくれる、湯ヶ島地区の活性化が期待できるという意見が多くあります。公共施設の利活用、伝統ある旧湯ヶ島小学校跡地に多くの人が集まるにぎわいづくり、合併特例債を充当できるという市民負担の軽減という観点、そして何より、現在の天城湯ヶ島支所において事業展開している東京ラスク社の業務拡大、伊豆市市山施設プロジェクトは、伊豆市民の雇用拡大、経済の活性化につながり、全国の企業誘致をしている他市町から大変うらやましがられる、伊豆市の最大メリット、チャンスであると思います。そのチャンスを逃すことのないように、スピード感を持った判断が必要であり、私自身も旧天城湯ヶ島地区の住民であります。伊豆市議会議員として将来の伊豆市を思い、賛成いたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について、反対討論を行います。

補正予算の中において、さまざまな課題を、とりわけ修正提案に対する現状の支所移転の問題についてお話をさせていただきましたので、これは全て、もう既に討論済みですから省きます。

質疑の中で、私はこのようにお尋ねしました。平成22年11月臨時議会で市長は、いろいろな公共施設を使う場合、ぜひこれを使いたいから貸してくれ、こちらにとっても結構ですという場合がありますとしても、公募すると述べられたんです。今回なぜ東京ラスクなんですかと、支所を。本来ならば、公共施設に業者を呼ぶならば、手を挙げた人みんなにオープンにすべき。そうすると、もっとすばらしい業者が来るかもしれませんねということで、私はこの平成22年のときにそのように受け取りました。まさに、今現在、東京ラスクが営業しているんだから、その後も東京ラスクへ、ということがわからない。

今言ったように、平成22年のその議会で、市民の皆さんと議会にお約束したことと違うわけですから。なぜしないかの理由に裁判の問題を取り上げられましたが、裁判をやろうがやるまいが、それは市民の財産を、どのようにその議会の承認を得て、市民の声を聞きながら、貸すとか、売るとか、もうなくすとかということは、それはあくまでも市民の財産という立場から見たときに、何が一番いいのか。あくまでも、基本的には貸すのであれば公募すべきだというふうに私は思っているんです。今議会で、いわゆる平成22年にお話しした方針と違うことを今回残念ながら、この話には東京ラスクがどうしても出ざるを得ないんですけども、全く平成22年と違うような方向性で提案してきた。

もう一方、今議会で、狩野川記念公園の指定管理の選定で、以前説明してきたこと、いわゆる市当局は内部的にでしよう、文書もなかったというか、ルールづくりとして、言ったことと違ったことをやろうとしたことについては、これは議案を取り下げたんです。そうであるならば、過去のいろんないきさつのルールというのはきちっと継続すべきだし、もしそこを変更するならば、変更する理由をきちっと述べて、そして議会のほうの承認を得ると、賛否をお願いするという事ではないですか。したがって、今回は公募しない方針は変えないということです。ずっと来ているわけですから、どうしても平成22年のその立場とは違った方向性でやろうとしていることについて、私はどうしても納得がいかないということです。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

○4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正についての賛成討論をいたします。

支所の移転の説明会や企業の説明会に参加しまして、皆様の意見を聞き、支所に対する愛着と、そして一人一人が本当に天城を愛しているということを感じました。中でも、支所の

使い勝手のよいことを訴える人もいました。私の知り合いもその一人です。

でも、ここであえて賛成をしたいと思います。なぜかという、今後の支所について、今の支所より、もっと使いやすさを考えてくださると信じているからです。そして、ふるさとの反映を考えてくれる企業さんがいるからです。雇用をふやし、観光面でも税収入にもなる企業さんがいるからです。皆さんもわかっていると思います。

このようにもめている理由は、説明不足と説明の進め方に問題があったんです。伊豆市に合併したときの使わなくなった建物の維持管理の大変なこと、それを少しずつ努力して整理していること、そしてまた、できたらそれを有意義に利用したいということです。それと今回企業の拡張の話があって、相まって起きた現象だと思っています。

今後の移転先の湯ヶ島幼稚園に関しては、私がこども園に勤務していたときに、週1回支援センターに行っておりましたが、本当によい環境でございます。園舎は新しく、木のぬくもりがたっぷりのエントランス、子供たちの手づくりのビー玉の休みどころ、周りは平たんで、散策には負担の少ない道が多いです。また近くに富士山が見える場所もあり、文学のまち湯ヶ島を肌で感じることができました。この環境を生かし、行政によりアイデアを伝えて、今よりもっともっと使いやすい支所を整備してもらいましょう。また、企業誘致が難しいこの状況の中、ふるさとのことを考えてくださることは、喜ばしいことだと思います。

今までの行政の不行き届きがあったことは顕著に受けとめ、今後につなげていくべきだと思っています。これからの伊豆市のため、10年後、20年後の子供たちはもちろん、年をとった私たちのために、心の財産、特に文化です。文化を感じるすばらしい湯ヶ島を大事にするためにも、この発想はとてもよいと思います。

このような理由で、賛成討論をさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 最後になります。賛成討論を行います。

1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

議案第115号について、賛成の立場から発言いたします。

現在の湯ヶ島地区は、小学校が青羽根地区に統合されたことにより、旧湯ヶ島小学校の土地と建物が残された状態であります。隣接した幼稚園は4月から使用していないため、そのまま放っておいても朽ちていくばかりであるでしょう。このままでは、先ほどからお話がありますが、建物が残っているということに、多少なりとも維持管理に費用がかかると思います。何か有効利用していく手立てがあれば、早急に対策をすることが必要と思います。

このたび、支所の移転に反対される方の主な理由として、移転費用が推定3億円かかる、来所する方々に不便になる、一企業のために公共施設がなぜ動かなければならないのか、いずれもごもっともな御意見だと思います。

しかし、これは現状維持、それがよいという意見としかならないと思います。現状維持と

というのは、将来に向かって何ら発展の要素もありません。商品名は忘れましたが、テレビのコマーシャルで、あなたと一緒にいても先が見えないわと言って女の人が去っていく、こんなCMがあったかと思いますが、企業も先が見えないところにはとどまりません。発展のできる場所にますます力を注ぎます。今回の件で先が見えたと思えば、さらに企業努力をして会社を大きくし、伊豆地域有数の企業になると思いませんか。

事業主である東京ラスクさんに先日説明会を開いていただいたので、聞きにいつてきました。話によれば、この場所をこのまま借りてもいいし、将来は伊豆市に本社を移転し、買い上げてもよいとおっしゃっておられました。そうなれば、伊豆市には固定資産税が入ってきます。正社員は13人で、アルバイト従業員は57名もいるのです。ほぼ伊豆市民だと聞いております。住民の働く場所づくりに大きく影響しています。家賃が安いというのであれば、それもおっしゃるとおりかもしれません。

しかし、反対をして撤退でもしたら、ほかに同じ規模で借りてくれる事業者はなかなかいません。客商売をやっている方でなくとも御理解いただけるとは思いますが、道路に多くの車が走っていても、そこに立ち寄らせるということは並大抵のことではございません。ちなみに中伊豆の道路は、1日に2万台が通っていますが、あれだけ市内市外の方を集客できる商店はなかなかないと思います。

今、東京ラスクには、年間に13万人から16万人のお客様が来てくれています。この地域の人々を潤してくれるお金の流れがあります。地域のお祭りには快く御賛同いただいています。湯ヶ島地区の夏の大きなお祭りがにぎわうことにも、一役も二役も力を注いでいただいております。この地域にはなくてはならない存在価値のある企業なんです。そうであれば、もっと安く貸してもよかったですのではないのでしょうか。湯ヶ島に出店して、わずか数年でこれだけ地域貢献をいただいている企業ですから、伊豆市として、力強く後押しをしていくべきだと思います。観光名所とは、つくろうとして簡単にはできません。しかし、今や東京ラスクは、湯ヶ島における観光の目玉ではないのでしょうか。あの土地であれだけの人を集めるには、企業努力たるは大変なものだと思います。

例えば、葎山の反射炉。世界遺産に登録されたから、ものすごく注目されまして、大勢の方でにぎわっております。伊豆の国市が維持管理していくために、年間では相当な金額をかけて補修などを行っていると思います。しかし周辺の人々にとっては、どれだけの経済効果があるか、伊豆の国市が補修に出している何倍も、もしかしたら100倍近い経済効果があるかもしれません。

支所の移転に3億円の費用がかかるといいますが、公共投資として考えてみませんか。湯ヶ島地区にわんさと人が来る。そして地元で育てたおいしい野菜、果物、商品を売ることによって、地元の人たちが多少なりとも潤うことができる。行政というのは、私のような駆け出しの事業者のように、日々の生活のためだけに目先の利益を追うことではございません。公共投資をして地域住民のためになること、周辺の市民が潤うようにすること、それが求め

られている仕事ではないでしょうか。公共投資をすることにより、それ以上の経済効果が期待できるのであれば、積極的に取り組むべきである。さらには、将来がある若者たちの雇用をつくり、それを維持していく環境をつくり上げていかなければなりません。

支所が動くことによって不便になるという方はいると思います。現在の場所から上に動くことによって、下からの人は確かに遠くなります。しかし、上からの人は近くなります。もし左に動いたら、右からの人は遠くなりますが、左の人からは近くなります。なので、移転によってよい悪いということは、一概には言えないのではないのでしょうか。バスで来る方はバス停が遠くなるのであれば、それに対応してあげればよいと思います。自家用車で来る方にとっては、何ら支障のある移転先ではないと考えられます。

また、ある議員が現在の事業者を——と表現されました。私はその表現は適当ではないと思います。ただし、今の家賃だけ払って、利益を全部持っていくというのであれば、半ばそれに近いと思います。しかし、利益を持っていくのと同時に、よそから来る約15万人の人が何らかにお金を使って、地元にお金が落ちていると考えればそうは思いません。

今回、この議案が問題になりましたが、これを機にさせていただいて、湯ヶ島支所を移転することで、利用者である地域の皆様には余計な心配をかけないようにと、行政は積極的に意見を聞くべきであると思います。そして企業誘致を積極的に行うに当たり、既に市内で事業を行うほかの中小企業に対しても、寛大なる措置がとれるよう行政努力を必ずしていただきたいと思います。

議員の皆様、中国のことわざで「小異を捨てて大同につく」という言葉がありますが、このたびは行政の説明不足という御指摘もありますが、議員の皆様の御賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） お静かにお願いします。

議案第115号 伊豆市支所設置条例及び伊豆市保健福祉センター条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する第1委員会委員長の報告は否決、第2委員会委員長の報告は可決でありますので、本案件につきましては、原案について採決いたします。

議案第115号については、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（三田忠男君） 起立者少数。

よって、議案第115号は否決されました。

次に、議案第116号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第116号 伊豆市萬城の滝キャンプ場条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第117号 伊豆市修善寺温泉駐車場条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第118号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第118号 伊豆市都市計画法施行条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第119号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第119号 伊豆市特定用途制限地域に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第120号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第120号 伊豆市水害に備えた土地利用条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第120号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第121号について討論、採決を行います。
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第121号 伊豆市税条例の一部改正について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第122号について討論、採決を行います。
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。
議案第122号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について採決いたします。
本案に対する委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第122号は原案のとおり可決されました。
ここで、議事の都合により、昼の休憩にいたします。
再開は午後1時40分からいたします。

休憩 午後 0時53分

再開 午後 1時37分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議案第140号、議案第141号、議案第143号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第20、議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）から日程第22、議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の3議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

初めに、議案第140号及び議案第141号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

○第1委員会委員長（青木 靖君） 9番、青木靖です。

ただいま議長から報告を求められました議案第140号及び議案第141号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）については、補足説明はなく、質疑を行いました。

平成27年に、指定管理審査会にてA評価を受け、事業の継続が見込まれたということだが、レジオネラ菌検出事例の再発防止対策はどう評価されているのか、レジオネラ菌に特化した再発防止策の評価がされたかとの問いに対して、審査会の中では、清掃の徹底などで菌の発生を防ぐよう指摘されており、定期的な検査の実施とあわせて、最善の方法で経験を生かしながら管理されております。また、審査項目にレジオネラ菌に対する再発防止策という項目はございませんが、評価調書の「全体として」の項目で、「温泉施設でのレジオネラ菌の発生は施設の存続にもつながる。法令等で定める基準はあるが、これは最低基準であり、絶対を保障するものではないので、安全確認を徹底し、サービスの提供に努めてほしい」との意見がされたと説明がありました。

審査の結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第140号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）については、補足説明、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第140号及び議案第141号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第143号について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

○第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）の審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当局の補足説明はなく、質疑を行いました。

指定管理者を指定するに当たり、公募はしなかったのかとの質疑に対し、今回指定管理者として指定する伊豆市体育協会は、伊豆市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第5条第2項に規定されている「公共団体又は公共的団体」に該当すること、また総務部長通知の公募によらない選定基準の4、「施設の事業内容によって、事業の継続性という観点や現受託団体の実績から、現受託団体を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認められる」という規定に基づき、現受託団体である伊豆市体育協会が最も適当であるとの判断から公募はしませんでしたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託されました議案第143号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第143号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時43分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第140号から議案第143号までの3議案について質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第140号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（湯の国会館）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

これより議案第141号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（修善寺温泉駐車場）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

これより議案第143号について討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（狩野ドーム・狩野グラウンド）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、2議案について議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、2議案を日程に追加することに決定いたしました。

◎議案第144号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、議案第144号 工事請負契約の締結について（土肥小中一貫校建設工事2期）を議題といたします。

提案者から、提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第144号について、提案理由を申し上げます。

この契約は、土肥地区の土肥中学校を改修し建設をいたします土肥小中一貫校建設工事2期の請負契約でございます。

平成28年11月29日に、制限付き一般競争入札を行い、12月20日、中豆・青木特定建設工事共同企業体、代表者は伊豆市熊坂242番地の中豆建設株式会社であり、この共同体と、消費税を含め3億2,740万円で仮契約を締結いたしました。

契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、教育部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありますので、これを許します。

教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

○教育部長（金刺重哉君） それでは、議案第144号 工事請負契約の締結につきまして、概要についての御説明を申し上げます。

本工事は、平成28年第1回伊豆市議会定例会、3月11日に議決されました平成28年度一般

会計予算、これに関連します平成29年度にまたがる債務負担行為限度額によります工事でございます。

2期工事も1期工事同様、中学校の運営に支障のないよう、平成28年度、平成29年度の2カ年にまたがる工事といたしまして、本議会での御審議等、御承認をいただいた後、工事に着手。再来年の平成30年2月の完成を目指しまして、その4月開校を目指して準備を進めてまいりたいと考えております。

1期工事につきましては、6月議会で御承認をいただいておりますが、最も老朽化しております、お手元の参考資料のほうをちょっとごらんいただきたいと思いますが、図面のほうでございます。3ページをごらんいただきたいと思いますが。

左側がちょうど正面玄関、右側が海側ということになりまして、ちょうど正面から入りました、黒く塗ってあるA棟という建物、こちらの建物が最も老朽化しておりました。こちらにつきましては解体工事を主な行為といたしまして、現在くい打ち、基礎工事が完了いたしまして、現在の工事の進捗率は40%と、おおむね予定どおりの工事の進捗状況でございます。またB校舎のトイレ等の改修も行っておりまして、引き続きまして、来年秋の工事竣工を目指し工事を進めてまいります。

今回御審議をいただきます2期工事でございますが、お手元の資料の先ほどの3ページをごらんください。

1点、訂正箇所がございますので、申しわけございませんが、訂正をお願い申し上げます。ちょうど網掛けで赤くなっていますデッキテラス、この部分については今回の工事には入っておりません。こちらのほうは、実は緑の部分が正しいということで、大変失礼いたしました。関連しまして、5ページのほうにも中庭、デッキテラス設置とございますけれども、こちらについては、今回の工事の内容には入っておりません。おわびして訂正をさせていただきます。

工事の内容につきましては、大きく先ほどのA棟から時計回りに、主な校舎でありますB棟という校舎、それから右下のほうにC棟、それから体育館でありますD棟と、4つの建物のうちの3つを改修するという内容が主な工事でございます。

個別にちょっと概要の御説明を図面をもちまして御案内申し上げます。

4ページ、5ページをごらんいただきたいと思いますが。

4ページ、これが現在の土肥中学校の校舎でございます。ちょうど上の部分が一番大きな校舎、それから右下にプールというこちらがC棟でございます。アリーナというのが体育館ということで、こういう構造になっております。

まず、1階の改修内容でございますが、上の左のほうから大きな変更点につきましては、新たに電気室のところを教材庫とか、職員室の部分、それから会議室の部分は変わっておりませんが、それ以外は、例えば保健室を広げるでありますとか、校長室の椅子を変えたり、応接室の場所を変えたりというような、そういった改修をいたします。

それから、右下の体育館のC棟でございますが、現在プールになっているところでございます。こちらには、今回新たにこちらをフロア化いたしまして、学習ホールという広場を設けます。その右側にポーチとございますが、こちらが放課後保育、今回新たにこちらのフロアに、クラブの部屋を2つ設けまして、放課後児童クラブ、こちらの教室を新たに開設する予定でございます。そのための玄関改修、事務室等の整備をいたします。それから体育館につきましても、床の総張りかえということで、こちらも全て改修いたしまして、改めてフロアを改修するという床の張りかえ作業が大きな事業でございます。

めくっていただきまして、2ページ目をごらんいただきたいと存じます。6ページ、7ページでございます。2階部分でございます。

こちらにつきましても、B棟については、普通科教室の5年生、6年生、7年生の3つの教室が入ります。さらに特別支援の教室を2部屋、新規に設けます。

それから、C棟のほうでございますが、2階の部分につきましても、美術室、それから技術室、こちらのほうを新しい教室仕様に整備をするという内容でございます。バツテンのところについては、既に音楽室が整備されておりまして、こちらは旧のA棟にあった建物をこちらのほうに移設してございます。

それから、3階でございますが、8ページ、9ページでございます。

こちらも下が改修後の計画でございますが、このバツテンのところにつきましても、既に図書室、パソコン室、こちらについても図書室は旧のA棟にあった建物を既にこちらのほうに移設をいたしまして、図書室として現在使っております。新たに8年生と9年生の普通教室を整備いたします。それからC棟のほうの3階は、理科室については低学年と高学年という形の2つに分けるほかに、新たに英語ルームという部屋を設けまして、新たな英語教育、今回新しい新学習指導要領のもとに学習をするという計画でございます。

以上が今回の工事の概要でございますけれども、特にこれから冬休み、夏休みをうまく使いまして、中学校の学校運営に支障のないようにというような形で調整をしながら工事を実施してまいりたいというふうに考えております。また工事完成は平成30年2月ということでございますので、休み期間をうまく活用して工事を実施するというところで、現在計画しているところでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第144号について質問させていただきます。

予定価格は幾らだったのでしょうか。落札率はどのくらいだったのでしょうか。入札参加業者名をお聞きしたい。それぞれの入札価格もお聞きしたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 総務部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、予定価格でございます。こちらは税抜きでよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 税抜き予定価格ということで、3億1,327万円でございます。

落札率ですが0.967216です。

参加業者名ですが、まず落札しています中豆・青木特定建設工事共同企業体、株式会社イズケン、駿豆建設株式会社伊豆営業所、小野建設株式会社伊豆営業所、山本建設株式会社伊豆営業所、加和太建設株式会社伊豆営業所。

すみません、それぞれの入札額ですね。

中豆・青木特定建設工事共同企業体が3億300万円、株式会社イズケンが3億2,100万円、駿豆建設株式会社伊豆営業所が3億2,500万円、小野建設株式会社伊豆営業所が3億2,800万円、山本建設株式会社伊豆営業所が3億3,500万円、加和太建設株式会社伊豆営業所が3億3,700万円。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

以上で質疑を終結いたします。

お諮りします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第144号 工事請負契約の締結について（土肥小中一貫校建設工事2期）の採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第2、発議第7号 伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

11番、小長谷順二議員。

[11番 小長谷順二君登壇]

○11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議会改革推進特別委員会決議提案理由を述べさせていただきます。

伊豆市議会は、この11月1日に新たな体制でスタートしました。新体制のもと、平成28年4月1日より施行した議会本来のあり方、議会運営の理念や根本の規定を定めた議会の最高規範となる伊豆市議会基本条例を念頭に置き、議会の役割である行政の監視をすることはもちろん、議員一人一人が市民の代表であるとの自覚に立って、市民の皆様の声を聞き、市民とともに豊かなまちづくりを進めていくことが大変重要であると考えております。

そのためには、常に開かれた議会、市民参加議会、議員各自の研さんを図る議会、政策討論のできる議会、常に議会改革を推進する議会であるため、議会基本条例第26条により、議会改革推進のための特別委員会を設置し、この新体制において、改めて伊豆市民のための議会を目指すことが必要であると考えます。

議員各位におかれましては、御賛同をお願いいたたく、次のとおり提案をいたします。

それでは、決議文を朗読させていただきます。

伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議。

次のとおり伊豆市議会議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称。

伊豆市議会議会改革推進特別委員会。

2、設置の根拠。

地方自治法第110条及び伊豆市議会委員会条例第5条並びに伊豆市議会基本条例第26条。

3、付議事件。

議会改革の推進を図るため、基本条例の継続的な検証及び伊豆市議会例規の見直し等について課題を整理し、その改革及び対策に関する調査研究を行う。

4、委員の定数。

6人。

5、調査期間。

設置の日から調査終了まで（おおむね1年間とする）。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第7号 伊豆市議会議会改革推進特別委員会設置に関する決議について採決を行います。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第7号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

ここでお諮りいたします。

委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

これより暫時休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

すみません。お手元の配付資料についてですが、訂正をお願いいたします。

提出日について、平成28年3月19日を12月19日と訂正方お願いいたします。大変失礼いたしました。

◎伊豆市議会議会改革推進特別委員会委員の選任について

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、伊豆市議会議会改革推進特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり、山口繁議員、間野みどり議員、鈴木正人議員、杉山武司議員、小長谷順二議員、杉山誠議員の6名を指名いたしたいと思っております。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました議員は、伊豆市議会議会改革推進特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました各委員は、次の休憩中、委員会を開催し、正副委員長の互選を行い、委員会条例第8条第2項の規定により御報告願います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時12分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に委員会が開かれ、正副委員長の互選が行われましたので、事務局長より報告させていただきます。

それでは、事務局長、報告願います。

〔事務局長 植田博昭君登壇〕

○議会事務局長（植田博昭君） それでは御報告いたします。

互選の結果、委員長に小長谷順二議員、副委員長に杉山武司議員が選出されました。

以上、報告いたします。

○議長（三田忠男君） 以上、事務局長の報告のとおり決定いたしました。

◎発言訂正及び取り消しについて

○議長（三田忠男君） 先ほど、西島議員から午前中の議案第105号の中での発言について、会議規則第65条の規定によって「×××××」の部分「蚊帳の外」に訂正したいとの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、西島議員からの発言訂正の申し出を許可することに決定いたしました。

また、12月6日の本会議中の森議員の発言及び本日の議案第110号の中での波多野議員の「——」という発言について、両議員から、会議規則第65条の規定によって、取り消したいとの申し出がありました。

これをお諮りします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、両議員からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

よって、ただいまの3議員の訂正及び取り消しの件については、後日会議録を調査して対処いたします。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第4回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様には長期間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時15分